

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="185 201 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 732px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="324 1374 880 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 277 1874 1315" style="border: 2px solid black; height: 650px; width: 326px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1334 1704 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 233 994 1350" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 353px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="309 1374 864 1402" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1877 1315" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 327px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1334 1704 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 233 992 1347" style="border: 2px solid black; height: 698px; width: 352px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="309 1374 864 1406" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>		<p>関連資料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯の図面も、前頁の大容量ポンプ図面から仕様表を削除した内容であり、情報量としては前頁の図面にて網羅している内容である。 ・泊は、前頁に掲載したとおり、大飯と同等情報量の関連資料を付しており、本頁の図面については添付しない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 236 1003 1348" style="border: 2px solid black; height: 697px; width: 355px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="309 1374 878 1402" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1140 276 1874 1316" style="border: 2px solid black; height: 652px; width: 328px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1704 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 231 994 1348" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 353px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="309 1374 866 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 279 1877 1316" style="border: 2px solid black; height: 650px; width: 326px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1334 1711 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="210 236 1003 1348" style="border: 2px solid black; height: 697px; width: 354px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="311 1374 880 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 279 1874 1316" style="border: 2px solid black; height: 650px; width: 326px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1337 1706 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 215 1003 1348" style="border: 2px solid black; height: 710px; width: 363px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="405 1353 779 1374" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1153 284 1870 1308" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 320px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1263 1331 1704 1351" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<div data-bbox="1151 284 1868 1305" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1348" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

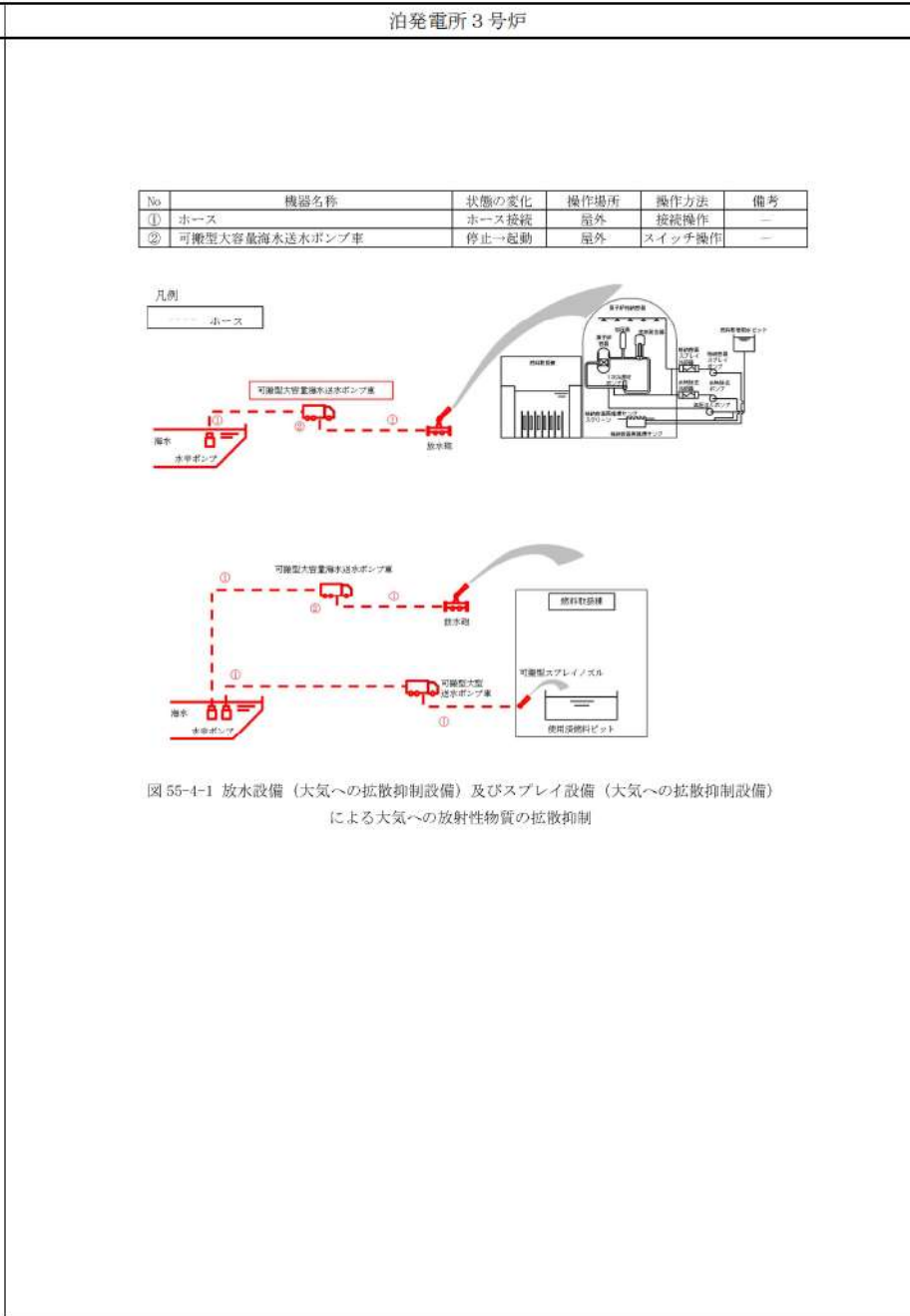
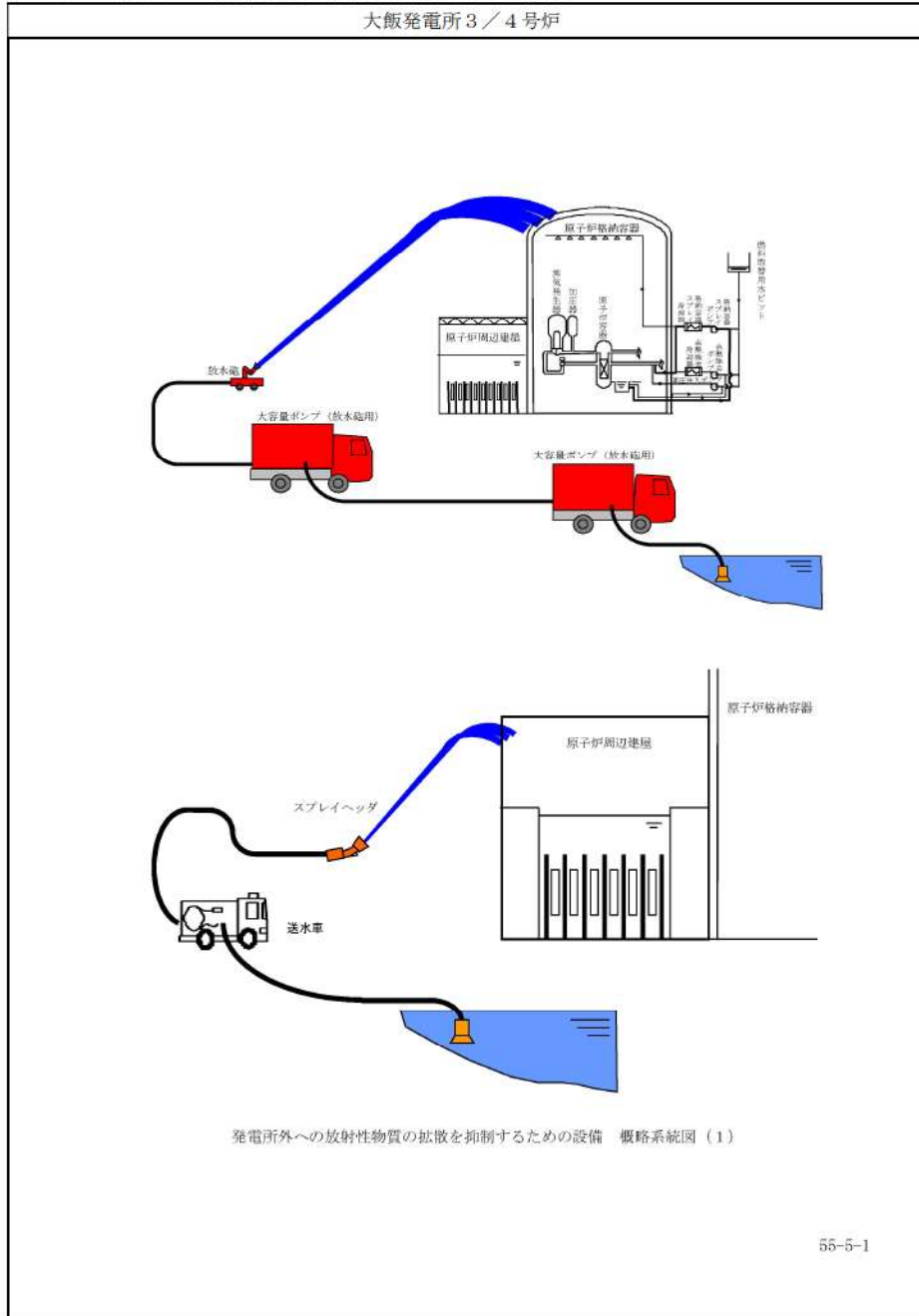
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">55-5 系統図</p>	<p style="text-align: center;">55-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備



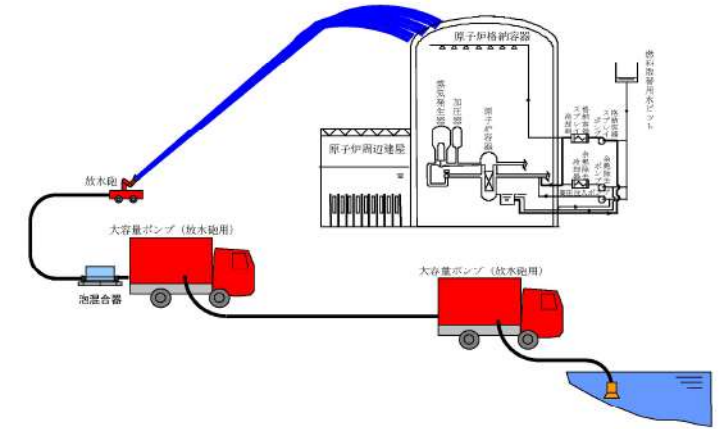

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="309 300 922 1171" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p data-bbox="353 1201 866 1225">発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図 (2)</p> <div data-bbox="412 1251 808 1281" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p data-bbox="443 1257 786 1273">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <p data-bbox="945 1369 1010 1393">55-5-2</p>	<div data-bbox="1191 338 1839 895"> <p data-bbox="1220 802 1400 837">※1：シルトフェンス、放射性物質監視装置設置箇所及び構造については、今後の検討結果により変更となる可能性がある。</p> </div> <p data-bbox="1236 1174 1783 1198">図 55-4-2 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への拡散抑制</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
 <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図 (3)</p>	<table border="1" data-bbox="1164 319 1836 383"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>接続操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 55-4-3 放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—	②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考															
①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—															
②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>55-6 容量設定根拠 3号炉</p>	<p>55-5 容量設定根拠</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
<p>3号機</p> <table border="1" data-bbox="253 304 952 547"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">送水車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/台</td> <td>[]^(B1)、[]^(B2)、[]^(B3)、[]^(B4)、[]^(B5)、[]^(B6)</td> <td>[]^(B7)、[]^(B8)、[]^(B9)、[]^(B10)</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]^(B11)、[]^(B12)、[]^(B13)、[]^(B14)、[]^(B15)、[]^(B16)</td> <td>[]^(B17)、[]^(B18)、[]^(B19)、[]^(B20)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]^(B21)、[]^(B22)、[]^(B23)、[]^(B24)、[]^(B25)、[]^(B26)</td> <td>[]^(B27)、[]^(B28)、[]^(B29)、[]^(B30)</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>[]^(B31)、[]^(B32)、[]^(B33)、[]^(B34)、[]^(B35)、[]^(B36)</td> <td>[]^(B37)、[]^(B38)、[]^(B39)、[]^(B40)</td> </tr> <tr> <td>原動機の出力</td> <td>kW/台</td> <td>[]^(B41)、[]^(B42)、[]^(B43)、[]^(B44)、[]^(B45)、[]^(B46)</td> <td>[]^(B47)、[]^(B48)、[]^(B49)、[]^(B50)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 (注1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへの注水） (注2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへのスプレイ） (注3) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合の値 (注4) 原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備で使用する場合の値 (注5) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値 (注6) 公称値</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用</p> <p>【設定根拠】 ・重大事故等対処設備 重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。 送水車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>[] 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名称		送水車		容量	m ³ /h/台	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6)	[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9) 、[] ^(B10)	吐出圧力	MPa	[] ^(B11) 、[] ^(B12) 、[] ^(B13) 、[] ^(B14) 、[] ^(B15) 、[] ^(B16)	[] ^(B17) 、[] ^(B18) 、[] ^(B19) 、[] ^(B20)	最高使用圧力	MPa	[] ^(B21) 、[] ^(B22) 、[] ^(B23) 、[] ^(B24) 、[] ^(B25) 、[] ^(B26)	[] ^(B27) 、[] ^(B28) 、[] ^(B29) 、[] ^(B30)	最高使用温度	℃	[] ^(B31) 、[] ^(B32) 、[] ^(B33) 、[] ^(B34) 、[] ^(B35) 、[] ^(B36)	[] ^(B37) 、[] ^(B38) 、[] ^(B39) 、[] ^(B40)	原動機の出力	kW/台	[] ^(B41) 、[] ^(B42) 、[] ^(B43) 、[] ^(B44) 、[] ^(B45) 、[] ^(B46)	[] ^(B47) 、[] ^(B48) 、[] ^(B49) 、[] ^(B50)	<p>容-6(1/12)</p> <table border="1" data-bbox="1178 368 1877 635"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">可搬型大型送水ポンプ車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上</td> <td>[]以上、[]以上、[]以上、[]以上</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上</td> <td>[]以上、[]以上、[]以上、[]以上</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="2">1.6</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="2">40</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>台</td> <td colspan="2">4（予備2）</td> </tr> <tr> <td>原動機出力</td> <td>kW/個</td> <td colspan="2">272</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 (概要) 重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型注水設備（使用済燃料ピットへの注水）</p> <p>系統構成は、可搬型注水設備としては海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより使用済燃料ピットへ注水する設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレイ設備としては、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより可搬型スプレインゾルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所等外への放射性物質の拡散を抑制す</p> <p>[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名称		可搬型大型送水ポンプ車		容量	m ³ /h/個	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上	吐出圧力	MPa	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上	最高使用圧力	MPa	1.6		最高使用温度	℃	40		個数	台	4（予備2）		原動機出力	kW/個	272		
名称		送水車																																																				
容量	m ³ /h/台	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6)	[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9) 、[] ^(B10)																																																			
吐出圧力	MPa	[] ^(B11) 、[] ^(B12) 、[] ^(B13) 、[] ^(B14) 、[] ^(B15) 、[] ^(B16)	[] ^(B17) 、[] ^(B18) 、[] ^(B19) 、[] ^(B20)																																																			
最高使用圧力	MPa	[] ^(B21) 、[] ^(B22) 、[] ^(B23) 、[] ^(B24) 、[] ^(B25) 、[] ^(B26)	[] ^(B27) 、[] ^(B28) 、[] ^(B29) 、[] ^(B30)																																																			
最高使用温度	℃	[] ^(B31) 、[] ^(B32) 、[] ^(B33) 、[] ^(B34) 、[] ^(B35) 、[] ^(B36)	[] ^(B37) 、[] ^(B38) 、[] ^(B39) 、[] ^(B40)																																																			
原動機の出力	kW/台	[] ^(B41) 、[] ^(B42) 、[] ^(B43) 、[] ^(B44) 、[] ^(B45) 、[] ^(B46)	[] ^(B47) 、[] ^(B48) 、[] ^(B49) 、[] ^(B50)																																																			
名称		可搬型大型送水ポンプ車																																																				
容量	m ³ /h/個	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上																																																			
吐出圧力	MPa	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、[]以上	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上																																																			
最高使用圧力	MPa	1.6																																																				
最高使用温度	℃	40																																																				
個数	台	4（予備2）																																																				
原動機出力	kW/個	272																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）としては、海水を送水車により使用済燃料ピットへ注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットの冷却機能の喪失及び注水機能の喪失による水位低下を防止するため、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による使用済燃料ピット水の蒸散量を上回る補給量を有する設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレイ設備として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッドを介して使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備は、使用済燃料ピット全面にスプレイすることで燃料損傷の進行を緩和し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することができる設計とする。</p> <p>送水車は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッドを介して原子炉周辺建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、使用済燃料ピットへの水の注水手段の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の重大事故等対処設備（海から使用済燃料ピットへの注水）として、送水車、軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して使用済燃料ピットへ水を注水する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備と</p>	<p>容-6(2/12)</p> <p>るために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、海を水源として可搬型大型送水ポンプ車にて送水し、可搬型スプレイノズルを介して燃料取扱建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するための代替格納容器スプレイポンプ等の水源となる燃料取替用水ピット若しくは原子炉へ直接海水等を注水するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注入機能が喪失した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を接続することで、代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットへ海水等を補給し、若しくは格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ直接注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>して使用する送水率は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ビットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ海水を注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることで原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p>	<p style="text-align: center;">容-6(3/12)</p> <p>基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ビットへ送水し、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの通水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるため燃料取替用水ビットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ビットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ビットへ送水し、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器二次側への注水手段の水源となる復水ビッドが枯渇した場合の重大事故等対処設備として、送水車及び軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して復水ビッドへ水を補給できる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ビッドの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ビッドが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクロー</p>	<p style="text-align: right;">容-6(4/12)</p> <p>系統構成は、使用済燃料ビッドから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ビッド水位が使用済燃料ビッド出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ビッド全面へスプレイすることにより使用済燃料ビッド内の燃料体等の著しい損傷の進行緩和、臨界防止及び放射性物質の放出低減を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は原子炉補機冷却水設備への送水とそれ以外の設備への送水のために2台必要であることから、保有数は4台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計6台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 使用済燃料ビッドへ注水する場合の容量 \square m³/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビッドへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ビッド水の小規模の漏えいによる水位低下について、使用済燃料ビッド入口配管からの漏えいの場合には、サイフォンブレーカの効果によりサイフォンブレーカ開口部の高さで水位低下は止まり、最も水位が低下する使用済燃料ビッド出口配管からの漏えいの場合には、出口配管の高さまで水位が低下することで漏えいは止まるため、出口配管の水位から遮蔽基準値に相当する水位に到達するまでは余裕があることから、使用済燃料ビッドの蒸発量 \square m³/h)を上回る容量として、\square m³/h/個以上とする。</p> <p>1.2 使用済燃料ビッドへスプレイする場合の容量 \square m³/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビッドへスプレイする場合の可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ビッドから大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備による注水を行っても使用済燃料ビッド水位が使用済燃料ビッド出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合において、使用済燃料ビッド全面にスプレイ又は大量の水を放水することにより、できる限り環境への放射性物質の放出を低減できることを添付資料21「使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書」にて確認しており、そのときの容量が \square m³/h/個以上であることから \square m³/h/個以上とする。</p> <p>1.3 代替炉心注水を行う場合の容量 \square m³/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水</p> <p style="text-align: center;">\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>リー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレィ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、格納容器へ注水できる設計とする。</p> <p>送水車の保有数量は、3号炉、4号炉それぞれ2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台（3号炉及び4号炉共用の予備1台含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>送水車は、以下の機能を十分に発揮するために、必要な容量を基に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピットへの注水のための必要容量を満足する設計とする。 ・使用済燃料ピットへのスプレィのための必要容量を満足する設計とする。 ・可搬式代替低圧注水ポンプによる炉心への注水のための必要容量を満足する設計とする。 ・タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水に必要な容量を満足する設計とする。 ・可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉格納容器内への注水のための必要容量を満足する設計とする。 <p>(1) 使用済燃料ピットへ注水する場合の容量（\square m³/h以上）</p> <p>使用済燃料ピットへの注水容量については、重大事故等対策有効性評価の中で、想定事故1（使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障）のシナリオにおいて最大必要容量は\square m³/hと評価しており、解析の結果、使用済燃料ピット内の燃料集合体の崩壊熱を除去できることが確認できていることから、これを上回る容量（\square m³/h以上）とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットへの注水、仮設組立式水槽への補給及び復水ピットへの補給に同時使用することから、これを上回る容量（\square m³/h/台）とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへスプレィする場合の容量（\square m³/h以上）</p> <p>使用済燃料ピットへのスプレィ容量については、使用済燃料ピットスプレィヘッドにて、使用済燃料ピット全体に放水することができる流量である\square m³/h以上とする。</p> <p>送水車は、これを上回る容量（\square m³/h/台）とする。</p> <p>\square 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>容-6(5/12)</p> <p>時に海水等を原子炉へ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車は設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレィポンプの代替設備であることから、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレィポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である\square m³/h/個以上とする。</p> <p>1.4 燃料取替用水ピットへ補給を行う場合の容量 \square m³/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に代替格納容器スプレィポンプの水源となる燃料取替用水ピットへ海水等を供給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレィポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である\square m³/h/個以上とする。</p> <p>1.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の容量 \square m³/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う可搬型大型送水ポンプ車の容量は、原子炉補機冷却系統を介して高圧注入ポンプ、PASS及び格納容器再循環ユニットへ海水等を送水し、各補機種の冷却及び格納容器内を自然対流冷却する設備であることから、高圧注入ポンプ、PASSの冷却及び格納容器再循環ユニットを用いた格納容器自然対流冷却を行うために必要な容量である\square m³/h/個以上とする。</p> <p>1.6 補助給水ピットへ補給する場合の容量 \square m³/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として補助給水ピットへの補給を行う可搬型大型送水ポンプ車の容量は、蒸気発生器2次側へ給水する補助給水ポンプの水源である補助給水ピットへ補給する設備であることから、補助給水ポンプの給水流量を確保できる容量である\square m³/h/個以上とする。</p> <p>1.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の容量 \square m³/h/個以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として格納容器スプレィ時に燃料取替用水ピットへ海水等を補給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車が設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレィポンプの水源である燃料取替用水ピットへ補給する設備であることから、代替格納容器スプレィポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器への注水流量を確保できる容量である\square m³/h/個以上とする。</p> <p>\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の容量 (\square m³/h以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉へ注水する場合の容量 (\square m³/h以上) <p>原子炉への注水容量の最大値については、重大事故等対策有効性評価の中で、中小LOCA(2インチ破断)+ECCS注入失敗の注水量が \square m³/hである。 送水車は、これを上回る容量 (\square m³/h/台) とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内へスプレイする場合の容量 (\square m³/h以上) <p>格納容器へのスプレイ容量の最大値は、重大事故等対策有効性評価の中で、大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗の注水量が \square m³/hである。 送水車は、これを上回る容量 (\square m³/h/台) とする。</p> <p>(4) 復水ビットへ補給する場合の容量 (\square m³/h以上)</p> <p>全交流電源喪失+RCP シール LOCA 時に必要となる復水ビットへの補給容量については、ストレステスト報告書および審査資料の中において、復水ビット水の枯渇後の崩壊熱に応じた水量として \square m³/h を設定しており、解析の結果、蒸気発生器による炉心冷却の健全性は確保されることが確認できている。 送水車は、これを上回る容量 (\square m³/h/台) とする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>(1) 使用済燃料ビットへ注水する場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ビットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり \square MPaとなる。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>ホース圧力損失</td> <td style="text-align: right;">\square MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: right;">\square MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">\square MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 (\square MPa) の送水車で \square m³/hを注水可能な設計とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ビットへスプレイする場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ビットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)、スプレイヘッド必要圧力を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり \square MPaとなる。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	ホース圧力損失	\square MPa	静水頭	\square MPa	合計	\square MPa	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-6(6/12)</p> <p>公称値については、本設備は使用済燃料ビットへの注水と燃料取替用水ビットへの補給、使用済燃料ビットへの注水と補助給水ビットへの補給、若しくは代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却をそれぞれ1台の可搬型大型送水ポンプ車で同時に供給することがあるため、同時に供給する最大容量である代替補機冷却と格納容器自然対流冷却を行う場合の \square m³/hを上回る \square m³/hとする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>2.1 使用済燃料ビットへ注水する場合の吐出圧力 \square MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ビットへ注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に、同時送水を考慮して設定する。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">0.227MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">\square MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">\square MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">\square MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、\square MPa以上とする。</p> <p>2.2 使用済燃料ビットへスプレイする場合の吐出圧力 \square MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビットへスプレイする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ビットへスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">0.227MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損 (スプレイノズル)</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">\square MPa</td> </tr> </table>	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.227MPa	機器圧損	約	\square MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	\square MPa	合計	約	\square MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.227MPa	機器圧損 (スプレイノズル)	約	\square MPa	<p>相違理由</p>
ホース圧力損失	\square MPa																															
静水頭	\square MPa																															
合計	\square MPa																															
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.227MPa																														
機器圧損	約	\square MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	\square MPa																														
合計	約	\square MPa																														
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.227MPa																														
機器圧損 (スプレイノズル)	約	\square MPa																														

\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">ホース圧力損失</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[]</td> <td style="width: 30%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">[]</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>スプレーヘッド必要圧力</td> <td style="text-align: center;">[]</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">[]</td> <td style="border-top: 1px solid black;">MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 [] MPa) の送水車で [] m³/hをスプレー可能な設計とする。</p> <p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の吐出圧力 原子炉への注水又は原子炉格納容器内へスプレーする場合に使用する仮設組立式水槽への補給流量に対する必要吐出は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [] MPaとなる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">ホース圧力損失</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[]</td> <td style="width: 30%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">[]</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">[]</td> <td style="border-top: 1px solid black;">MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 [] MPa) の送水車で [] m³/hを補給可能な設計とする。</p> <p>(4) 復水ビットへ補給する場合の吐出圧力 復水ビットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [] MPaとなる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">ホース圧力損失</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[]</td> <td style="width: 30%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">[]</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">[]</td> <td style="border-top: 1px solid black;">MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 [] MPa) の送水車で [] m³/hを補給可能な設計とする。</p> <p>3. 最高使用圧力 送水車で最大必要吐出圧は [] MPa であり、消防法に適合する使用圧力 [] MPa 以下の [] MPa を最高使用圧力とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> </div> <td data-bbox="1052 159 1966 1452"> <p style="text-align: right;">容-6(7/12)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約 []</td> <td style="width: 30%;">MPa</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">約 []</td> <td style="border-top: 1px solid black;">MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビットへスプレーする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [] MPa以上とする。</p> <p>2.3 代替炉心注水を行う場合の吐出圧力 [] MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約</td> <td style="width: 30%;">0.700MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>0.124MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">約</td> <td style="border-top: 1px solid black;">[] MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [] MPa以上とする。</p> <p>2.4 燃料取替用ビットへ補給する場合の吐出圧力 [] MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として燃料取替用ビットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約</td> <td style="width: 30%;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>0.295MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">約</td> <td style="border-top: 1px solid black;">[] MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備とし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> </td> <td data-bbox="1966 159 2134 1452"></td>	ホース圧力損失	[]	MPa	静水頭	[]	MPa	スプレーヘッド必要圧力	[]	MPa	合計	[]	MPa	ホース圧力損失	[]	MPa	静水頭	[]	MPa	合計	[]	MPa	ホース圧力損失	[]	MPa	静水頭	[]	MPa	合計	[]	MPa	<p style="text-align: right;">容-6(7/12)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約 []</td> <td style="width: 30%;">MPa</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">約 []</td> <td style="border-top: 1px solid black;">MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビットへスプレーする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [] MPa以上とする。</p> <p>2.3 代替炉心注水を行う場合の吐出圧力 [] MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約</td> <td style="width: 30%;">0.700MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>0.124MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">約</td> <td style="border-top: 1px solid black;">[] MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [] MPa以上とする。</p> <p>2.4 燃料取替用ビットへ補給する場合の吐出圧力 [] MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として燃料取替用ビットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約</td> <td style="width: 30%;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>0.295MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: center; border-top: 1px solid black;">約</td> <td style="border-top: 1px solid black;">[] MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備とし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	配管・ホース及び弁類圧損	約 []	MPa	合計	約 []	MPa	水源と移送先の圧力差	約	0.700MPa	静水頭	約	0.124MPa	機器圧損	約	[] MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	[] MPa	合計	約	[] MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.295MPa	機器圧損	約	[] MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	[] MPa	合計	約	[] MPa	
ホース圧力損失	[]	MPa																																																																		
静水頭	[]	MPa																																																																		
スプレーヘッド必要圧力	[]	MPa																																																																		
合計	[]	MPa																																																																		
ホース圧力損失	[]	MPa																																																																		
静水頭	[]	MPa																																																																		
合計	[]	MPa																																																																		
ホース圧力損失	[]	MPa																																																																		
静水頭	[]	MPa																																																																		
合計	[]	MPa																																																																		
配管・ホース及び弁類圧損	約 []	MPa																																																																		
合計	約 []	MPa																																																																		
水源と移送先の圧力差	約	0.700MPa																																																																		
静水頭	約	0.124MPa																																																																		
機器圧損	約	[] MPa																																																																		
配管・ホース及び弁類圧損	約	[] MPa																																																																		
合計	約	[] MPa																																																																		
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																																																																		
静水頭	約	0.295MPa																																																																		
機器圧損	約	[] MPa																																																																		
配管・ホース及び弁類圧損	約	[] MPa																																																																		
合計	約	[] MPa																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p style="text-align: center;">大飯発電所3 / 4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>4. 最高使用温度 送水車の最高使用温度は、水源である海水の温度及び補給先である復水ビットの最高使用温度が <input type="text"/> °Cであり、同仕様で設計し、<input type="text"/> °Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 送水車の原動機出力は、消防法に適合した送水車を配備することから、その原動機出力が <input type="text"/> kWであり、原動機出力を <input type="text"/> kW以上とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: right;">容-6(8/12)</p> <p>て燃料取替用水ビットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p>2.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の吐出圧力 <input type="text"/> MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉補機冷却水系統に送水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0.275MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.323MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p>2.6 補助給水ビットへ補給する場合の吐出圧力 <input type="text"/> MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ビットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を補助給水ビットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に同時送水を考慮して設定する。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.190MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ビットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa	静水頭	約	0.323MPa	機器圧損	約	<input type="text"/> MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa	合計	約	<input type="text"/> MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.190MPa	機器圧損	約	<input type="text"/> MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa	合計	約	<input type="text"/> MPa	
水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa																														
静水頭	約	0.323MPa																														
機器圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
合計	約	<input type="text"/> MPa																														
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.190MPa																														
機器圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
合計	約	<input type="text"/> MPa																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p style="text-align: right;">容-6(9/12)</p> <p>2.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 <input type="text"/> MPa以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に同時送水を考慮し設定する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.295MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> Pa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> Pa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> Pa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力 <input type="text"/> MPaを上回る <input type="text"/> MPaのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 ^(注1)</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電氣的に1.6MPaに制限していることから、その制限値である1.6MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 ^(注1)</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である海水の温度 ^(注2)が40℃を下回るため40℃とする。</p> <p>5. 原動機出力</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の原動機出力は、流量 <input type="text"/> m³/h時の軸動力を基に設定する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の流量が <input type="text"/> m³/h、吐出圧力が <input type="text"/> MPa、そのときの同ポンプの必要軸動力は、メーカー設定値より <input type="text"/> kW/個とする。</p> <p>(注1) 重大事故等対処設備については、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度を記載する。</p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約	<input type="text"/> MPa	静水頭	約	0.295MPa	機器圧損	約	<input type="text"/> Pa	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> Pa	合計	約	<input type="text"/> Pa	
水源と移送先の圧力差	約	<input type="text"/> MPa															
静水頭	約	0.295MPa															
機器圧損	約	<input type="text"/> Pa															
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> Pa															
合計	約	<input type="text"/> Pa															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

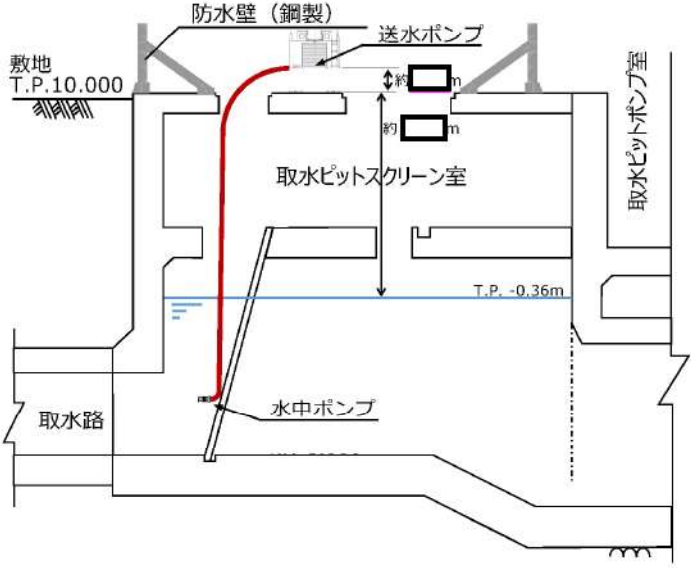
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-6(10/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>以降の重大事故等時の最高使用圧力及び最高使用温度についても同様の記載とする。</p> <p>(注2) 海水の温度は、外気の温度である原子伊設置変更許可申請書添付書類六に示す泊発電所における最高の月平均気温である8月の約25.6℃（寿部特別地域気象観測所24.5℃、小樽特別地域気象観測所25.6℃）を下回る。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p style="text-align: center;">容-6(11/12)</p> <p>参考 可搬型大型送水ポンプ車付属水中ポンプの揚程について</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、付属の水中ポンプにて取水し、車載の送水ポンプにて送水する構造である。</p> <p>容量設定根拠で示している吐出圧力は、送水ポンプ（送水側）によるものであることから、ここでは、可搬型大型送水ポンプ車付属の水中ポンプによって各取水場所から取水し、送水ポンプに送水できることを示す。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、動力消防ポンプ車の技術上の規格を定める省令（自治省令24号）に準拠して製造されており、水中ポンプを用いず吸水（大気圧のみで水を吸い上げる）することが可能である。可搬型大型送水ポンプ車は、同省令第21条（ポンプの放水性能試験）で定める放水性能試験にて、吸水高さ3mの状態において定格容量を満足することを確認している。</p> <p>注水設備及び除熱設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差が最大となる3号炉取水ビットスクリーン室から送水ポンプへ取水する時でも、付属の水中ポンプを用いることにより最大取水量を満足する設計としている。</p> <p>放水性能試験時及び水中ポンプを用いた3号炉取水ビットスクリーン室からの最大取水時の有効吸込み水頭を第1表に示す。</p> <p>第1表に示すとおり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭 [] に対し、水中ポンプの定格揚程、最大取水時における取水ラインホースの圧力損失、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差等を考慮した場合の有効吸込み水頭は [] であり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭を上回っていることから、水中ポンプから送水ポンプへの送水が可能である。</p> <p>なお、水中ポンプは、水面下約5mに吊り下げられることから引き津波を考慮しても運転必要最低水位が常に確保されるため、水中ポンプにキャビテーションを発生させることなく、送水ポンプへ送水可能である。</p> <p style="text-align: center;">第1表 取水場所で供給可能な吸込み水頭</p> <table border="1" data-bbox="1160 1106 1895 1225"> <thead> <tr> <th>取水方法</th> <th>取水場所</th> <th>取水量 [m³/h]</th> <th>取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差 [a]</th> <th>ホースの圧力損失 [k]</th> <th>水中ポンプの定格揚程 [a]</th> <th>大気圧 [k]</th> <th>飽和蒸気圧力* [k]</th> <th>有効吸込み水頭 [a]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸水</td> <td>-</td> <td>300</td> <td>3</td> <td>[]</td> <td>-</td> <td>10.3</td> <td>0.08 (水温5℃の値)</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>付属水中ポンプ</td> <td>3号炉取水ビットスクリーン室</td> <td>187.0</td> <td>[]</td> <td>[]</td> <td>10</td> <td>10.3</td> <td>0.78 (水深40mの値)</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*放水性能試験における水温の規定はないため、安全側に飽和蒸気圧力を設定している。</p> <p style="text-align: center;">[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	取水方法	取水場所	取水量 [m ³ /h]	取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差 [a]	ホースの圧力損失 [k]	水中ポンプの定格揚程 [a]	大気圧 [k]	飽和蒸気圧力* [k]	有効吸込み水頭 [a]	吸水	-	300	3	[]	-	10.3	0.08 (水温5℃の値)	[]	付属水中ポンプ	3号炉取水ビットスクリーン室	187.0	[]	[]	10	10.3	0.78 (水深40mの値)	[]	
取水方法	取水場所	取水量 [m ³ /h]	取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差 [a]	ホースの圧力損失 [k]	水中ポンプの定格揚程 [a]	大気圧 [k]	飽和蒸気圧力* [k]	有効吸込み水頭 [a]																					
吸水	-	300	3	[]	-	10.3	0.08 (水温5℃の値)	[]																					
付属水中ポンプ	3号炉取水ビットスクリーン室	187.0	[]	[]	10	10.3	0.78 (水深40mの値)	[]																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-6(12/12)</p>  <p style="text-align: center;">第1図 可搬型大型送水ポンプ車の3号炉取水ピットスクリーン室上部配置図</p> <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<div style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</div> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>スプレイヘッド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>65A (注1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 取り合うホースの呼び径を示す。</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>本配管は、使用済燃料ピットスプレイラインのスプレイヘッド送水用ホースと接続する可搬型配管である。</p> <p>重大事故等対処設備として送水車により使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋へスプレイするために設置する。</p> <p>本配管の保有数は、使用済燃料ピット（Aエリア及びBエリア）又は原子炉周辺建屋へスプレイするため、3号機及び4号機それぞれ1セット2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも直ちに使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1セット2個（3号及び4号機共用）の合計6個を保管する。</p> <p>1. 最高使用圧力 □MPa 本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、送水車に接続されることから、送水車の最高使用圧力と同じ、□MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 □℃ 本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、送水車の最高使用温度と同じ、□℃とする。</p> <p>3. 外径（65A） 本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、□m³/h (注2)を通過するため、圧力損失を確認し、また、取り合う配管の呼び径に合わせた配管口径として65Aとする。</p> <p>(注2) スプレイヘッドの能力 □m³/h (分岐管下流の流量 □m³/h)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	名 称		スプレイヘッド	最高使用圧力	MPa	□	最高使用温度	℃	□	外 径	mm	65A (注1)	<div style="text-align: center;">泊発電所3号炉</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">容-13(1/1)</div> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬型スプレイノズル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>個</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概 要)</p> <p>本配管は、使用済燃料ピットスプレイラインホースと接続する可搬型配管であり、重大事故等対処設備として可搬型大型送水ポンプ車により海水を使用済燃料ピットへスプレイするために設置する。</p> <p>本配管の保有数は、A、B-使用済燃料ピットへスプレイするため、□ □ □ 保管する。</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、□ □とする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、□ □とする。</p> <p>3. 外径 本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、使用済燃料ピット全面にスプレイでき、定格流量である□m³/hを送水する際に可搬型大型送水ポンプ車にて十分に送水可能な圧力損失であり、完成品として選定可能な外径（呼称）として□mmとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> □ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	名 称		可搬型スプレイノズル	最高使用圧力	MPa	□	最高使用温度	℃	□	個 数	個	□	外 径	mm	□	
名 称		スプレイヘッド																											
最高使用圧力	MPa	□																											
最高使用温度	℃	□																											
外 径	mm	65A (注1)																											
名 称		可搬型スプレイノズル																											
最高使用圧力	MPa	□																											
最高使用温度	℃	□																											
個 数	個	□																											
外 径	mm	□																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">大容量ポンプ（放水砲用） （3・4号機共用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>[]</td> <td>[] (注1)～[] (注1)</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]</td> <td>以上 [] (注1)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>原動機出力</td> <td>kW/個</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公称値</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアンユラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を</p>		名称		大容量ポンプ（放水砲用） （3・4号機共用）		容量	m ³ /h/個	[]	[] (注1)～[] (注1)	吐出圧力	MPa	[]	以上 [] (注1)	最高使用圧力	MPa	[]	[]	最高使用温度	℃	[]	[]	原動機出力	kW/個	[]	[]	<p style="text-align: center;">容-14(1/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">可搬型大容量海水送水ポンプ車</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>HS900N</th> <th>HS1200</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>[] 以上</td> <td>[] 以上</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]</td> <td>以上 []</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>台</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>原動機出力</td> <td>kW/個</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>（概 要）</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型大型送水ポンプ車においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへ十分な量の水を供給するため設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋に大量の水を放水することによって、一部の水が使用済燃料ピットに注水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋へ放水できる設計とする。</p>		名称		可搬型大容量海水送水ポンプ車				HS900N	HS1200	容量	m ³ /h/個	[] 以上	[] 以上	吐出圧力	MPa	[]	以上 []	最高使用圧力	MPa	[]	[]	最高使用温度	℃	[]	[]	個 数	台	[]	[]	原動機出力	kW/個	[]	[]	<p>[] 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</p> <p>[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>
名称		大容量ポンプ（放水砲用） （3・4号機共用）																																																										
容量	m ³ /h/個	[]	[] (注1)～[] (注1)																																																									
吐出圧力	MPa	[]	以上 [] (注1)																																																									
最高使用圧力	MPa	[]	[]																																																									
最高使用温度	℃	[]	[]																																																									
原動機出力	kW/個	[]	[]																																																									
名称		可搬型大容量海水送水ポンプ車																																																										
		HS900N	HS1200																																																									
容量	m ³ /h/個	[] 以上	[] 以上																																																									
吐出圧力	MPa	[]	以上 []																																																									
最高使用圧力	MPa	[]	[]																																																									
最高使用温度	℃	[]	[]																																																									
個 数	台	[]	[]																																																									
原動機出力	kW/個	[]	[]																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">容-14(2/4)</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより、複数の方向から燃料取扱建屋に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、定格容量 \square m³/h/個、吐出圧力 \square MPaの水の中ポンプにて海水を取水し、うず巻形ポンプまで送水する設計とし、2個直列に設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、3号炉及び4号炉で1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台（原子炉冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用）の合計3台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量 \square m³/h/個以上 \square m³/h/個～ \square m³/h/個))</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等時において使用する場合の容量は、最大放水量となる3号機と4号機の両方に同時に原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、放射性物質の拡散を抑制するため、第1図の性能曲線に示すとおり、\square m³/hで放水（直線状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、大容量ポンプ（放水砲用）の容量は1台で3号機と4号機の両方に同時に放水する場合の容量である \square m³/h以上とする。また、原子炉周辺建屋等に放水する場合は、噴霧状放水とすることでより広範囲において放水が可能である。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%; margin: 5px 0;"></div> <p>なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大容量 \square m³/h/個を満足するものとして、定格容量 \square m³/h/個～ \square m³/h/個とする。</p> <p>2. 吐出圧力 (\square MPa以上 \square MPa)</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等時において使用する場合の揚程は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-14(3/4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、\square保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は原子炉格納容器又は燃料取扱建屋等に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、放射性物質の拡散を抑制するため、放水砲を用いて \square m³/hで放水（棒状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は1台で原子炉格納容器に放水する場合の容量である \square m³/h以上とする。また、燃料取扱建屋等に放水する場合は、霧状放水とすることでより広範囲において放水が可能である。</p> <p>なお、泡消火時に必要な容量は、国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアルに規定されている容量である \square</p> <p>公称値については、要求される最大容量 \square m³/h/個を上回る \square</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p>以上より、可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は \square MPa以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力 \square MPaとする。</p> <p>3. 最高使用圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電氣的に \square 制限していることから、その制限値である \square MPaとする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<div data-bbox="257 279 963 678"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>圧力損失 (MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A区間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移送先圧力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>A区間合計 (MPa以下で問題なし)</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>B区間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移送先圧力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>B区間合計</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>A区間合計、B区間合計のうち大きい値</td> <td>MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="291 702 963 790">以上より、大容量ポンプ（放水砲用）の揚程は約 MPa以上とする。 なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大揚程約 MPaを満足するものとして定格揚程、MPaとする。</p> <div data-bbox="358 1284 862 1316" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> </div>	項目	圧力損失 (MPa)	A区間		移送先圧力	MPa	静水頭	MPa	配管・ホース及び弁類圧損	MPa	A区間合計 (MPa以下で問題なし)	MPa	B区間		移送先圧力	MPa	機器圧損	MPa	配管・ホース及び弁類圧損	MPa	B区間合計	MPa	A区間合計、B区間合計のうち大きい値	MPa	<p data-bbox="1769 215 1892 247" style="text-align: right;">容-14(4/4)</p> <p data-bbox="1164 263 1892 359">4. 最高使用温度 可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合は、温度は、MPaとする。</p> <p data-bbox="1164 383 1892 478">5. 原動機出力 可搬型大容量海水送水ポンプ車の原動機出力は、定格流量点 MPa MPaでの軸動力を考慮し、MPaとする。</p> <div data-bbox="1187 502 1892 598" style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div>	
項目	圧力損失 (MPa)																									
A区間																										
移送先圧力	MPa																									
静水頭	MPa																									
配管・ホース及び弁類圧損	MPa																									
A区間合計 (MPa以下で問題なし)	MPa																									
B区間																										
移送先圧力	MPa																									
機器圧損	MPa																									
配管・ホース及び弁類圧損	MPa																									
B区間合計	MPa																									
A区間合計、B区間合計のうち大きい値	MPa																									
	<div data-bbox="1377 1308 1848 1340" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="259 276 965 571" data-label="Figure"> </div> <p data-bbox="472 579 763 603">第1図 容量 [] m³/hにおける性能曲線</p> <p data-bbox="259 667 965 751">3. 最高使用圧力 ([] MPa) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の送水ポンプの最高使用圧力は、締切圧力が [] MPaであることから、 [] MPaとする。</p> <p data-bbox="259 783 965 868">4. 最高使用温度 ([] °C) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、水源である海水の温度が [] °Cを下回るため [] °Cとする。</p> <p data-bbox="259 900 965 1018">5. 原動機出力 ([] kW～ [] kW) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、定格流量点（容量： [] m³/h～ [] m³/h、吐出圧力： [] MPa）での軸動力を考慮し、 [] kW～ [] kWとする。</p> <div data-bbox="360 1050 869 1086" data-label="Text"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<div style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</div> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="3">放水砲 (3・4号機共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="3">1.2</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>220</td> <td>216.3</td> <td>318.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する放水砲(3・4号機共用)は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>放水砲は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	名 称		放水砲 (3・4号機共用)			最高使用圧力	MPa	1.2			最高使用温度	℃	□			外 径	mm	220	216.3	318.5	<div style="text-align: center;">泊発電所3号炉</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">容-15(1/1)</div> <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="3">放水砲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>台</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概 要)</p> <p>本配管は、可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲用□ホースを介して接続される配管であり、重大事故等対処設備として可搬型大容量海水送水ポンプ車により原子炉格納容器及びアニュラス部又は燃料取扱建屋へ海水を放水するために設置する。</p> <p>本配管の保有数は、□</p> <p>□</p> <ol style="list-style-type: none"> 最高使用圧力 本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は□ <p>□</p> 最高使用温度 本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は□ <p>□</p> 外径 本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、先行PWRプラント実績を参考に圧力損失上許容でき、かつ取り合うホースの呼び径に合わせ、完成品として選定可能な外径を選定する。取り合うホースの外径は□であることから、本配管の取り合い部の外径は□とし、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水するために圧力損失上許容可能な外径として□、及び□を選定する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	名 称		放水砲			最高使用圧力	MPa	□			最高使用温度	℃	□			個 数	台	□			外 径	mm	□	□	□	
名 称		放水砲 (3・4号機共用)																																													
最高使用圧力	MPa	1.2																																													
最高使用温度	℃	□																																													
外 径	mm	220	216.3	318.5																																											
名 称		放水砲																																													
最高使用圧力	MPa	□																																													
最高使用温度	℃	□																																													
個 数	台	□																																													
外 径	mm	□	□	□																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="271 277 972 1257" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>放水砲の保有数は、3・4号機同時放水を想定し1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

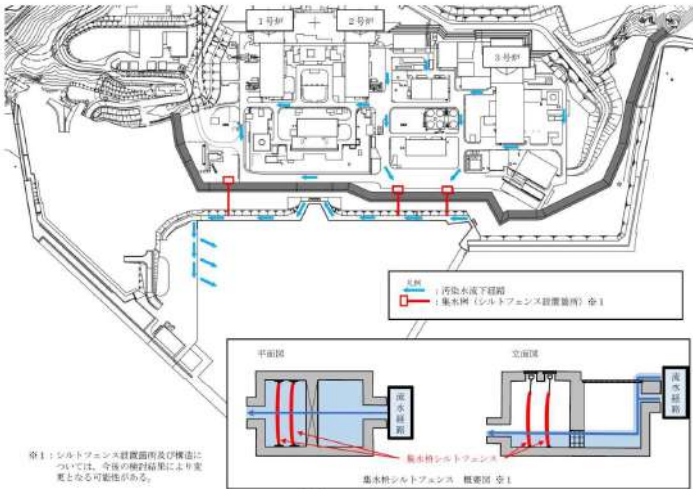
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="271 277 972 1257" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 最高使用圧力 (1.2MPa) 放水砲を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、メーカーが規定する使用圧力である1.2MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 () (C) 放水砲を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、水源である海水の温度が () Cを下回るため () Cとする。</p> <p>3. 外径 (220mm、216.3mm、318.5mm) 放水砲を重大事故等時において使用する場合の外径は、先行PWRプラント実績に基づき定めた標準流速における流量が当該配管に要求される設計流量を上回るものとして決定する。 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第1表に示す。</p> <p>3.1 外径 220mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、 () m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、220mmとする。</p> <p>3.2 外径 216.3mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、 () m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、216.3mm (8B) とする。</p> <p>3.3 外径 318.5mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、 () m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、318.5mm (12B) とする。</p> <p>(注1) 大容量ポンプが供給する放水海水流量 () m³/h</p> </div> <div data-bbox="344 1270 866 1310" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<div data-bbox="264 276 969 1086" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第1表 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係</p> <table border="1" data-bbox="327 336 920 732"> <thead> <tr> <th>呼び径 (B)</th> <th>外径 A (mm)</th> <th>厚さ B (mm)</th> <th>内径 C (mm)</th> <th>標準流速 D (m/s)</th> <th>標準流速^(注2) における流量 E (m³/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>34.0</td><td>3.0</td><td>28.0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>60.5</td><td>3.5</td><td>53.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 1/2</td><td>76.3</td><td>3.5</td><td>69.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>89.1</td><td>4.0</td><td>81.1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>114.3</td><td>4.0</td><td>106.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>165.2</td><td>5.0</td><td>155.2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>216.3</td><td>6.5</td><td>203.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>267.4</td><td>6.5</td><td>254.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>318.5</td><td>6.5</td><td>305.5</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注2) 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。</p> $C = A - 2B$ $E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left(\frac{C}{1,000} \right)^2$ </div> <div data-bbox="353 1098 878 1139" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	呼び径 (B)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準流速 D (m/s)	標準流速 ^(注2) における流量 E (m ³ /h)	1	34.0	3.0	28.0			2	60.5	3.5	53.5			2 1/2	76.3	3.5	69.3			3	89.1	4.0	81.1			4	114.3	4.0	106.3			6	165.2	5.0	155.2			8	216.3	6.5	203.3			10	267.4	6.5	254.4			12	318.5	6.5	305.5				
呼び径 (B)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準流速 D (m/s)	標準流速 ^(注2) における流量 E (m ³ /h)																																																									
1	34.0	3.0	28.0																																																											
2	60.5	3.5	53.5																																																											
2 1/2	76.3	3.5	69.3																																																											
3	89.1	4.0	81.1																																																											
4	114.3	4.0	106.3																																																											
6	165.2	5.0	155.2																																																											
8	216.3	6.5	203.3																																																											
10	267.4	6.5	254.4																																																											
12	318.5	6.5	305.5																																																											

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																	
	<p style="text-align: right;">容-21(1/1)</p> <table border="1" data-bbox="1171 285 1883 1278"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1171 285 1420 316">名 称</th> <th data-bbox="1420 285 1883 316">泡混合設備</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1171 316 1335 346">容 量</th> <th data-bbox="1335 316 1420 346">m³</th> <th data-bbox="1420 316 1883 346">2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1171 346 1883 376">【設 定 根 拠】</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1171 376 1883 406">(概 要)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1171 406 1883 496">航空機燃料火災への泡消火として、泡混合設備は、可搬型ホースにより海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車に接続し、泡消火剤（2m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1171 496 1883 526">1. 容量</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1171 526 1883 644">泡混合設備の泡消火剤容量は、以下の通り、空港での防災業務について定めている国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアル（第1部）（以下「空港業務マニュアル」という）を基に最大の容量を考慮して設定する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1171 644 1883 707">空港業務マニュアルに基づき、発泡のために必要な水の容量は32.3m³であり、泡消火剤が1%水成膜泡消火剤であるため、泡消火剤の必要量は以下の通り0.323m³となる。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1171 707 1883 769" style="text-align: center;">$32.3 \times 1\% = 0.323\text{m}^3$</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1171 769 1883 831">また、空港業務マニュアルでは2倍の泡消火剤の容量$0.323\text{m}^3 \times 2 = 0.646\text{m}^3$を保有することが規定されている。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1171 831 1883 893">以上より、泡混合設備の泡消火剤容量は、空港業務マニュアルより規定されている容量0.646m^3を上回る2m³とする。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		泡混合設備	容 量	m ³	2	【設 定 根 拠】			(概 要)			航空機燃料火災への泡消火として、泡混合設備は、可搬型ホースにより海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車に接続し、泡消火剤（2m ³ ）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。			1. 容量			泡混合設備の泡消火剤容量は、以下の通り、空港での防災業務について定めている国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアル（第1部）（以下「空港業務マニュアル」という）を基に最大の容量を考慮して設定する。			空港業務マニュアルに基づき、発泡のために必要な水の容量は32.3m ³ であり、泡消火剤が1%水成膜泡消火剤であるため、泡消火剤の必要量は以下の通り0.323m ³ となる。			$32.3 \times 1\% = 0.323\text{m}^3$			また、空港業務マニュアルでは2倍の泡消火剤の容量 $0.323\text{m}^3 \times 2 = 0.646\text{m}^3$ を保有することが規定されている。			以上より、泡混合設備の泡消火剤容量は、空港業務マニュアルより規定されている容量 0.646m^3 を上回る2m ³ とする。			
名 称		泡混合設備																																	
容 量	m ³	2																																	
【設 定 根 拠】																																			
(概 要)																																			
航空機燃料火災への泡消火として、泡混合設備は、可搬型ホースにより海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車に接続し、泡消火剤（2m ³ ）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。																																			
1. 容量																																			
泡混合設備の泡消火剤容量は、以下の通り、空港での防災業務について定めている国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアル（第1部）（以下「空港業務マニュアル」という）を基に最大の容量を考慮して設定する。																																			
空港業務マニュアルに基づき、発泡のために必要な水の容量は32.3m ³ であり、泡消火剤が1%水成膜泡消火剤であるため、泡消火剤の必要量は以下の通り0.323m ³ となる。																																			
$32.3 \times 1\% = 0.323\text{m}^3$																																			
また、空港業務マニュアルでは2倍の泡消火剤の容量 $0.323\text{m}^3 \times 2 = 0.646\text{m}^3$ を保有することが規定されている。																																			
以上より、泡混合設備の泡消火剤容量は、空港業務マニュアルより規定されている容量 0.646m^3 を上回る2m ³ とする。																																			

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">放水による発電所外への放射性物質の流出経路および拡散抑制対策概要</p> <p>1. 発生する汚染水とその流出経路</p> <p>発電所外への大気への放射性物質の拡散を抑制するため、原子炉格納容器等への放水砲による放水により発生した汚染水は、原子炉建屋の屋上より敷地内 10m 盤へ落水し、雨水排水の一般構内排水路に導かれる。なお、一般構内排水路の排水能力を超えた場合には、一般構内排水路から敷地 10m 盤の道路面に溢れ出し、道路面を流下する状況となる。</p> <p>防潮堤内と防潮堤外を結ぶ排水経路は、集水樹を経由した排水経路のみであり、泊 3 号炉の原子炉格納容器等へ放水砲により放水した場合には、3 つの集水樹により汚染水を呑み込み、専用港護岸部へ流出する経路となる。</p> <p>流出先の専用港護岸部は東側が閉塞した状態のため、汚染水は西側へ向かって流下する経路となり、専用港荷揚場から海洋に流出する経路となる。</p> <p>2. 海洋への放射性物質の拡散抑制対策</p> <p>原子炉格納容器等への放水砲による放水により発生した汚染水が、海洋へ拡散することを抑制するため、構内排水設備の集水樹 3 箇所にシルトフェンスを設置する。海洋への拡散抑制対策の概要を図 1 に示す。</p>  <p style="text-align: center;">図 1 海洋への放射性物質の拡散抑制概要図</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>55-2 配置図 3号炉</p>	<p>55-6 接続図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1008 1372" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="407 1380 801 1407" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="936 1380 996 1401" style="text-align: right;"> 55-2-4 </div>	<div data-bbox="1131 231 1870 1300" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1137 1316 1886 1364" style="text-align: center;"> <p>図55-6-1 接続図（放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）</p> </div> <div data-bbox="1478 1372 1534 1393" style="text-align: right;"> 55-6-1 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="405 1369 801 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 内開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="936 1369 996 1391" style="text-align: right;">55-2-5</div>	<div data-bbox="1131 231 1870 1284" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1137 1321 1886 1364" style="text-align: center;"> <p>図55-6-2 接続図（放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）</p> </div> <div data-bbox="1478 1369 1538 1391" style="text-align: center;">55-6-2</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1010 1361" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="405 1369 801 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 内開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="936 1369 996 1391" style="text-align: right;">55-2-6</div>	<div data-bbox="1086 199 1937 1412" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p>図55-6-2 接続図（放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）</p> <div data-bbox="1691 1353 1926 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 比較のため前項貼り付け </div> <div data-bbox="1478 1369 1538 1391" style="text-align: right;">55-6-2</div> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1019 1364" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="403 1364 795 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 内容の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="929 1364 1019 1396" style="text-align: right; margin-top: 5px;">55-2-4</div>	<div data-bbox="1131 231 1870 1284" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1209 1316 1814 1348" style="text-align: center;"> 図55-6-3 接続図（放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火） </div> <div data-bbox="1478 1364 1545 1396" style="text-align: right; margin-top: 5px;">55-6-3</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 204 1010 1366" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="405 1369 801 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 公開の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="936 1369 999 1388" style="text-align: right; margin-top: 5px;"> 55-2-3 </div>	<div data-bbox="1137 300 1877 1295" style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">図55-6-4 接続図（海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への拡散抑制）</p> </div> <div data-bbox="1480 1369 1543 1388" style="text-align: right; margin-top: 5px;"> 55-6-4 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>55-2 配置図 3号炉</p>	<p>55-7 保管場所図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 369px;"></div> <div data-bbox="405 1369 801 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 内部みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ #3 : 3号炉 ■ #3 A/B : 原子炉補助建屋 ■ #3 R/B : 原子炉建屋 ■ DG/B : ディーゼル発電機建屋 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5m倉庫・車庫エリア 緊急時対策所エリア 1号炉西側31mエリア 展望台行政管理道路西側60mエリア 2号炉西側31mエリア(a) 2号炉東側31mエリア(b) 1. 2号炉北側31mエリア 2号炉東側31mエリア(a) 2号炉東側31mエリア(b) 5. 1m倉庫車庫エリア 緊急時対策所エリア #3 3号炉 A/B：原子炉補助建屋 DG/B：ディーゼル発電機建屋 R/B：原子炉建屋</p> <p>【凡例】 保管場所 可搬型大型送水ポンプ車 ホース延長・回収車(送水専用)</p> <p>※1：故障時のバックアップ ※2：保守点検による特種除灰時のバックアップ</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> containment area mixed-use area water discharge <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>分類</th> <th>原子炉補助建屋からの距離距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51m倉庫・車庫エリア</td> <td>予備</td> <td>約540m</td> </tr> <tr> <td>1. 2号炉北側3mエリア</td> <td>n</td> <td>約250m</td> </tr> </tbody> </table> <p>#3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋 A/B : 原子炉補助建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋</p> <p>※：原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対応設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表して記載している。</p>	保管場所	分類	原子炉補助建屋からの距離距離	51m倉庫・車庫エリア	予備	約540m	1. 2号炉北側3mエリア	n	約250m	
保管場所	分類	原子炉補助建屋からの距離距離									
51m倉庫・車庫エリア	予備	約540m									
1. 2号炉北側3mエリア	n	約250m									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

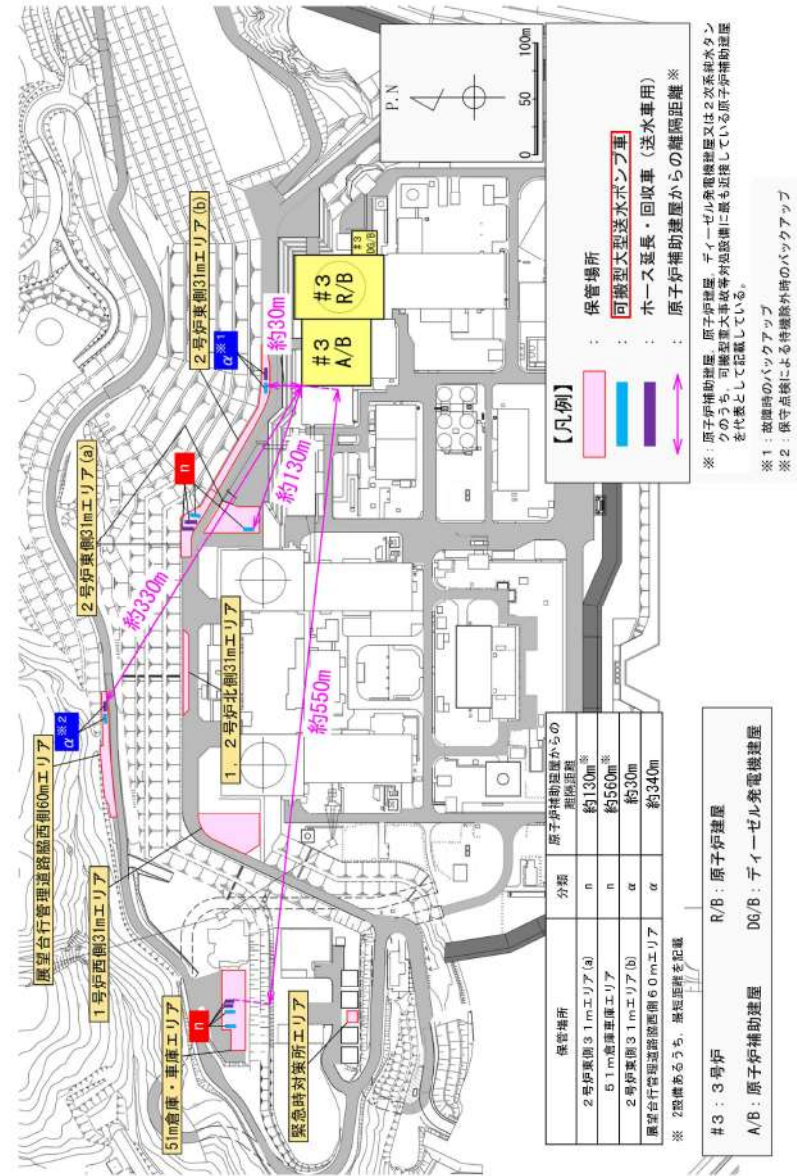
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																		
	<table border="1" data-bbox="1720 798 1881 1340"> <tr> <td>保養場所</td> <td>2号炉東側31mエリア(a)</td> <td>51m倉庫・車庫エリア</td> </tr> <tr> <td>分譲</td> <td>n</td> <td>予備</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(a)</td> <td>n</td> <td>予備</td> </tr> <tr> <td>51m倉庫・車庫エリア</td> <td>予備</td> <td>約420m</td> </tr> <tr> <td># 3 : 3号炉</td> <td>R/B : 原子炉建屋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A/B : 原子炉補助建屋</td> <td>DG/B : ティーゼル系電機建屋</td> <td></td> </tr> </table>	保養場所	2号炉東側31mエリア(a)	51m倉庫・車庫エリア	分譲	n	予備	2号炉東側31mエリア(a)	n	予備	51m倉庫・車庫エリア	予備	約420m	# 3 : 3号炉	R/B : 原子炉建屋		A/B : 原子炉補助建屋	DG/B : ティーゼル系電機建屋		
保養場所	2号炉東側31mエリア(a)	51m倉庫・車庫エリア																		
分譲	n	予備																		
2号炉東側31mエリア(a)	n	予備																		
51m倉庫・車庫エリア	予備	約420m																		
# 3 : 3号炉	R/B : 原子炉建屋																			
A/B : 原子炉補助建屋	DG/B : ティーゼル系電機建屋																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 可搬型大型送水ポンプ車 ホース延長・回収車(送水車用) 設備同士の離隔距離 <p>※1：故障時のバックアップ ※2：保守点検による停機除外的バックアップ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> <th>2号炉東側31mエリア(c)</th> <th>2号炉東側31mエリア(d)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(a)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>51m倉庫・車庫エリア</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(b)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(c)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(d)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：各保管場所に設置される設備のうち、最長距離を記載 R/B：原子炉建屋 A/B：原子炉補助建屋 DG/B：ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	2号炉東側31mエリア(c)	2号炉東側31mエリア(d)	分置	○	○	○	○	2号炉東側31mエリア(a)	○	○	○	○	51m倉庫・車庫エリア	○	○	○	○	2号炉東側31mエリア(b)	○	○	○	○	2号炉東側31mエリア(c)	○	○	○	○	2号炉東側31mエリア(d)	○	○	○	○	
保管場所	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	2号炉東側31mエリア(c)	2号炉東側31mエリア(d)																																	
分置	○	○	○	○																																	
2号炉東側31mエリア(a)	○	○	○	○																																	
51m倉庫・車庫エリア	○	○	○	○																																	
2号炉東側31mエリア(b)	○	○	○	○																																	
2号炉東側31mエリア(c)	○	○	○	○																																	
2号炉東側31mエリア(d)	○	○	○	○																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

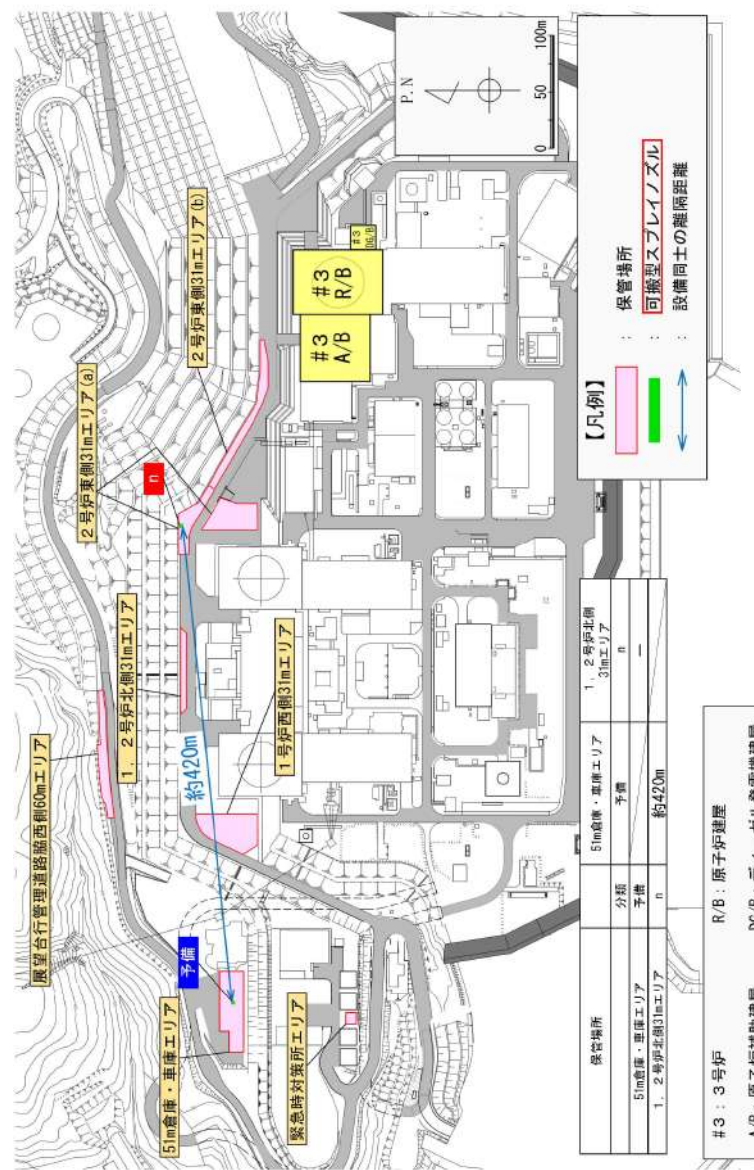
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 可搬型スプレインストル 原子炉補助建屋からの離隔距離 <p>※：原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼセル発電機建屋のうち、可搬型噴霧機等が危険物に最も近接している原子炉補助建屋を代表して記載している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5m倉庫・車庫エリア</td> <td>原子炉補助建屋からの緊急区域</td> </tr> <tr> <td>1, 2号炉北側3mエリア</td> <td>予備</td> </tr> </tbody> </table> <p>#3：3号炉 A/B：原子炉補助建屋 R/B：原子炉建屋 DG/B：ディーゼセル発電機建屋</p>	保管場所	分類	5m倉庫・車庫エリア	原子炉補助建屋からの緊急区域	1, 2号炉北側3mエリア	予備	
保管場所	分類							
5m倉庫・車庫エリア	原子炉補助建屋からの緊急区域							
1, 2号炉北側3mエリア	予備							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由



泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>55-8 アクセスルート図</p>	<p>【記載表現の相違】 女川の資料構成に合 わせ技術的能力 1.0.2 アクセスルー トの資料内容に基づ き設備調査資料と して構成している。</p>

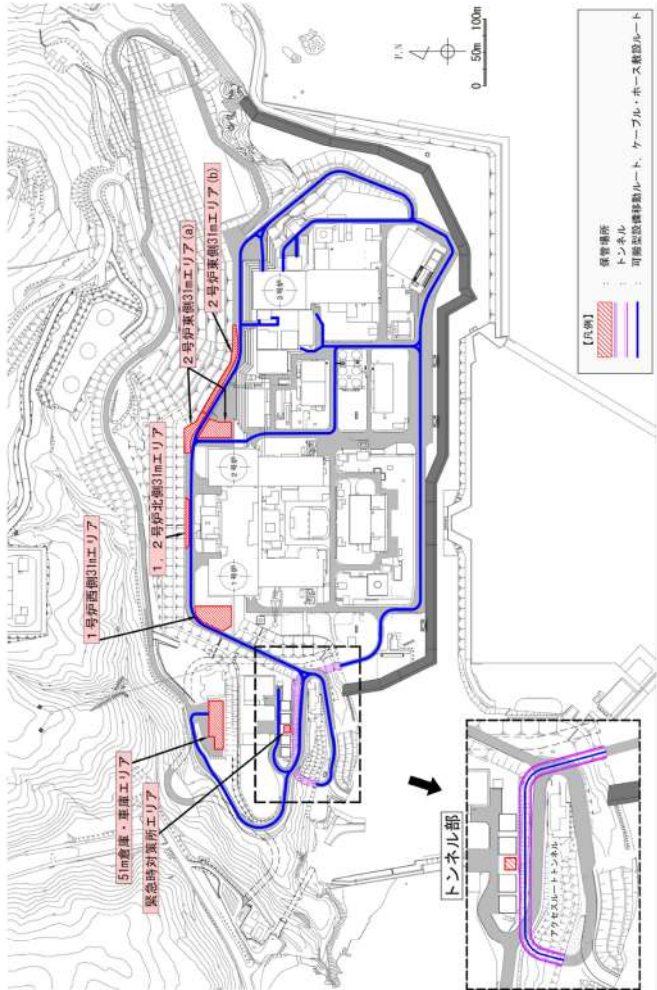
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">保管場所及びアクセスルート図</p> <p style="text-align: center;">55-8-1</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<div data-bbox="1131 209 1809 1254" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1809 651 1832 847" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 地震時のアクセスルート図 </div> <div data-bbox="1417 1318 1906 1342" style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> <div data-bbox="1473 1358 1547 1382" style="text-align: center;"> 55-8-2 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">津波時のアクセスルート図</p> <p style="text-align: center;">55-8-3</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<div data-bbox="1133 212 1809 1254" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1809 651 1832 847" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 火災時のアクセスルート図 </div> <div data-bbox="1420 1321 1906 1342" style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> <div data-bbox="1476 1359 1541 1380" style="text-align: center;"> 55-8-4 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<div data-bbox="1133 209 1812 1305" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1420 1321 1906 1342" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

55-8-5

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="248 740 456 799">大飯に該当資料なし</p>	<p data-bbox="804 767 1200 818">55-10 大容量送水ポンプ（タイプI）の構造について</p>	<p data-bbox="1420 780 1848 804">55-10 可搬型大型送水ポンプ車の構造について</p>	<p data-bbox="1973 724 2161 858">General 本補足説明資料は大飯3/4号炉にないため、女川2号炉との比較を行った。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ（タイプII）の構造について</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、図55-10-1に示すとおり増圧ポンプ1台、付属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、付属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p> <div data-bbox="719 703 1294 1075" style="border: 1px solid black; height: 200px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">図55-10-1 大容量送水ポンプ（タイプII）の構造概要図</p> <div data-bbox="880 1321 1279 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div>	<p>可搬型大型送水ポンプ車の構造について</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、図55-10-1に示すとおり送水ポンプ1台、付属水中ポンプ1台、車両のディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、送水ポンプ及び付属水中ポンプを車両のディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、可搬型ホースを介して送水ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p> <div data-bbox="1346 699 1951 1177" style="border: 1px solid black; height: 250px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">図55-10-1 可搬型大型送水ポンプ車の構造概要図</p> <div data-bbox="1352 1230 1928 1256" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>相違理由</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は水中ポンプ1台で定格容量を確保できる設計である。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は消防自動車同様に車両のエンジンをポンプの駆動源としている。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="248 740 456 799">大飯に該当資料なし</p>	<p data-bbox="801 767 1211 818">55-10 大容量送水ポンプ（タイプII）の構造について</p>	<p data-bbox="1391 780 1877 802">55-11 可搬型大容量海水送水ポンプ車の構造について</p>	<p data-bbox="1973 786 2161 922">General 本補足説明資料は大飯3/4号炉にないため、女川2号炉との比較を行った。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p data-bbox="808 140 1227 164">大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の構造について</p> <p data-bbox="712 197 1328 277">大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、図 55-10-1 に示すとおり増圧ポンプ 1 台、付属水中ポンプ 2 台、ディーゼルエンジン 1 台等で構成される。</p> <p data-bbox="712 285 1328 365">大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、付属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p data-bbox="712 373 1328 453">大容量送水ポンプ（タイプⅡ）は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p data-bbox="712 461 1328 509">なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p> <div data-bbox="719 587 1312 970" style="border: 1px solid black; height: 240px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="808 979 1227 1003">図 55-10-1 大容量送水ポンプ（タイプⅡ）の構造概要図</p> <div data-bbox="887 1230 1301 1254" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div>	<p data-bbox="1440 140 1859 164">可搬型大容量海水送水ポンプ車の構造について</p> <p data-bbox="1344 197 1960 277">可搬型大容量海水送水ポンプ車は、図 55-11-1 に示すとおり増圧ポンプ 1 台、付属水中ポンプ 2 台、ディーゼルエンジン 1 台等で構成される。</p> <p data-bbox="1344 285 1960 365">可搬型大容量海水送水ポンプ車は、増圧ポンプ及び付属水中ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p data-bbox="1344 373 1960 453">可搬型大容量海水送水ポンプ車は、海水を付属水中ポンプにて取水した後、可搬型ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を送水する。</p> <p data-bbox="1344 461 1960 509">なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p> <div data-bbox="1350 587 1944 1026" style="border: 1px solid black; height: 275px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="1395 1043 1899 1067">図 55-11-1 可搬型大容量海水送水ポンプ車の構造概要図</p> <div data-bbox="1361 1110 1933 1134" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p data-bbox="1977 373 2101 397">設計方針の相違</p> <ul data-bbox="1977 405 2157 572" style="list-style-type: none"> ・泊では可搬型大容量海水送水ポンプ車を海水にしか使用しない。 ・泊では可搬型大容量海水送水ポンプ車を注水に用いない。

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA56H-9 r.3.0
提出年月日	令和5年10月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

56条

令和5年10月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
--------------	---------	------

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

【適合性一覧表の相違箇所について】

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したまとめ資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

【関連資料の相違箇所について】

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【 いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部造水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賅える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作性の確実性について示されている 配置図における情報量は相違はなく、各設備の操作性の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計連携により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし
—	共用の禁止	—	—	—	—(単号炉申請であり共用設備なし)
⑧	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	接続性	系統図	接続図	接続図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図	
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p>【共通（資料構成の変更）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 （変更前）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠 （変更後）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図 「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。 ・自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 ・各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 <p>【配置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。 配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 ・機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 ・重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 ・操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。 また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 <p>【試験検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 ・比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として揭示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 <p>【系統図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。 なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。 <p>【容量設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 ・容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 <p>【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>56-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p>56-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉
1	燃料取扱設備	1	燃料取扱設備
2	燃料取扱設備	2	燃料取扱設備
3	燃料取扱設備	3	燃料取扱設備
4	燃料取扱設備	4	燃料取扱設備
5	燃料取扱設備	5	燃料取扱設備
6	燃料取扱設備	6	燃料取扱設備
7	燃料取扱設備	7	燃料取扱設備
8	燃料取扱設備	8	燃料取扱設備
9	燃料取扱設備	9	燃料取扱設備

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	相違理由
1	燃料取扱設備	
2	燃料取扱設備	
3	燃料取扱設備	
4	燃料取扱設備	
5	燃料取扱設備	
6	燃料取扱設備	
7	燃料取扱設備	
8	燃料取扱設備	
9	燃料取扱設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	
	設備	運用	設備	運用
1
2
3
4
5
6
7
8

項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
	設備	運用	
1
2
3
4
5
6
7
8
9

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3号炉	大飯発電所4号炉
1	設置	設置
2	設置	設置
3	設置	設置
4	設置	設置
5	設置	設置
6	設置	設置
7	設置	設置
8	設置	設置
9	設置	設置
10	設置	設置
11	設置	設置
12	設置	設置
13	設置	設置
14	設置	設置
15	設置	設置
16	設置	設置
17	設置	設置
18	設置	設置
19	設置	設置
20	設置	設置
21	設置	設置
22	設置	設置
23	設置	設置
24	設置	設置
25	設置	設置
26	設置	設置
27	設置	設置
28	設置	設置
29	設置	設置
30	設置	設置
31	設置	設置
32	設置	設置
33	設置	設置
34	設置	設置
35	設置	設置
36	設置	設置
37	設置	設置
38	設置	設置
39	設置	設置
40	設置	設置
41	設置	設置
42	設置	設置
43	設置	設置
44	設置	設置
45	設置	設置
46	設置	設置
47	設置	設置
48	設置	設置
49	設置	設置
50	設置	設置
51	設置	設置
52	設置	設置
53	設置	設置
54	設置	設置
55	設置	設置
56	設置	設置
57	設置	設置
58	設置	設置
59	設置	設置
60	設置	設置
61	設置	設置
62	設置	設置
63	設置	設置
64	設置	設置
65	設置	設置
66	設置	設置
67	設置	設置
68	設置	設置
69	設置	設置
70	設置	設置
71	設置	設置
72	設置	設置
73	設置	設置
74	設置	設置
75	設置	設置
76	設置	設置
77	設置	設置
78	設置	設置
79	設置	設置
80	設置	設置
81	設置	設置
82	設置	設置
83	設置	設置
84	設置	設置
85	設置	設置
86	設置	設置
87	設置	設置
88	設置	設置
89	設置	設置
90	設置	設置
91	設置	設置
92	設置	設置
93	設置	設置
94	設置	設置
95	設置	設置
96	設置	設置
97	設置	設置
98	設置	設置
99	設置	設置
100	設置	設置

56-1-1

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

項目	可搬型大型送水ポンプ車	相違理由
1	屋外 (有効に構造を選擇する)	C 1 補足説明資料168-7 保管場所図
2	海水 (海水を供給する可能件あり) (取水する際の異物の流入防止を考慮) (機密が漏れない)	II 補足説明資料168-4 系統図
3	【補助給水ピットへの補給、燃料取替用ピットへの補給】 現場操作 (工具確保、一般的な工具) (運搬装置：車両として移動可能、車輪止めを有載) (操作スイッチ操作：作業者の操作等により現場での操作が可能) (接続作業：フランジ接続とし、可搬型ホースを確実に接続できる)	A① A② A③ A④ 2 補足説明資料168-8 接続図 補足説明資料168-4 系統図
4	【補助給水ピットへの補給、燃料取替用ピットへの補給】 現場操作 (機密、性能及び漏えいの確認が可能) (分岐が可能) (車両として運搬状態及び外観の確認が可能)	A 3 補足説明資料168-3 試験・検査 説明資料
5	【補助給水ピットへの補給、燃料取替用ピットへの補給】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	B 4 補足説明資料168-4 系統図
6	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(国標等により固定) 高圧回線誘導 (全周防護)	B 補足説明資料168-T 保管場所図
7	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A 6 補足説明資料168-8 接続図
8	【補助給水ピットへの補給、燃料取替用ピットへの補給】 原子炉建屋の外から本又は電力を供給 (AP60又はR20Pへ重大事故等の収束に必要な水の供給が可能で装置) (保有数は2セットとし、故障時及び保守点検時のバックアップとして 2台の合計を有)	A 7 補足説明資料168-5 容量設定規 定
9	フランジ接続	B 9 補足説明資料168-8 接続図
10	【補助給水ピットへの補給、燃料取替用ピットへの補給】 (接続箇所は、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる隣接しない位置に複数 箇所)	A 10 補足説明資料168-8 接続図
11	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の蓄積をおおその少ない場所を連定)	B 11 補足説明資料168-8 接続図
12	【補助給水ピットへの補給、燃料取替用ピットへの補給】 同一設備/共通電源の考慮対象設備なし/屋外 接続設備/同一目的の設備なし/屋外	B 4 補足説明資料168-7 保管場所図
13	屋外アクセス	B 13 補足説明資料168-8 アクセス ルート図
14	【補助給水ピットへの補給、燃料取替用ピットへの補給】 禁止設備/共通電源の考慮対象設備なし 接続設備/同一目的の設備なし (可搬型ホース(屋外兼用)は、位置的分岐を回る)	14
15	対象外(サポート系なし)	15

56-1-1

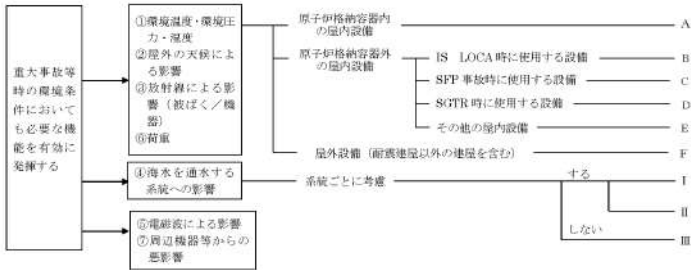
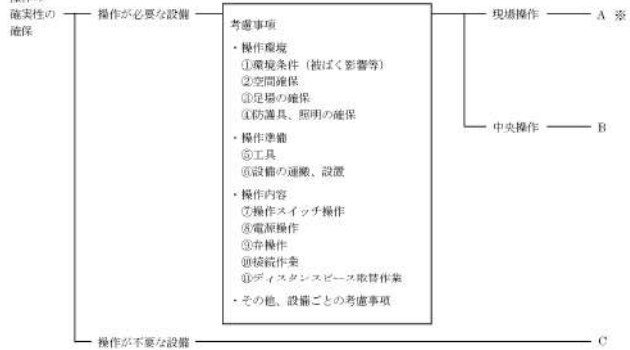
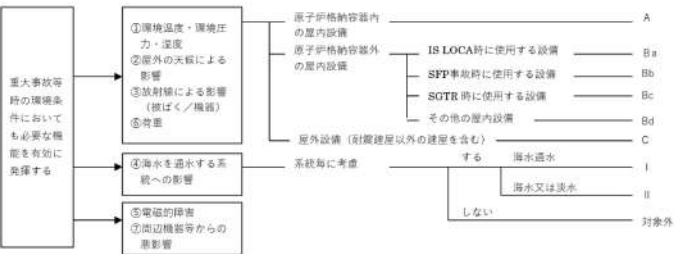

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	
①	①
②	②
③	③
④	④
⑤	⑤
⑥	⑥
⑦	⑦
⑧	⑧
⑨	⑨
⑩	⑩
⑪	⑪
⑫	⑫
⑬	⑬
⑭	⑭
⑮	⑮
⑯	⑯
⑰	⑰
⑱	⑱
⑲	⑲
⑳	⑳
㉑	㉑
㉒	㉒
㉓	㉓
㉔	㉔
㉕	㉕
㉖	㉖
㉗	㉗
㉘	㉘
㉙	㉙
㉚	㉚
㉛	㉛
㉜	㉜
㉝	㉝
㉞	㉞
㉟	㉟
㊱	㊱
㊲	㊲
㊳	㊳
㊴	㊴
㊵	㊵
㊶	㊶
㊷	㊷
㊸	㊸
㊹	㊹
㊺	㊺
㊻	㊻
㊼	㊼
㊽	㊽
㊾	㊾
㊿	㊿

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)		相違理由
1	可搬型大容量海水ポンプ車	相違理由なし
2	屋外 (有効に構造を確保する)	相違理由なし
3	海水 (使用時に海水を専ら) (取水する際の異物の流入防止を考慮) (機密が漏れられない)	[補足説明資料]50-4 系統図
4	【大気への拡散抑制】 現場操作 (運転設置：車首として移動可能、車輪止めを搭載) (操作スイッチ操作：付保の操作スイッチにより現場での操作が可能) (接続作業：可搬型ホースを確実に接続できる)	[補足説明資料]50-8 接続図 [補足説明資料]50-4 系統図
5	ポンプ (機能・性能及び補えいの確認が可能) (分断が可能) (車両として運転状態及び外観の確認が可能)	[補足説明資料]50-3 試験・検査 説明資料
6	【大気への拡散抑制】 D継路としての機能を有さない (切替せず使用)	B-a
7	【大気への拡散抑制】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A-c
8	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(回転等により固定) 高圧回転機構 (空回機構)	B
9	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A-a
10	【大気への拡散抑制】 その他 (取水槽による種状排水により原子炉格納容器の最高点である頂部又は霧状排水により広範囲において燃料取扱室に放水できる容量) (保有数は1セット1台、故障時及び保守点検時のバックアップとして1台の合計2台)	C
11	対象外 (可搬型設備への接続のみ)	相違理由なし
12	対象外	相違理由なし
13	設置場所 SPP事故時に使用する設備 (放射線の高くなるおそれのない場所を確保)	A
14	【大気への拡散抑制】 種別設備/同一目的の設備なし/屋外	B-a
15	屋外アクセスルート	B
16	【大気への拡散抑制】 種別設備/同一目的の設備なし (可搬型ホース(取水用)は、位置的分散を回る)	[補足説明資料]50-8 アクセス ルート図
17	対象外(サポート系なし)	相違理由なし

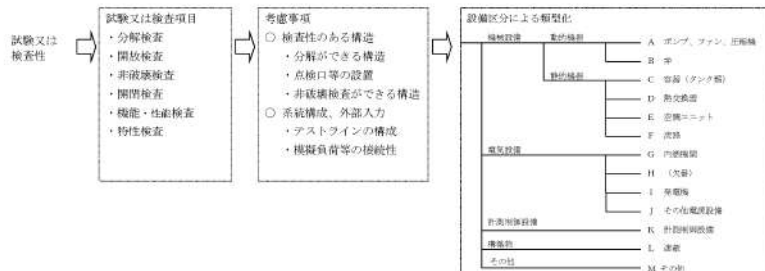
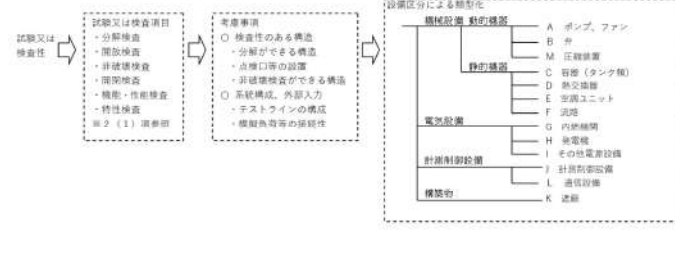
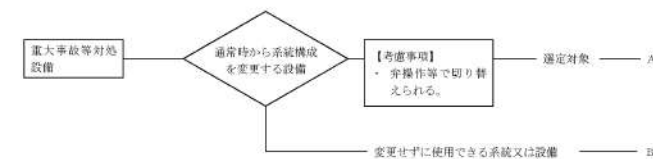

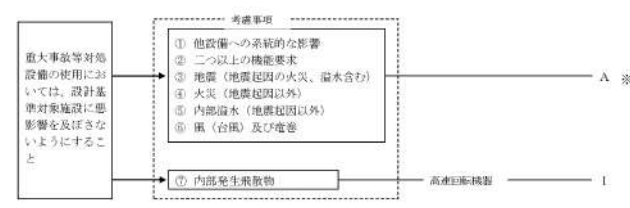
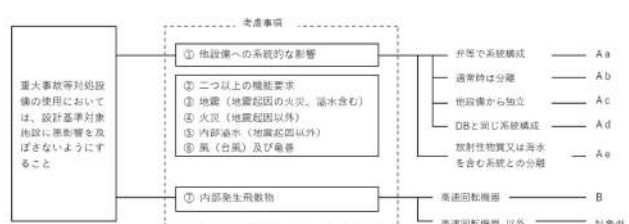
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>④海水を通過する系統については、Ⅰ：通常時に海水を通過する系統、Ⅱ：淡水又は海水から選択できる系統、Ⅲ：海水を通過しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A①、A②、A③等)</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>  <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A③等）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

泊発電所3号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

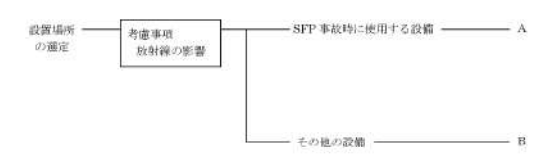
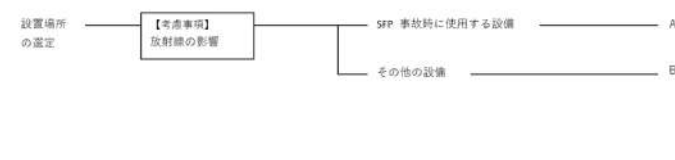

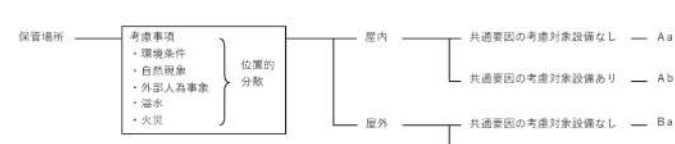
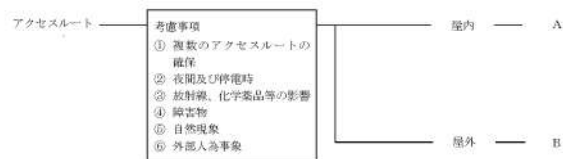

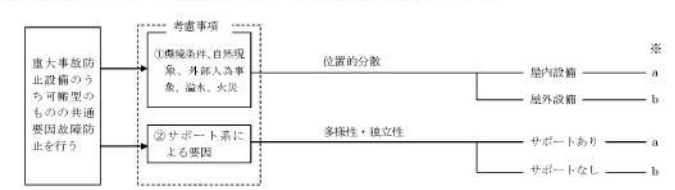
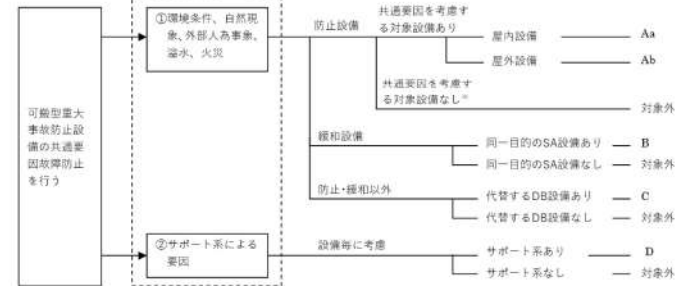
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</p> <p>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備数量の考え方へ</p> <p>予備数量</p> <p>【考慮事項】 ④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか ⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認等一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか</p> <p>プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 — a</p> <p>保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認等一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b</p> <p>④、⑤以外 — c</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか</p> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A</p> <p>負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B</p> <p>①、②以外 — C</p> <p>予備数量も含めて設計方針とする。</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル</p> <p>コネクタ接続 — A</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>配管</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>その他の措置 — D</p> <p>接続なし — E</p> <p>接続箇所と接続するものに限る</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル</p> <p>母線供給 — A</p> <p>通信・計装各設備電源 — D</p> <p>水・空気配管</p> <p>大口径等 — B</p> <p>小口径等 — C</p> <p>油配管、計装付属配管 — D</p> <p>端子のボルト・ネジによる接続 — A</p> <p>専用の接続方法による接続 — D</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B</p> <p>より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>専用の接続方法による接続 — D</p> <p>接続箇所と接続するものに限る</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】 ・放射線による影響因子 ・漏水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象</p> <p>水・電力</p> <p>屋内（壁面含む） — A</p> <p>屋内及び屋外 — B</p> <p>その他（空気） — C</p> <p>接続箇所なし — D</p> <p>（建屋外から供給するものに限る）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】 ・環境条件 ・漏水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象</p> <p>水・電力</p> <p>屋内（壁面含む） — A</p> <p>その他（空気） — D</p> <p>（建屋外から供給するものに限る）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">56-2 配置図 3 号炉</p>	<p style="text-align: center;">56-2 配置図</p> <div data-bbox="1579 1268 1908 1369" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>凡例</p> <p>：設計基準対象施設</p> <p>：重大事故等対処設備</p> </div>	<p>・設備の相違、配置箇所 の相違により、比較対象資料は一致せず。</p> <p>・SA 基準適合性一覧表に取りまとめた内容に対して、設備の設置、保管場所を示すとともに環境条件、位置的分散、操作性および悪影響防止等の適合性を確認するための資料構成に相違なし（以降、配置図において相違理由省略）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 197 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 367px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

56-2-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="936 1374 999 1394" style="text-align: right;"> 56-2-3 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="371 1369 819 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

56-2-4

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="188 201 1010 1366" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="936 1374 999 1394" style="text-align: right; margin-top: 5px;">56-2-5</div>	<div data-bbox="1108 379 1839 1230" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1272 1337 1704 1358" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 図56-2-1 屋内配置図（重大事故等収束のための水源） </div> <div data-bbox="1458 1369 1520 1390" style="text-align: center; margin-top: 5px;">56-2-1</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

56-2-6

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

56-2-7

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 201 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 367px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

56-2-8

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>図56-2-2 屋外配置図（水の供給）</p> <p>56-2-2</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図56-2-3 屋外配置図（水の供給）</p> <p>56-2-3</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>56-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>56-3 試験・検査説明資料</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="197 209 994 1337" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="392 1337 824 1362" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1872 1321" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 320px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1424 1329 1872 1355" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 288 1872 1318" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1420 1326 1865 1347" style="text-align: right; font-size: small;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計としている関連資料として建屋配置図を示している。

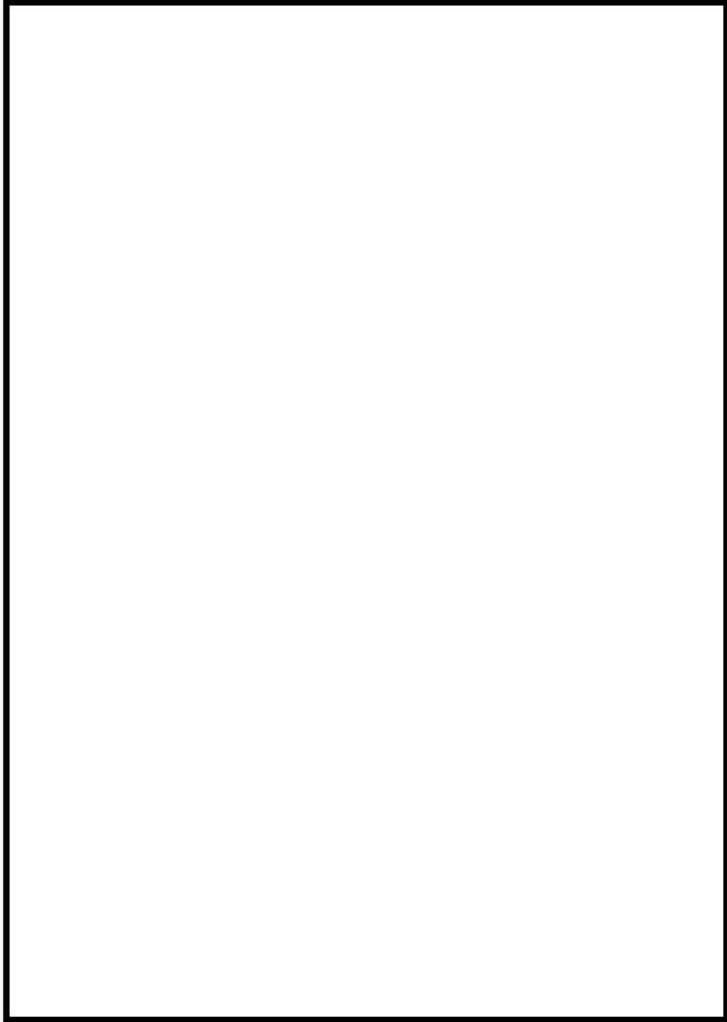
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="248 292 936 1254" style="border: 2px solid black; height: 600px; width: 300px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="409 1257 842 1283" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 285 1870 1313" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 320px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1351" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計である記述の確認資料として建屋配置図に図示している。

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="199 225 999 1353" style="border: 2px solid black; height: 707px; width: 357px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="367 1358 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 277 1883 1321" style="border: 2px solid black; height: 654px; width: 330px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1337 1709 1364" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="212 252 958 1337" style="border: 2px solid black; height: 680px; width: 333px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="331 1342 786 1370" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、可搬型ポンプ（可搬式代替低圧注水ポンプ等）を使った代替炉心注水において、仮設組立式水槽を使用する ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽は使用しないため比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 236 958 1321" style="border: 2px solid black; height: 680px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1321 808 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1142 276 1877 1321" style="border: 2px solid black; height: 655px; width: 328px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1704 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 996 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1358 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 276 1877 1318" style="border: 2px solid black; height: 650px; width: 320px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1256 1331 1711 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 999 1358" style="border: 2px solid black; height: 710px; width: 358px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1361 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>関連資料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯の図面も、前頁の大容量ポンプ図面から仕様表を削除した内容であり、情報量としては前頁の図面にて網羅している内容である。 ・泊は、前頁に掲載したとおり、大飯と同等情報量の関連資料を付しており、本頁の図面については添付しない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="239 264 965 1305" style="border: 2px solid black; height: 652px; width: 324px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="421 1305 831 1337" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 274 1877 1318" style="border: 2px solid black; height: 654px; width: 327px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1258 1329 1709 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉					泊発電所3号炉					相違理由
機器又は系統名	要箇名(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	機器名	備考 (〇内は適用する設備診断技術)					
	原子炉冷却系範囲内(系統除去設備) 1式 その他の弁駆動部	1.運転、性能試験 2.分拆点検 3.異常点検 (物性点検) 1.分拆点検 2.分拆点検	高・低 高・低 高・低 高 低 高	1.次系弁駆動	特別点検種No. 30の反映					
	原子炉冷却系範囲内(系統除去設備) 1式 その他の機器	1.分拆点検 2.分拆点検	高 低	1.次系弁駆動						
	その他AM(代替用監視)機器	1.分拆点検	高	1.次系弁駆動						
	原子炉冷却系範囲内 (非常用炉心冷却系範囲) 低圧注入ポンプ(低圧注入機能(を含む))	1.運転、性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部 を含む) 2.運転、性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部 を含む) 3.異常点検 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部 を含む) 4.異常点検 (異常流入検) (ポンプ)	高 高 高 高 高 高	1.非常用炉心冷却系範囲内 2.非常用炉心冷却系ポンプ分解除 3.非常用炉心冷却系ポンプ分解除 4.非常用炉心冷却系ポンプ分解除 (電動機、3M)	プラント運転中 1.非常用炉心冷却系 2.非常用炉心冷却系 3.非常用炉心冷却系 4.非常用炉心冷却系 (A、B系統除去ポンプ)(電動機、3M)					
	非常用炉心冷却系範囲内 低圧注入ポンプ、電動機	1.分拆点検 2.分拆点検 3.異常点検 (ポンプ)	高 高 高	非常用炉心冷却系ポンプ分解除 非常用炉心冷却系ポンプ分解除 非常用炉心冷却系ポンプ分解除 (電動機、3M)						
	低圧注入ポンプ、電動機	1.分拆点検 2.分拆点検 3.異常点検 (ポンプ)	高 高 高	非常用炉心冷却系ポンプ分解除 非常用炉心冷却系ポンプ分解除 非常用炉心冷却系ポンプ分解除 (電動機、3M)						

資料構成の相違
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：非常用炉心冷却系機能検査 要領書番号：O3-16-123</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="244 229 987 1358" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 330px; margin: 0 auto;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

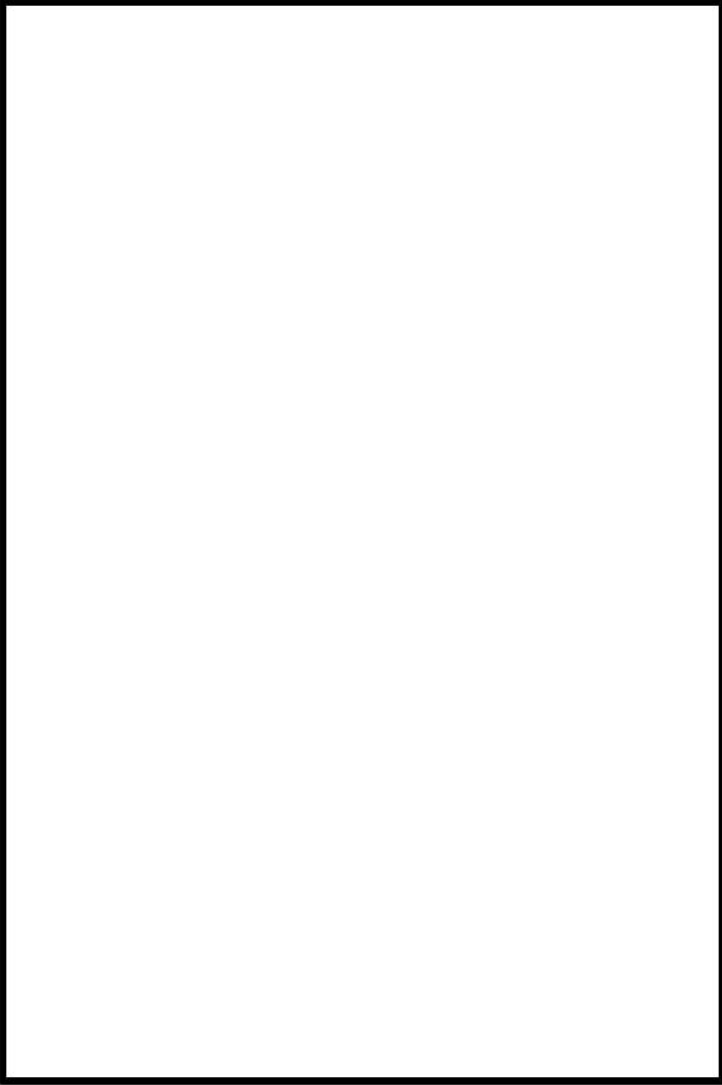
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 0</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備、原子炉格納施設 検 査 名：運転中の主要機器機能検査 要領書番号：O3-15-114</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：高圧注入系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-13-17</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
機器又は系統名	要注数(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	機器名	備考 (〇内は適用する 整備診断技術)	
C 蒸気発生器	圧動機 3.382本 1次側 2次側	1.非破壊試験	28M	蒸気発生器圧動機管継ぎ目検査		
		1.開閉点検	13M	1次系配管交換器検査		
	マンホール	1.開閉点検	高	13M		
		2.開閉点検 (スラッジシリンダ)	高	13M		
		1.開閉点検 (マンホール)	高	13M		
		1.開閉点検 (マンホール)	高	28M	蒸気発生器配管継ぎ目検査	
		1.開閉点検	高	13M	1次系配管交換器検査	
		2.開閉点検	高	13M		
	マンホール	1.開閉点検 (マンホール)	高	13M		
		1.開閉点検 (マンホール)	高	13M		
加圧器	加圧器安全弁 3V-RC-036 3V-RC-036 3V-RC-037	1.機能・性能試験	高 1F	加圧器安全弁機能検査		
		2.漏えい試験	高 B	加圧器安全弁漏えい検査		
	加圧器過がい弁	1.分解点検	高 13M	加圧器安全弁分解検査		
		1.機能・性能試験 (電機部含む)	高 1F	加圧器過がい弁機能検査		
		2.漏えい試験	高 1F	加圧器過がい弁漏えい検査		
	加圧器過がい弁	1.分解点検	高 28M	加圧器過がい弁分解検査		
		1.分解点検	高 28M	加圧器過がい弁分解検査		
	加圧器過がい弁	1.分解点検	高 13M	加圧器過がい弁機能検査		
		1.機能・性能試験 (電機部含む)	高 1F	加圧器過がい弁機能検査		
	加圧器過がい弁	1.漏えい試験	高 1F	加圧器過がい弁漏えい検査		
3.分解点検		高 28M	加圧器過がい弁分解検査			
加圧器過がい弁	1.分解点検	高 28M	加圧器過がい弁分解検査			
	1.分解点検 (特性点検)	高 13M				

資料構成の相違
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手続は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-114</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="239 233 965 1356" style="border: 2px solid black; height: 704px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-115</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし（他条文にてSA設備として資料提示している）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="232 236 956 1358" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 320px; margin: 10px auto;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：O3-16-116</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="232 225 954 1362" style="border: 2px solid black; height: 713px; width: 322px; margin: 10px auto;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 996 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="365 1358 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="219 268 965 1378" style="border: 2px solid black; height: 696px; width: 333px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="376 1385 831 1410" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉				泊発電所 3 号炉				相違理由								
機器又は系統名 原子炉冷却系循環設備 〔化学体積制御設備〕	要圧数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	機器名	備註 〔〇内は適用する 整備診断技術〕		資料構成の相違 ・大飯で提示してい るSA設備を用いた SA 手段は 56 条に おいて対象外とし ており比較対象資 料なし(他条文に てSA設備として資 料提示している)								
									1. 高圧配管配管試験 (ポンプ、電動機等含む)	1. 1分待高圧	1. 1分待高圧	1. 1分待高圧	1. 1分待高圧	1. 1分待高圧	1. 1分待高圧	1. 1分待高圧
									2. 分待高圧 (電動機)	2. 分待高圧	2. 分待高圧	2. 分待高圧	2. 分待高圧	2. 分待高圧	2. 分待高圧	2. 分待高圧
									3. 簡易高圧 (メカニカルシール取替)	3. 簡易高圧	3. 簡易高圧	3. 簡易高圧	3. 簡易高圧	3. 簡易高圧	3. 簡易高圧	3. 簡易高圧
									4. 簡易高圧 (ポンプ)	4. 簡易高圧	4. 簡易高圧	4. 簡易高圧	4. 簡易高圧	4. 簡易高圧	4. 簡易高圧	4. 簡易高圧
									5. 簡易高圧 (ポンプ)	5. 簡易高圧	5. 簡易高圧	5. 簡易高圧	5. 簡易高圧	5. 簡易高圧	5. 簡易高圧	5. 簡易高圧
									6. 簡易高圧 (ポンプ)	6. 簡易高圧	6. 簡易高圧	6. 簡易高圧	6. 簡易高圧	6. 簡易高圧	6. 簡易高圧	6. 簡易高圧
									7. 簡易高圧 (ポンプ)	7. 簡易高圧	7. 簡易高圧	7. 簡易高圧	7. 簡易高圧	7. 簡易高圧	7. 簡易高圧	7. 簡易高圧
									8. 簡易高圧 (ポンプ)	8. 簡易高圧	8. 簡易高圧	8. 簡易高圧	8. 簡易高圧	8. 簡易高圧	8. 簡易高圧	8. 簡易高圧
									9. 簡易高圧 (ポンプ)	9. 簡易高圧	9. 簡易高圧	9. 簡易高圧	9. 簡易高圧	9. 簡易高圧	9. 簡易高圧	9. 簡易高圧
									10. 簡易高圧 (ポンプ)	10. 簡易高圧	10. 簡易高圧	10. 簡易高圧	10. 簡易高圧	10. 簡易高圧	10. 簡易高圧	10. 簡易高圧
									11. 簡易高圧 (ポンプ)	11. 簡易高圧	11. 簡易高圧	11. 簡易高圧	11. 簡易高圧	11. 簡易高圧	11. 簡易高圧	11. 簡易高圧
									12. 簡易高圧 (ポンプ)	12. 簡易高圧	12. 簡易高圧	12. 簡易高圧	12. 簡易高圧	12. 簡易高圧	12. 簡易高圧	12. 簡易高圧
									13. 簡易高圧 (ポンプ)	13. 簡易高圧	13. 簡易高圧	13. 簡易高圧	13. 簡易高圧	13. 簡易高圧	13. 簡易高圧	13. 簡易高圧
									14. 簡易高圧 (ポンプ)	14. 簡易高圧	14. 簡易高圧	14. 簡易高圧	14. 簡易高圧	14. 簡易高圧	14. 簡易高圧	14. 簡易高圧
									15. 簡易高圧 (ポンプ)	15. 簡易高圧	15. 簡易高圧	15. 簡易高圧	15. 簡易高圧	15. 簡易高圧	15. 簡易高圧	15. 簡易高圧
									16. 簡易高圧 (ポンプ)	16. 簡易高圧	16. 簡易高圧	16. 簡易高圧	16. 簡易高圧	16. 簡易高圧	16. 簡易高圧	16. 簡易高圧
									17. 簡易高圧 (ポンプ)	17. 簡易高圧	17. 簡易高圧	17. 簡易高圧	17. 簡易高圧	17. 簡易高圧	17. 簡易高圧	17. 簡易高圧
									18. 簡易高圧 (ポンプ)	18. 簡易高圧	18. 簡易高圧	18. 簡易高圧	18. 簡易高圧	18. 簡易高圧	18. 簡易高圧	18. 簡易高圧
									19. 簡易高圧 (ポンプ)	19. 簡易高圧	19. 簡易高圧	19. 簡易高圧	19. 簡易高圧	19. 簡易高圧	19. 簡易高圧	19. 簡易高圧
20. 簡易高圧 (ポンプ)	20. 簡易高圧	20. 簡易高圧	20. 簡易高圧	20. 簡易高圧	20. 簡易高圧	20. 簡易高圧	20. 簡易高圧									
体積制御タンク		1. 簡易高圧	青	130M	1. 化学体積制御系水タンクポンプ分 機設置	(電動機 兼動診断: 3M)										
冷却材フィルタ		1. 簡易高圧	青	130M												
A冷却材圧力差入口フィルタ		1. 簡易高圧	青	130M												
B冷却材圧力差入口フィルタ		1. 簡易高圧	青	130M												
A貯水注入フィルタ		1. 簡易高圧	青	130M												
B貯水注入フィルタ		1. 簡易高圧	青	130M												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

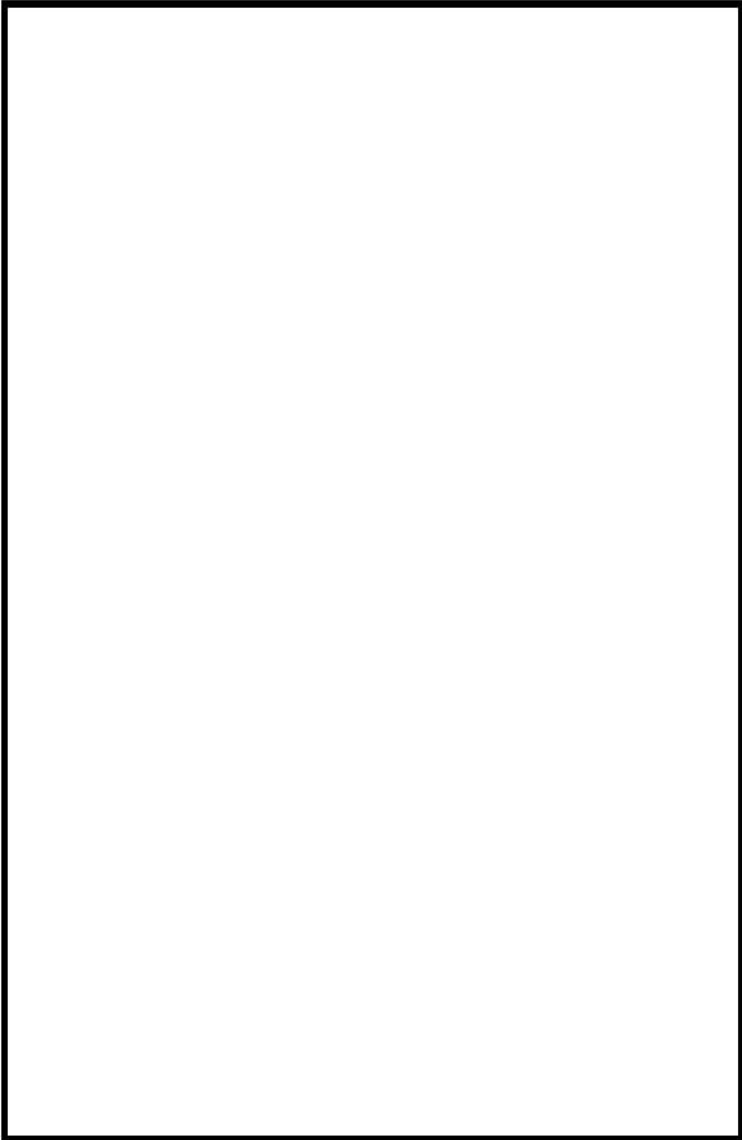
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：充てんポンプ冷却材補給系機能検査 要領書番号：O3-16-307</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="228 221 981 1358" style="border: 2px solid black; height: 712px; width: 336px; margin: 10px auto;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

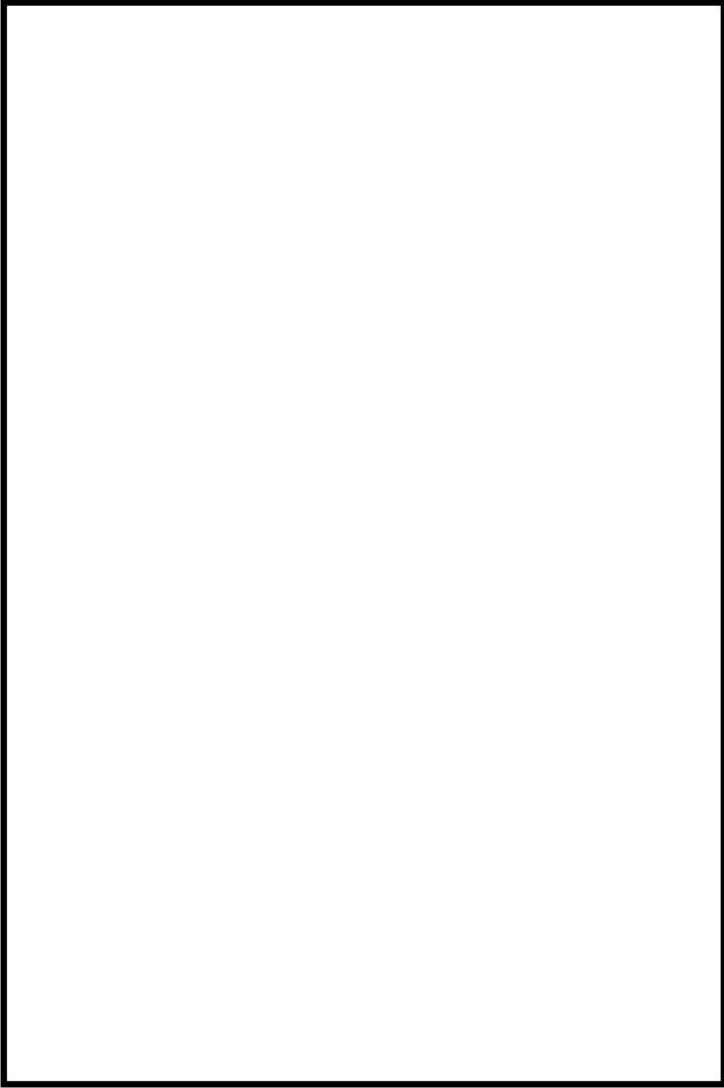
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：化学体積制御系充てんポンプ分解検査 要領書番号：O3-15-61</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="253 288 940 1254" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="398 1262 835 1289" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	要伝数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	設備 (〇内は適用する標準診断技術)
排水系冷却器	排水系冷却器	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏れ試験	高 130M 高 130M 高 130M	1次系系交換器検査 1次系系交換器検査
貯水冷却器	貯水冷却器	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏れ試験	高 130M 高 130M 高 130M	1次系系交換器検査 1次系系交換器検査
冷却器出水冷却器	冷却器出水冷却器	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏れ試験	高 130M 高 130M 高 130M	
原子炉冷却系統圧力(化学体積制御)式	原子炉冷却系統圧力(化学体積制御)式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.分解点検 4.漏れ試験 5.動作試験 (コントロールパネル)	高・低 B 高 13M~260M 低 78M~130M 高・低 85M~130M 高・低 B 高・低 52M~182M 高・低 13M~182M 高 13M~130M 低 13M~130M	1次系系検査 1次系系検査 1次系系検査 1次系系検査 1次系系検査 一部BPMあり
原子炉冷却系統圧力(化学体積制御)式	原子炉冷却系統圧力(化学体積制御)式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.分解点検 4.漏れ試験 5.動作試験 (コントロールパネル)	高 13M~130M 低 13M~130M	再生熱交換器 一部BPMあり
原子炉冷却系統圧力(冷却水)	原子炉冷却系統圧力(冷却水)	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.分解点検 4.漏れ試験 5.動作試験 (コントロールパネル)	高 B* 高 52M 高 91M 高 29M 高 29M	原子炉冷却系統圧力検査 B*・ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 (標準診断:6M)
原子炉冷却系統圧力(冷却水)	原子炉冷却系統圧力(冷却水)	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.分解点検 4.漏れ試験 5.動作試験 (コントロールパネル)	高 B* 高 52M 高 91M 高 29M 高 29M	原子炉冷却系統圧力検査 B*・ポンプまたは電動機の分解点検にあわせて実施 (標準診断:6M)

資料構成の相違
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="255 292 943 1251" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="414 1257 846 1283" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 994 1350" style="border: 2px solid black; height: 705px; width: 356px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1362 810 1390" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		SA 手段の相違 ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替母注水ポンプを使った代替炉心注水を行う。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替母注水ポンプは使用しないため比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="257 323 945 1289" style="border: 2px solid black; height: 605px; width: 307px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="414 1297 844 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		SA 手段の相違 ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使った代替炉心注水を行う。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用しないため比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 225 1003 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="367 1361 819 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>SA手続の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使った代替炉心注水を行い、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="197 220 996 1353" style="border: 2px solid black; height: 710px; width: 357px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="365 1358 815 1382" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>SA 手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使った代替炉心注水を行い、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="197 228 999 1353" style="border: 2px solid black; height: 705px; width: 358px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="365 1358 817 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>SA 手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使った代替炉心注水を行い、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="248 261 943 1283" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 310px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="383 1286 786 1310" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		SA 手段の相違 ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使った代替炉心注水を行い、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 996 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1361 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>SA 手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替母注水ポンプを使った代替炉心注水を行う。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能のため、仮設組立式水槽・可搬式代替母注水ポンプは使用しないため比較対象資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉					泊発電所 3 号炉					相違理由
機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	検査の重要度	検査方式又は頻度	検査名	備考 (〇内は適用する 基準診断技術)				
	運転投入、減圧、非運転部	1.分解点検 2.簡易点検 3.簡易点検	高	182M						
	A.運転タンク	1.簡易点検	高	13M						
	B.運転タンク	1.簡易点検	高	130M						
	C.運転タンク	1.簡易点検	高	130M						
	D.運転タンク	1.簡易点検	高	130M						
	燃料取扱用ホット	1.外観点検	高	1F						
	A. 5階燃料取扱用ホット	1.外観点検	高	1F						
	A. 5階燃料取扱用ホット	1.外観点検	高	1F						
	原子炉冷却系統範囲(非常用炉心冷却)一式 [その他]	2.外観点検 1.機能・性能試験	高	10Y	原子炉冷却系統範囲(非常用炉心冷却)一式 クレーン検査					
	その他の弁	2.分解点検	高	B	1.一次弁検査 1.一次弁検査					
		1.簡易点検	高	95M~260M	1.一次弁検査 1.一次弁検査					
		2.分解点検	高	78M~182M	1.一次弁検査					
	原子炉冷却系統範囲(非常用炉心冷却)一式 [その他]	1.簡易点検 1.機能・性能試験	高	78M~130M	1.一次弁検査					
	その他の弁	2.分解点検	高	B	1.一次弁検査					
		1.簡易点検	高	65M~182M						
		1.簡易点検 (特性点検)	高	13M~182M						
		1.分解点検	高	13M~61M						
		2.分解点検	高	13M~130M						

資料構成の相違
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示している SA 設備を用いた SA 手段は 56 条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にて SA 設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	検査の重要度	検査方式又は頻度	検査名	備考 (〇内は適用する 基準診断技術)					
	運転室入来主要非駆動部	1.分解点検 2.磨損点検 3.漏洩点検	高	1回 13M~182M							
	A.運転タンク	1.漏洩点検	高	1回 132M							
	B.運転タンク	1.漏洩点検	高	1回 132M							
	C.運転タンク	1.漏洩点検	高	1回 132M							
	D.運転タンク	1.漏洩点検	高	1回 132M							
	燃料取扱設備水ピット	1.外観点検	高	1回 1F							
	A.6格納容器再循環サブ	1.外観点検	高	1回 1F							
	A.6格納容器再循環サブスクリーン	1.外観点検	高	1回 1F							
	格納容器再循環サブスクリーン	2.外観点検	高	1回 10Y	原子炉格納容器再循環サブスクリーン検査						
	格納容器再循環サブスクリーン	格納容器再循環サブスクリーン検査は、定期事業者検査での検査実績がないため、定期事業者検査要領書は添付していない。									
	原子炉冷却水循環設備(非冷却炉心冷却)式 設備内の非駆動部 その他の非駆動部	1.グランドパルジョン取替 2.分解点検	高 高	高 低 高 高 高	1.一次弁検査						
	原子炉冷却水循環設備(非冷却炉心冷却)式 設備内の非駆動部 その他の非駆動部	1.分解点検 2.分解点検 3.磨損点検 (特性点検) 1.分解点検他 2.分解点検他	高 高 高 高 高	高 低 高 高 高							

資料構成の相違
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手続は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="255 213 987 1321" style="border: 2px solid black; height: 694px; width: 327px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="398 1326 831 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="215 199 985 1324" style="border: 2px solid black; height: 705px; width: 344px;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

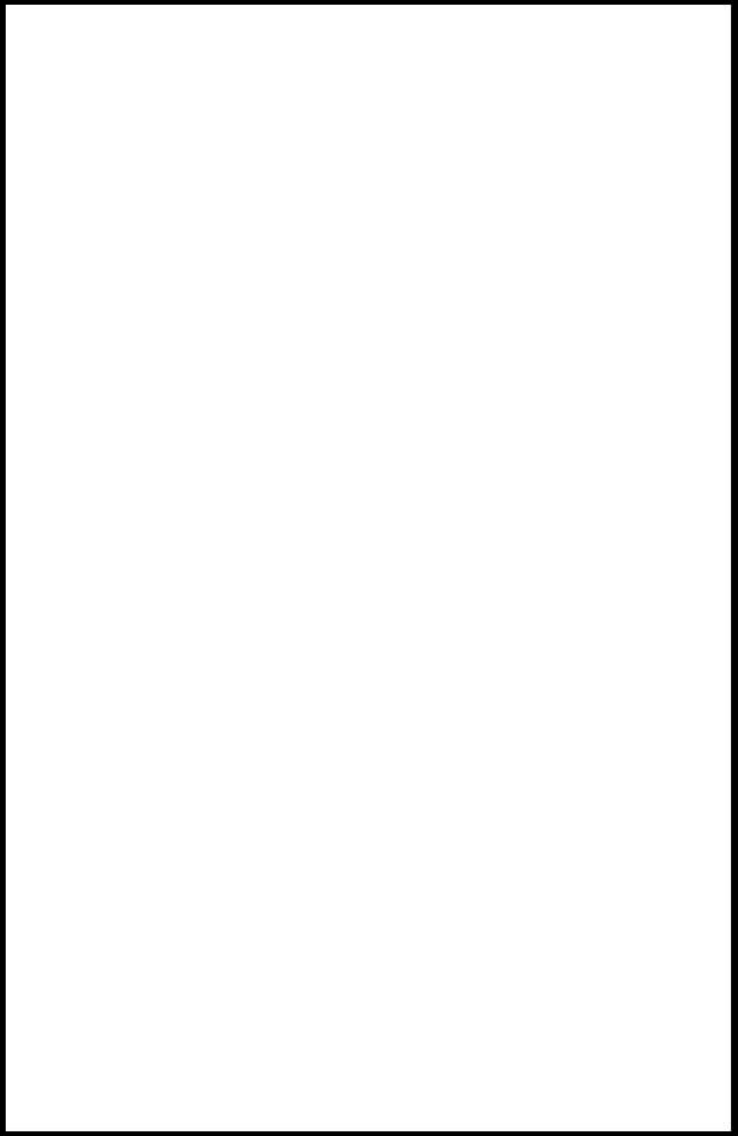
機器又は系統名	要伝数(伝達名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	保全方式又は頻度	機器名	備考 (①内は適用する監視診断技術)
原子炉格納容器 【圧力制御設備その他の安全設備】	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の弁	1.漏洩・性能試験	高・低	B	1次系弁検査	* 原子炉格納容器監視画面等において検査の異常期間に合わせて表示
		2.分解点検	高	78M~260M	1次系安全弁検査 1次系弁検査	
原子炉格納容器 【圧力制御設備その他の安全設備】	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の弁	1.漏洩・性能試験	高・低	B	1次系弁検査	
		2.分解点検	高	261.35M*	1次系弁検査	
原子炉格納容器 【圧力制御設備その他の安全設備】	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の弁	1.漏洩・性能試験	高	B	1次系弁検査	
		2.分解点検	高	95M~182M	1次系弁検査	
原子炉格納容器 【圧力制御設備その他の安全設備】	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の弁	1.漏洩・性能試験	高	13M~182M		
		2.分解点検	高	13M~104M		
原子炉格納容器 【圧力制御設備その他の安全設備】	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の弁	1.漏洩・性能試験	高	13M~52M		
		2.分解点検	高	1F	原子炉格納容器安全系統設備 高	前回は、原子炉格納容器のフ ィル状態として実施
原子炉格納容器 【圧力制御設備その他の安全設備】	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の弁	1.漏洩・性能試験	高	6M	運転中の主要機器監視系統系:圧 力監視等	前回は、原子炉格納容器のフ ィル状態として実施
		2.分解点検	高	132M	原子炉格納容器安全系統ボンプ分 解検査	前回は、原子炉格納容器のフ ィル状態として実施
原子炉格納容器 【圧力制御設備その他の安全設備】	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の弁	1.漏洩・性能試験	高	91M		前回は、原子炉格納容器のフ ィル状態として実施
		2.分解点検	高	65M		
原子炉格納容器 【圧力制御設備その他の安全設備】	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の弁	1.漏洩・性能試験	高	28M		前回は、原子炉格納容器のフ ィル状態として実施
		2.分解点検	高	28M		
原子炉格納容器 【圧力制御設備その他の安全設備】	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の弁	1.漏洩・性能試験	高	132M	原子炉格納容器安全系統ボンプ分 解検査	前回は、原子炉格納容器のフ ィル状態として実施
		2.分解点検	高	91M		前回は、原子炉格納容器のフ ィル状態として実施
原子炉格納容器 【圧力制御設備その他の安全設備】	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の弁	1.漏洩・性能試験	高	65M		
		2.分解点検	高	28M		
原子炉格納容器 【圧力制御設備その他の安全設備】	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の弁	1.漏洩・性能試験	高	28M		
		2.分解点検	高	28M		
原子炉格納容器 【圧力制御設備その他の安全設備】	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の弁	1.漏洩・性能試験	高	132M	原子炉格納容器安全系統ボンプ分 解検査	前回は、原子炉格納容器のフ ィル状態として実施
		2.分解点検	高	91M		前回は、原子炉格納容器のフ ィル状態として実施
原子炉格納容器 【圧力制御設備その他の安全設備】	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の弁	1.漏洩・性能試験	高	65M		
		2.分解点検	高	28M		
原子炉格納容器 【圧力制御設備その他の安全設備】	原子炉格納容器(原子炉格納容器)その他の弁	1.漏洩・性能試験	高	28M		
		2.分解点検	高	28M		

資料構成の相違
 ・大飯で提示してい
 るSA設備を用いた
 SA 手段は56 条こ
 おいて対象外とし
 ており比較対象資
 料なし(他条文に
 てSA設備として資
 料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉格納施設 検査名：原子炉格納容器安全系機能検査 要領書番号：O3-16-158</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

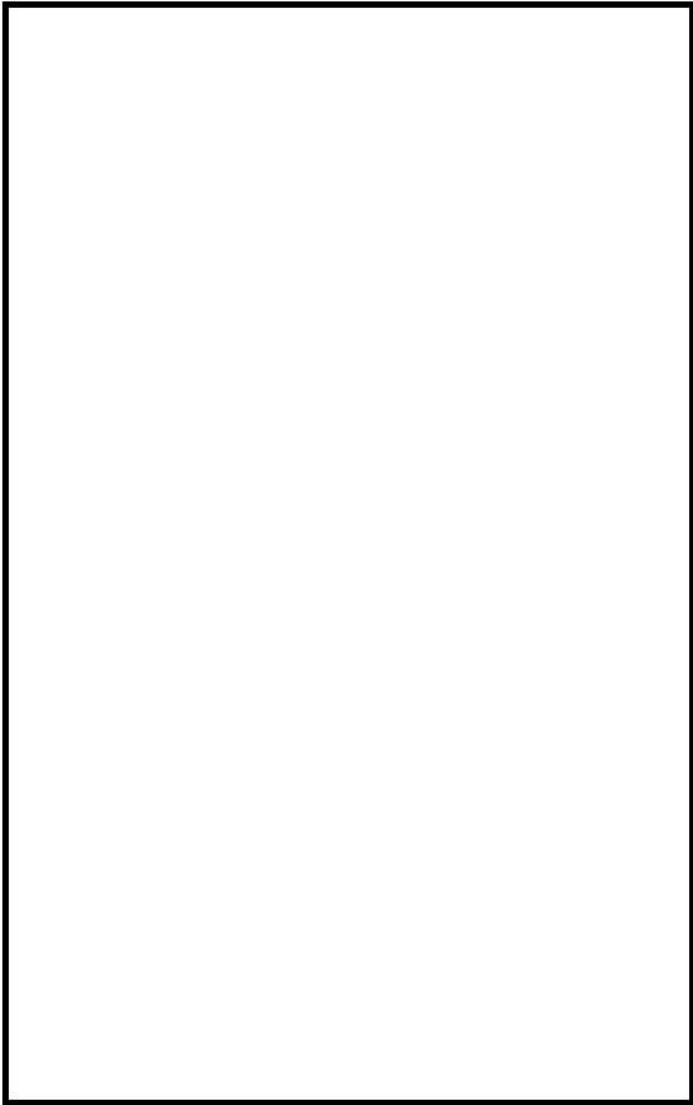
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示している SA 設備を用いた SA 手段は 56 条において対象外としており比較対象資料なし（他条文にて SA 設備として資料提示している）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 0</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備、原子炉格納施設 検査名：運転中の主要機器機能検査 要領書番号：O3-15-114</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

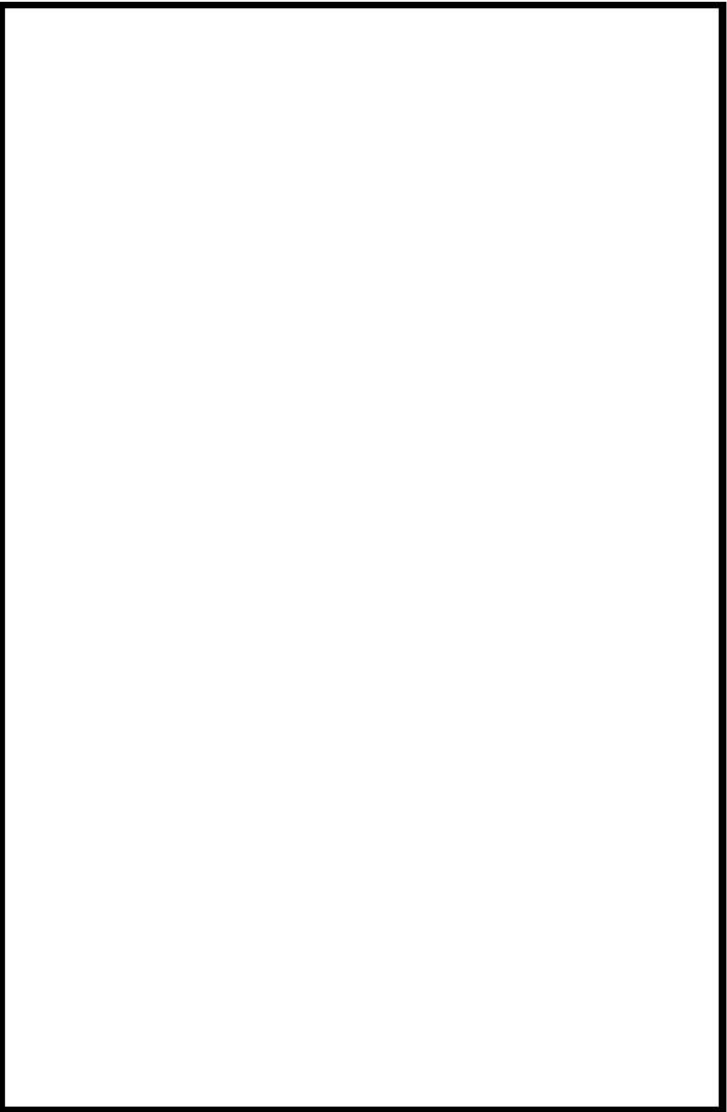
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示している SA 設備を用いた SA 手段は 56 条において対象外としており比較対象資料なし（他条文にて SA 設備として資料提示している）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 0</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第12回 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉格納施設 検査名：原子炉格納容器スプレイ系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-12-49</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示している SA 設備を用いた SA 手段は 56 条において対象外としており比較対象資料なし（他条文にて SA 設備として資料提示している）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	機器名	備考 (〇内は適用する 整備技術)					
	A:原子炉格納容器スプレイト装置	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏れ試験	高	130M	1.2次系高圧隔離検査 1.2次系高圧隔離検査						
	B:格納容器スプレイト系統	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏れ試験	高	130M	1.2次系高圧隔離検査 1.2次系高圧隔離検査						
	原子炉格納容器スプレイト系主母線	1.分解点検	高	78M	原子炉格納容器安全系主母線 分母検査	前回は、原子炉格納容器スプレイト系主母線分母検査として実施					
	3V-GP-024A	1.分解点検	高	78M	原子炉格納容器安全系主母線 分母検査	前回は、原子炉格納容器スプレイト系主母線分母検査として実施					
	3V-GP-024B	1.分解点検	高	78M	原子炉格納容器安全系主母線 分母検査	前回は、原子炉格納容器スプレイト系主母線分母検査として実施					
	3V-GP-054A	1.分解点検	高	130M	原子炉格納容器安全系主母線 分母検査	前回は、原子炉格納容器スプレイト系主母線分母検査として実施					
	3V-GP-054B	1.分解点検	高	130M	原子炉格納容器安全系主母線 分母検査	前回は、原子炉格納容器スプレイト系主母線分母検査として実施					
	1式	1.分解点検	高	182M							
	原子炉格納容器スプレイト系主母線配線部	2.前記点検 特性点検	高	13M~182M							
	1.開放点検		高	130M							
	よ5系除よ系系統タンク	1.分解点検	高	130M	1.2次系高圧隔離検査						
	よ5系除よ系タンク真空断り弁		高・低	B	1.2次系弁検査						
	原子炉格納容器(圧力減衰設備その他)の安全装置 その他の弁	1.確認:性能試験 2.分解点検	高	104M~ 130M	1.2次系弁検査 1.2次系弁検査						
	原子炉格納容器(圧力減衰設備その他)の安全装置 その他の弁	3.確認:点検 (グラント/ネン取替)	高・低	78M~130M	1.2次系弁検査						
	原子炉格納容器(圧力減衰設備その他)の安全装置 その他の弁	1.確認:性能試験 2.分解点検	高	B	1.2次系弁検査						
	原子炉格納容器(圧力減衰設備その他)の安全装置 その他の弁	3.確認:点検 特性点検	高	182M							
	原子炉格納容器(圧力減衰設備その他)の安全装置 その他の弁	1.確認:性能試験 2.分解点検	高	13M~182M							
	原子炉格納容器(圧力減衰設備その他)の安全装置 その他の弁	1.確認:性能試験 2.分解点検	高	10F							
	原子炉格納容器(圧力減衰設備その他)の安全装置 その他の弁	2.分解点検	高	130M							
	原子炉格納容器(圧力減衰設備その他)の安全装置 その他の弁	1.分解点検	高	130M	1.2次系弁検査						

資料構成の相違
 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手続は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

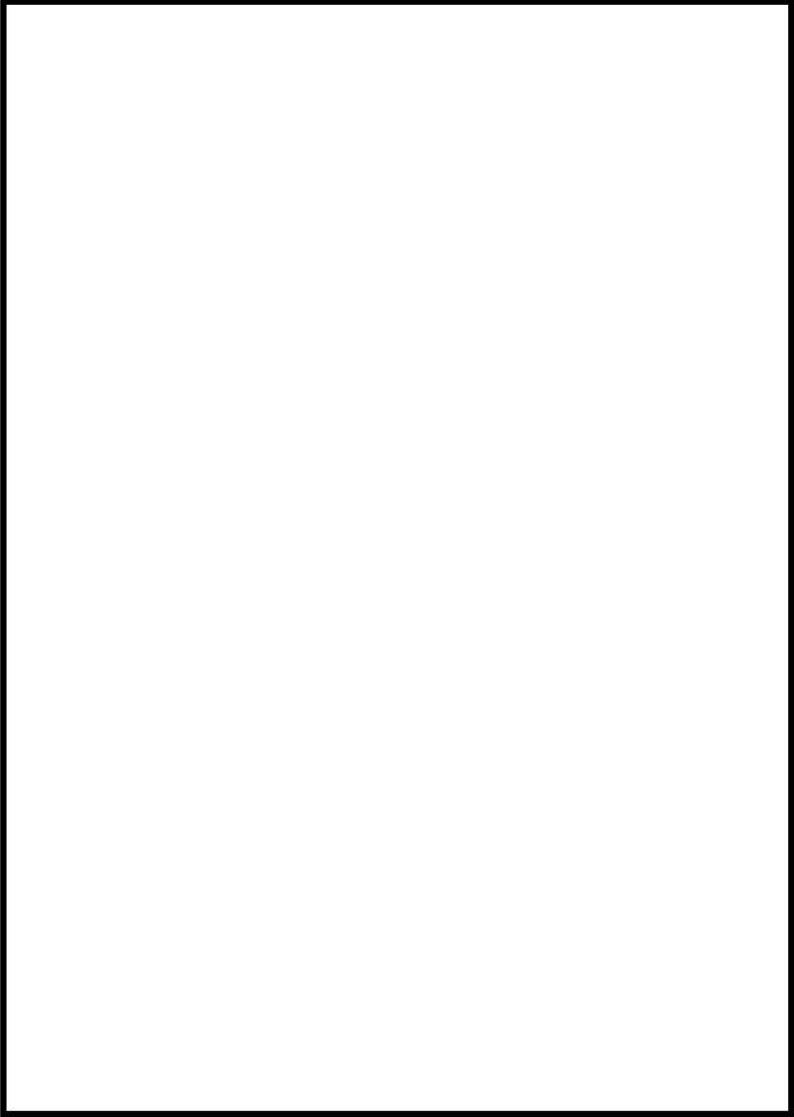
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第10回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 燃料設備 原子炉格納施設 検 査 名：1次系熱交換器検査 要領書番号：O3-10-91</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 994 1353" style="border: 2px solid black; height: 707px; width: 356px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1361 815 1390" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 999 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="365 1361 815 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 300 958 1305" style="border: 2px solid black; height: 630px; width: 322px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="405 1305 808 1337" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉					泊発電所 3 号炉					相違理由	
機器又は系統名	実装置(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	機器名	備考 (〇内は適用する 監視診断技術)	機器又は系統名	実装置(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	機器名	備考 (〇内は適用する 監視診断技術)
原子炉冷却系統配管 1.原子炉冷却配管内の一回 路配管 2.蒸気発生機 3.蒸気発生機 4.蒸気発生機	原子炉冷却系統配管(原子炉冷却系統) 海水取上げ その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 13M~65M	格納容器サブシステム上昇監視 装置及び格納容器内蒸気発生機 異常監視装置		原子炉冷却系統配管(原子炉冷却系統) 海水取上げ その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 13M~65M	格納容器サブシステム上昇監視 装置及び格納容器内蒸気発生機 異常監視装置		
	原子炉冷却系統配管 1.原子炉冷却配管内の一回 路配管 2.蒸気発生機 3.蒸気発生機 4.蒸気発生機	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 13M~65M	格納容器サブシステム上昇監視 装置及び格納容器内蒸気発生機 異常監視装置		原子炉冷却系統配管(原子炉冷却系統) 海水取上げ その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 13M~65M	格納容器サブシステム上昇監視 装置及び格納容器内蒸気発生機 異常監視装置		A. 海水ストレート
圧力制御系統配管 [制御弁]	圧力制御系統配管(原子炉冷却系統) 海水取上げ その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 13M~65M	格納容器サブシステム上昇監視 装置及び格納容器内蒸気発生機 異常監視装置		圧力制御系統配管(原子炉冷却系統) 海水取上げ その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 13M~65M	格納容器サブシステム上昇監視 装置及び格納容器内蒸気発生機 異常監視装置		
	圧力制御系統配管 [制御弁]	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 13M~65M	格納容器サブシステム上昇監視 装置及び格納容器内蒸気発生機 異常監視装置		圧力制御系統配管(原子炉冷却系統) 海水取上げ その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 13M~65M	格納容器サブシステム上昇監視 装置及び格納容器内蒸気発生機 異常監視装置		
圧力制御系統配管 [制御弁]	圧力制御系統配管(原子炉冷却系統) 海水取上げ その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 13M~65M	格納容器サブシステム上昇監視 装置及び格納容器内蒸気発生機 異常監視装置		圧力制御系統配管(原子炉冷却系統) 海水取上げ その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 13M~65M	格納容器サブシステム上昇監視 装置及び格納容器内蒸気発生機 異常監視装置		
	圧力制御系統配管 [制御弁]	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 13M~65M	格納容器サブシステム上昇監視 装置及び格納容器内蒸気発生機 異常監視装置		圧力制御系統配管(原子炉冷却系統) 海水取上げ その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 13M~65M	格納容器サブシステム上昇監視 装置及び格納容器内蒸気発生機 異常監視装置		
圧力制御系統配管 [制御弁]	圧力制御系統配管(原子炉冷却系統) 海水取上げ その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 13M~65M	格納容器サブシステム上昇監視 装置及び格納容器内蒸気発生機 異常監視装置		圧力制御系統配管(原子炉冷却系統) 海水取上げ その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 13M~65M	格納容器サブシステム上昇監視 装置及び格納容器内蒸気発生機 異常監視装置		
	圧力制御系統配管 [制御弁]	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 13M~65M	格納容器サブシステム上昇監視 装置及び格納容器内蒸気発生機 異常監視装置		圧力制御系統配管(原子炉冷却系統) 海水取上げ その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 13M~65M	格納容器サブシステム上昇監視 装置及び格納容器内蒸気発生機 異常監視装置		

資料構成の相違
 ・大飯で提示してい
 るSA設備を用いた
 SA 手段は 56 条に
 おいて対象外とし
 ており比較対象資
 料なし(他条文に
 てSA設備として資
 料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示している SA 設備を用いた SA 手段は 56 条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にて SA 設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉					泊発電所3号炉					相違理由
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	機器名	備考 (○内は適用する 監視診断技術) 点検にあわせて実施 (稼働診断: 6M)	機器又は系統名	保全方式又は頻度	機器名	備考 (○内は適用する 監視診断技術) 点検にあわせて実施 (稼働診断: 6M)	相違理由
	B原子炉用凝縮冷却水ポンプ・電動機	1. 運転時性能試験 2. 分解点検 3. 分解点検 4. 閉路点検 (潤滑油入路) 5. 閉路点検 (ポンプ) 6. 閉路点検 (電動機)	高 高 高 高 高 高	1次系ポンプ駆動検査	B**ポンプまたは電動機の分解 点検にあわせて実施 (稼働診断: 6M)		B*			
	C原子炉用凝縮冷却水ポンプ・電動機	1. 運転時性能試験 2. 分解点検 3. 分解点検 4. 閉路点検 (潤滑油入路) 5. 閉路点検 (ポンプ) 6. 閉路点検 (潤滑油入路)	高 高 高 高 高 高	1次系ポンプ駆動検査	B**ポンプまたは電動機の分解 点検にあわせて実施 (稼働診断: 6M)		B*			
	D原子炉用凝縮冷却水ポンプ・電動機	1. 運転時性能試験 2. 分解点検 3. 分解点検 4. 閉路点検 (潤滑油入路) 5. 閉路点検 (ポンプ) 6. 閉路点検 (潤滑油入路)	高 高 高 高 高 高	1次系ポンプ駆動検査	B**ポンプまたは電動機の分解 点検にあわせて実施 (稼働診断: 6M)		B*			
	原子炉用凝縮冷却水サーチャージタンク	1. 開放点検	高	1次系真鍮管継手検査			135M			
	原子炉用凝縮冷却水サーチャージタンク真鍮管がし弁	1. 開放点検	高	135M			13M			
	A原子炉用凝縮冷却水配管	1. 開放点検 2. 非破壊試験 3. 測定試験	高 高 高	1次系配管検査			26M			
	B原子炉用凝縮冷却水配管	1. 開放点検 2. 非破壊試験 3. 測定試験	高 高 高	1次系配管検査			13M			
			高	1次系配管検査			26M			
			高	1次系配管検査			13M			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

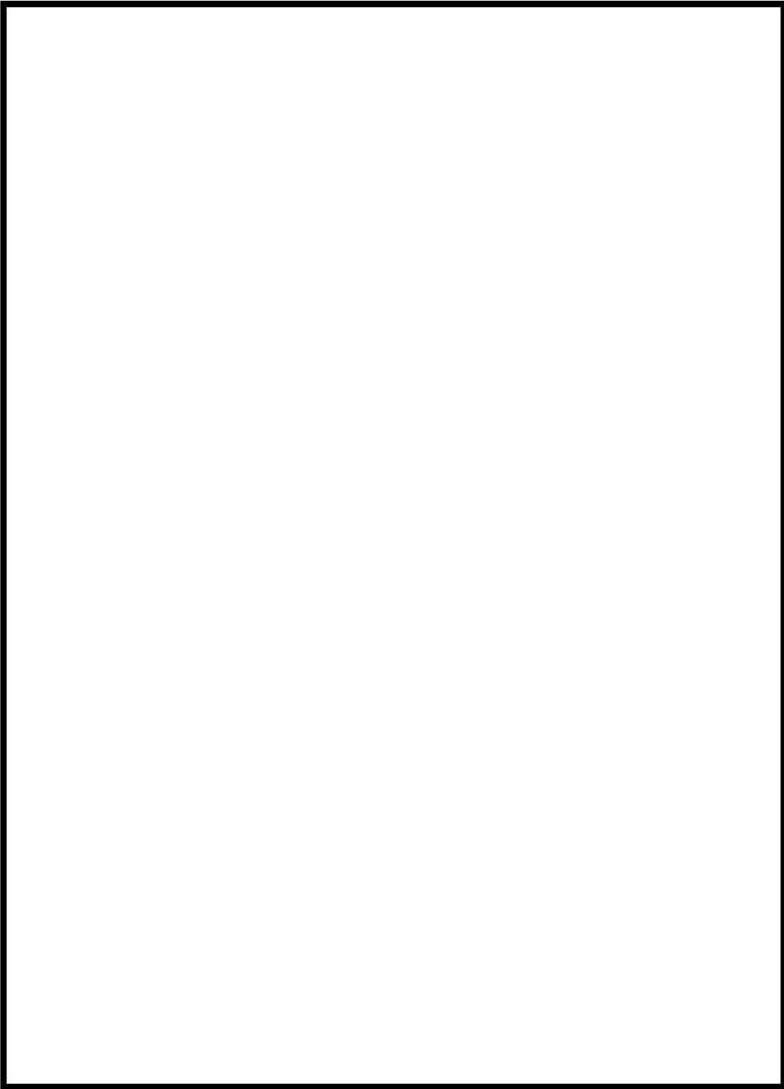
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉格納施設 検査名：1次系熱交換器検査(2/2) [タービン編] 要領書番号：O3-16-326</p>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 225 999 1353" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 350px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1361 813 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="248 277 949 1310" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 313px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="398 1315 804 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		資料構成の相違 ・大阪で提示している SA 設備を用いた SA 手段は 56 条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にて SA 設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 240 969 1326" style="border: 2px solid black; height: 680px; width: 328px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="398 1334 779 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">特選みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="199 225 999 1355" style="border: 2px solid black; height: 708px; width: 357px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="362 1361 817 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 260 958 1305" style="border: 2px solid black; height: 655px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="405 1305 808 1334" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

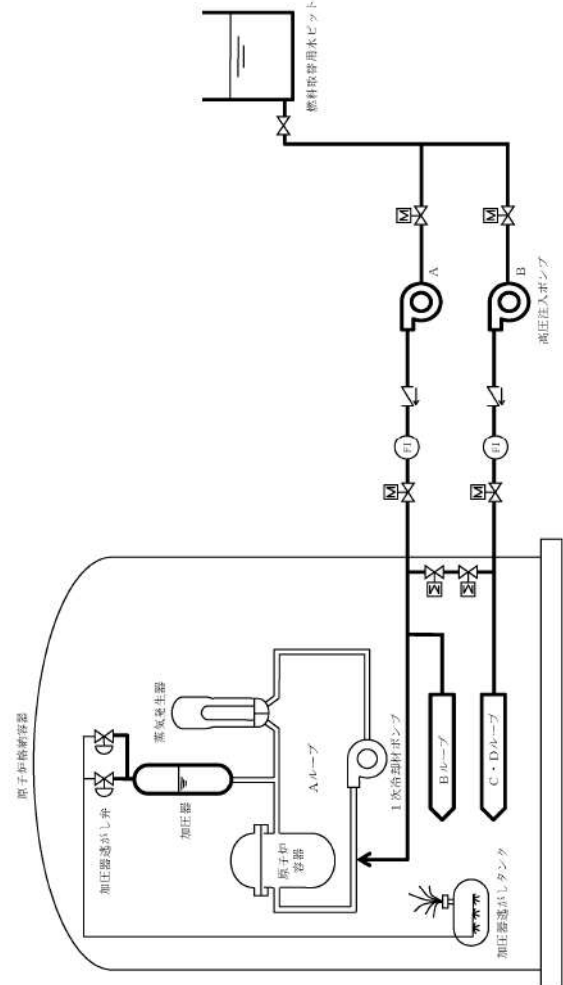
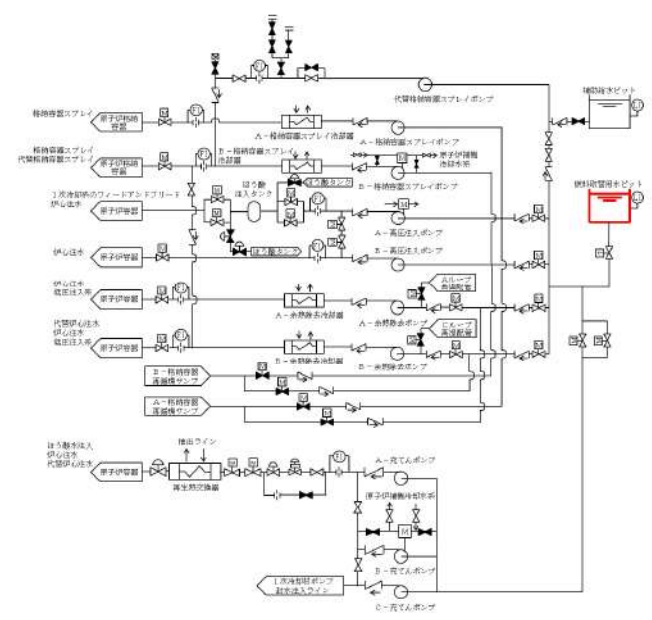
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>56-5 系統図</p>	<p>56-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">図 56-4-1 補助給水ピットを水源とした場合に用いる設備</p>	
56-5-5	重大事故等の収束に必要な水の供給設備 管路系統図（5）	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">重大事故等の取束に必要なとなる水の供給設備 概略系統図（1）</p>  <p style="text-align: center;">図 56-4-2 燃料取替用水ピットを水源とした場合に用いる設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等の取戻に必要となる水の供給設備 概略系統図(3)</p>		

56-5-3

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

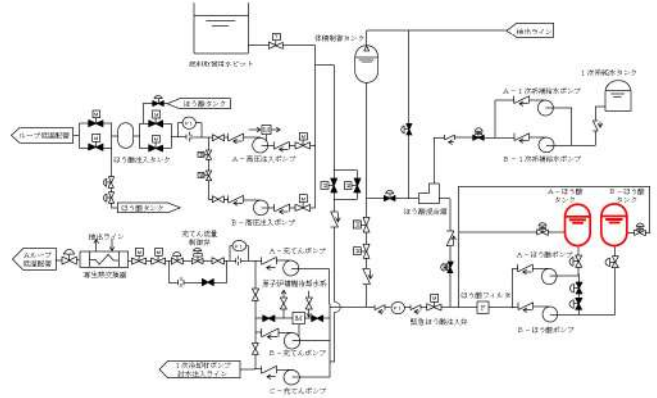
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">重大事故等の収束に必要な水の供給設備 管路系統図(4)</p>		

56-5-4

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図56-4-3 ほう酸タンクを水源とした場合に用いる設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等の取戻に必要となる水の供給設備 概略系統図(6)</p>	<p>図56-4-4 代替水源も水源とした場合に用いる設備、海も水源とした場合に用いる設備</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

56-5-7

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">重大事故等の取束に必要な水の供給設備 概略系統図（13）</p> <p style="text-align: center;">56-5-13</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

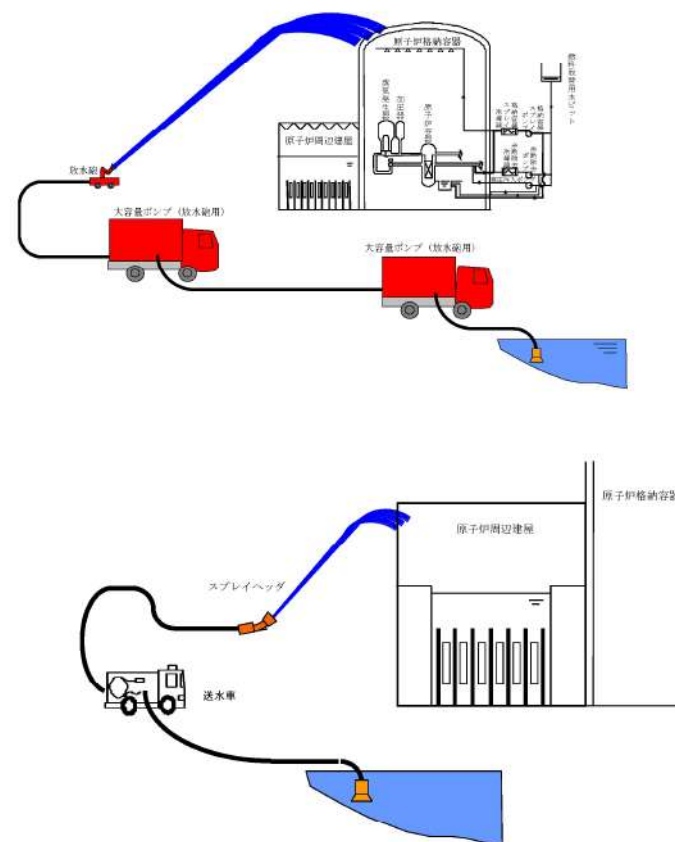
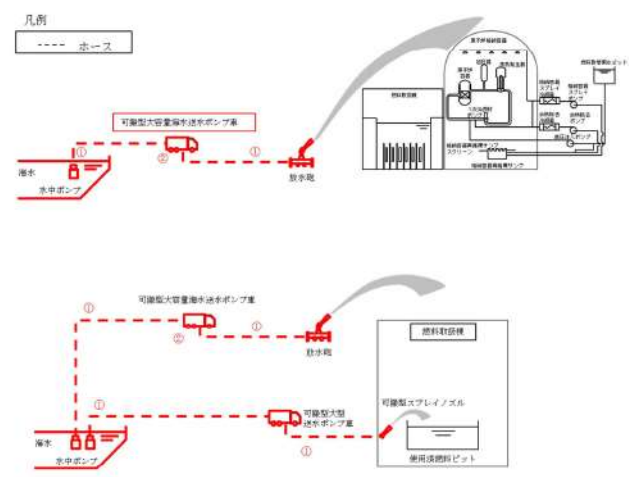
大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">重大事故等の取束に必要な水の供給設備 概略系図 (2)</p> <p style="text-align: center;">56-5-2</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

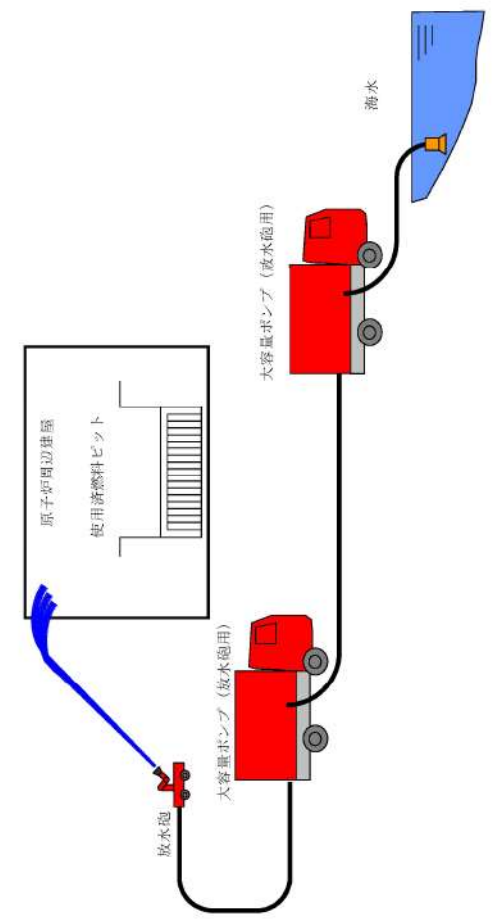

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">重大事故等の取束に必要な水の供給設備 概略系統図（1/2）</p>	<p style="text-align: center;">図 56-4-5 海を水源とした場合に用いる設備（格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却及び原子炉格納容器内の水素濃度監視）</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																		
 <p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 概略系統図 (14)</p>	<table border="1" data-bbox="1187 311 1859 375"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>接続操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例 --- ホース</p>  <p>図 56-4-6 海を水源とした場合に用いる設備 (放水設備 (大気への拡散抑制設備))</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—	②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考															
①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—															
②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

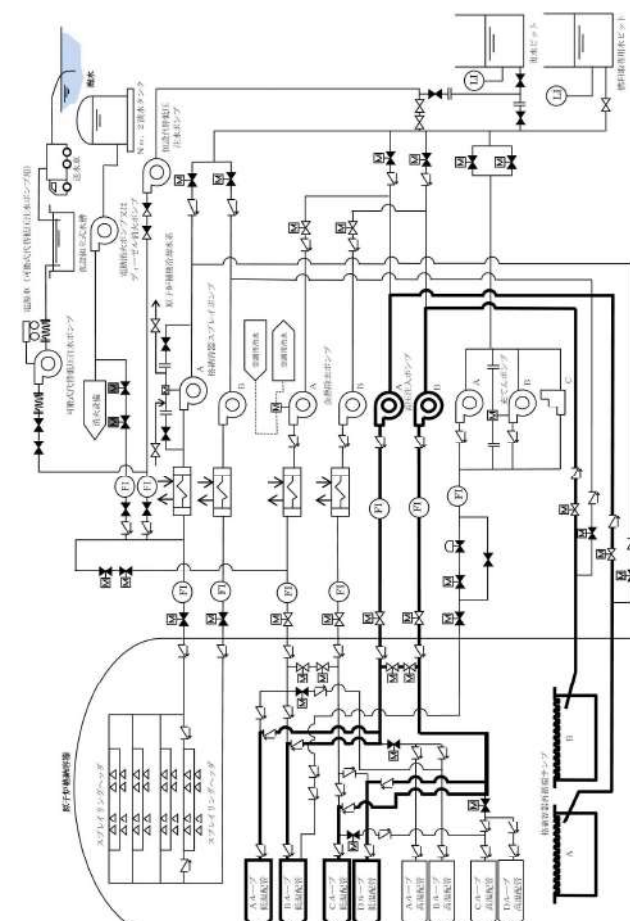
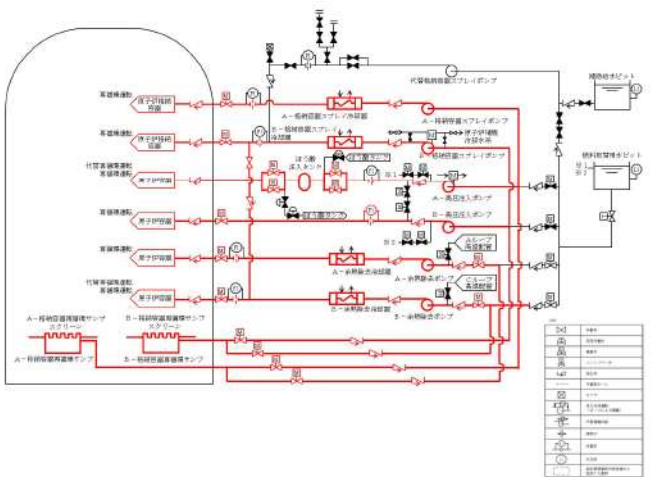
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
 <p style="text-align: center;">重大事故等の取束に必要な水の供給設備 概略系統図（15）</p>	<table border="1" data-bbox="1164 303 1859 383"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>接続操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">図 56-4-7 海を水源とした場合に用いる設備（放水設備（泡消火設備））</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—	②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考															
①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—															
②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>図 56-4-8 補助給水ピット及び燃料取替水ピットへ水を供給するための設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
 <p>重大事故等の取束に必要となる水の供給設備 概略系統図 (9)</p>	 <p>図 56-4-9 格納容器再循環サンプの水を供給するための設備</p>	<p>相違理由</p>
<p>56-5-9</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">図11 重大事故等時の取水設備 概略系統図(1/1)</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

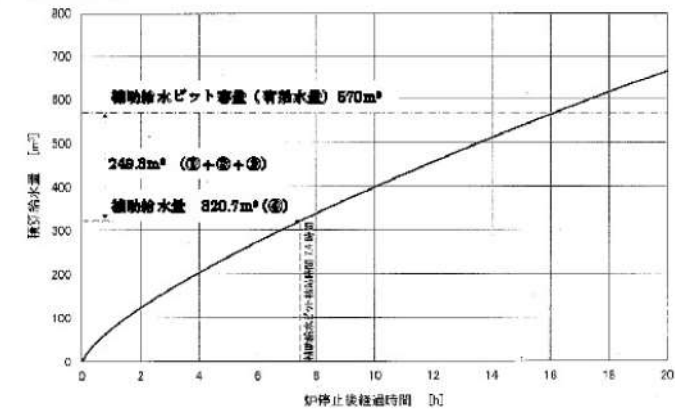
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>56-6 容量設定根拠 3号炉</p>	<p>56-5 容量設定根拠</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水源評価結果について（全交流動力電源喪失）</p> <p>水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】</p> <p>○ 水源</p> <p>・復水ピット： <input type="text"/> m³（有効水量）</p> <p>○ 水使用パターン：</p> <p>復水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器（SG）への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】 注水温度 <input type="text"/> C</p> <p>① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去：<input type="text"/> m³ <small>（原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）</small></p> <p>② 高温停止状態から冷却維持温度 <input type="text"/> C までの顕熱除去：<input type="text"/> m³ <small>（1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顕熱）</small></p> <p>③ 蒸気発生器水位回復：<input type="text"/> m³</p> <p>上記①～③の合計：<input type="text"/> m³</p> <p>④ 崩壊熱除去：<input type="text"/> m³</p> <div style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p>復水ピットの水位低警報値までの水量 <input type="text"/> m³（有効水量）から、1次冷却系を出力運転状態から <input type="text"/> C一定維持まで冷却するために必要な注水量（<input type="text"/> m³）を引いた量 <input type="text"/> m³の water がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、<input type="text"/> 時間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<p>2. 水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス</p> <p>【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】及び</p> <p>【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCAが発生しない場合】</p> <p>○ 水源</p> <p>補助給水ピット：570m³（有効水量）</p> <p>○ 水使用パターン</p> <p>補助給水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】 注水温度 40℃</p> <p>① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去：<input type="text"/> -11.6m³ <small>（原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）</small></p> <p>② 高温停止状態から冷却維持温度（170℃）までの顕熱除去：<input type="text"/> 158.5m³ <small>（1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の顕熱）</small></p> <p>③ 蒸気発生器水位回復：<input type="text"/> 104.4m³</p> <p>上記①～③の合計：<input type="text"/> 249.3m³</p> <p>④ 崩壊熱除去：<input type="text"/> 320.7m³</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>補助給水ピットの有効水量 570m³から、1次冷却材系統を出力運転状態から170℃まで減温するために必要な給水量等（249.3m³）を引いた量（320.7m³）の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、7.4時間後となる。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>補助給水ピットへの補給は、海から取水する。</p>	

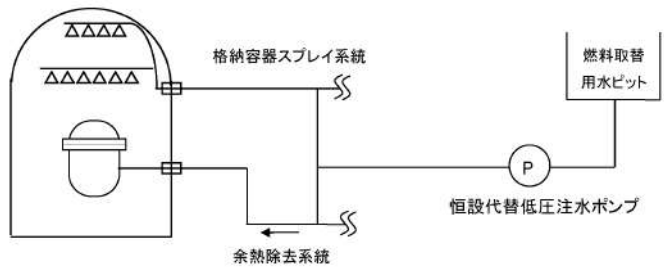
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>後になる。</p> <p> [] 時間までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>復水ピットへの補給は、海から取水する。</p> <p>○ 水源評価結果</p> <p> 事象発生 [] 時間後までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p> [] 時間までに、送水車で補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認。</p> <p> [] 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>○水源評価結果</p> <p> 事故後、7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより、対応可能である。</p> <p> 7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車により補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認した。</p>	

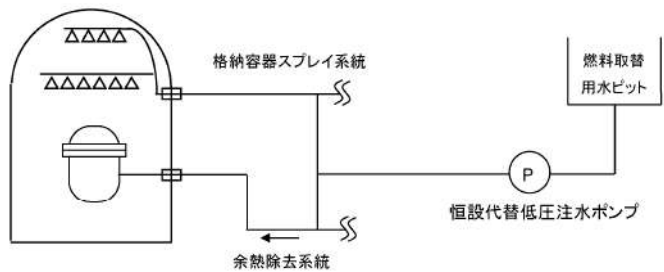
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>7日間における水源の対応 <全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+1次冷却材ポンプシールLOCA></p> <p>【炉心注水】</p> <p>○水源 燃料取替用水ピット： <input type="text"/> m³（有効水量）</p> <p>○水使用パターン 恒設代替低圧注水ポンプ： <input type="text"/> m³/h 事故後 <input type="text"/> 時間以降運転</p> <p>○時間評価（燃料取替用水ピットが枯渇するまでの時間評価） <input type="text"/> m³ ÷ <input type="text"/> m³/h = 約 <input type="text"/> 時間（事故後約 <input type="text"/> 時間）</p> <p>○水源評価結果 事故後約 <input type="text"/> 時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却+再循環運転に移行することで対応可能。</p>  <p style="text-align: center;">系統概略図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: center;">容-2(1/8)</p> <table border="1" data-bbox="1182 316 1881 454"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>燃料取替用水ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m³/個</td> <td><input type="text"/> 以上(2,000)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内は公称値を示す。</p> <p>計制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）及びその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備と兼用。</p> <p>最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合は記載事項であり、重大事故等対処設備としての値。</p> <p>【設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計基準対象施設 <p>設計基準対象施設の燃料取替用水ピットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-1「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書〔原子炉冷却系統設備〕」による。</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器内で火災が発生した際、消火要員による消火活動が困難である場合に、原子炉格納容器内にスプレイすることにより、原子炉格納容器全体の雰囲気水を噴霧して消火を行うために設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名称		燃料取替用水ピット	容量	m ³ /個	<input type="text"/> 以上(2,000)	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	95	
名称		燃料取替用水ピット												
容量	m ³ /個	<input type="text"/> 以上(2,000)												
最高使用圧力	MPa	大気圧												
最高使用温度	℃	95												

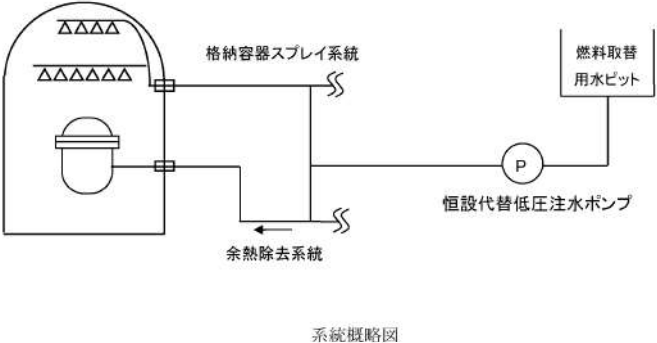
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7日間における水源の対応 <燃料取出前のミッドループ運転中における余熱除去機能喪失></p> <p>【炉心注水】</p> <p>○水源 燃料取替用水ピット： <input type="text"/> m³（有効水量）</p> <p>○水使用パターン 恒設代替低圧注水ポンプ：<input type="text"/> m³/h 事故後約 <input type="text"/> 分（<input type="text"/> 時間）以降運転</p> <p>○時間評価（燃料取替用水ピットが枯渇するまでの時間評価） <input type="text"/> m³ ÷ <input type="text"/> m³/h = 約 <input type="text"/> 時間（事故後約 <input type="text"/> 時間）</p> <p>○水源評価結果 事故後約 <input type="text"/> 時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却＋再循環運転に移行することで対応可能。</p>  <p style="text-align: center;">系統概略図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: right;">容-2(2/8)</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気速がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、加圧器速がし弁を開操作することでフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気速がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、格納容器再循環サンプ水位が再循環切替可能水位に到達後、格納容器再循環サンプを水源とした高圧注入ポンプは、再循環により炉心へほう酸水の注水を継続することで1次冷却系統をフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p>	

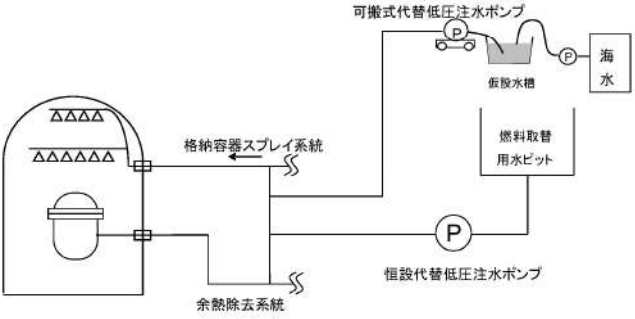
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7日間における水源の対応 <燃料取出前のミッドループ運転中における全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失></p> <p>【炉心注水】</p> <p>○水源 燃料取替用水ピット： <input type="text"/> m³ (有効水量)</p> <p>○水使用パターン 恒設代替低圧注水ポンプ：<input type="text"/> m³/h 事故後約<input type="text"/>分 <input type="text"/>時間以降運転</p> <p>○時間評価（燃料取替用水ピットが枯渇するまでの時間評価） <input type="text"/> m³ ÷ <input type="text"/> m³/h = 約<input type="text"/>時間(事故後約<input type="text"/>時間)</p> <p>○水源評価結果 事故後約<input type="text"/>時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却+再循環運転に移行することで対応可能。</p>  <p style="text-align: center;">系統概略図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: center;">容-2(3/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンブスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする充てんポンプは、化学体積制御系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンブスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンブスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7日間における水源の対応 <大破断LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗></p> <p>【格納容器注水】</p> <p>○水源 燃料取替用水ピット：□m³（有効水量）</p> <p>○水使用パターン 恒設代替低圧注水ポンプ：□m³/h 事象発生後約□分（□時間）時間以降運転</p> <p>○時間評価（燃料取替用水ピット水が枯渇するまでの時間評価） □m³÷□m³/h=約□時間（事故後約□時間） （なお、原子炉格納容器への注水総量は約□時間までに可搬式代替低圧注水ポンプによる注水を開始し、約□時間まで注水継続する。□m³/h×□h=約□m³）</p> <p>○水源評価結果 事象発生後約□時間までに可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水及び□時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に移行することにより対応可能。</p>  <p style="text-align: center;">系統概略図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: right;">容-2(4/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入システムにより炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-充てんポンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学体積制御系により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイシステムを介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする余熱除去ポンプは、低圧注入システムにより炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(5/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>燃料取替用水ビットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビットを水源とした格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ビットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ビットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ビットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(6/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p>系統構成は、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学体積制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。さらに、充てんポンプが使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(7/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ビットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ビット又は補助給水ビットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設のその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ビットの容量は、原子炉冷却系等施設としての設計基準対象施設と同仕様で設計し、 以上とする。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(8/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時に代替格納容器スプレイポンプ等による炉心注入の水源として使用する場合は、有効性評価において格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転又は高圧注入ポンプによる高圧再循環運転、可搬型大型送水ポンプ車及び格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 []³(注1)が確認されている。</p> <p>また、燃料取替用水ピットを重大事故等時に代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイの水源として使用する場合は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給と合わせて、事故後24時間までに可搬型大型送水ポンプ車、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 []³(注1)が確認されている。</p> <p>以上より、燃料取替用水ピットを重大事故等時に使用する場合は、[]³/個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 []³/個を上回る2,000m³/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時に使用する場合は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30℃であるため、これを上回る温度として95℃とする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時に使用する場合は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30℃であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、30℃を上回る95℃とする。</p> <p>(注1) 燃料取替用水ピットの有効水量</p> </div> <p style="text-align: center;">[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
<p>3号機</p> <table border="1" data-bbox="253 304 952 547"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">送水車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/台</td> <td>[]^(B1)、[]^(B2)、[]^(B3)、[]^(B4)、[]^(B5)、[]^(B6)、[]^(B7)、[]^(B8)、[]^(B9)</td> <td>[]^(B1)、[]^(B2)、[]^(B3)、[]^(B4)、[]^(B5)、[]^(B6)、[]^(B7)、[]^(B8)、[]^(B9)</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]^(B1)、[]^(B2)、[]^(B3)、[]^(B4)、[]^(B5)、[]^(B6)、[]^(B7)、[]^(B8)、[]^(B9)</td> <td>[]^(B1)、[]^(B2)、[]^(B3)、[]^(B4)、[]^(B5)、[]^(B6)、[]^(B7)、[]^(B8)、[]^(B9)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]^(B1)、[]^(B2)、[]^(B3)、[]^(B4)、[]^(B5)、[]^(B6)、[]^(B7)、[]^(B8)、[]^(B9)</td> <td>[]^(B1)、[]^(B2)、[]^(B3)、[]^(B4)、[]^(B5)、[]^(B6)、[]^(B7)、[]^(B8)、[]^(B9)</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>[]^(B1)、[]^(B2)、[]^(B3)、[]^(B4)、[]^(B5)、[]^(B6)、[]^(B7)、[]^(B8)、[]^(B9)</td> <td>[]^(B1)、[]^(B2)、[]^(B3)、[]^(B4)、[]^(B5)、[]^(B6)、[]^(B7)、[]^(B8)、[]^(B9)</td> </tr> <tr> <td>原動機の出力</td> <td>kW/台</td> <td>[]^(B1)、[]^(B2)、[]^(B3)、[]^(B4)、[]^(B5)、[]^(B6)、[]^(B7)、[]^(B8)、[]^(B9)</td> <td>[]^(B1)、[]^(B2)、[]^(B3)、[]^(B4)、[]^(B5)、[]^(B6)、[]^(B7)、[]^(B8)、[]^(B9)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 (注1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへの注水） (注2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへのスプレイ） (注3) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合の値 (注4) 原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備で使用する場合の値 (注5) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値 (注6) 公称値</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用</p> <p>【設定根拠】 ・重大事故等対処設備 重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。 送水車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名称		送水車		容量	m ³ /h/台	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)	吐出圧力	MPa	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)	最高使用圧力	MPa	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)	最高使用温度	℃	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)	原動機の出力	kW/台	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)	<p style="text-align: right;">容-6(1/12)</p> <table border="1" data-bbox="1178 368 1877 635"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">可搬型大型送水ポンプ車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、</td> <td>[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、</td> <td>[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="2">1.6</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="2">40</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>台</td> <td colspan="2">4（予備2）</td> </tr> <tr> <td>原動機出力</td> <td>kW/個</td> <td colspan="2">272</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 (概要) 重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型注水設備（使用済燃料ピットへの注水）</p> <p>系統構成は、可搬型注水設備としては海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより使用済燃料ピットへ注水する設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレイ設備としては、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所等外への放射性物質の拡散を抑制す</p> <p style="text-align: center;">[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名称		可搬型大型送水ポンプ車		容量	m ³ /h/個	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、	吐出圧力	MPa	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、	最高使用圧力	MPa	1.6		最高使用温度	℃	40		個数	台	4（予備2）		原動機出力	kW/個	272		
名称		送水車																																																				
容量	m ³ /h/台	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)																																																			
吐出圧力	MPa	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)																																																			
最高使用圧力	MPa	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)																																																			
最高使用温度	℃	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)																																																			
原動機の出力	kW/台	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)	[] ^(B1) 、[] ^(B2) 、[] ^(B3) 、[] ^(B4) 、[] ^(B5) 、[] ^(B6) 、[] ^(B7) 、[] ^(B8) 、[] ^(B9)																																																			
名称		可搬型大型送水ポンプ車																																																				
容量	m ³ /h/個	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、																																																			
吐出圧力	MPa	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、	[]以上、[]以上、[]以上、[]以上、																																																			
最高使用圧力	MPa	1.6																																																				
最高使用温度	℃	40																																																				
個数	台	4（予備2）																																																				
原動機出力	kW/個	272																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）としては、海水を送水車により使用済燃料ピットへ注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットの冷却機能の喪失及び注水機能の喪失による水位低下を防止するため、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による使用済燃料ピット水の蒸散量を上回る補給量を有する設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレイ設備として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッドを介して使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備は、使用済燃料ピット全面にスプレイすることで燃料損傷の進行を緩和し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することができる設計とする。</p> <p>送水車は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッドを介して原子炉周辺建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、使用済燃料ピットへの水の注水手段の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の重大事故等対処設備（海から使用済燃料ピットへの注水）として、送水車、軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して使用済燃料ピットへ水を注水する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備と</p>	<p>容-6(2/12)</p> <p>るために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、海を水源として可搬型大型送水ポンプ車にて送水し、可搬型スプレイノズルを介して燃料取扱建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するための代替格納容器スプレイポンプ等の水源となる燃料取替用水ピット若しくは原子炉へ直接海水等を注水するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注入機能が喪失した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を接続することで、代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットへ海水等を補給し、若しくは格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ直接注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>して使用する送水率は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ海水を注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることで原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p>	<p style="text-align: right;">容-6(3/12)</p> <p>基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ピットへ送水し、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの通水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるため燃料取替用水ピットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ピットへ送水し、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器二次側への注水手段の水源となる復水ビッドが枯渇した場合の重大事故等対処設備として、送水車及び軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して復水ビッドへ水を補給できる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ビッドの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ビッドが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクロー</p>	<p style="text-align: right;">容-6(4/12)</p> <p>系統構成は、使用済燃料ビッドから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ビッド水位が使用済燃料ビッド出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ビッド全面へスプレイすることにより使用済燃料ビッド内の燃料体等の著しい損傷の進行緩和、臨界防止及び放射性物質の放出低減を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は原子炉補機冷却水設備への送水とそれ以外の設備への送水のために2台必要であることから、保有数は4台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計6台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 使用済燃料ビッドへ注水する場合の容量 \square m³/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビッドへ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ビッド水の小規模の漏えいによる水位低下について、使用済燃料ビッド入口配管からの漏えいの場合は、サイフォンブレーカの効果によりサイフォンブレーカ開口部の高さで水位低下は止まり、最も水位が低下する使用済燃料ビッド出口配管からの漏えいの場合は、出口配管の高さまで水位が低下することで漏えいは止まるため、出口配管の水位から遮蔽基準値に相当する水位に到達するまでは余裕があることから、使用済燃料ビッドの蒸発量 \square m³/h)を上回る容量として、\square m³/h/個以上とする。</p> <p>1.2 使用済燃料ビッドへスプレイする場合の容量 \square m³/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ビッドへスプレイする可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ビッドから大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備による注水を行っても使用済燃料ビッド水位が使用済燃料ビッド出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合において、使用済燃料ビッド全面にスプレイ又は大量の水を放水することにより、できる限り環境への放射性物質の放出を低減できることを添付資料21「使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書」にて確認しており、そのときの容量が \square m³/hであることから \square m³/h/個以上とする。</p> <p>1.3 代替炉心注水を行う場合の容量 \square m³/h/個以上</p> <p>原子炉冷却システム施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水</p> <p style="text-align: center;">\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>ーリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレィ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、格納容器へ注水できる設計とする。</p> <p>送水車の保有数量は、3号炉、4号炉それぞれ2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台（3号炉及び4号炉共用の予備1台含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>送水車は、以下の機能を十分に発揮するために、必要な容量を基に設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピットへの注水のための必要容量を満足する設計とする。 ・使用済燃料ピットへのスプレィのための必要容量を満足する設計とする。 ・可搬式代替低圧注水ポンプによる炉心への注水のための必要容量を満足する設計とする。 ・タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水に必要な容量を満足する設計とする。 ・可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉格納容器内への注水のための必要容量を満足する設計とする。 <p>(1) 使用済燃料ピットへ注水する場合の容量 \square m³/h以上</p> <p>使用済燃料ピットへの注水容量については、重大事故等対策有効性評価の中で、想定事故1（使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障）のシナリオにおいて最大必要容量は \square m³/hと評価しており、解析の結果、使用済燃料ピット内の燃料集合体の崩壊熱を除去できることが確認できていることから、これを上回る容量 \square m³/h以上とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットへの注水、仮設組立式水槽への補給及び復水ピットへの補給に同時使用することから、これを上回る容量 \square m³/h/台とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへスプレィする場合の容量 \square m³/h以上</p> <p>使用済燃料ピットへのスプレィ容量については、使用済燃料ピットスプレィヘッドにて、使用済燃料ピット全体に放水することができる流量である \square m³/h以上とする。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 \square m³/h/台とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-6(5/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>時に海水等を原子炉へ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車は設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレィポンプの代替設備であることから、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレィポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である \square m³/h/個以上とする。</p> <p>1.4 燃料取替用水ピットへ補給を行う場合の容量 \square m³/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備として原子炉注水設備として炉心注水時に代替格納容器スプレィポンプの水源となる燃料取替用水ピットへ海水等を供給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレィポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である \square m³/h/個以上とする。</p> <p>1.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の容量 \square m³/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う可搬型大型送水ポンプ車の容量は、原子炉補機冷却系統を介して高圧注入ポンプ、PASS及び格納容器再循環ユニットへ海水等を送水し、各種種類の冷却及び格納容器内を自然対流冷却する設備であることから、高圧注入ポンプ、PASSの冷却及び格納容器再循環ユニットを用いた格納容器自然対流冷却を行うために必要な容量である \square m³/h/個以上とする。</p> <p>1.6 補助給水ピットへ補給する場合の容量 \square m³/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として補助給水ピットへの補給を行う可搬型大型送水ポンプ車の容量は、蒸気発生器2次側へ給水する補助給水ポンプの水源である補助給水ピットへ補給する設備であることから、補助給水ポンプの給水流量を確保できる容量である \square m³/h/個以上とする。</p> <p>1.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の容量 \square m³/h/個以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として格納容器スプレィ時に燃料取替用水ピットへ海水等を補給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車が設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレィポンプの水源である燃料取替用水ピットへ補給する設備であることから、代替格納容器スプレィポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器への注水流量を確保できる容量である \square m³/h/個以上とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の容量 \square m³/h以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉へ注水する場合の容量 \square m³/h以上 原子炉への注水容量の最大値については、重大事故等対策有効性評価の中で、中小LOCA(2インチ破断)+ECCS注入失敗の注水量が \square m³/hである。 送水車は、これを上回る容量 \square m³/h/台)とする。 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内へスプレイする場合の容量 \square m³/h以上 格納容器へのスプレイ容量の最大値は、重大事故等対策有効性評価の中で、大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗の注水量が \square m³/hである。 送水車は、これを上回る容量 \square m³/h/台)とする。 <p>(4) 復水ピットへ補給する場合の容量 \square m³/h以上</p> <p>全交流電源喪失+RCP シール LOCA 時に必要となる復水ピットへの補給容量については、ストレステスト報告書および審査資料の中において、復水ピット水の枯渇後の崩壊熱に応じた水量として \square m³/h を設定しており、解析の結果、蒸気発生器による炉心冷却の健全性は確保されることが確認できている。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 \square m³/h/台)とする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへ注水する場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところ以下となり \square MPaとなる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>ホース圧力損失</td> <td style="text-align: right;">\square MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: right;">\square MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">\square MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 \square MPa) の送水車で \square m³/h を注水可能な設計とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへスプレイする場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)、スプレイヘッド必要圧力を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところ以下となり \square MPaとなる。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	ホース圧力損失	\square MPa	静水頭	\square MPa	合計	\square MPa	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-6(6/12)</p> <p>公称値については、本設備は使用済燃料ピットへの注水と燃料取替用水ピットへの補給、使用済燃料ピットへの注水と補助給水ピットへの補給、若しくは代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却をそれぞれ1台の可搬型大型送水ポンプ車で同時に供給することがあるため、同時に供給する最大容量である代替補機冷却と格納容器自然対流冷却を行う場合の \square m³/hを上回る \square m³/hとする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>2.1 使用済燃料ピットへ注水する場合の吐出圧力 \square MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ピットへ注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に、同時送水を考慮して設定する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">0.227MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">\square MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">\square MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">\square MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、\square MPa以上とする。</p> <p>2.2 使用済燃料ピットへスプレイする場合の吐出圧力 \square MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへスプレイする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ピットへスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">0.227MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損(スプレイノズル)</td> <td style="text-align: right;">約</td> <td style="text-align: right;">\square MPa</td> </tr> </table>	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.227MPa	機器圧損	約	\square MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	\square MPa	合計	約	\square MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.227MPa	機器圧損(スプレイノズル)	約	\square MPa	<p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>
ホース圧力損失	\square MPa																															
静水頭	\square MPa																															
合計	\square MPa																															
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.227MPa																														
機器圧損	約	\square MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	\square MPa																														
合計	約	\square MPa																														
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.227MPa																														
機器圧損(スプレイノズル)	約	\square MPa																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">ホース圧力損失</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">□</td> <td style="width: 30%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>スプレーヘッド必要圧力</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td>MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 □ MPa) の送水車で □ m³/h をスプレー可能な設計とする。</p> <p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の吐出圧力 原子炉への注水又は原子炉格納容器内へスプレーする場合に使用する仮設組立式水槽への補給流量に対する必要吐出は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり □ MPa となる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">ホース圧力損失</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">□</td> <td style="width: 30%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td>MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 □ MPa) の送水車で □ m³/h を補給可能な設計とする。</p> <p>(4) 復水ピットへ補給する場合の吐出圧力 復水ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり □ MPa となる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">ホース圧力損失</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">□</td> <td style="width: 30%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">□</td> <td>MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 □ MPa) の送水車で □ m³/h を補給可能な設計とする。</p> <p>3. 最高使用圧力 送水車で最大必要吐出圧は □ MPa であり、消防法に適合する使用圧力 □ MPa 以下の □ MPa を最高使用圧力とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> </div>	ホース圧力損失	□	MPa	静水頭	□	MPa	スプレーヘッド必要圧力	□	MPa	合計	□	MPa	ホース圧力損失	□	MPa	静水頭	□	MPa	合計	□	MPa	ホース圧力損失	□	MPa	静水頭	□	MPa	合計	□	MPa	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-6(7/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約 □</td> <td style="width: 30%;">MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">約 □</td> <td>MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへスプレーする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□ MPa以上とする。</p> <p>2.3 代替炉心注水を行う場合の吐出圧力 □ MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約</td> <td style="width: 30%;">0.70MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>0.124MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□ MPa以上とする。</p> <p>2.4 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 □ MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">約</td> <td style="width: 30%;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>0.295MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">約</td> <td>□ MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> □ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> </div>	配管・ホース及び弁類圧損	約 □	MPa	合計	約 □	MPa	水源と移送先の圧力差	約	0.70MPa	静水頭	約	0.124MPa	機器圧損	約	□ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa	合計	約	□ MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.295MPa	機器圧損	約	□ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa	合計	約	□ MPa	
ホース圧力損失	□	MPa																																																																		
静水頭	□	MPa																																																																		
スプレーヘッド必要圧力	□	MPa																																																																		
合計	□	MPa																																																																		
ホース圧力損失	□	MPa																																																																		
静水頭	□	MPa																																																																		
合計	□	MPa																																																																		
ホース圧力損失	□	MPa																																																																		
静水頭	□	MPa																																																																		
合計	□	MPa																																																																		
配管・ホース及び弁類圧損	約 □	MPa																																																																		
合計	約 □	MPa																																																																		
水源と移送先の圧力差	約	0.70MPa																																																																		
静水頭	約	0.124MPa																																																																		
機器圧損	約	□ MPa																																																																		
配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa																																																																		
合計	約	□ MPa																																																																		
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																																																																		
静水頭	約	0.295MPa																																																																		
機器圧損	約	□ MPa																																																																		
配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa																																																																		
合計	約	□ MPa																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p style="text-align: center;">大飯発電所3 / 4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>4. 最高使用温度</p> <p>送水車の最高使用温度は、水源である海水の温度及び補給先である復水ビットの最高使用温度が <input type="text"/> °Cであり、同仕様で設計し、<input type="text"/> °Cとする。</p> <p>5. 原動機出力</p> <p>送水車の原動機出力は、消防法に適合した送水車を配備することから、その原動機出力が <input type="text"/> kWであり、原動機出力を <input type="text"/> kW以上とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: right;">容-6(8/12)</p> <p>て燃料取替用水ビットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p>2.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の吐出圧力 <input type="text"/> MPa以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉補機冷却水系統に送水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0.275MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.323MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <p>2.6 補助給水ビットへ補給する場合の吐出圧力 <input type="text"/> MPa以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ビットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を補助給水ビットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に同時送水を考慮して設定する。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.190MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ビットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa以上とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa	静水頭	約	0.323MPa	機器圧損	約	<input type="text"/> MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa	合計	約	<input type="text"/> MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.190MPa	機器圧損	約	<input type="text"/> MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa	合計	約	<input type="text"/> MPa	
水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa																														
静水頭	約	0.323MPa																														
機器圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
合計	約	<input type="text"/> MPa																														
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.190MPa																														
機器圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa																														
合計	約	<input type="text"/> MPa																														

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由															
	<p style="text-align: right;">容-6 (9/12)</p> <p>2.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 <input type="text"/> MPa 以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に同時送水を考慮し設定する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.295MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td><input type="text"/> MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、<input type="text"/> MPa 以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力 <input type="text"/> MPa を上回る <input type="text"/> MPa のポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 ^(注1)</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時ににおいて使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電氣的に 1.6MPa に制限していることから、その制限値である 1.6MPa とする。</p> <p>4. 最高使用温度 ^(注1)</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時ににおいて使用する場合の温度は、水源である海水の温度 ^(注2) が 40℃ を下回るため 40℃ とする。</p> <p>5. 原動機出力</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の原動機出力は、流量 <input type="text"/> m³/h の軸動力を基に設定する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車の流量が <input type="text"/> m³/h、吐出圧力が <input type="text"/> MPa、そのときの同ポンプの必要軸動力は、メーカー設定値より <input type="text"/> kW/個とする。</p> <p>(注1) 重大事故等対処設備については、重大事故等時ににおいて使用する場合の圧力及び温度を記載する。</p> <p style="text-align: center;"><input type="text"/> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約	<input type="text"/> MPa	静水頭	約	0.295MPa	機器圧損	約	<input type="text"/> MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa	合計	約	<input type="text"/> MPa	
水源と移送先の圧力差	約	<input type="text"/> MPa															
静水頭	約	0.295MPa															
機器圧損	約	<input type="text"/> MPa															
配管・ホース及び弁類圧損	約	<input type="text"/> MPa															
合計	約	<input type="text"/> MPa															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-6(10/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>以降の重大事故等時の最高使用圧力及び最高使用温度についても同様の記載とする。</p> <p>(注2) 海水の温度は、外気の温度である原子伊設置変更許可申請書添付書類六に示す泊発電所における最高の月平均気温である8月の約25.6℃（寿部特別地域気象観測所24.5℃、小樽特別地域気象観測所25.6℃）を下回る。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p style="text-align: center;">容-6(11/12)</p> <p>参考 可搬型大型送水ポンプ車付属水中ポンプの揚程について</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、付属の水中ポンプにて取水し、車載の送水ポンプにて送水する構造である。</p> <p>容量設定根拠で示している吐出圧力は、送水ポンプ（送水側）によるものであることから、ここでは、可搬型大型送水ポンプ車付属の水中ポンプによって各取水場所から取水し、送水ポンプに送水できることを示す。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、動力消防ポンプ車の技術上の規格を定める省令（自治省令24号）に準拠して製造されており、水中ポンプを用いず吸水（大気圧のみで水を吸い上げる）することが可能である。可搬型大型送水ポンプ車は、同省令第21条（ポンプの放水性能試験）で定める放水性能試験にて、吸水高さ3mの状態において定格容量を満足することを確認している。</p> <p>注水設備及び除熱設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差が最大となる3号炉取水ピットスクリーン室から送水ポンプへ取水する時でも、付属の水中ポンプを用いることにより最大取水量を満足する設計としている。</p> <p>放水性能試験時及び水中ポンプを用いた3号炉取水ピットスクリーン室からの最大取水時の有効吸込み水頭を第1表に示す。</p> <p>第1表に示すとおり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭 に対し、水中ポンプの定格揚程、最大取水時における取水ラインホースの圧力損失、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差等を考慮した場合の有効吸込み水頭は であり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭を上回っていることから、水中ポンプから送水ポンプへの送水が可能である。</p> <p>なお、水中ポンプは、水面下約5mに吊り下げられることから引き津波を考慮しても運転必要最低水位が常に確保されるため、水中ポンプにキャビテーションを発生させることなく、送水ポンプへ送水可能である。</p> <p style="text-align: center;">第1表 取水場所で供給可能な吸込み水頭</p> <table border="1" data-bbox="1160 1093 1899 1216"> <thead> <tr> <th>取水方法</th> <th>取水場所</th> <th>取水量 [m³/h]</th> <th>取水面と送水 ポンプ吸込み 口の高低差 [m]</th> <th>ホースの 圧力損失 [k]</th> <th>水中ポンプの 定格揚程 [m]</th> <th>大気圧 [k]</th> <th>飽和蒸気圧* [k]</th> <th>有効吸込み水頭 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸水</td> <td>-</td> <td>300</td> <td>3</td> <td> </td> <td>-</td> <td>10.3</td> <td>0.08 (水温5℃の値)</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>付属水中 ポンプ</td> <td>3号炉取水ピット スクリーン室</td> <td>187.8</td> <td> </td> <td> </td> <td>10</td> <td>10.3</td> <td>0.70 (水温40℃の値)</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">*放水性能試験における水温の規定はないため、安全側に飽和蒸気圧を設定している。</p> <p style="text-align: center;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </p>	取水方法	取水場所	取水量 [m ³ /h]	取水面と送水 ポンプ吸込み 口の高低差 [m]	ホースの 圧力損失 [k]	水中ポンプの 定格揚程 [m]	大気圧 [k]	飽和蒸気圧* [k]	有効吸込み水頭 [m]	吸水	-	300	3	 	-	10.3	0.08 (水温5℃の値)	 	付属水中 ポンプ	3号炉取水ピット スクリーン室	187.8	 	 	10	10.3	0.70 (水温40℃の値)	 	
取水方法	取水場所	取水量 [m ³ /h]	取水面と送水 ポンプ吸込み 口の高低差 [m]	ホースの 圧力損失 [k]	水中ポンプの 定格揚程 [m]	大気圧 [k]	飽和蒸気圧* [k]	有効吸込み水頭 [m]																					
吸水	-	300	3	 	-	10.3	0.08 (水温5℃の値)	 																					
付属水中 ポンプ	3号炉取水ピット スクリーン室	187.8	 	 	10	10.3	0.70 (水温40℃の値)	 																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-6(12/12)</p> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型大型送水ポンプ車の3号炉取水ピットスクリーン室上部配置図</p> <p style="text-align: center;">□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">大容量ポンプ（放水砲用） （3・4号機共用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>原動機出力</td> <td>kW/個</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）公称値</p> <p>【設定根拠】 重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の取束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を</p>		名称		大容量ポンプ（放水砲用） （3・4号機共用）		容量	m ³ /h/個	[]	[]	吐出圧力	MPa	[]	[]	最高使用圧力	MPa	[]	[]	最高使用温度	℃	[]	[]	原動機出力	kW/個	[]	[]	<p style="text-align: center;">容-14(1/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">可搬型大容量海水送水ポンプ車</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>HS900N</th> <th>HS1200</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>[]以上</td> <td>[]以上</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>台</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>原動機出力</td> <td>kW/個</td> <td>[]</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 （概要） 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の取束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型大型送水ポンプ車においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへ十分な量の水を供給するため設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋に大量の水を放水することによって、一部の水が使用済燃料ピットに注水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋へ放水できる設計とする。</p>		名称		可搬型大容量海水送水ポンプ車				HS900N	HS1200	容量	m ³ /h/個	[]以上	[]以上	吐出圧力	MPa	[]	[]	最高使用圧力	MPa	[]	[]	最高使用温度	℃	[]	[]	個数	台	[]	[]	原動機出力	kW/個	[]	[]	<p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</p>
名称		大容量ポンプ（放水砲用） （3・4号機共用）																																																										
容量	m ³ /h/個	[]	[]																																																									
吐出圧力	MPa	[]	[]																																																									
最高使用圧力	MPa	[]	[]																																																									
最高使用温度	℃	[]	[]																																																									
原動機出力	kW/個	[]	[]																																																									
名称		可搬型大容量海水送水ポンプ車																																																										
		HS900N	HS1200																																																									
容量	m ³ /h/個	[]以上	[]以上																																																									
吐出圧力	MPa	[]	[]																																																									
最高使用圧力	MPa	[]	[]																																																									
最高使用温度	℃	[]	[]																																																									
個数	台	[]	[]																																																									
原動機出力	kW/個	[]	[]																																																									
<p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</p>		<p style="text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">容-14(2/4)</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより、複数の方向から燃料取扱建屋に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	

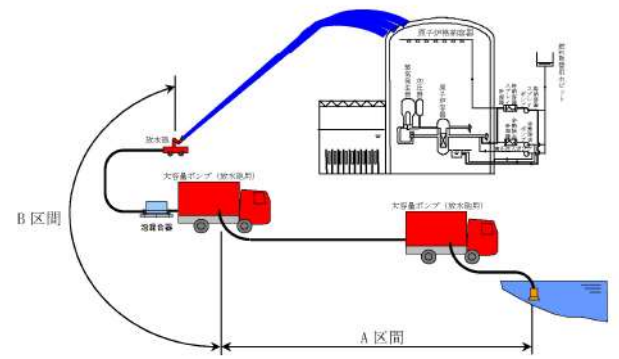
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、定格容量 \square m³/h/個、吐出圧力 \square MPaの水中ポンプにて海水を取水し、うず巻形ポンプまで送水する設計とし、2個直列に設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、3号炉及び4号炉で1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台（原子炉冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用）の合計3台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量 \square m³/h/個以上 \square m³/h/個～ \square m³/h/個))</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等時ににおいて使用する場合の容量は、最大放水量となる3号機と4号機の両方に同時に原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、放射性物質の拡散を抑制するため、第1図の性能曲線に示すとおり、\square m³/hで放水（直線状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、大容量ポンプ（放水砲用）の容量は1台で3号機と4号機の両方に同時に放水する場合の容量である \square m³/h以上とする。また、原子炉周辺建屋等に放水する場合は、噴霧状放水とすることでより広範囲において放水が可能である。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%; margin: 5px 0;"></div> <p>なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大容量 \square m³/h/個を満足するものとして、定格容量 \square m³/h/個～ \square m³/h/個とする。</p> <p>2. 吐出圧力 \square MPa以上 \square MPa))</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等時ににおいて使用する場合の揚程は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: right;">容-14(3/4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、\square保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は原子炉格納容器又は燃料取扱建屋等に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、放射性物質の拡散を抑制するため、放水砲を用いて \square m³/hで放水（棒状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は1台で原子炉格納容器に放水する場合の容量である \square m³/h以上とする。また、燃料取扱建屋等に放水する場合は、霧状放水とすることでより広範囲において放水が可能である。</p> <p>なお、泡消火時に必要な容量は、国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアルに規定されている容量である \square</p> <p>公称値については、要求される最大容量 \square m³/h/個を上回る \square</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p>以上より、可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は \square MPa以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力 \square MPaとする。</p> <p>3. 最高使用圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等時ににおいて使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電氣的に \square 制限していることから、その制限値である \square MPaとする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号	相違理由																								
<div data-bbox="257 279 963 678"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>圧力損失 (MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A区間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移送先圧力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>A区間合計 (1.2MPa以下で問題なし)</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>B区間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移送先圧力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>B区間合計</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>A区間合計、B区間合計のうち大きい値</td> <td>MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="291 702 963 790">以上より、大容量ポンプ（放水砲用）の揚程は約 MPa以上とする。 なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大揚程約 MPaを満足するものとして定格揚程、 MPaとする。</p>  <div data-bbox="358 1284 862 1316" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> </div>	項目	圧力損失 (MPa)	A区間		移送先圧力	MPa	静水頭	MPa	配管・ホース及び弁類圧損	MPa	A区間合計 (1.2MPa以下で問題なし)	MPa	B区間		移送先圧力	MPa	機器圧損	MPa	配管・ホース及び弁類圧損	MPa	B区間合計	MPa	A区間合計、B区間合計のうち大きい値	MPa	<p data-bbox="1747 231 1870 263" style="text-align: right;">容-14(4/4)</p> <p data-bbox="1176 279 1870 367">4. 最高使用温度 可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合は、 MPaとする。</p> <p data-bbox="1176 399 1870 486">5. 原動機出力 可搬型大容量海水送水ポンプ車の原動機出力は、定格流量点 MPa MPaでの軸動力を考慮し、 MPaとする。</p> <div data-bbox="1187 510 1870 606" style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1377 1284 1836 1316" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	
項目	圧力損失 (MPa)																									
A区間																										
移送先圧力	MPa																									
静水頭	MPa																									
配管・ホース及び弁類圧損	MPa																									
A区間合計 (1.2MPa以下で問題なし)	MPa																									
B区間																										
移送先圧力	MPa																									
機器圧損	MPa																									
配管・ホース及び弁類圧損	MPa																									
B区間合計	MPa																									
A区間合計、B区間合計のうち大きい値	MPa																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="264 279 967 571" data-label="Figure"> </div> <div data-bbox="470 577 761 603" data-label="Caption"> <p>第1図 容量 □ m³/hにおける性能曲線</p> </div> <div data-bbox="264 667 967 1021" data-label="List-Group"> <ol style="list-style-type: none"> 3. 最高使用圧力 (□ MPa) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は送水ポンプの最高使用圧力は、締切圧力が □ MPaであることから、□ MPaとする。 4. 最高使用温度 (□ °C) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は最高使用温度は、水源である海水の温度が □ °Cを下回るため □ °Cとする。 5. 原動機出力 (□ kW～□ kW) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は原動機出力は、定格流量点（容量：□ m³/h～□ m³/h、吐出圧力：□ MPa）での軸動力を考慮し、□ kW～□ kWとする。 </div> <div data-bbox="358 1050 869 1088" data-label="Text"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1" data-bbox="262 306 965 424"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>仮設組立式水槽</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量 (注1)</td> <td>m³/基</td> <td>□ (注2)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (注1)</td> <td>—</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度 (注1)</td> <td>℃</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 重大事故等時における使用時の値 (注2) 公称値</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する仮設組立式水槽は、以下の機能を有する。 <p>仮設組立式水槽は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、仮設組立式水槽を水源とした可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングの</p> <div data-bbox="367 1289 869 1334" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	名 称		仮設組立式水槽	容 量 (注1)	m ³ /基	□ (注2)	最高使用圧力 (注1)	—	□	最高使用温度 (注1)	℃	□		<p>設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし</p>
名 称		仮設組立式水槽												
容 量 (注1)	m ³ /基	□ (注2)												
最高使用圧力 (注1)	—	□												
最高使用温度 (注1)	℃	□												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="262 277 965 1230" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>スプレインゾルより原子炉格納容器内にスプレイすることで原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ビットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、原子炉へ注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレインゾルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="264 276 965 1142" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、格納容器へ注水できる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽の保有数は、3号機、4号機それぞれで2セット2基、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1基の合計5基（3号機及び4号機共用の予備1基を含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量 <input type="text" value=""/> m³/基</p> <p>仮設組立式水槽は、以下の機能を発揮するために、必要な容量を基に設定する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプの水源としての貯水槽であり、可搬式代替低圧注水ポンプにおける最大注水量の <input type="text" value=""/> m³/hの容量に対し、貯水槽に海水を連続的に補給する送水車からの補給量は <input type="text" value=""/> m³/hと注水量を上回っている。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプの運転に支障がないよう十分な余裕を持った <input type="text" value=""/> m³容量とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 <input type="text" value=""/></p> <p>仮設組立式水槽の最高使用圧力は、大気開放式の貯水槽であることから、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 <input type="text" value=""/> (°C)</p> <p>仮設組立式水槽の最高使用温度は、送水車により海水を受け入れる大気開放式の貯水槽であり、送水車の最高使用温度と同じ <input type="text" value=""/> °Cとする。</p> </div> <div data-bbox="360 1177 864 1222" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1" data-bbox="262 306 965 488"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th colspan="2">恒設代替低圧注水ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量 (注1)</td> <td>m³/h/個</td> <td>110 以上、130 以上 (注2) (150 (注3))</td> </tr> <tr> <td>揚 程 (注1)</td> <td>m</td> <td>□ 以上、□ 以上 (注2) (150 (注3))</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (注1)</td> <td>MPa</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度 (注1)</td> <td>℃</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 重大事故等時における使用時の値 (注2) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する 場合の値 (注3) 公称値</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に燃料取替用水ビット又は復水ビットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して原子炉へ注水することにより炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合には、同様の運転にて熔融炉心の原子炉容器下部への落下を遅延・防止することで原子炉格納容器の損傷を防止する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の取束に必要な水源とは別に、重大事故等の取束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の取束に必要と</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>	名 称	恒設代替低圧注水ポンプ		容 量 (注1)	m ³ /h/個	110 以上、130 以上 (注2) (150 (注3))	揚 程 (注1)	m	□ 以上、□ 以上 (注2) (150 (注3))	最高使用圧力 (注1)	MPa	□	最高使用温度 (注1)	℃	95	原 動 機 出 力	kW/個	□		<p>設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし</p>
名 称	恒設代替低圧注水ポンプ																			
容 量 (注1)	m ³ /h/個	110 以上、130 以上 (注2) (150 (注3))																		
揚 程 (注1)	m	□ 以上、□ 以上 (注2) (150 (注3))																		
最高使用圧力 (注1)	MPa	□																		
最高使用温度 (注1)	℃	95																		
原 動 機 出 力	kW/個	□																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合、原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とした恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの注水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次系冷却材喪失事象時において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>を介して原子炉格納容器上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合には、同様の運転にて原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内に注水し、代替格納容器スプレイ水が格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ、格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水することにより原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプの設置個数は、1個とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 原子炉に注水する場合の容量（110m³/h/個以上）</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水に使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、炉心の著しい損傷の防止の重要事故シナリオのうち、中破断LOCA時に高圧注入機能が喪失する事故のうち破断口が小さい場合</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>		

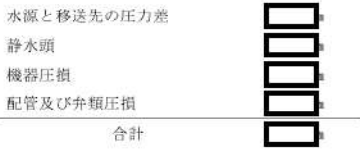
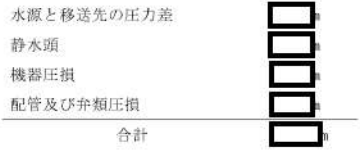
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>において、1次冷却材の保有水量を確保し、蒸気発生器において2次冷却材との熱交換を行い、主蒸気逃がし弁を開として2次系強制冷却を行うことで炉心崩壊熱を除去する場合に、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において有効性が確認されている原子炉への注水流量が110m³/hのため110m³/h/個以上とする。</p> <p>1.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量（130m³/h/個以上）</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、原子炉格納容器の破損の防止の重要事故シーケンスのうち、大破断LOCA+非常用炉心冷却設備注水失敗+格納容器スプレイ失敗事象などの格納容器過圧破損事象や、全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失などの格納容器過温破損事象などにおいて、燃料取替用水ピット又は復水ピットから、ほう酸水又は淡水を原子炉格納容器内にスプレイし、原子炉格納容器内の放射性物質濃度及び圧力を低下させるために必要な容量を基に設定する。</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、130m³/hの流量にて評価した結果、原子炉格納容器内の放射性物質濃度を低下させるために、エアロゾル除去効果が確認されているスプレイ液滴径を満足し、格納容器過圧破損事象において原子炉格納容器内の最高圧力が0.43MPaとなり、また、格納容器過温破損事象において原子炉格納容器内の最高温度が144℃となることから、重大事故対策の有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、放射性物質濃度を低下させ、代替最終ヒートシンクによる格納容器の除熱手段確立までの間、原子炉格納容器内の圧力を原子炉格納容器の最高使用圧力近傍で維持することが可能である流量130m³/h/個以上を当該ポンプの容量とする。</p> <p>公称値については、要求される最大容量130m³/hを上回る150m³/h/個とする。</p> <p>2. 揚程</p> <p>2.1 原子炉に注水する場合の揚程（<input type="text" value="150"/>m以上）</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p><input type="text" value="格納容器の範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。"/></p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、1次冷却材圧力0.7MPa については、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、有効性が確認されている圧力である。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は <input type="text"/> m以上とする。</p> <p>2.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の揚程 (<input type="text"/> m以上)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は <input type="text"/> m以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大揚程 <input type="text"/> mを上回る150mとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 (<input type="text"/> MPa)</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプを重大事故等時ににおいて使用する場合は、ポンプ締切点の揚程1.55MPaおよび静水頭を考慮し、<input type="text"/> MPaとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="264 277 965 1050" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4. 最高使用温度 (95℃) 恒設代替低圧注水ポンプを重大事故等時ににおいて使用する場合は、水源である燃料取替用水ピットの使用温度と同じ、95℃とする。</p> <p>5. 原動機出力 <input type="text" value=""/>kW/個) 恒設代替低圧注水ポンプの原動機出力は、流量150m³/h時の軸動力を基に設定する。 恒設代替低圧注水ポンプの定格容量150m³/h、定格揚程150m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり <input type="text" value=""/>kWとなる。</p> <div data-bbox="295 523 676 906" style="border: 2px solid black; height: 240px; width: 170px; margin: 10px auto;"></div> <p>(参考文献：「ターボポンプ用語」(JIS B 0131-2002))</p> <p>以上より、恒設代替低圧注水ポンプの原動機出力は、必要軸動力112kwを上回る <input type="text" value=""/>kW/個とする。</p> </div> <div data-bbox="349 1066 846 1098" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>3号機</p> <table border="1" data-bbox="264 306 965 486"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>可搬式代替低圧注水ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量^(注1) m³/h/台</td> <td>110 以上^(注2)、130 以上^(注3) (150^(注4))</td> </tr> <tr> <td>揚程^(注1) m</td> <td>□ 以上^(注2)、□ 以上^(注3) (150^(注4))</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力^(注1) MPa</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度^(注1) ℃</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>原動機出力 kW/個</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 重大事故等時における使用時の値 (注2) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合は値 (注3) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合は値 (注4) 公称値</p> <p>【設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。 <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注水ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の取束に必要な水源とは別に、重大事故等の取束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の取束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <div data-bbox="365 1305 846 1337" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	名称	可搬式代替低圧注水ポンプ	容量 ^(注1) m ³ /h/台	110 以上 ^(注2) 、130 以上 ^(注3) (150 ^(注4))	揚程 ^(注1) m	□ 以上 ^(注2) 、□ 以上 ^(注3) (150 ^(注4))	最高使用圧力 ^(注1) MPa	□	最高使用温度 ^(注1) ℃	40	原動機出力 kW/個	□		<p>設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし</p>
名称	可搬式代替低圧注水ポンプ													
容量 ^(注1) m ³ /h/台	110 以上 ^(注2) 、130 以上 ^(注3) (150 ^(注4))													
揚程 ^(注1) m	□ 以上 ^(注2) 、□ 以上 ^(注3) (150 ^(注4))													
最高使用圧力 ^(注1) MPa	□													
最高使用温度 ^(注1) ℃	40													
原動機出力 kW/個	□													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="262 277 965 1286" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>系統構成は、送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、余熱除去系を介して、原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、仮設組立式水槽を水源とした可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの注水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取扱替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> </div> <div data-bbox="371 1299 824 1327" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬式代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプの保有数は、3号機、4号機それぞれで2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台（3号機及び4号機共用の予備1台を含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 原子炉容器に注水する場合の容量（110m³/h以上）</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの容量は、可搬式代替低圧注水ポンプが設計基準事故対処設備の機能喪失時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの代替設備であることから、恒設代替低圧注水ポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている原子炉への注入流量である110m³/h/台以上とする。</p> <p>1.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量（130m³/h以上）</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの容量は、可搬式代替低圧注水ポンプが設計基準事故対処設備の機能喪失時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの代替設備であることから、恒設代替低圧注水ポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器への注水流量である130m³/h/台以上とする。</p> <p>公称値については、可搬式代替低圧注水ポンプに要求される最大容量130m³/h/台を満足するものとして定格容量150m³/h/台とする。</p> <p>2. 揚程</p> <p>2.1原子炉に注水する場合の揚程 m以上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<div data-bbox="264 277 965 1286" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>水源と移送先の圧力差</td><td style="text-align: right;">□ m</td></tr> <tr><td>静水頭</td><td style="text-align: right;">□ m</td></tr> <tr><td>機器圧損</td><td style="text-align: right;">□ m</td></tr> <tr><td>配管・ホース及び弁類圧損</td><td style="text-align: right;">□ m</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">□ m</td></tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、□ m以上とする。</p> <p>2.3 原子炉格納容器内にスプレイする場合の揚程（□ m以上）</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、海水を原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>水源と移送先の圧力差</td><td style="text-align: right;">□ m</td></tr> <tr><td>静水頭</td><td style="text-align: right;">□ m</td></tr> <tr><td>機器圧損</td><td style="text-align: right;">□ m</td></tr> <tr><td>配管・ホース及び弁類圧損</td><td style="text-align: right;">□ m</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">□ m</td></tr> </table> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、□ m以上とする。</p> <p>公称値については、可搬式代替低圧注水ポンプに要求される最大揚程□ mを満足するものとして余裕を考慮し、定格揚程が150mのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力（□ MPa）</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故等において使用する場合圧力は、ポンプ締切圧力</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> </div>	水源と移送先の圧力差	□ m	静水頭	□ m	機器圧損	□ m	配管・ホース及び弁類圧損	□ m	合計	□ m	水源と移送先の圧力差	□ m	静水頭	□ m	機器圧損	□ m	配管・ホース及び弁類圧損	□ m	合計	□ m		
水源と移送先の圧力差	□ m																					
静水頭	□ m																					
機器圧損	□ m																					
配管・ホース及び弁類圧損	□ m																					
合計	□ m																					
水源と移送先の圧力差	□ m																					
静水頭	□ m																					
機器圧損	□ m																					
配管・ホース及び弁類圧損	□ m																					
合計	□ m																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>が <input type="text"/> MPaであり、当該ポンプを使用する系統においては、弁等により他の系統と隔離しており、当該ポンプの他に加圧要因がないことから <input type="text"/> MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度（40℃） 可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合は、水源である海水の温度が40℃を下回るため40℃とする。</p> <p>5. 原動機出力（ <input type="text"/> kW個） 可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合は、流量150m³/h時の軸動力を基に設定する。 可搬式代替低圧注水ポンプの流量が150m³/h、揚程が150m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり <input type="text"/> kWとなる。</p> <div data-bbox="282 639 692 1023" style="border: 1px solid black; height: 240px; width: 183px; margin: 10px 0;"></div> <p>（参考文献：「ターボポンプ用語」（JIS B 0131-2002）） 以上より、可搬式代替低圧注水ポンプの原動機出力は <input type="text"/> kW個とする。</p> <div data-bbox="376 1110 848 1142" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<table border="1" data-bbox="262 308 965 399"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2（予備1）^{（注1）}</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kVA/個</td> <td>610</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="622 403 949 426">（注1）3号及び4号炉共用の予備1台。</p> <p data-bbox="266 434 418 454">【設 定 根 拠】</p> <p data-bbox="284 461 960 603">設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損等を防止するために必要な電力を確保できる設備を設ける。また、必要な容量を賄うことができる設備を1基あたり2セット以上に加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する設計とする。</p> <p data-bbox="268 641 344 662">1. 容量</p> <p data-bbox="284 670 960 810">電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は設計基準事故対処設備の機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止するために必要な可搬式代替低圧注水ポンプの駆動に十分な容量を有する設計とする。可搬式代替低圧注水ポンプの駆動に必要な負荷容量は132kWであり、十分な余裕をみて発電機の出力は488kWを選定し、発電機の容量は以下のとおり610kVAとする。</p> $Q \geq P / p f = 488 / 0.8 = 610$ <p data-bbox="344 906 651 991"> Q : 発電機の容量 (kVA) P : 発電機の出力 (kW) = 488 p f : 力率 = 0.8 </p>	名 称		電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	個 数	—	2（予備1） ^{（注1）}	容 量	kVA/個	610		<p data-bbox="1973 172 2119 298">設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし</p>
名 称		電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）									
個 数	—	2（予備1） ^{（注1）}									
容 量	kVA/個	610									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1" data-bbox="262 306 965 488"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>大容量ポンプ（3・4号機共用）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/個</td> <td>[] []</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>[] []</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="262 523 405 544">【設 定 根 拠】</p> <ul data-bbox="277 555 920 603" style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 重大事故等時に使用する大容量ポンプ（3・4号機共用）は、以下の機能を有する。 <p data-bbox="277 643 965 722">大容量ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準対象施設が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p data-bbox="277 730 965 866">系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時又は運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレートパイプ配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統に海水を直接供給し、B高圧注入ポンプの代替補機冷却を行うことで代替再循環運転を行い、原子炉を冷却する設計とする。</p> <p data-bbox="277 906 965 1018">大容量ポンプは、設計基準対象施設が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。</p> <p data-bbox="277 1026 965 1225">系統構成は、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における1次冷却材喪失事象を想定し、A、B海水ストレートパイプ配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統を介してA、D格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給し、原子炉格納容器内の自然対流冷却及びB高圧注入ポンプの代替補機冷却を行うことで、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止する設計とする。</p> <div data-bbox="342 1297 853 1329" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	名 称		大容量ポンプ（3・4号機共用）	容 量	m ³ /h/個	[] []	吐 出 圧 力	MPa	[] []	最高使用圧力	MPa	[]	最高使用温度	℃	[]	原 動 機 出 力	kW/個	[]		<p>設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし</p>
名 称		大容量ポンプ（3・4号機共用）																		
容 量	m ³ /h/個	[] []																		
吐 出 圧 力	MPa	[] []																		
最高使用圧力	MPa	[]																		
最高使用温度	℃	[]																		
原 動 機 出 力	kW/個	[]																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="262 277 965 1286" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>大容量ポンプは、設計基準対象施設が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>大容量ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統を介して、A、D格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給し、原子炉格納容器内の自然対流冷却を行うことで原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>大容量ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止するための設備のうち、格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための設備として設置する。</p> <p>これらの系統構成は、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプによりサンプリングガスの冷却として、原子炉補機冷却水系統へ海水を直接供給できる設計とする。</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、海を水源とし、大容量ポンプは、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系統に海水を直接供給し、代替補機冷却ができる設計とする。</p> <p>なお、大容量ポンプは、定格容量 m³/h/個、吐出圧力 MPaの水中ポンプにて海水を取水し、うず巻式ポンプまで送水する設計とし、水中ポンプは2個設置する。</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の保有数は、3・4号機で2セット2台、予備1台の合計3台を分散して保管する。</p> </div> <div data-bbox="360 1315 869 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
<div data-bbox="264 277 965 1268" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1. 容量</p> <p>1.1 容量 $\square \text{ m}^3/\text{h}$/個以上 ($\square \text{ m}^3/\text{h}$/個)</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の容量は、各機器に供給する冷却海水流量を基に設定する。大容量ポンプ（3・4号機共用）が供給する冷却海水流量は、第1表に示すとおり通水流量の合計が $\square \text{ m}^3/\text{h}$となる。</p> <p>以上より、大容量ポンプの容量はこれを上回る容量として、$\square \text{ m}^3/\text{h}$とする。</p> <p style="text-align: center;">第1表 必要冷却海水流量</p> <table border="1" data-bbox="286 515 938 727"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器</th> <th colspan="2">3号機</th> <th colspan="2">4号機</th> </tr> <tr> <th>設計冷却海水流量</th> <th>台数</th> <th>設計冷却海水流量</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器再循環ユニット</td> <td>$\square \text{ m}^3/\text{h}$</td> <td>2</td> <td>$\square \text{ m}^3/\text{h}$</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ(海水冷却)</td> <td>$\square \text{ m}^3/\text{h}$</td> <td>1</td> <td>$\square \text{ m}^3/\text{h}$</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ガスサンプル冷却器</td> <td>$\square \text{ m}^3/\text{h}$</td> <td>1</td> <td>$\square \text{ m}^3/\text{h}$</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>冷却海水流量の合計</td> <td colspan="2">$\square \text{ m}^3/\text{h}$</td> <td colspan="2">$\square \text{ m}^3/\text{h}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">$\square \text{ m}^3/\text{h}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、公称値については、大容量ポンプに要求される最大容量 $\square \text{ m}^3/\text{h}$個を満足するものとして、定格容量 $\square \text{ m}^3/\text{h}$個とする。</p> <p>2. 吐出圧力 ($\square \text{ MPa}$以上 $\square \text{ (Pa)}$)</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の吐出圧力は、再循環ユニットへの海水通水ラインの静水頭差、ライン圧力損失等を基に設定する。</p> <table border="1" data-bbox="318 967 911 1118"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>圧力損失 (MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライン損失 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口)</td> <td>\square (注1)</td> </tr> <tr> <td>静水頭差 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット)</td> <td>\square (注2)</td> </tr> <tr> <td>再循環ユニット出口背圧確保 (沸騰防止)</td> <td>\square (注3)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>\square</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 配管圧損は、最大の圧損にて評価 (注2) 大容量ポンプをE.L. $\square \text{ m}$に設置した場合の評価 (注3) 格納容器過温破損（全交流動力電源喪失+補助給水失敗）における格納容器雰囲気温度の最高値（約 $\square \text{ }^\circ\text{C}$）が冷却水に全て伝熱すると仮定しての飽和蒸気圧力を沸騰防止圧力として適用</p> <div data-bbox="342 1337 853 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> </div>	機器	3号機		4号機		設計冷却海水流量	台数	設計冷却海水流量	台数	格納容器再循環ユニット	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	2	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	2	高圧注入ポンプ(海水冷却)	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	ガスサンプル冷却器	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	冷却海水流量の合計	$\square \text{ m}^3/\text{h}$		$\square \text{ m}^3/\text{h}$			$\square \text{ m}^3/\text{h}$				項目	圧力損失 (MPa)	ライン損失 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口)	\square (注1)	静水頭差 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット)	\square (注2)	再循環ユニット出口背圧確保 (沸騰防止)	\square (注3)	合計	\square		
機器		3号機		4号機																																										
	設計冷却海水流量	台数	設計冷却海水流量	台数																																										
格納容器再循環ユニット	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	2	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	2																																										
高圧注入ポンプ(海水冷却)	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1																																										
ガスサンプル冷却器	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1	$\square \text{ m}^3/\text{h}$	1																																										
冷却海水流量の合計	$\square \text{ m}^3/\text{h}$		$\square \text{ m}^3/\text{h}$																																											
	$\square \text{ m}^3/\text{h}$																																													
項目	圧力損失 (MPa)																																													
ライン損失 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口)	\square (注1)																																													
静水頭差 (大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット)	\square (注2)																																													
再循環ユニット出口背圧確保 (沸騰防止)	\square (注3)																																													
合計	\square																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="262 277 965 810" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>以上より、大容量ポンプ（3・4号機共用）の吐出圧力は□MPa以上とする。 なお、公称値については、大容量ポンプに要求される吐出圧力□MPaを満足するものとして、定格圧力が□MPaのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力（□MPa） 大容量ポンプ（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、ポンプ吐出圧力を電氣的に□MPaに制限していることから、その制限値である□MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度（□℃） 大容量ポンプ（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合は、水源である海水の温度を上回る□℃とする。</p> <p>5. 原動機出力（□kW） 大容量ポンプ（3・4号機共用）の原動機出力は、定格流量点（容量：□m³/h、吐出圧力：□MPa）での軸動力を考慮し、□kWとする。</p> </div> <div data-bbox="344 1353 855 1385" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1" data-bbox="259 306 965 427"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>スプレイヘッド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>65A (注1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 取り合うホースの呼び径を示す。</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>本配管は、使用済燃料ピットスプレイラインのスプレイヘッド送水用ホースと接続する可搬型配管である。</p> <p>重大事故等対処設備として送水車により使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋へスプレイするため設置する。</p> <p>本配管の保有数は、使用済燃料ピット（Aエリア及びBエリア）又は原子炉周辺建屋へスプレイするため、3号機及び4号機それぞれ1セット2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも直ちに使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1セット2個（3号及び4号機共用）の合計6個を保管する。</p> <p>1. 最高使用圧力 □ MPa 本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、送水車に接続されることから、送水車の最高使用圧力と同じ、□ MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 □℃ 本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、送水車の最高使用温度と同じ、□℃とする。</p> <p>3. 外径（65A） 本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、□ m³/h (注2)を通水するため、圧力損失を確認し、また、取り合う配管の呼び径に合わせた配管口径として65Aとする。</p> <p>(注2) スプレイヘッドの能力 □ m³/h (分岐管下流の流量 □ m³/h)</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名 称		スプレイヘッド	最高使用圧力	MPa	□	最高使用温度	℃	□	外 径	mm	65A (注1)		<p>泊では可搬型スプレイノズルを54条に整理しており、56条の重大事故等対処設備としては抽出していない。</p>
名 称		スプレイヘッド												
最高使用圧力	MPa	□												
最高使用温度	℃	□												
外 径	mm	65A (注1)												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉		泊発電所3号炉		相違理由																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="3">放水砲 (3・4号機共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="3">1.2</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>220</td> <td>216.3</td> <td>318.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する放水砲(3・4号機共用)は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>放水砲は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ピット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びエアージャス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p>		名 称		放水砲 (3・4号機共用)			最高使用圧力	MPa	1.2			最高使用温度	℃	□			外 径	mm	220	216.3	318.5	<div style="border: 2px solid yellow; height: 600px; width: 100%;"></div>		<p>泊では放水砲を55条に整理しており、56条の重大事故等対処設備としては抽出していない。</p>
名 称		放水砲 (3・4号機共用)																						
最高使用圧力	MPa	1.2																						
最高使用温度	℃	□																						
外 径	mm	220	216.3	318.5																				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="271 277 972 1257" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>放水砲の保有数は、3・4号機同時放水を想定し1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="271 277 972 1257" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 最高使用圧力 (1.2MPa) 放水砲を重大事故等時に使用する場合の最高使用圧力は、メーカーが規定する使用圧力である1.2MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 (<input type="text"/> °C) 放水砲を重大事故等時に使用する場合の最高使用温度は、水源である海水の温度が <input type="text"/> °Cを下回るため <input type="text"/> °Cとする。</p> <p>3. 外径 (220mm、216.3mm、318.5mm) 放水砲を重大事故等時に使用する場合の外径は、先行PWRプラント実績に基づき定めた標準流速における流量が当該配管に要求される設計流量を上回るものとして決定する。 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第1表に示す。</p> <p>3.1 外径 220mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、 <input type="text"/> m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径80以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、220mmとする。</p> <p>3.2 外径 216.3mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、 <input type="text"/> m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径80以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、216.3mm (80) とする。</p> <p>3.3 外径 318.5mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、 <input type="text"/> m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径80以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、318.5mm (120) とする。</p> <p>(注1) 大容量ポンプが供給する放水海水流量 <input type="text"/> m³/h</p> </div> <div data-bbox="344 1270 866 1310" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
<div data-bbox="264 276 969 1086" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第1表 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係</p> <table border="1" data-bbox="327 336 920 730"> <thead> <tr> <th>呼び計</th> <th>外径</th> <th>厚さ</th> <th>内径</th> <th>標準流速</th> <th>標準流速^(注2) における流量</th> </tr> <tr> <th>(B)</th> <th>A (mm)</th> <th>B (mm)</th> <th>C (mm)</th> <th>D (m/s)</th> <th>E (m³/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>34.0</td><td>3.0</td><td>28.0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>60.5</td><td>3.5</td><td>53.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 1/2</td><td>76.3</td><td>3.5</td><td>69.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>89.1</td><td>4.0</td><td>81.1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>114.3</td><td>4.0</td><td>106.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>165.2</td><td>5.0</td><td>155.2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>216.3</td><td>6.5</td><td>203.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>267.4</td><td>6.5</td><td>254.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>318.5</td><td>6.5</td><td>305.5</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注2) 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。</p> $C = A - 2B$ $E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left(\frac{C}{1,000} \right)^2$ </div> <div data-bbox="353 1098 880 1139" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	呼び計	外径	厚さ	内径	標準流速	標準流速 ^(注2) における流量	(B)	A (mm)	B (mm)	C (mm)	D (m/s)	E (m ³ /h)	1	34.0	3.0	28.0			2	60.5	3.5	53.5			2 1/2	76.3	3.5	69.3			3	89.1	4.0	81.1			4	114.3	4.0	106.3			6	165.2	5.0	155.2			8	216.3	6.5	203.3			10	267.4	6.5	254.4			12	318.5	6.5	305.5				
呼び計	外径	厚さ	内径	標準流速	標準流速 ^(注2) における流量																																																															
(B)	A (mm)	B (mm)	C (mm)	D (m/s)	E (m ³ /h)																																																															
1	34.0	3.0	28.0																																																																	
2	60.5	3.5	53.5																																																																	
2 1/2	76.3	3.5	69.3																																																																	
3	89.1	4.0	81.1																																																																	
4	114.3	4.0	106.3																																																																	
6	165.2	5.0	155.2																																																																	
8	216.3	6.5	203.3																																																																	
10	267.4	6.5	254.4																																																																	
12	318.5	6.5	305.5																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>56-2 配置図 3号炉</p>	<p>56-6 接続図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1008 1364" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="369 1364 817 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1131 279 1870 1284" style="text-align: center;"> </div> <p data-bbox="1176 1316 1848 1348" style="text-align: center;">図56-6-1 接続図（代替炉心注水並びに補助給水ビット及び燃料取替用水ビットへの補給）</p>	
56-2-10	56-6-1	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 194 1010 1358" style="border: 1px solid black; height: 729px; width: 369px;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="929 1372 996 1394" style="text-align: right; margin-top: 5px;">56-2-12</div>	<div data-bbox="1137 274 1877 1289" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p>図56-6-1 接続図（代替炉心注水並びに補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの補給）</p> </div> <div data-bbox="1478 1372 1534 1394" style="text-align: right; margin-top: 5px;">56-6-1</div> <div data-bbox="1675 1369 1921 1394" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 比較のため前項貼り付け </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 199 1003 1359" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="369 1364 817 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="929 1372 996 1396" style="text-align: right;"> 56-2-14 </div>	<div data-bbox="1131 279 1870 1284" style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>図56-6-1 接続図（代替炉心注水並びに補助給水ビット及び燃料取替用水ビットへの補給）</p> <p>56-6-1</p> <div data-bbox="1657 1356 1892 1388" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 比較のため前項貼り付け </div> </div>	

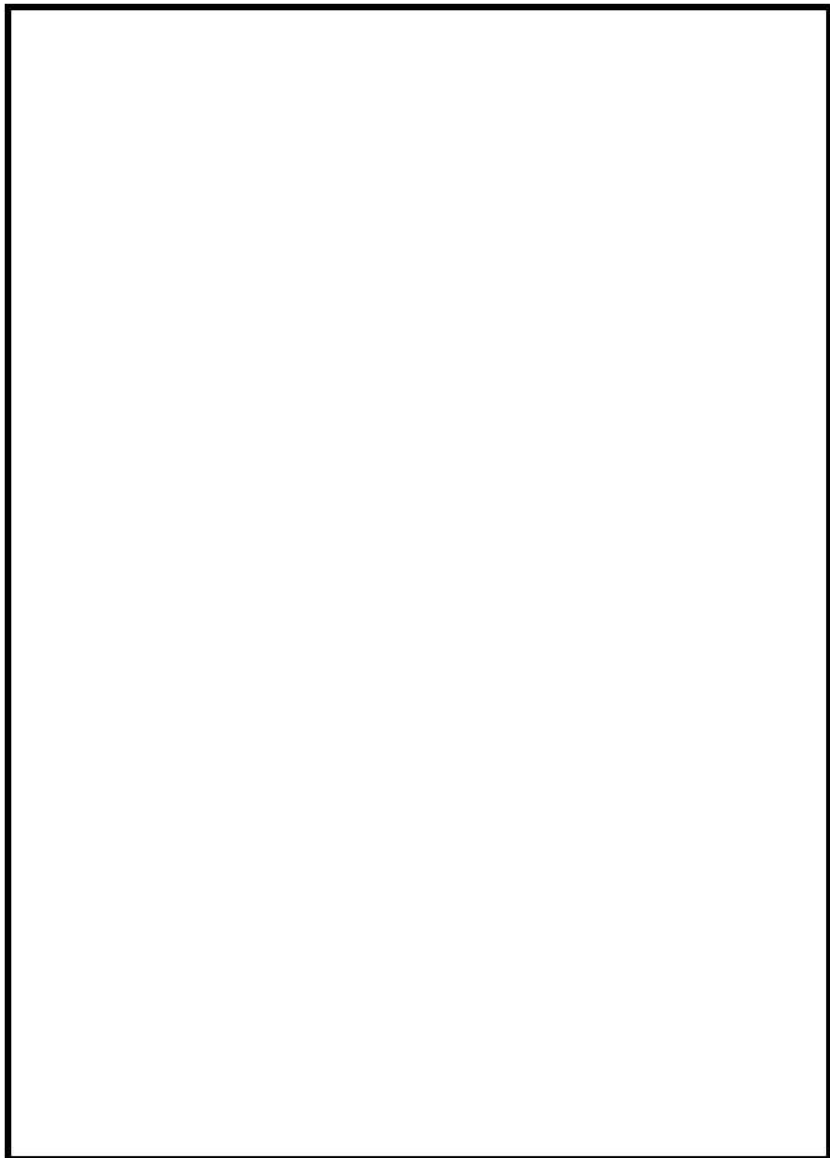
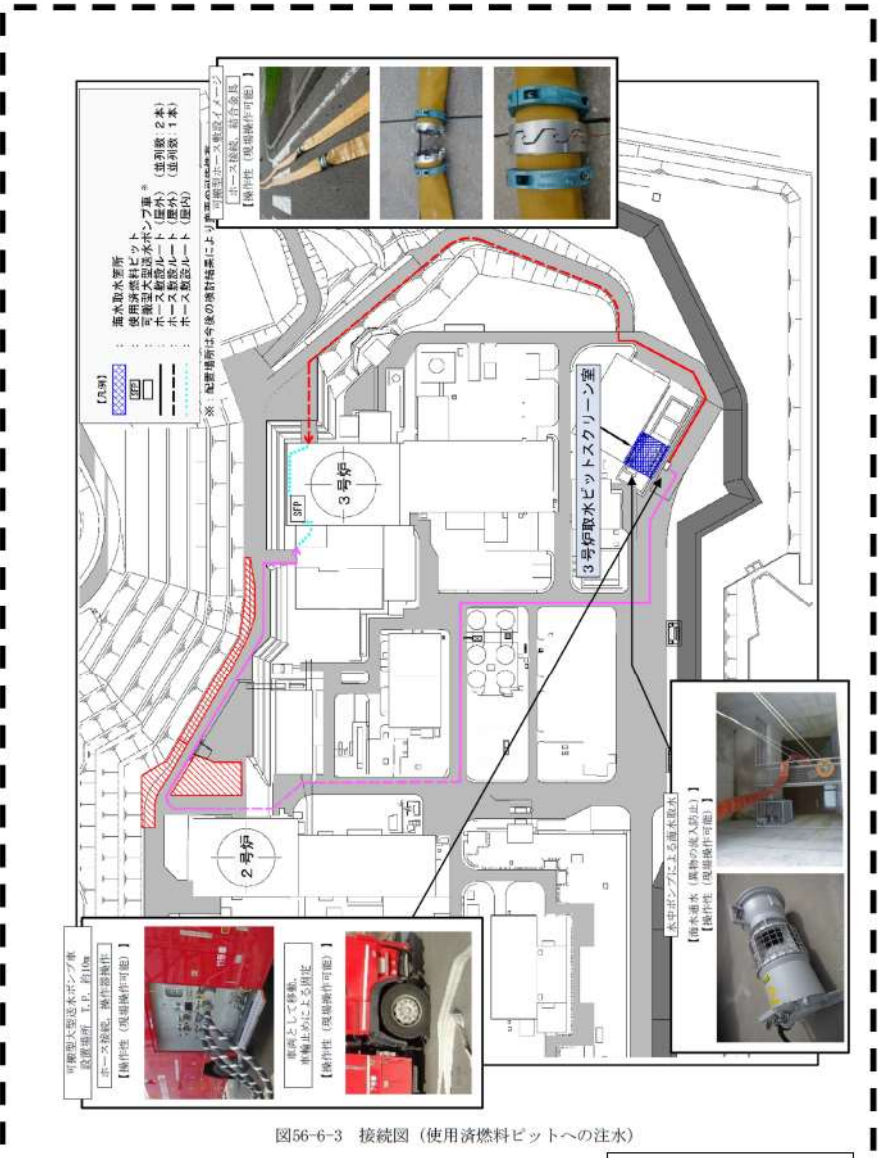
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1010 1361" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="931 1374 999 1394" style="text-align: right; margin-top: 5px;">56-2-15</div>	<div data-bbox="1137 276 1906 1289" style="text-align: center;"> <p>海水取水場所 取水口：原子炉冷却系取水（青字） 取水口：原子炉冷却系取水（赤字） ホース接続ポート（屋外）（青字） ホース接続ポート（屋内）（赤字） ホース接続ポート（赤字）</p> <p>可搬型大型取水ポンプ車 A型管接続口 (例) (屋外又は屋外)</p> <p>可搬型大型取水ポンプ車 原子炉補機冷却水用接続口 (用) (屋外又は屋外)</p> <p>可搬型大型取水ポンプ車 設置場所：T.P. 約10m 車体として移動 車輪止めにによる固定 【操作性（現場操作可能）】</p> <p>ホース接続 【操作性（現場操作可能）】</p> <p>可搬型大型取水ポンプ車 原子炉補機冷却水用接続口 (用) (屋外又は屋外)</p> <p>可搬型大型取水ポンプ車 設置場所：T.P. 約10m 車体として移動 車輪止めにによる固定 【操作性（現場操作可能）】</p> <p>ホース接続 【操作性（現場操作可能）】</p> </div> <div data-bbox="1218 1321 1816 1342" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 図56-6-2 接続図（代替補機冷却、格納容器内自然対流冷却及び水素濃度監視） </div> <div data-bbox="1487 1374 1554 1394" style="text-align: right; margin-top: 5px;">56-6-2</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 196 1008 1361" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="929 1372 996 1396" style="text-align: right; margin-top: 5px;">56-2-16</div>	<div data-bbox="1120 239 1904 1308" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1332 1316 1691 1348" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 図56-6-3 接続図（使用済燃料ピットへの注水） </div> <div data-bbox="1478 1372 1545 1396" style="text-align: right; margin-top: 5px;">56-6-3</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図56-6-3 接続図（使用済燃料ピットへの注水）</p>	<p>相違理由</p>
<p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>56-2-18</p>	<p>56-6-3</p> <p>比較のため前項貼り付け</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1361" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="929 1369 996 1396" style="text-align: right; margin-top: 5px;">56-2-17</div>	<div data-bbox="1131 231 1870 1284" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1310 1316 1713 1348" style="text-align: center;"> 図56-6-4 接続図（使用済燃料ビットへのスプレイ） </div> <div data-bbox="1478 1369 1545 1396" style="text-align: right; margin-top: 5px;">56-6-4</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="181 199 1008 1364" style="border: 1px solid black; height: 730px;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <div data-bbox="929 1375 1003 1401" style="text-align: right;"> <p>56-2-19</p> </div>	<div data-bbox="1070 199 1937 1428" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">図56-6-4 接続図（使用済燃料ピットへのスプレイ）</p> <div data-bbox="1668 1356 1915 1396" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>比較のため前項貼り付け</p> </div> <div data-bbox="1489 1375 1556 1401" style="text-align: right;"> <p>56-6-4</p> </div> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 197 1010 1362" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1131 231 1877 1305" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1153 1321 1892 1364" style="text-align: center;"> <p>図56-6-5 接続図（燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水並びに放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1070 199 1948 1300" style="border: 2px dashed black; width: 100%; height: 100%; text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1153 1316 1892 1364" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 図56-6-5 接続図（燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水並びに放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制） </div> <div data-bbox="1478 1372 1534 1396" style="text-align: center; margin-top: 5px;"> 56-6-5 </div> <div data-bbox="1668 1369 1915 1412" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 比較のため前項貼り付け </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 197 1010 1362" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="929 1369 996 1398" style="text-align: right; margin-top: 5px;"> 56-2-21 </div>	<div data-bbox="1070 197 1944 1308" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p>図56-6-5 接続図（燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水並びに放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）</p> </div> <div data-bbox="1478 1369 1545 1398" style="text-align: right; margin-top: 5px;"> 56-6-5 </div> <div data-bbox="1668 1369 1915 1412" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 比較のため前項貼り付け </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図56-6-6は、泊発電所3号炉の放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火の接続図を示しています。図には、3号炉、3号炉取水ヒートスクリーン室、および各種放水設備の配置が示されています。また、放水設備の設置場所、工事による運搬、車両による運搬、および放水設備の位置に関する注釈も含まれています。</p> <p>【注】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泡消火設備所 可搬型大容量高圧水送水ポンプ車 可搬型大容量高圧水送水ポンプ車（屋外）（並列数：2台） 放水設備位置 <p>※：配置場所は今後の検討結果により変更の可能性あり。</p> <p>【設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型大容量高圧水送水ポンプ車 設置場所 工事、約10m 車庫として移動、車庫上による運搬 【操作性 (現場操作可能)】 放水設備 設置場所 工事、約10m 機中スイッチ操作 【操作性 (現場操作可能)】 ホース接続 【操作性 (現場操作可能)】 車両による運搬 【操作性 (現場操作可能)】 放水設備 設置場所 工事、約10m ホース接続 【操作性 (現場操作可能)】 車両による運搬、車庫上による運搬 【操作性 (現場操作可能)】 	<p>【記載表現の相違】 比較対象資料相違なし</p>

図56-6-6 接続図 (放水設備 (泡消火設備) による航空機燃料火災への泡消火)

56-6-6

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 369px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="371 1369 824 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>【記載表現の相違】 電源の対称電源457条資料57-8 可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直交流変換器接続に関する説明書にて記載している(女川と同様)</p>

56-2-11

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="185 199 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 368px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="376 1369 824 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>【記載表現の相違】 電源の対称電源457 条資料 57-8 可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器接続に関する説明書にて記載している(女川と同様)</p>

56-2-13

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>56-2 配置図 3号炉</p>	<p>56-7 保管場所図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1008 1364" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="369 1369 817 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="936 1372 996 1396" style="text-align: right; margin-top: 5px;"> 56-2-9 </div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>1. 2号炉北側31mエリア 2号炉東側31mエリア(b) 1号炉西側31mエリア 1号炉東側31mエリア 5号倉庫・車庫エリア 緊急時作業所エリア 原簿台行管理道路西側60mエリア 予備</p> <p>【凡例】 保管場所 可搬型大容量清水送水ポンプ車 泡盛合設備 (他家文設備) 放水砲 (他家文設備)</p> <p>【赤字】 可搬型大容量清水送水ポンプ車 消防室による固定 撮影禁止 (ロープ) 【撮影禁止】 消防室による固定 撮影禁止 (ロープ) 【撮影禁止】 消防室による固定 撮影禁止 (ロープ) 【撮影禁止】 消防室による固定 撮影禁止 (ロープ) 【撮影禁止】 消防室による固定 撮影禁止 (ロープ) 【撮影禁止】 消防室による固定 撮影禁止 (ロープ) 【撮影禁止】</p> <p>【青字】 消防室による固定 撮影禁止 (ロープ) 【撮影禁止】 消防室による固定 撮影禁止 (ロープ) 【撮影禁止】 消防室による固定 撮影禁止 (ロープ) 【撮影禁止】 消防室による固定 撮影禁止 (ロープ) 【撮影禁止】 消防室による固定 撮影禁止 (ロープ) 【撮影禁止】 消防室による固定 撮影禁止 (ロープ) 【撮影禁止】</p> <p>【緑字】 消防室による固定 撮影禁止 (ロープ) 【撮影禁止】 消防室による固定 撮影禁止 (ロープ) 【撮影禁止】 消防室による固定 撮影禁止 (ロープ) 【撮影禁止】 消防室による固定 撮影禁止 (ロープ) 【撮影禁止】 消防室による固定 撮影禁止 (ロープ) 【撮影禁止】</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由															
	<table border="1" data-bbox="1653 901 1803 1348"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>分類</th> <th>原子炉補助建屋からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(a)</td> <td>n</td> <td>約130m※</td> </tr> <tr> <td>51m倉庫車庫エリア</td> <td>n</td> <td>約550m※</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(b)</td> <td>α</td> <td>約30m</td> </tr> <tr> <td>原釜台行政管理道路側側面60mエリア</td> <td>α</td> <td>約340m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ? 距離あるうち、最接近距離を記載</p> <p># 3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋 A/B : 原子炉補助建屋 DG/B : ティーゼル発電機建屋</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 可搬型大型送水ポンプ車 ホース延長・回収車（送水車用） 原子炉補助建屋からの距離距離 <p>※ 原子炉補助建屋、原子炉建屋、ティーゼル発電機建屋又は2次系和水分タンクのうち、可搬型車大事故等対応設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表として記載している。 ※ 1 : 地震時のバックアップ ※ 2 : 保守点検による停機時外のバックアップ</p>	保管場所	分類	原子炉補助建屋からの距離	2号炉東側31mエリア(a)	n	約130m※	51m倉庫車庫エリア	n	約550m※	2号炉東側31mエリア(b)	α	約30m	原釜台行政管理道路側側面60mエリア	α	約340m	
保管場所	分類	原子炉補助建屋からの距離															
2号炉東側31mエリア(a)	n	約130m※															
51m倉庫車庫エリア	n	約550m※															
2号炉東側31mエリア(b)	α	約30m															
原釜台行政管理道路側側面60mエリア	α	約340m															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<table border="1" data-bbox="1680 670 1881 1356"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>2号炉東側31mエリア(a)</th> <th>2号炉東側31mエリア(b)</th> <th>2号炉東側31mエリア(c)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分譲</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(a)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>51m倉庫・車庫エリア</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(b)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア(c)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：故障時のバックアップ ※2：保守点検による停機除外的バックアップ</p> <p>【凡例】 保管場所 可搬型大型送水ポンプ重 ホース延長・回収車（送水車用） 設備同士の離隔距離</p> <p>#3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋 A/B : 原子炉補助建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	2号炉東側31mエリア(c)	分譲	○	○	○	2号炉東側31mエリア(a)	○	○	○	51m倉庫・車庫エリア	○	○	○	2号炉東側31mエリア(b)	○	○	○	2号炉東側31mエリア(c)	○	○	○	
保管場所	2号炉東側31mエリア(a)	2号炉東側31mエリア(b)	2号炉東側31mエリア(c)																							
分譲	○	○	○																							
2号炉東側31mエリア(a)	○	○	○																							
51m倉庫・車庫エリア	○	○	○																							
2号炉東側31mエリア(b)	○	○	○																							
2号炉東側31mエリア(c)	○	○	○																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 可搬型大容量海水送水ポンプ車 泡混合設備（他条文設備） 放水砲（他条文設備） 原子炉補助建屋からの離隔距離 <p>※：原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型重大事故等対応設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表して記載している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>分類</th> <th>原子炉補助建屋からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51m倉庫・車庫エリア</td> <td>予備</td> <td>約540m</td> </tr> <tr> <td>1. 2号炉北側3mエリア</td> <td>n</td> <td>約250m</td> </tr> </tbody> </table> <p># 3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋 A/B : 原子炉補助建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	分類	原子炉補助建屋からの距離	51m倉庫・車庫エリア	予備	約540m	1. 2号炉北側3mエリア	n	約250m	
保管場所	分類	原子炉補助建屋からの距離									
51m倉庫・車庫エリア	予備	約540m									
1. 2号炉北側3mエリア	n	約250m									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<table border="1" data-bbox="1680 766 1780 1340"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>分棟</th> <th>予備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.1m倉庫車庫エリア</td> <td>分棟</td> <td>予備</td> </tr> <tr> <td>1. 2号炉北側3.1mエリア</td> <td>n</td> <td>約260m</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1792 877 1881 1340"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>R/B</th> <th>DG/B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>#3 : 3号炉</td> <td>原子炉建屋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A/B : 原子炉補助建屋</td> <td></td> <td>ディーゼル発電機建屋</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	分棟	予備	5.1m倉庫車庫エリア	分棟	予備	1. 2号炉北側3.1mエリア	n	約260m	設備	R/B	DG/B	#3 : 3号炉	原子炉建屋		A/B : 原子炉補助建屋		ディーゼル発電機建屋	
保管場所	分棟	予備																		
5.1m倉庫車庫エリア	分棟	予備																		
1. 2号炉北側3.1mエリア	n	約260m																		
設備	R/B	DG/B																		
#3 : 3号炉	原子炉建屋																			
A/B : 原子炉補助建屋		ディーゼル発電機建屋																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>56-8 アクセスルート図</p>	<p>【記載表現の相違】 女川の資料構成に合わせ技術的能力 1.0.2 アクセスルートの資料内容に基づき設備調査資料として構成している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">保管場所及びアクセスルート図</p> <p style="text-align: center;">56-8-1</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<div data-bbox="1128 209 1809 1254" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1809 651 1839 847" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 地震時のアクセスルート図 </div> <div data-bbox="1417 1318 1906 1342" style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

56-8-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">津波時のアクセスルート図</p>	
	56-8-3	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<div data-bbox="1131 209 1809 1254" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1809 651 1832 847" style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; right: 10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);"> 火災時のアクセスルート図 </div> <div data-bbox="1417 1321 1906 1342" style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

56-8-4

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="248 740 456 799">大飯に該当資料なし</p>	<p data-bbox="853 767 1151 818">56-10 大容量送水ポンプの構造について</p>	<p data-bbox="1420 780 1850 802">56-10 可搬型大型送水ポンプ車の構造について</p>	<p data-bbox="1973 724 2166 858">General 本補足説明資料は大飯3/4号炉にないため、女川2号炉との比較を行った。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ（タイプ I）の構造について</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプ I）は、図 56-10-1 に示すとおり増圧ポンプ 1 台、附属水中ポンプ 2 台、ディーゼルエンジン 1 台等で構成される。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプ I）は、附属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプ I）は、淡水又は海水を附属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、附属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p> <div data-bbox="712 703 1312 1090" style="border: 1px solid black; height: 242px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">図 56-10-1 大容量送水ポンプ（タイプ I）の構造概要図</p> <div data-bbox="875 1321 1294 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: 187px;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div>	<p>可搬型大型送水ポンプ車の構造について</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、図 56-10-1 に示すとおり送水ポンプ 1 台、附属水中ポンプ 1 台、車両のディーゼルエンジン 1 台等で構成される。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、送水ポンプ及び附属水中ポンプを車両のディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、淡水又は海水を附属水中ポンプにて取水した後、可搬型ホースを介して送水ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、附属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p> <div data-bbox="1341 703 1942 1174" style="border: 1px solid black; height: 295px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">図 56-10-1 可搬型大型送水ポンプ車の構造概要図</p> <div data-bbox="1352 1233 1928 1259" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: 257px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>相違理由</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は水中ポンプ 1 台で定格容量を確保できる設計である。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は消防自動車同様に車両のエンジンをポンプの駆動源としている。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ (タイプII) の構造について</p> <p>大容量送水ポンプ (タイプII) は、図 56-10-2 に示すとおり増圧ポンプ1台、付属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>大容量送水ポンプ (タイプII) は、付属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>大容量送水ポンプ (タイプII) は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p> <div data-bbox="719 555 1317 943" style="border: 1px solid black; height: 243px; width: 267px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">図 56-10-2 大容量送水ポンプ (タイプII) の構造概要図</p> <div data-bbox="882 1177 1301 1203" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 187px;"> 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 </div>		<p>設計方針の相違</p> <p>・泊では56条に使用する可搬型ポンプは可搬型大型送水ポンプ車のみであるため、大容量送水ポンプ (タイプII) に対応する設備はない。</p>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA57H-9 r.6.0
提出年月日	令和5年10月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

57条

令和5年10月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
目次		目次	
57条	57条	57条	【大飯、女川】
57-1 SA設備基準適合性一覧表	57-1 SA設備基準適合性一覧表	57-1 SA設備基準適合性一覧表	項目番号の相違
57-2 配置図	57-2 配置図	57-2 配置図	(以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。)
57-4 試験・検査説明資料	57-4 試験及び検査	57-3 試験・検査説明資料	【女川】
	<比較のため記載順序入替【本文も入替えて比較する】>		記載表現の相違
57-5 系統図	57-3 系統図	57-4 系統図	・女川：試験及び検査→泊：試験・検査説明資料
57-6 容量設定根拠	57-5 容量設定根拠	57-5 容量設定根拠	
57-7 SAバウンダリ系統図（参考）	57-7 バウンダリ系統図	57-6 バウンダリ系統図	【大飯】
<比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】>	<比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】>		記載表現の相違（女川審査実績の反映）
57-3 アクセスルート	57-6 アクセスルート図	57-7 アクセスルート図	
	57-8 電源車接続に関する説明書	57-8 可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器接続に関する説明書	【大飯】
			記載の充実（女川審査実績を参照）
			【女川】
			設備名称の相違（可搬型代替電源車）
			【女川】
			設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）
			【大飯】
57-9 代替所内電気設備の設備構成について	57-9 代替電源設備について	57-9 代替電源設備について	記載表現の相違（女川審査実績の反映）
57-10 所内常設蓄電式直流電源設備に対する設計方針について	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	
<比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】>			
57-8 タンクローリーによる燃料補給について	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	【大飯】
57-11 電源車、可搬式整流器を使用した直流電源負荷への24時間給電			記載方針の相違
			・大飯は直流電源負荷への24時間給電の資料を別途作成しているが、泊は女川と同様に57-5に記載している。
57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について	57-12 その他設備	57-12 その他設備	【大飯】
			設計・運用の相違（号機間電力融通設備）
			・泊は女川と同様に単独号炉での申請のため、自主対策設備として57-12に記載している。
<比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】>			【女川】
57-12 所内電気設備の頑健性について		57-13 所内電気設備の頑健性について	記載の充実（大飯審査実績の参照）
57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について		57-14 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価について	【大飯】
			設備名称の相違（代替非常用発電機）
			【女川】
	57-13 非常用ディーゼル発電機から代替所内電気設備を経由した復水移送ポンプへの給電について		・女川は代替炉心注水等に既設の復水移送ポンプを使用するが、泊は大飯と同様に代替炉心注水等を行うポンプに別途給電する構成のため作成していない。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 57-1 SA設備基準適合性一覧表	女川原子力発電所2号炉 57-1 SA設備基準適合性一覧表	泊発電所3号炉 57-1 SA設備基準適合性一覧表	相違理由

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
<泊、女川の記載箇所と比較(補足1-2)>						
項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	相違理由	相違理由
1. 炉内設備
2. 炉外設備
3. 運転設備
4. 安全設備
5. 廃止設備
6. その他

【大飯】
 記載箇所の相違 (57-1-26, 27, 35, 46 ~)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
<div style="border: 2px dashed blue; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">< 泊、女川の記載箇所と比較(補足1-3) ></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>大飯3号炉</th> <th>大飯4号炉</th> <th>女川2号炉</th> <th>泊3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">炉内設備</td> <td>炉内圧力調整装置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td>炉内圧力調整装置の制御機能</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">炉外設備</td> <td>炉外圧力調整装置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td>炉外圧力調整装置の制御機能</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">圧力調整装置の制御機能</td> <td>圧力調整装置の制御機能</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td>圧力調整装置の制御機能</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">圧力調整装置の制御機能</td> <td>圧力調整装置の制御機能</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td>圧力調整装置の制御機能</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> <td>設置</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">57-1-3</p>	項目		大飯3号炉	大飯4号炉	女川2号炉	泊3号炉	炉内設備	炉内圧力調整装置	設置	設置	設置	設置	炉内圧力調整装置の制御機能	設置	設置	設置	設置	炉外設備	炉外圧力調整装置	設置	設置	設置	設置	炉外圧力調整装置の制御機能	設置	設置	設置	設置	圧力調整装置の制御機能	圧力調整装置の制御機能	設置	設置	設置	設置	圧力調整装置の制御機能	設置	設置	設置	設置	圧力調整装置の制御機能	圧力調整装置の制御機能	設置	設置	設置	設置	圧力調整装置の制御機能	設置	設置	設置	設置			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-1-43, 44～)</p>
項目		大飯3号炉	大飯4号炉	女川2号炉	泊3号炉																																																
炉内設備	炉内圧力調整装置	設置	設置	設置	設置																																																
	炉内圧力調整装置の制御機能	設置	設置	設置	設置																																																
炉外設備	炉外圧力調整装置	設置	設置	設置	設置																																																
	炉外圧力調整装置の制御機能	設置	設置	設置	設置																																																
圧力調整装置の制御機能	圧力調整装置の制御機能	設置	設置	設置	設置																																																
	圧力調整装置の制御機能	設置	設置	設置	設置																																																
圧力調整装置の制御機能	圧力調整装置の制御機能	設置	設置	設置	設置																																																
	圧力調整装置の制御機能	設置	設置	設置	設置																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																						
	<p><泊の記載箇所と比較(補足1-4)></p> <p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬型)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">第57条 電源設備</th> <th style="width: 60%;">設備名</th> <th style="width: 30%;">最適化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1項</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">重要条件における健全性</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>風速・湿度・圧力 / 屋外の天候/放射線</td> <td>除外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(自然に発生を覚悟する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺施設等から震動により機能喪失を及ぼさない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2項</td> <td>操作性</td> <td>現場操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、稼働作動)</td> <td>Bc, Bd, Bg</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図, 57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>内部検閲、装置検</td> <td>G, I</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-4 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4項</td> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用-代替不能</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5項</td> <td>系統設計</td> <td>過電圧は隔離又は分断</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(負荷物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-3 系統図, 57-7 バックダリ系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>現場操作(設置場所で操作可能)</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1項</td> <td>可搬 SA の容量</td> <td>原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 容量計算根拠</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2項</td> <td>可搬 SA の検知性</td> <td>より簡便な検知方式等による検知</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図, 57-3 系統図, 57-8 電圧検知に関する説明書</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3項</td> <td>異なる稼働の検知箇所確保</td> <td>単独の検知で使用</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4項</td> <td>設置場所</td> <td>(放射線量の高くなるおそれのない場所を選定)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5項</td> <td>保管場所</td> <td>屋外(石油系田の考慮対象設備あり)</td> <td>Bc</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6項</td> <td>アクセスルート</td> <td>屋外アクセスルートの確保</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-6 アクセスルート図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7項</td> <td>異常条件、自然現象、人海事業、洪水、火災</td> <td>防火設備-対象(代替対象16設備あり)-除外</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>サボート系装置</td> <td>対象(サボート系あり)-異なる駆動源又は冷却源</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図, 57-3 系統図, 57-9 代替電源設備について</td> </tr> </tbody> </table>	第57条 電源設備	設備名	最適化区分	第1項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">重要条件における健全性</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>風速・湿度・圧力 / 屋外の天候/放射線</td> <td>除外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(自然に発生を覚悟する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺施設等から震動により機能喪失を及ぼさない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図</td> </tr> </table>	重要条件における健全性	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>風速・湿度・圧力 / 屋外の天候/放射線</td> <td>除外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(自然に発生を覚悟する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺施設等から震動により機能喪失を及ぼさない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> </table>	風速・湿度・圧力 / 屋外の天候/放射線	除外	B	荷重	(自然に発生を覚悟する)	—	海水	海水を海水しない	対象外	地震からの影響	(周辺施設等から震動により機能喪失を及ぼさない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—		関連資料	57-2 配線図			第2項	操作性	現場操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、稼働作動)	Bc, Bd, Bg	関連資料	57-2 配線図, 57-3 系統図		第3項	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	内部検閲、装置検	G, I	関連資料	57-4 試験及び検査		第4項	代替性	本来の用途として使用-代替不能	Bb	関連資料	57-3 系統図		第5項	系統設計	過電圧は隔離又は分断	Ab	その他(負荷物)	対象外	対象外	関連資料	57-3 系統図, 57-7 バックダリ系統図		第6項	設置場所	現場操作(設置場所で操作可能)	Aa	関連資料	57-2 配線図		第1項	可搬 SA の容量	原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備	A	関連資料	57-2 容量計算根拠		第2項	可搬 SA の検知性	より簡便な検知方式等による検知	C	関連資料	57-2 配線図, 57-3 系統図, 57-8 電圧検知に関する説明書		第3項	異なる稼働の検知箇所確保	単独の検知で使用	Ab	関連資料	57-2 配線図		第4項	設置場所	(放射線量の高くなるおそれのない場所を選定)	—	関連資料	57-2 配線図		第5項	保管場所	屋外(石油系田の考慮対象設備あり)	Bc	関連資料	57-2 配線図		第6項	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B	関連資料	57-6 アクセスルート図		第7項	異常条件、自然現象、人海事業、洪水、火災	防火設備-対象(代替対象16設備あり)-除外	Ab	サボート系装置	対象(サボート系あり)-異なる駆動源又は冷却源	Ca		関連資料	57-2 配線図, 57-3 系統図, 57-9 代替電源設備について			<p>【女川】 記載箇所の相違 (57-1-43 へ)</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条 電源設備	設備名	最適化区分																																																																																																																							
第1項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">重要条件における健全性</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>風速・湿度・圧力 / 屋外の天候/放射線</td> <td>除外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(自然に発生を覚悟する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺施設等から震動により機能喪失を及ぼさない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図</td> </tr> </table>	重要条件における健全性	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>風速・湿度・圧力 / 屋外の天候/放射線</td> <td>除外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(自然に発生を覚悟する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺施設等から震動により機能喪失を及ぼさない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> </table>	風速・湿度・圧力 / 屋外の天候/放射線		除外	B	荷重	(自然に発生を覚悟する)	—	海水	海水を海水しない	対象外	地震からの影響	(周辺施設等から震動により機能喪失を及ぼさない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—		関連資料	57-2 配線図																																																																																																			
	重要条件における健全性	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>風速・湿度・圧力 / 屋外の天候/放射線</td> <td>除外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(自然に発生を覚悟する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺施設等から震動により機能喪失を及ぼさない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> </table>	風速・湿度・圧力 / 屋外の天候/放射線	除外		B	荷重	(自然に発生を覚悟する)	—	海水	海水を海水しない	対象外	地震からの影響	(周辺施設等から震動により機能喪失を及ぼさない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																							
	風速・湿度・圧力 / 屋外の天候/放射線	除外	B																																																																																																																						
	荷重	(自然に発生を覚悟する)	—																																																																																																																						
	海水	海水を海水しない	対象外																																																																																																																						
地震からの影響	(周辺施設等から震動により機能喪失を及ぼさない)	—																																																																																																																							
電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																																							
関連資料	57-2 配線図																																																																																																																								
第2項	操作性	現場操作(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、稼働作動)	Bc, Bd, Bg																																																																																																																						
	関連資料	57-2 配線図, 57-3 系統図																																																																																																																							
第3項	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	内部検閲、装置検	G, I																																																																																																																						
	関連資料	57-4 試験及び検査																																																																																																																							
第4項	代替性	本来の用途として使用-代替不能	Bb																																																																																																																						
	関連資料	57-3 系統図																																																																																																																							
第5項	系統設計	過電圧は隔離又は分断	Ab																																																																																																																						
	その他(負荷物)	対象外	対象外																																																																																																																						
	関連資料	57-3 系統図, 57-7 バックダリ系統図																																																																																																																							
第6項	設置場所	現場操作(設置場所で操作可能)	Aa																																																																																																																						
	関連資料	57-2 配線図																																																																																																																							
第1項	可搬 SA の容量	原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備	A																																																																																																																						
	関連資料	57-2 容量計算根拠																																																																																																																							
第2項	可搬 SA の検知性	より簡便な検知方式等による検知	C																																																																																																																						
	関連資料	57-2 配線図, 57-3 系統図, 57-8 電圧検知に関する説明書																																																																																																																							
第3項	異なる稼働の検知箇所確保	単独の検知で使用	Ab																																																																																																																						
	関連資料	57-2 配線図																																																																																																																							
第4項	設置場所	(放射線量の高くなるおそれのない場所を選定)	—																																																																																																																						
	関連資料	57-2 配線図																																																																																																																							
第5項	保管場所	屋外(石油系田の考慮対象設備あり)	Bc																																																																																																																						
	関連資料	57-2 配線図																																																																																																																							
第6項	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B																																																																																																																						
	関連資料	57-6 アクセスルート図																																																																																																																							
第7項	異常条件、自然現象、人海事業、洪水、火災	防火設備-対象(代替対象16設備あり)-除外	Ab																																																																																																																						
	サボート系装置	対象(サボート系あり)-異なる駆動源又は冷却源	Ca																																																																																																																						
	関連資料	57-2 配線図, 57-3 系統図, 57-9 代替電源設備について																																																																																																																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
<内容比較のため再掲(補足1-1)>		<内容比較のため再掲(補足1-6)>		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)		【大飯、女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
		女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設) 第57条：電源設備		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)		
57-1-1		57-1-6		57-1-8		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

<内容比較のため再掲(補足1-1)>

項目	大飯3号炉	大飯4号炉	女川2号炉
1. 設備概要
2. 設備仕様
3. 設備配置
4. 設備の取扱い
5. 設備の保守
6. 設備の点検
7. 設備の修理
8. 設備の交換
9. 設備の廃棄
10. 設備のその他

57-1-1

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第57条：電圧設備

項目	設備仕様	規格/仕様	適合性
電圧設備	電圧・電流・圧力 / 異常の検出 / 強制断	異常	D
	質量	(有効に検出を記録する)	-
	海水	海水を通水しない	対象外
	蒸気圧からの影響	(蒸気圧容器からの蒸気圧により特性を失うおそれがない)	-
	電圧の誤事	(電圧値により機能が損なわれない)	-
	関連資料	57-2 配線図, 57-3 系統図	-
	操作性	監視操作 (準操作, 監視作業)	Bf, Bg
		関連資料	57-2 配線図, 57-3 系統図
	信頼性・安定性 (漏洩性, 蒸気構成・外部入力)	密閉	C
		関連資料	57-4 試験及び検査
代替性	本来の用途以外の用途として使用するため、代替操作が必要	A	
	関連資料	57-3 系統図	-
系統設計	同等の編成で系統構成	Aa	
	その他(脱酸物)	対象外	
設置場所	監視操作 (設置場所での操作可能)	Aa	
	関連資料	57-2 配線図	-
常設 SA の容量	設計基準対象機器の系統及び機器の容量等が十分	B	
	関連資料	57-3 系統図	-
共有の禁止	(共用しない設備)	-	
	関連資料	-	
異常発生時の対応	異常発生時、自動現象、人為現象、洪水、火災	Ab	
	リポート済項目	対象外(リポート済なし)	
関連資料	57-2 配線図, 57-3 系統図	-	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	設備仕様	規格/仕様	適合性
電圧設備	電圧・電流・圧力 / 異常の検出 / 強制断	異常	D
	質量	(有効に検出を記録する)	-
	海水	海水を通水しない	対象外
	蒸気圧からの影響	(蒸気圧容器からの蒸気圧により特性を失うおそれがない)	-
	電圧の誤事	(電圧値により機能が損なわれない)	-
	関連資料	57-2 配線図, 57-3 系統図	-
	操作性	監視操作 (準操作, 監視作業)	Bf, Bg
		関連資料	57-2 配線図, 57-3 系統図
	信頼性・安定性 (漏洩性, 蒸気構成・外部入力)	密閉	C
		関連資料	57-4 試験及び検査
代替性	本来の用途以外の用途として使用するため、代替操作が必要	A	
	関連資料	57-3 系統図	-
系統設計	同等の編成で系統構成	Aa	
	その他(脱酸物)	対象外	
設置場所	監視操作 (設置場所での操作可能)	Aa	
	関連資料	57-2 配線図	-
常設 SA の容量	設計基準対象機器の系統及び機器の容量等が十分	B	
	関連資料	57-3 系統図	-
共有の禁止	(共用しない設備)	-	
	関連資料	-	
異常発生時の対応	異常発生時、自動現象、人為現象、洪水、火災	Ab	
	リポート済項目	対象外(リポート済なし)	
関連資料	57-2 配線図, 57-3 系統図	-	

相違理由

【大飯, 女川】
記載表現の相違
・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)				
第07条 電源設備		ガスタービン発電機駆動油タンク		
第1項	第1号	環境条件に耐える健全性	腐蝕化区分	
		風塵・塵埃・圧力 / 暴外の天候/放射線	露外	
		汚濁	(汚濁に機能を発揮する)	
		漏水	海水を海水しない	
		施設側からの地震	(周辺施設等から震動により機能を失うおそれがない)	
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	
		関連資料	57-2 配管図、57-3 系統図	
		第2号	操作性	製造操作(弁操作、検察作業)
		第3号	関連資料	57-2 配管図、57-3 系統図
		第1項	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)
第4号	第4号	切替え性	非常の用途として使用-切替不要	
第5号	第5号	系統設計	他設備から独立	
第6号	第6号	その他(有機物)	対象外	
第7号	第7号	関連資料	57-3 系統図、57-7 バックダリ系統図	
第8号	第8号	設置場所	製造場所(設置場所)で操作可能	
第9号	第9号	関連資料	57-2 配管図	
第10号	第10号	余裕SAの容量	重大事故等への対応を本系の目的として設置するもの	
第11号	第11号	関連資料	57-5 容量認定書	
第12号	第12号	非常の禁止	(未用しない)設備	
第13号	第13号	関連資料	-	
第14号	第14号	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象(代替対象:設備あり)-除外	
第15号	第15号	セポート系図	対象外(セポート系なし)	
第16号	第16号	関連資料	57-2 配管図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について	

【大飯、女川】
 記載表現の相違
 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																				
	<p><泊の記載箇所と比較(補足1-5)></p> <p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬型)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第7条：電源設備</th> <th>クシタロー</th> <th>電機化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1号</td> <td>環境条件に引ける発生性</td> <td>風速・湿度・圧力 / 屋外の天候/ 放射線</td> <td>屋外</td> </tr> <tr> <td>防塵</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>雨水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>負荷機からの影響</td> <td>(周辺機器等からの影響により機能しなくなるおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図、57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td>操作性</td> <td>現場操作(原簿の運搬・設置、操作スイッチ操作、弁操作、橋脚作業)</td> <td>Bc, Bb, Bf, Bg</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図、57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>試験・検査(検査性、系統構成・外観入力)</td> <td>等価</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-4 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>切替え性</td> <td>本来の用途として使用・切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号</td> <td>系統設計</td> <td>過常時は隔離又は分断</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>その他(特殊等)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-3 系統図、57-A バンダリ系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>現場操作(設置場所での操作可能)</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号</td> <td>可搬SAの容量</td> <td>その他可搬型設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-6 容量設定仕様、57-11 燃料補給に関する補充型資料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号</td> <td>可搬SAの接続性</td> <td>より簡便な接続方式等による接続</td> <td>F</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図、57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号</td> <td>異なる複数の接続箇所の確保</td> <td>単体の機能で使用</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10号</td> <td>設置場所</td> <td>(放射線量の異なるおそれのない場所を指定)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第11号</td> <td>保管場所</td> <td>屋外(由油薬品の考慮対象設備あり)</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第12号</td> <td>アクセスルート</td> <td>屋外アクセスルートの確保</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-6 アクセスルート図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第13号</td> <td>去来車両の通行</td> <td>異常条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-6 アクセスルート図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第14号</td> <td>セゴート系機器</td> <td>対象外(セゴートなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配線図、57-3 系統図</td> </tr> </tbody> </table>	第7条：電源設備	クシタロー	電機化区分	第1号	環境条件に引ける発生性	風速・湿度・圧力 / 屋外の天候/ 放射線	屋外	防塵	(有効に機能を発揮する)	—	防水	雨水を漏水しない	対象外	負荷機からの影響	(周辺機器等からの影響により機能しなくなるおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図		第2号	操作性	現場操作(原簿の運搬・設置、操作スイッチ操作、弁操作、橋脚作業)	Bc, Bb, Bf, Bg	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図		第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外観入力)	等価	C	関連資料	57-4 試験及び検査		第4号	切替え性	本来の用途として使用・切替不要	Bb	関連資料	57-3 系統図		第5号	系統設計	過常時は隔離又は分断	Bb	その他(特殊等)	対象外	対象外	関連資料	57-3 系統図、57-A バンダリ系統図		第6号	設置場所	現場操作(設置場所での操作可能)	Aa	関連資料	57-2 配線図		第7号	可搬SAの容量	その他可搬型設備	C	関連資料	57-6 容量設定仕様、57-11 燃料補給に関する補充型資料		第8号	可搬SAの接続性	より簡便な接続方式等による接続	F	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図		第9号	異なる複数の接続箇所の確保	単体の機能で使用	Bb	関連資料	57-2 配線図		第10号	設置場所	(放射線量の異なるおそれのない場所を指定)	—	関連資料	57-2 配線図		第11号	保管場所	屋外(由油薬品の考慮対象設備あり)	Ba	関連資料	57-2 配線図		第12号	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B	関連資料	57-6 アクセスルート図		第13号	去来車両の通行	異常条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	Bb	関連資料	57-6 アクセスルート図		第14号	セゴート系機器	対象外(セゴートなし)	対象外	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図			<p>【女川】</p> <p>記載箇所の相違 (57-1-44へ)</p>
第7条：電源設備	クシタロー	電機化区分																																																																																																																					
第1号	環境条件に引ける発生性	風速・湿度・圧力 / 屋外の天候/ 放射線	屋外																																																																																																																				
	防塵	(有効に機能を発揮する)	—																																																																																																																				
	防水	雨水を漏水しない	対象外																																																																																																																				
	負荷機からの影響	(周辺機器等からの影響により機能しなくなるおそれがない)	—																																																																																																																				
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																																				
関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図																																																																																																																						
第2号	操作性	現場操作(原簿の運搬・設置、操作スイッチ操作、弁操作、橋脚作業)	Bc, Bb, Bf, Bg																																																																																																																				
	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図																																																																																																																					
第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外観入力)	等価	C																																																																																																																				
	関連資料	57-4 試験及び検査																																																																																																																					
第4号	切替え性	本来の用途として使用・切替不要	Bb																																																																																																																				
	関連資料	57-3 系統図																																																																																																																					
第5号	系統設計	過常時は隔離又は分断	Bb																																																																																																																				
	その他(特殊等)	対象外	対象外																																																																																																																				
	関連資料	57-3 系統図、57-A バンダリ系統図																																																																																																																					
第6号	設置場所	現場操作(設置場所での操作可能)	Aa																																																																																																																				
	関連資料	57-2 配線図																																																																																																																					
第7号	可搬SAの容量	その他可搬型設備	C																																																																																																																				
	関連資料	57-6 容量設定仕様、57-11 燃料補給に関する補充型資料																																																																																																																					
第8号	可搬SAの接続性	より簡便な接続方式等による接続	F																																																																																																																				
	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図																																																																																																																					
第9号	異なる複数の接続箇所の確保	単体の機能で使用	Bb																																																																																																																				
	関連資料	57-2 配線図																																																																																																																					
第10号	設置場所	(放射線量の異なるおそれのない場所を指定)	—																																																																																																																				
	関連資料	57-2 配線図																																																																																																																					
第11号	保管場所	屋外(由油薬品の考慮対象設備あり)	Ba																																																																																																																				
	関連資料	57-2 配線図																																																																																																																					
第12号	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B																																																																																																																				
	関連資料	57-6 アクセスルート図																																																																																																																					
第13号	去来車両の通行	異常条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	Bb																																																																																																																				
	関連資料	57-6 アクセスルート図																																																																																																																					
第14号	セゴート系機器	対象外(セゴートなし)	対象外																																																																																																																				
	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図																																																																																																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																							
	<p><泊の記載箇所を比較(補足1-6)></p> <p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類57条：電源設備</th> <th>ガスタービン発電機</th> <th>適用仕区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="5">第1号 環境条件における健全性 風速・風圧・圧力 / 嵐外の天候 / 放射線 荷重 洪水 魚取網からの影響 電磁的障害 関連資料</td> <td>嵐外</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>洪水を排水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>(嵐波機殻等から影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配置図、57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3号 状態・故障 (健全性、劣化傾向・外部入力)</td> <td>ガスタービン、発電機</td> <td>Ⅲ, I</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-4 状態及び検査</td> </tr> <tr> <td>第4号 切替え性</td> <td>本来の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4項</td> <td rowspan="2">第5号 振動防止</td> <td>共振時は隔離又は分離</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(規格外)</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-3 系統図、57-7 パウダリ系統図</td> </tr> <tr> <td>第6号 設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1項</td> <td rowspan="2">第1号 常設 SA の容量</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-5 容量設定根拠</td> </tr> <tr> <td>第2号 共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td rowspan="2">第3号 共通部分の取除禁止</td> <td>環境条件、自然現象、人為事業、洪水、火災</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>対象(サポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td colspan="2">57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について</td> </tr> </tbody> </table>	類57条：電源設備	ガスタービン発電機	適用仕区分	第1項	第1号 環境条件における健全性 風速・風圧・圧力 / 嵐外の天候 / 放射線 荷重 洪水 魚取網からの影響 電磁的障害 関連資料	嵐外	D	(有効に機能を発揮する)	—	洪水を排水しない	対象外	(嵐波機殻等から影響により機能を失うおそれがない)	—	(電磁波により機能が損なわれない)	—	第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図		第3号 状態・故障 (健全性、劣化傾向・外部入力)	ガスタービン、発電機	Ⅲ, I	関連資料	57-4 状態及び検査		第4号 切替え性	本来の用途として使用-切替不要	Bb	関連資料	57-3 系統図		第4項	第5号 振動防止	共振時は隔離又は分離	Ab	その他(規格外)	Bb	関連資料	57-3 系統図、57-7 パウダリ系統図		第6号 設置場所	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配置図		第1項	第1号 常設 SA の容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	57-5 容量設定根拠		第2号 共有の禁止	(共用しない設備)	—	関連資料	—		第3項	第3号 共通部分の取除禁止	環境条件、自然現象、人為事業、洪水、火災	Ab	対象(サポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源	Ca	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について			<p>【女川】 記載箇所の相違 (57-1-8 へ)</p>
類57条：電源設備	ガスタービン発電機	適用仕区分																																																																								
第1項	第1号 環境条件における健全性 風速・風圧・圧力 / 嵐外の天候 / 放射線 荷重 洪水 魚取網からの影響 電磁的障害 関連資料	嵐外	D																																																																							
		(有効に機能を発揮する)	—																																																																							
		洪水を排水しない	対象外																																																																							
		(嵐波機殻等から影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																							
		(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																							
	第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																						
	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図																																																																								
	第3号 状態・故障 (健全性、劣化傾向・外部入力)	ガスタービン、発電機	Ⅲ, I																																																																							
		関連資料	57-4 状態及び検査																																																																							
		第4号 切替え性	本来の用途として使用-切替不要	Bb																																																																						
関連資料	57-3 系統図																																																																									
第4項	第5号 振動防止	共振時は隔離又は分離	Ab																																																																							
		その他(規格外)	Bb																																																																							
	関連資料	57-3 系統図、57-7 パウダリ系統図																																																																								
第6号 設置場所	操作不要	対象外																																																																								
関連資料	57-2 配置図																																																																									
第1項	第1号 常設 SA の容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																							
		関連資料	57-5 容量設定根拠																																																																							
	第2号 共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																							
関連資料	—																																																																									
第3項	第3号 共通部分の取除禁止	環境条件、自然現象、人為事業、洪水、火災	Ab																																																																							
		対象(サポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源	Ca																																																																							
	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について																																																																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																									
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)																																																																																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第37条 電源設備</th> <th>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</th> <th>期間仕区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1項</td> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1号</td> <td>速度・角度・圧力 ／漏洩の検出／放射線</td> <td>漏洩</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>防護</td> <td>(有効に機能を維持する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を発生しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設からの影響</td> <td>(周辺施設等との距離等に基き地震を免れおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線ケーブル</td> <td>(電線径により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外周入力)</td> <td>ポンプ</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第4号</td> <td>代替性</td> <td>本機の用途として使用-代替不実</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第5号</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">既設設備</td> <td>系統設計</td> <td>他設備から独立</td> <td>Ac</td> </tr> <tr> <td>その他(局域網)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第7項</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1号</td> <td>常設 SA の容量</td> <td>重大事故等への対応を本機の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 容量設定規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第2号</td> <td>共有の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第3号</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">非常停止設備</td> <td>停機条件、自然現象、人為事 業、漏水、火災</td> <td>防止設備(対象(代替対象)B設備あり)-漏洩</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>セゴード保護</td> <td>対象外(セゴードなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		第37条 電源設備		ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	期間仕区分	第1項	第1号	速度・角度・圧力 ／漏洩の検出／放射線	漏洩	B	防護	(有効に機能を維持する)	—	漏水	漏水を発生しない	対象外	施設からの影響	(周辺施設等との距離等に基き地震を免れおそれがない)	—	電線ケーブル	(電線径により機能が損なわれない)	—	関連資料	57-2 配置図		第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外周入力)	ポンプ	A	関連資料	57-4 試験及び検査		第4号	代替性	本機の用途として使用-代替不実	Bb	関連資料	57-3 系統図		第5号	既設設備	系統設計	他設備から独立	Ac	その他(局域網)	対象外	対象外	関連資料	57-3 系統図		第6号	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配置図		第7項	第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対応を本機の目的として設置するもの	A	関連資料	57-2 容量設定規程		第2号	共有の禁止	(未用しない設備)	—	関連資料	—		第3号	非常停止設備	停機条件、自然現象、人為事 業、漏水、火災	防止設備(対象(代替対象)B設備あり)-漏洩	Ab	セゴード保護	対象外(セゴードなし)	対象外	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図		
第37条 電源設備		ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	期間仕区分																																																																																									
第1項	第1号	速度・角度・圧力 ／漏洩の検出／放射線	漏洩	B																																																																																								
		防護	(有効に機能を維持する)	—																																																																																								
		漏水	漏水を発生しない	対象外																																																																																								
		施設からの影響	(周辺施設等との距離等に基き地震を免れおそれがない)	—																																																																																								
		電線ケーブル	(電線径により機能が損なわれない)	—																																																																																								
	関連資料	57-2 配置図																																																																																										
	第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																								
		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図																																																																																									
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外周入力)	ポンプ	A																																																																																								
		関連資料	57-4 試験及び検査																																																																																									
第4号	代替性	本機の用途として使用-代替不実	Bb																																																																																									
	関連資料	57-3 系統図																																																																																										
第5号	既設設備	系統設計	他設備から独立	Ac																																																																																								
		その他(局域網)	対象外	対象外																																																																																								
	関連資料	57-3 系統図																																																																																										
第6号	設置場所	操作不要	対象外																																																																																									
	関連資料	57-2 配置図																																																																																										
第7項	第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対応を本機の目的として設置するもの	A																																																																																								
		関連資料	57-2 容量設定規程																																																																																									
	第2号	共有の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																								
関連資料		—																																																																																										
第3号	非常停止設備	停機条件、自然現象、人為事 業、漏水、火災	防止設備(対象(代替対象)B設備あり)-漏洩	Ab																																																																																								
		セゴード保護	対象外(セゴードなし)	対象外																																																																																								
	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図																																																																																										
			【大飯、女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)																																																																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																							
	<p><内容比較表の再掲(補足1-8)></p> <p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第07条 電源設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ</th> <th>標準化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>環境・湿度・圧力 / 塵埃の天候/放射線</td> <td>Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>電圧</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>海水</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>信頼度からの影響</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>電磁的障害</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>第10号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第11号</td> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用/代替不要</td> </tr> <tr> <td>第12号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第13号</td> <td>系統設計</td> <td>設計と同一系統構成</td> </tr> <tr> <td>第14号</td> <td>その他(有触物)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第15号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第16号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> </tr> <tr> <td>第17号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第18号</td> <td>容量 SA の容量</td> <td>設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分</td> </tr> <tr> <td>第19号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第20号</td> <td>共有の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> </tr> <tr> <td>第21号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第22号</td> <td>環境条件、自然現象、人為事 業、洪水、火災</td> <td>対象外(未組基団の考慮対象設備なし)</td> </tr> <tr> <td>第23号</td> <td>サボート系要因</td> <td>対象外(サボート系なし)</td> </tr> <tr> <td>第24号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第07条 電源設備	非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	標準化区分	第1号	環境・湿度・圧力 / 塵埃の天候/放射線	Ⅱ	第2号	電圧	—	第3号	海水	対象外	第4号	信頼度からの影響	—	第5号	電磁的障害	—	第6号	関連資料	—	第7号	操作性	操作不要	第8号	関連資料	—	第9号	試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)	A	第10号	関連資料	—	第11号	代替性	本来の用途として使用/代替不要	第12号	関連資料	—	第13号	系統設計	設計と同一系統構成	第14号	その他(有触物)	対象外	第15号	関連資料	—	第16号	設置場所	操作不要	第17号	関連資料	—	第18号	容量 SA の容量	設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分	第19号	関連資料	—	第20号	共有の禁止	(適用しない設備)	第21号	関連資料	—	第22号	環境条件、自然現象、人為事 業、洪水、火災	対象外(未組基団の考慮対象設備なし)	第23号	サボート系要因	対象外(サボート系なし)	第24号	関連資料	—	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>設備仕様</th> <th>規格区分</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>環境・湿度・圧力 / 塵埃の天候 / 放射線</td> <td>B4</td> <td>【相違理由】 B4 相違</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>電圧</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>海水</td> <td>—</td> <td>【相違理由】 B4 相違</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>信頼度からの影響</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>電磁的障害</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td>操作性</td> <td>A</td> <td>【相違理由】 A 相違</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)</td> <td>A</td> <td>【相違理由】 A 相違</td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>代替性</td> <td>A</td> <td>【相違理由】 A 相違</td> </tr> <tr> <td>第10号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第11号</td> <td>系統設計</td> <td>A4</td> <td>【相違理由】 A4 相違 【相違理由】 B4 相違</td> </tr> <tr> <td>第12号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第13号</td> <td>設置場所</td> <td>A4</td> <td>【相違理由】 A4 相違</td> </tr> <tr> <td>第14号</td> <td>容量 SA の容量</td> <td>A</td> <td>【相違理由】 A 相違</td> </tr> <tr> <td>第15号</td> <td>共有の禁止</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第16号</td> <td>環境条件、自然現象、人為事業、洪水、火災</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第17号</td> <td>サボート系要因</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第18号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	設備仕様	規格区分	相違理由	第1号	環境・湿度・圧力 / 塵埃の天候 / 放射線	B4	【相違理由】 B4 相違	第2号	電圧	—	—	第3号	海水	—	【相違理由】 B4 相違	第4号	信頼度からの影響	—	—	第5号	電磁的障害	—	—	第6号	関連資料	—	—	第7号	操作性	A	【相違理由】 A 相違	第8号	試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)	A	【相違理由】 A 相違	第9号	代替性	A	【相違理由】 A 相違	第10号	関連資料	—	—	第11号	系統設計	A4	【相違理由】 A4 相違 【相違理由】 B4 相違	第12号	関連資料	—	—	第13号	設置場所	A4	【相違理由】 A4 相違	第14号	容量 SA の容量	A	【相違理由】 A 相違	第15号	共有の禁止	—	—	第16号	環境条件、自然現象、人為事業、洪水、火災	—	—	第17号	サボート系要因	—	—	第18号	関連資料	—	—	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第07条 電源設備	非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	標準化区分																																																																																																																																																								
第1号	環境・湿度・圧力 / 塵埃の天候/放射線	Ⅱ																																																																																																																																																								
第2号	電圧	—																																																																																																																																																								
第3号	海水	対象外																																																																																																																																																								
第4号	信頼度からの影響	—																																																																																																																																																								
第5号	電磁的障害	—																																																																																																																																																								
第6号	関連資料	—																																																																																																																																																								
第7号	操作性	操作不要																																																																																																																																																								
第8号	関連資料	—																																																																																																																																																								
第9号	試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)	A																																																																																																																																																								
第10号	関連資料	—																																																																																																																																																								
第11号	代替性	本来の用途として使用/代替不要																																																																																																																																																								
第12号	関連資料	—																																																																																																																																																								
第13号	系統設計	設計と同一系統構成																																																																																																																																																								
第14号	その他(有触物)	対象外																																																																																																																																																								
第15号	関連資料	—																																																																																																																																																								
第16号	設置場所	操作不要																																																																																																																																																								
第17号	関連資料	—																																																																																																																																																								
第18号	容量 SA の容量	設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分																																																																																																																																																								
第19号	関連資料	—																																																																																																																																																								
第20号	共有の禁止	(適用しない設備)																																																																																																																																																								
第21号	関連資料	—																																																																																																																																																								
第22号	環境条件、自然現象、人為事 業、洪水、火災	対象外(未組基団の考慮対象設備なし)																																																																																																																																																								
第23号	サボート系要因	対象外(サボート系なし)																																																																																																																																																								
第24号	関連資料	—																																																																																																																																																								
項目名	設備仕様	規格区分	相違理由																																																																																																																																																							
第1号	環境・湿度・圧力 / 塵埃の天候 / 放射線	B4	【相違理由】 B4 相違																																																																																																																																																							
第2号	電圧	—	—																																																																																																																																																							
第3号	海水	—	【相違理由】 B4 相違																																																																																																																																																							
第4号	信頼度からの影響	—	—																																																																																																																																																							
第5号	電磁的障害	—	—																																																																																																																																																							
第6号	関連資料	—	—																																																																																																																																																							
第7号	操作性	A	【相違理由】 A 相違																																																																																																																																																							
第8号	試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)	A	【相違理由】 A 相違																																																																																																																																																							
第9号	代替性	A	【相違理由】 A 相違																																																																																																																																																							
第10号	関連資料	—	—																																																																																																																																																							
第11号	系統設計	A4	【相違理由】 A4 相違 【相違理由】 B4 相違																																																																																																																																																							
第12号	関連資料	—	—																																																																																																																																																							
第13号	設置場所	A4	【相違理由】 A4 相違																																																																																																																																																							
第14号	容量 SA の容量	A	【相違理由】 A 相違																																																																																																																																																							
第15号	共有の禁止	—	—																																																																																																																																																							
第16号	環境条件、自然現象、人為事業、洪水、火災	—	—																																																																																																																																																							
第17号	サボート系要因	—	—																																																																																																																																																							
第18号	関連資料	—	—																																																																																																																																																							

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所 3 / 4号炉

女川原子力発電所 2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

<内容比較のため再掲(補足 1-1)>

Table with multiple columns for comparison of power generation equipment between different facilities, including details on components and compliance status.

57-1-1

女川原子力発電所 2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)

SA 設備基準適合性一覧表 (常設) for Onagawa Nuclear Power Plant Unit 2. Columns include equipment name, specifications, and compliance status.

女川原子力発電所 2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)

SA 設備基準適合性一覧表 (常設) for Onagawa Nuclear Power Plant Unit 2. Columns include equipment name, specifications, and compliance status.

泊発電所 3号炉 SA 設備基準適合性 一覧表(常設)

SA 設備基準適合性 一覧表 (常設) for Ushida Power Plant Unit 3. Columns include equipment name, specifications, and compliance status.

・括弧内「あり」は、記載内容に「あり」の記載があることを示す。
・「なし」は、記載内容に「あり」の記載がないことを示す。
・「/」は、記載内容が異なることを示す。記載内容が異なる場合、記載内容の異なる箇所を「あり」として記載する。対象内容が異なる場合、対象内容が異なる箇所を「あり」として記載する。

【大飯、女川】
記載表現の相違
・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																
		泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(敬設) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備名称</th> <th>規格区分</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>発電機・変圧機 ・発電機 ・変圧機</td> <td>①日本国内メーカー製 ②海外メーカー製</td> <td>【機】(機)【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>励磁機</td> <td>①国内メーカー製 ②海外メーカー製</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>変圧機</td> <td>①国内メーカー製 ②海外メーカー製</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>電圧調整機</td> <td>①国内メーカー製 ②海外メーカー製</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>励磁機</td> <td>①国内メーカー製 ②海外メーカー製</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>電圧調整機</td> <td>①国内メーカー製 ②海外メーカー製</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>電圧調整機</td> <td>①国内メーカー製 ②海外メーカー製</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>電圧調整機</td> <td>①国内メーカー製 ②海外メーカー製</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>電圧調整機</td> <td>①国内メーカー製 ②海外メーカー製</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>電圧調整機</td> <td>①国内メーカー製 ②海外メーカー製</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> <tr> <td>【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> <td>【機】(機)【機】(機)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備名称	規格区分	相違理由	機	発電機・変圧機 ・発電機 ・変圧機	①日本国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)【機】(機)	励磁機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)	変圧機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)	電圧調整機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)	励磁機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)	電圧調整機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)	電圧調整機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)	電圧調整機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)	電圧調整機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)	電圧調整機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)	機	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	機	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	機	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)	<p>【大飯、女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
項目	設備名称	規格区分	相違理由																																																																																																																																
機	発電機・変圧機 ・発電機 ・変圧機	①日本国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	励磁機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	変圧機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	電圧調整機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	励磁機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	電圧調整機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	電圧調整機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	電圧調整機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	電圧調整機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	電圧調整機	①国内メーカー製 ②海外メーカー製	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
機	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
機	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
機	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																
	【正式規格中未記載】 【非正式規格中未記載】	【機】(機)【機】(機)	【機】(機)【機】(機)																																																																																																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																											
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第07条：電源設備</th> <th>115F表機部SA</th> <th>細則化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1組</td> <td>環境条件における健全性</td> <td>原子炉建屋の二次修繕施設外及びその他の建屋内 (有害に機能を発揮する)</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>腐食</td> <td>海水を接触しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>急激的降雪</td> <td>(急激性により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電線設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替之位</td> <td>本来の用途として使用・切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高放射線</td> <td>Bb 放射線シールド設備等</td> <td>Ad</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号</td> <td>その他(可燃物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-1 系統図、57-ア バウンダリ系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号</td> <td>常設SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-5 容量検証概観</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号</td> <td>非常の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9号</td> <td>環境条件、自然現象、人為事業、洪水、火災</td> <td>防止設備(対象(代替対象)B設備あり)一圏内</td> <td>Ac</td> </tr> <tr> <td>サポート要員</td> <td>対象外(サポート要なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図、57-10 全交直流力電源喪失対策設備について(直流電源設備について)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第07条：電源設備	115F表機部SA	細則化区分	第1組	環境条件における健全性	原子炉建屋の二次修繕施設外及びその他の建屋内 (有害に機能を発揮する)	C	電圧	—	—	腐食	海水を接触しない	対象外	地震からの影響	(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	急激的降雪	(急激性により機能が損なわれない)	—	関連資料	57-2 配置図	—	第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	57-3 系統図	—	試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)	その他電線設備	J	第3号	関連資料	57-4 試験及び検査	—	切替之位	本来の用途として使用・切替不要	Bb	第4号	関連資料	57-3 系統図	—	高放射線	Bb 放射線シールド設備等	Ad	第5号	その他(可燃物)	対象外	対象外	関連資料	57-1 系統図、57-ア バウンダリ系統図	—	第6号	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配置図	—	第7号	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	57-5 容量検証概観	—	第8号	非常の禁止	(未用しない設備)	—	関連資料	—	—	第9号	環境条件、自然現象、人為事業、洪水、火災	防止設備(対象(代替対象)B設備あり)一圏内	Ac	サポート要員	対象外(サポート要なし)	対象外	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-10 全交直流力電源喪失対策設備について(直流電源設備について)	—	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>設備名称</th> <th>設置区分</th> <th>設置条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1組</td> <td>環境条件(自然・地震・洪水・火災等)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>腐食</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>急激的降雪</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高放射線</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他(可燃物)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td>操作性</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td>切替之位</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>高放射線</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他(可燃物)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号</td> <td>設置場所</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td>常設SAの容量</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号</td> <td>非常の禁止</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第8号</td> <td>環境条件、自然現象、人為事業、洪水、火災</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>サポート要員</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	設備名称	設置区分	設置条件	第1組	環境条件(自然・地震・洪水・火災等)	—	—	電圧	—	—	腐食	—	—	地震	—	—	急激的降雪	—	—	操作性	—	—	試験・検査	—	—	高放射線	—	—	その他(可燃物)	—	—	容量	—	—	第2号	操作性	—	—	試験・検査	—	—	第3号	切替之位	—	—	関連資料	—	—	第4号	高放射線	—	—	その他(可燃物)	—	—	第5号	設置場所	—	—	関連資料	—	—	第6号	常設SAの容量	—	—	関連資料	—	—	第7号	非常の禁止	—	—	関連資料	—	—	第8号	環境条件、自然現象、人為事業、洪水、火災	—	—	サポート要員	—	—	関連資料	—	—	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映) 【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第07条：電源設備	115F表機部SA	細則化区分																																																																																																																																																																												
第1組	環境条件における健全性	原子炉建屋の二次修繕施設外及びその他の建屋内 (有害に機能を発揮する)	C																																																																																																																																																																											
	電圧	—	—																																																																																																																																																																											
	腐食	海水を接触しない	対象外																																																																																																																																																																											
	地震からの影響	(周辺施設等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																																																																																											
	急激的降雪	(急激性により機能が損なわれない)	—																																																																																																																																																																											
	関連資料	57-2 配置図	—																																																																																																																																																																											
	第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																										
		関連資料	57-3 系統図	—																																																																																																																																																																										
		試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)	その他電線設備	J																																																																																																																																																																										
	第3号	関連資料	57-4 試験及び検査	—																																																																																																																																																																										
切替之位		本来の用途として使用・切替不要	Bb																																																																																																																																																																											
第4号	関連資料	57-3 系統図	—																																																																																																																																																																											
	高放射線	Bb 放射線シールド設備等	Ad																																																																																																																																																																											
第5号	その他(可燃物)	対象外	対象外																																																																																																																																																																											
	関連資料	57-1 系統図、57-ア バウンダリ系統図	—																																																																																																																																																																											
第6号	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																											
	関連資料	57-2 配置図	—																																																																																																																																																																											
第7号	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																																																																																											
	関連資料	57-5 容量検証概観	—																																																																																																																																																																											
第8号	非常の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																																																																																																											
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																											
第9号	環境条件、自然現象、人為事業、洪水、火災	防止設備(対象(代替対象)B設備あり)一圏内	Ac																																																																																																																																																																											
	サポート要員	対象外(サポート要なし)	対象外																																																																																																																																																																											
	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-10 全交直流力電源喪失対策設備について(直流電源設備について)	—																																																																																																																																																																											
項目名	設備名称	設置区分	設置条件																																																																																																																																																																											
第1組	環境条件(自然・地震・洪水・火災等)	—	—																																																																																																																																																																											
	電圧	—	—																																																																																																																																																																											
	腐食	—	—																																																																																																																																																																											
	地震	—	—																																																																																																																																																																											
	急激的降雪	—	—																																																																																																																																																																											
	操作性	—	—																																																																																																																																																																											
	試験・検査	—	—																																																																																																																																																																											
	高放射線	—	—																																																																																																																																																																											
	その他(可燃物)	—	—																																																																																																																																																																											
	容量	—	—																																																																																																																																																																											
第2号	操作性	—	—																																																																																																																																																																											
	試験・検査	—	—																																																																																																																																																																											
第3号	切替之位	—	—																																																																																																																																																																											
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																											
第4号	高放射線	—	—																																																																																																																																																																											
	その他(可燃物)	—	—																																																																																																																																																																											
第5号	設置場所	—	—																																																																																																																																																																											
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																											
第6号	常設SAの容量	—	—																																																																																																																																																																											
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																											
第7号	非常の禁止	—	—																																																																																																																																																																											
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																											
第8号	環境条件、自然現象、人為事業、洪水、火災	—	—																																																																																																																																																																											
	サポート要員	—	—																																																																																																																																																																											
	関連資料	—	—																																																																																																																																																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																					
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第57条：電源設備</th> <th>15kV 充電器 等</th> <th>規格化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造・筐体・圧力 / 筐体の穴径 / 放射線</td> <td>原子炉建屋の二次系統配管及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に確保を確保する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>相設備からの影響</td> <td>(鄰近機種等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁気により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電線設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替え性</td> <td>本来の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>DB 単設と同一系統構成</td> <td>Ad</td> </tr> <tr> <td>その他(現効期)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 系統図、57-7 パンダリ系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>余裕 SA の容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-5 容量管理情報</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共通事項 (設置禁止)</td> <td> 環境条件、自然現象、人為事象、震害、火災 禁止設備-対象 (対象対象 Bb 設備あり)-屋内 オートリセット 対象外 (オートリセットなし) 関連資料 57-2 配置図、57-3 系統図 57-10 並立変動力懸架喪失対策設備について(直流電圧設備について) </td> <td>Ad 対象外</td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備	15kV 充電器 等	規格化区分	構造・筐体・圧力 / 筐体の穴径 / 放射線	原子炉建屋の二次系統配管及びその他の建屋内	C	荷重	(有効に確保を確保する)	—	漏水	漏水を漏水しない	対象外	相設備からの影響	(鄰近機種等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁気により機能が損なわれない)	—	関連資料	57-2 配置図	—	操作性	操作不要	対象外	関連資料	57-3 系統図	—	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電線設備	J	関連資料	57-4 試験及び検査	—	切替え性	本来の用途として使用-切替不要	Bb	関連資料	57-2 系統図	—	系統設計	DB 単設と同一系統構成	Ad	その他(現効期)	対象外	対象外	関連資料	57-2 系統図、57-7 パンダリ系統図	—	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配置図	—	余裕 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	57-5 容量管理情報	—	共有の禁止	(共用しない設備)	—	関連資料	—	—	共通事項 (設置禁止)	環境条件、自然現象、人為事象、震害、火災 禁止設備-対象 (対象対象 Bb 設備あり)-屋内 オートリセット 対象外 (オートリセットなし) 関連資料 57-2 配置図、57-3 系統図 57-10 並立変動力懸架喪失対策設備について(直流電圧設備について)	Ad 対象外	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備仕様</th> <th>規格化区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>充電器</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>構造・筐体・圧力 / 筐体の穴径 / 放射線</td> <td>(女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>荷重</td> <td>(有効に確保を確保する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>漏水</td> <td>漏水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>相設備からの影響</td> <td>(鄰近機種等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁気により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>操作性</td> <td>操作不要 (操作不要)</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電線設備 (試験・検査・系統構成)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>切替え性</td> <td>本来の用途として使用-切替不要 (本来の用途として使用-切替不要)</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>系統設計</td> <td>DB 単設と同一系統構成 (DB 単設と同一系統構成)</td> <td>Ad</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>その他(現効期)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要 (操作不要)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>余裕 SA の容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>共通事項 (設置禁止)</td> <td> 環境条件、自然現象、人為事象、震害、火災 禁止設備-対象 (対象対象 Bb 設備あり)-屋内 オートリセット 対象外 (オートリセットなし) 関連資料 57-2 配置図、57-3 系統図 57-10 並立変動力懸架喪失対策設備について(直流電圧設備について) </td> <td>Ad 対象外</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備仕様	規格化区分	備考	1	充電器	—	—	2	構造・筐体・圧力 / 筐体の穴径 / 放射線	(女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容)	—	3	荷重	(有効に確保を確保する)	—	4	漏水	漏水を漏水しない	対象外	5	相設備からの影響	(鄰近機種等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	6	電磁的障害	(電磁気により機能が損なわれない)	—	7	操作性	操作不要 (操作不要)	J	8	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電線設備 (試験・検査・系統構成)	B	9	切替え性	本来の用途として使用-切替不要 (本来の用途として使用-切替不要)	Bb	10	系統設計	DB 単設と同一系統構成 (DB 単設と同一系統構成)	Ad	11	その他(現効期)	—	—	12	設置場所	操作不要 (操作不要)	対象外	13	余裕 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	14	共有の禁止	(共用しない)	—	15	共通事項 (設置禁止)	環境条件、自然現象、人為事象、震害、火災 禁止設備-対象 (対象対象 Bb 設備あり)-屋内 オートリセット 対象外 (オートリセットなし) 関連資料 57-2 配置図、57-3 系統図 57-10 並立変動力懸架喪失対策設備について(直流電圧設備について)	Ad 対象外	<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備	15kV 充電器 等	規格化区分																																																																																																																																						
構造・筐体・圧力 / 筐体の穴径 / 放射線	原子炉建屋の二次系統配管及びその他の建屋内	C																																																																																																																																						
荷重	(有効に確保を確保する)	—																																																																																																																																						
漏水	漏水を漏水しない	対象外																																																																																																																																						
相設備からの影響	(鄰近機種等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																																																						
電磁的障害	(電磁気により機能が損なわれない)	—																																																																																																																																						
関連資料	57-2 配置図	—																																																																																																																																						
操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																						
関連資料	57-3 系統図	—																																																																																																																																						
試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電線設備	J																																																																																																																																						
関連資料	57-4 試験及び検査	—																																																																																																																																						
切替え性	本来の用途として使用-切替不要	Bb																																																																																																																																						
関連資料	57-2 系統図	—																																																																																																																																						
系統設計	DB 単設と同一系統構成	Ad																																																																																																																																						
その他(現効期)	対象外	対象外																																																																																																																																						
関連資料	57-2 系統図、57-7 パンダリ系統図	—																																																																																																																																						
設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																						
関連資料	57-2 配置図	—																																																																																																																																						
余裕 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																																																						
関連資料	57-5 容量管理情報	—																																																																																																																																						
共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																																																																						
関連資料	—	—																																																																																																																																						
共通事項 (設置禁止)	環境条件、自然現象、人為事象、震害、火災 禁止設備-対象 (対象対象 Bb 設備あり)-屋内 オートリセット 対象外 (オートリセットなし) 関連資料 57-2 配置図、57-3 系統図 57-10 並立変動力懸架喪失対策設備について(直流電圧設備について)	Ad 対象外																																																																																																																																						
項目	設備仕様	規格化区分	備考																																																																																																																																					
1	充電器	—	—																																																																																																																																					
2	構造・筐体・圧力 / 筐体の穴径 / 放射線	(女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容)	—																																																																																																																																					
3	荷重	(有効に確保を確保する)	—																																																																																																																																					
4	漏水	漏水を漏水しない	対象外																																																																																																																																					
5	相設備からの影響	(鄰近機種等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																																																					
6	電磁的障害	(電磁気により機能が損なわれない)	—																																																																																																																																					
7	操作性	操作不要 (操作不要)	J																																																																																																																																					
8	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電線設備 (試験・検査・系統構成)	B																																																																																																																																					
9	切替え性	本来の用途として使用-切替不要 (本来の用途として使用-切替不要)	Bb																																																																																																																																					
10	系統設計	DB 単設と同一系統構成 (DB 単設と同一系統構成)	Ad																																																																																																																																					
11	その他(現効期)	—	—																																																																																																																																					
12	設置場所	操作不要 (操作不要)	対象外																																																																																																																																					
13	余裕 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																																																					
14	共有の禁止	(共用しない)	—																																																																																																																																					
15	共通事項 (設置禁止)	環境条件、自然現象、人為事象、震害、火災 禁止設備-対象 (対象対象 Bb 設備あり)-屋内 オートリセット 対象外 (オートリセットなし) 関連資料 57-2 配置図、57-3 系統図 57-10 並立変動力懸架喪失対策設備について(直流電圧設備について)	Ad 対象外																																																																																																																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">第57条：電源設備</th> <th style="text-align: left;">LSB代替蓄電池</th> <th style="text-align: left;">乗用化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1号</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境条件における健全性</td> <td>温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線 原子炉建屋の二次格納庫内外及びその社の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">荷重</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">漏水</td> <td>漏水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">他設備からの影響</td> <td>(周辺設備等から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">関連資料</td> <td>57-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2号</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3号</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経路・保護 (保安性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第4号</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">代替性</td> <td>本来の用途として使用-代替必要</td> <td>Be</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第5号</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">系統設計</td> <td>通常時は降離又は分断</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他(阻断物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図、57-7 バランダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第6号</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第1号</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施設SAの容量</td> <td>重大事故等への対応を本用の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-D 容量設定根拠</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第2号</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第3号</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">止電装置 自然現象、自然現象、人為事 象、洪水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象 SA 設備あり)-屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">セグメント系要図</td> <td>対象外(セグメント系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図、57-3 系統図 57-10 全交直動力電源喪失対策設備について(高圧電源設備について)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		LSB代替蓄電池	乗用化区分	第1号	環境条件における健全性	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線 原子炉建屋の二次格納庫内外及びその社の建屋内	C	荷重	(有効に機能を発揮する)	—	漏水	漏水を漏水しない	対象外	他設備からの影響	(周辺設備等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料		57-2 配線図		第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	57-3 系統図		第3号	経路・保護 (保安性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	J	関連資料	57-4 試験及び検査		第4号	代替性	本来の用途として使用-代替必要	Be	関連資料	57-3 系統図		第5号	系統設計	通常時は降離又は分断	Ab	その他(阻断物)	対象外	対象外	関連資料	57-3 系統図、57-7 バランダリ系統図		第6号	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配線図		第1号	施設SAの容量	重大事故等への対応を本用の目的として設置するもの	A	関連資料	57-D 容量設定根拠		第2号	共有の禁止	(共用しない設備)	—	関連資料	—		第3号	止電装置 自然現象、自然現象、人為事 象、洪水、火災	防止設備-対象(代替対象 SA 設備あり)-屋内	Aa	セグメント系要図	対象外(セグメント系なし)	対象外	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図 57-10 全交直動力電源喪失対策設備について(高圧電源設備について)			<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		LSB代替蓄電池	乗用化区分																																																																																						
第1号	環境条件における健全性	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線 原子炉建屋の二次格納庫内外及びその社の建屋内	C																																																																																						
	荷重	(有効に機能を発揮する)	—																																																																																						
	漏水	漏水を漏水しない	対象外																																																																																						
	他設備からの影響	(周辺設備等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																						
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																						
関連資料		57-2 配線図																																																																																							
第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	57-3 系統図																																																																																							
第3号	経路・保護 (保安性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	J																																																																																						
	関連資料	57-4 試験及び検査																																																																																							
第4号	代替性	本来の用途として使用-代替必要	Be																																																																																						
	関連資料	57-3 系統図																																																																																							
第5号	系統設計	通常時は降離又は分断	Ab																																																																																						
	その他(阻断物)	対象外	対象外																																																																																						
	関連資料	57-3 系統図、57-7 バランダリ系統図																																																																																							
第6号	設置場所	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	57-2 配線図																																																																																							
第1号	施設SAの容量	重大事故等への対応を本用の目的として設置するもの	A																																																																																						
	関連資料	57-D 容量設定根拠																																																																																							
第2号	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																						
	関連資料	—																																																																																							
第3号	止電装置 自然現象、自然現象、人為事 象、洪水、火災	防止設備-対象(代替対象 SA 設備あり)-屋内	Aa																																																																																						
	セグメント系要図	対象外(セグメント系なし)	対象外																																																																																						
	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図 57-10 全交直動力電源喪失対策設備について(高圧電源設備について)																																																																																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																											
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)																																																																																													
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">第07条：電源設備</td> <td>200V 警報機</td> <td>細分化区分</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第1項</td> <td rowspan="6">第4号</td> <td>温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線</td> <td>原子炉建屋の二次係統施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>積雪</td> <td>(有効に積雪を免避する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>高圧側からの影響</td> <td>(高圧機器等からの影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第1項</td> <td rowspan="6">第5号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査法、系統構成、外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項</td> <td rowspan="2">第4号</td> <td>切替操作性</td> <td>本装置の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1項</td> <td rowspan="3">第5号</td> <td>系統設計</td> <td>DB 施設と同一系統構成</td> <td>Ad</td> </tr> <tr> <td>その他(取捨表)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 系統図、57-7 パウチドリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1項</td> <td rowspan="3">第5号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1号</td> <td>常設 SA の容量</td> <td>重大事故等への対応を本装置の目的として設置するもの。</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第1項</td> <td rowspan="3">第5号</td> <td>関連資料</td> <td>57-6 容量設定機能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項</td> <td rowspan="3">第3号</td> <td>自然現象(地震、津波、洪水、火災)</td> <td>対象外(共通原因の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サボート系要因</td> <td>対象外(サボート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図、57-10 全交直電力系統損失対策設備について(高圧電圧設備について)</td> <td></td> </tr> </table>	第07条：電源設備		200V 警報機	細分化区分	第1項	第4号	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	原子炉建屋の二次係統施設外及びその他の建屋内	C	積雪	(有効に積雪を免避する)	—	海水	海水を漏水しない	対象外	高圧側からの影響	(高圧機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	57-2 配置図		第1項	第5号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	57-3 系統図		試験・検査 (検査法、系統構成、外部入力)	その他電源設備	J	関連資料	57-4 試験及び検査		第1項	第4号	切替操作性	本装置の用途として使用-切替不要	Bb	関連資料	57-3 系統図		第1項	第5号	系統設計	DB 施設と同一系統構成	Ad	その他(取捨表)	対象外	対象外	関連資料	57-2 系統図、57-7 パウチドリ系統図		第1項	第5号	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配置図		第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対応を本装置の目的として設置するもの。	A	第1項	第5号	関連資料	57-6 容量設定機能		共有の禁止	(共用しない設備)	—	関連資料	—		第2項	第3号	自然現象(地震、津波、洪水、火災)	対象外(共通原因の考慮対象設備なし)	対象外	サボート系要因	対象外(サボート系なし)	対象外	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-10 全交直電力系統損失対策設備について(高圧電圧設備について)			<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第07条：電源設備		200V 警報機	細分化区分																																																																																											
第1項	第4号	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候 / 放射線	原子炉建屋の二次係統施設外及びその他の建屋内	C																																																																																										
		積雪	(有効に積雪を免避する)	—																																																																																										
		海水	海水を漏水しない	対象外																																																																																										
		高圧側からの影響	(高圧機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																										
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																										
		関連資料	57-2 配置図																																																																																											
第1項	第5号	操作性	操作不要	対象外																																																																																										
		関連資料	57-3 系統図																																																																																											
		試験・検査 (検査法、系統構成、外部入力)	その他電源設備	J																																																																																										
		関連資料	57-4 試験及び検査																																																																																											
		第1項	第4号	切替操作性	本装置の用途として使用-切替不要	Bb																																																																																								
				関連資料	57-3 系統図																																																																																									
第1項	第5号	系統設計	DB 施設と同一系統構成	Ad																																																																																										
		その他(取捨表)	対象外	対象外																																																																																										
		関連資料	57-2 系統図、57-7 パウチドリ系統図																																																																																											
第1項	第5号	設置場所	操作不要	対象外																																																																																										
		関連資料	57-2 配置図																																																																																											
		第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対応を本装置の目的として設置するもの。	A																																																																																									
第1項	第5号	関連資料	57-6 容量設定機能																																																																																											
		共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																										
		関連資料	—																																																																																											
第2項	第3号	自然現象(地震、津波、洪水、火災)	対象外(共通原因の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																										
		サボート系要因	対象外(サボート系なし)	対象外																																																																																										
		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-10 全交直電力系統損失対策設備について(高圧電圧設備について)																																																																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<p style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"><女川、泊の記載箇所と比較(補足1-7)></p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">第57条：電圧設備</td> <td style="text-align: center;">LISV代替充電器</td> <td style="text-align: center;">細則化区分</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号</td> <td style="text-align: center;">環境条件における運用状況</td> <td>風速・風向・圧力 / 露点の予測/放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納罐外及びその直下の建屋内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">質量</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">漏水</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電圧機からの影響</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電磁的障害</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">関連資料</td> <td>57-2 配管図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td style="text-align: center;">操作性</td> <td>—</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3号</td> <td style="text-align: center;">試験・検査 (健全性、系統構造・外部入力)</td> <td>—</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4号</td> <td style="text-align: center;">互換性</td> <td>—</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>57-2 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5号</td> <td style="text-align: center;">燃焼室(炉上)</td> <td>—</td> <td>Ah</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他(廃機等)</td> <td>—</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>57-2 系統図、57-1 バウンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6号</td> <td style="text-align: center;">設置場所</td> <td>—</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>57-2 配管図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号</td> <td style="text-align: center;">容量 SA の容量</td> <td>—</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>57-5 容量認定書類</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td style="text-align: center;">共有の禁止</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3号</td> <td style="text-align: center;">共通事項(設備上)</td> <td>—</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非共通事項</td> <td>—</td> <td>対象外(非共通事項なし)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関連資料</td> <td>57-2 配管図、57-3 系統図、57-1b 全空冷動力機器(冷却設備)について(直結電圧設備について)</td> <td></td> </tr> </table>	第57条：電圧設備		LISV代替充電器	細則化区分	第1号	環境条件における運用状況	風速・風向・圧力 / 露点の予測/放射線	原子炉建屋の二次格納罐外及びその直下の建屋内	質量	—	—	漏水	—	—	電圧機からの影響	—	—	電磁的障害	—	—	関連資料		57-2 配管図		第2号	操作性	—	対象外	関連資料	57-3 系統図		第3号	試験・検査 (健全性、系統構造・外部入力)	—	J	関連資料	57-4 試験及び検査		第4号	互換性	—	Bb	関連資料	57-2 系統図		第5号	燃焼室(炉上)	—	Ah	その他(廃機等)	—	対象外	関連資料	57-2 系統図、57-1 バウンダリ系統図		第6号	設置場所	—	対象外	関連資料	57-2 配管図		第1号	容量 SA の容量	—	A	関連資料	57-5 容量認定書類		第2号	共有の禁止	—	—	関連資料	—		第3号	共通事項(設備上)	—	Aa	非共通事項	—	対象外(非共通事項なし)	関連資料	57-2 配管図、57-3 系統図、57-1b 全空冷動力機器(冷却設備)について(直結電圧設備について)			<p>【女川】</p> <p>記載箇所の相違 (57-1-46 へ)</p>
第57条：電圧設備		LISV代替充電器	細則化区分																																																																																						
第1号	環境条件における運用状況	風速・風向・圧力 / 露点の予測/放射線	原子炉建屋の二次格納罐外及びその直下の建屋内																																																																																						
	質量	—	—																																																																																						
	漏水	—	—																																																																																						
	電圧機からの影響	—	—																																																																																						
	電磁的障害	—	—																																																																																						
関連資料		57-2 配管図																																																																																							
第2号	操作性	—	対象外																																																																																						
	関連資料	57-3 系統図																																																																																							
第3号	試験・検査 (健全性、系統構造・外部入力)	—	J																																																																																						
	関連資料	57-4 試験及び検査																																																																																							
第4号	互換性	—	Bb																																																																																						
	関連資料	57-2 系統図																																																																																							
第5号	燃焼室(炉上)	—	Ah																																																																																						
	その他(廃機等)	—	対象外																																																																																						
	関連資料	57-2 系統図、57-1 バウンダリ系統図																																																																																							
第6号	設置場所	—	対象外																																																																																						
	関連資料	57-2 配管図																																																																																							
第1号	容量 SA の容量	—	A																																																																																						
	関連資料	57-5 容量認定書類																																																																																							
第2号	共有の禁止	—	—																																																																																						
	関連資料	—																																																																																							
第3号	共通事項(設備上)	—	Aa																																																																																						
	非共通事項	—	対象外(非共通事項なし)																																																																																						
	関連資料	57-2 配管図、57-3 系統図、57-1b 全空冷動力機器(冷却設備)について(直結電圧設備について)																																																																																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第07条 電源設備</th> <th>250F 充電池</th> <th>細目化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1項</td> <td rowspan="5">第1号</td> <td>電圧・電流・圧力 / 漏れの突検 / 急断線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>(有効に検知を抑制する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設間からの影響</td> <td>(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>患部の検出</td> <td>(患部ににより検知が検出されない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td rowspan="2">第2号</td> <td>関連資料</td> <td>E7-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td rowspan="2">第3号</td> <td>関連資料</td> <td>E7-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、試験機・外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td rowspan="2">第4号</td> <td>関連資料</td> <td>E7-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替え性</td> <td>本来の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号</td> <td rowspan="3">第5号</td> <td>関連資料</td> <td>E7-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高経歴弁</td> <td>B8 試験・並びに高経歴機</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(潤滑油)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td rowspan="2">第6号</td> <td>関連資料</td> <td>E7-3 系統図、E7-7 ハウジング系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号</td> <td rowspan="2">第7号</td> <td>関連資料</td> <td>E7-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設 SA の容量</td> <td>重大事故等への対応を本機の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号</td> <td rowspan="2">第8号</td> <td>関連資料</td> <td>E7-5 容量設定機能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9号</td> <td rowspan="3">第9号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共通条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>対象外 (共通条件の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>中ボート系要因</td> <td>対象外(中ボート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>関連資料</td> <td>E7-2 配置図、E7-3 系統図、E7-10 全交流動力電源喪失対策設備について(直流電源設備について)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第07条 電源設備		250F 充電池	細目化区分	第1項	第1号	電圧・電流・圧力 / 漏れの突検 / 急断線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	電流	(有効に検知を抑制する)	—	漏水	漏水を漏水しない	対象外	施設間からの影響	(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—	患部の検出	(患部ににより検知が検出されない)	—	第2号	第2号	関連資料	E7-2 配置図	—	操作性	操作不要	対象外	第3号	第3号	関連資料	E7-3 系統図	—	試験・検査 (検査性、試験機・外部入力)	その他電源設備	J	第4号	第4号	関連資料	E7-4 試験及び検査	—	切替え性	本来の用途として使用-切替不要	Bb	第5号	第5号	関連資料	E7-3 系統図	—	高経歴弁	B8 試験・並びに高経歴機	Aa	その他(潤滑油)	対象外	対象外	第6号	第6号	関連資料	E7-3 系統図、E7-7 ハウジング系統図	—	設置場所	操作不要	対象外	第7号	第7号	関連資料	E7-2 配置図	—	常設 SA の容量	重大事故等への対応を本機の目的として設置するもの	A	第8号	第8号	関連資料	E7-5 容量設定機能	—	共有の禁止	(適用しない設備)	—	第9号	第9号	関連資料	—	—	共通条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外 (共通条件の考慮対象設備なし)	対象外	中ボート系要因	対象外(中ボート系なし)	対象外			関連資料	E7-2 配置図、E7-3 系統図、E7-10 全交流動力電源喪失対策設備について(直流電源設備について)	—		<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第07条 電源設備		250F 充電池	細目化区分																																																																																																
第1項	第1号	電圧・電流・圧力 / 漏れの突検 / 急断線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																															
		電流	(有効に検知を抑制する)	—																																																																																															
		漏水	漏水を漏水しない	対象外																																																																																															
		施設間からの影響	(周辺施設等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																															
		患部の検出	(患部ににより検知が検出されない)	—																																																																																															
第2号	第2号	関連資料	E7-2 配置図	—																																																																																															
		操作性	操作不要	対象外																																																																																															
第3号	第3号	関連資料	E7-3 系統図	—																																																																																															
		試験・検査 (検査性、試験機・外部入力)	その他電源設備	J																																																																																															
第4号	第4号	関連資料	E7-4 試験及び検査	—																																																																																															
		切替え性	本来の用途として使用-切替不要	Bb																																																																																															
第5号	第5号	関連資料	E7-3 系統図	—																																																																																															
		高経歴弁	B8 試験・並びに高経歴機	Aa																																																																																															
		その他(潤滑油)	対象外	対象外																																																																																															
第6号	第6号	関連資料	E7-3 系統図、E7-7 ハウジング系統図	—																																																																																															
		設置場所	操作不要	対象外																																																																																															
第7号	第7号	関連資料	E7-2 配置図	—																																																																																															
		常設 SA の容量	重大事故等への対応を本機の目的として設置するもの	A																																																																																															
第8号	第8号	関連資料	E7-5 容量設定機能	—																																																																																															
		共有の禁止	(適用しない設備)	—																																																																																															
第9号	第9号	関連資料	—	—																																																																																															
		共通条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外 (共通条件の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																															
		中ボート系要因	対象外(中ボート系なし)	対象外																																																																																															
		関連資料	E7-2 配置図、E7-3 系統図、E7-10 全交流動力電源喪失対策設備について(直流電源設備について)	—																																																																																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																		
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)																																																																				
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">第D7条：電源設備</td> <td>ガスタービン発電機稼働状態</td> <td>運用化区分</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td rowspan="10">第1号</td> <td>燃焼条件 / 燃焼の突発/急激</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> </tr> <tr> <td>燃焼</td> <td>(異常に燃焼を抑制する)</td> </tr> <tr> <td>燃焼</td> <td>燃焼を遮断しない</td> </tr> <tr> <td>燃焼からの影響</td> <td>(原子炉建屋等から燃焼室に与える影響を失うおそれがない)</td> </tr> <tr> <td>燃焼の障害</td> <td>(燃焼室により機能が損なわれない)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td>試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電圧取得</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号</td> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用-代替不要</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第6号</td> <td>系統設計</td> <td>過電圧は隔離又は分断</td> </tr> <tr> <td>その他(取除機)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図、57-7 パラメタリ系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項</td> <td rowspan="3">第1号</td> <td>常設SAの増量</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-8 容量設定規程</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3号</td> <td rowspan="3">第2号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃焼条件、自然現象、人為事 業、溢水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象08設備あり)-備内</td> </tr> <tr> <td>ボルト系緊固</td> <td>対象外(ボルト系なし)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について</td> <td></td> </tr> </table>	第D7条：電源設備		ガスタービン発電機稼働状態	運用化区分	第1項	第1号	燃焼条件 / 燃焼の突発/急激	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	燃焼	(異常に燃焼を抑制する)	燃焼	燃焼を遮断しない	燃焼からの影響	(原子炉建屋等から燃焼室に与える影響を失うおそれがない)	燃焼の障害	(燃焼室により機能が損なわれない)	関連資料	57-2 配置図	第2号	操作性	操作不要	第3号	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図	第4号	試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)	その他電圧取得	関連資料	57-4 試験及び検査	第5号	代替性	本来の用途として使用-代替不要	関連資料	57-3 系統図	第6号	系統設計	過電圧は隔離又は分断	その他(取除機)	対象外	関連資料	57-3 系統図、57-7 パラメタリ系統図	第7号	設置場所	操作不要	関連資料	57-2 配置図	第2項	第1号	常設SAの増量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	関連資料	57-8 容量設定規程	共有の禁止	(共用しない設備)	第3号	第2号	関連資料	—	燃焼条件、自然現象、人為事 業、溢水、火災	防止設備-対象(代替対象08設備あり)-備内	ボルト系緊固	対象外(ボルト系なし)		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について			<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第D7条：電源設備		ガスタービン発電機稼働状態	運用化区分																																																																		
第1項	第1号	燃焼条件 / 燃焼の突発/急激	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内																																																																		
		燃焼	(異常に燃焼を抑制する)																																																																		
		燃焼	燃焼を遮断しない																																																																		
		燃焼からの影響	(原子炉建屋等から燃焼室に与える影響を失うおそれがない)																																																																		
		燃焼の障害	(燃焼室により機能が損なわれない)																																																																		
		関連資料	57-2 配置図																																																																		
		第2号	操作性	操作不要																																																																	
		第3号	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図																																																																	
		第4号	試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)	その他電圧取得																																																																	
			関連資料	57-4 試験及び検査																																																																	
第5号	代替性	本来の用途として使用-代替不要																																																																			
	関連資料	57-3 系統図																																																																			
第6号	系統設計	過電圧は隔離又は分断																																																																			
	その他(取除機)	対象外																																																																			
	関連資料	57-3 系統図、57-7 パラメタリ系統図																																																																			
第7号	設置場所	操作不要																																																																			
	関連資料	57-2 配置図																																																																			
第2項	第1号	常設SAの増量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの																																																																		
		関連資料	57-8 容量設定規程																																																																		
		共有の禁止	(共用しない設備)																																																																		
第3号	第2号	関連資料	—																																																																		
		燃焼条件、自然現象、人為事 業、溢水、火災	防止設備-対象(代替対象08設備あり)-備内																																																																		
		ボルト系緊固	対象外(ボルト系なし)																																																																		
	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																		
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">第57条：電源設備</th> <th style="text-align: left;">緊急用高圧母線2F系</th> <th style="text-align: left;">規格化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1項</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号</td> <td>構造条件に よる 健全性</td> <td>原子炉建屋の二次係統施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>震度・揺動・圧力 ／放射線</td> <td>原子炉建屋の二次係統施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>電磁</td> <td>(有害に機能を劣化する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設内からの影響</td> <td>(原子炉建屋等から影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2項</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3項</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用-代替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4項</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4号</td> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5項</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5号</td> <td>系統設計</td> <td>通常時は隔離又は分離</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図、57-7 バウンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6項</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7項</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7号</td> <td>常設 SA の寄置</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-8 寄置設定規則</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第8項</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第8号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第9項</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第9号</td> <td>構造条件、自然現象、人為事 象、洪水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象 3B 設備あり)-臨内</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(高圧電 圧)</td> <td>対象外(ナゼ：1条なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		緊急用高圧母線2F系	規格化区分	第1項	第1号	構造条件に よる 健全性	原子炉建屋の二次係統施設外及びその他の建屋内	C	震度・揺動・圧力 ／放射線	原子炉建屋の二次係統施設外及びその他の建屋内	C	電磁	(有害に機能を劣化する)	—	漏水	漏水を漏水しない	対象外	施設内からの影響	(原子炉建屋等から影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—		関連資料	57-2 配置図		第2項	第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図		第3項	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	J	関連資料	57-4 試験及び検査		代替性	本来の用途として使用-代替不要	Bb	第4項	第4号	関連資料	57-3 系統図		第5項	第5号	系統設計	通常時は隔離又は分離	Ab	その他(飛散物)	対象外	対象外	関連資料	57-3 系統図、57-7 バウンダリ系統図		第6項	第6号	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配置図		第7項	第7号	常設 SA の寄置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	57-8 寄置設定規則		共有の禁止	(共用しない設備)	—	第8項	第8号	関連資料	—		第9項	第9号	構造条件、自然現象、人為事 象、洪水、火災	防止設備-対象(代替対象 3B 設備あり)-臨内	Ab	その他(高圧電 圧)	対象外(ナゼ：1条なし)	対象外	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について			<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		緊急用高圧母線2F系	規格化区分																																																																																																		
第1項	第1号	構造条件に よる 健全性	原子炉建屋の二次係統施設外及びその他の建屋内	C																																																																																																	
		震度・揺動・圧力 ／放射線	原子炉建屋の二次係統施設外及びその他の建屋内	C																																																																																																	
		電磁	(有害に機能を劣化する)	—																																																																																																	
		漏水	漏水を漏水しない	対象外																																																																																																	
		施設内からの影響	(原子炉建屋等から影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																	
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																	
	関連資料	57-2 配置図																																																																																																			
第2項	第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																																	
		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図																																																																																																		
		第3項	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	J																																																																																															
				関連資料	57-4 試験及び検査																																																																																																
				代替性	本来の用途として使用-代替不要	Bb																																																																																															
		第4項	第4号	関連資料	57-3 系統図																																																																																																
第5項	第5号			系統設計	通常時は隔離又は分離	Ab																																																																																															
				その他(飛散物)	対象外	対象外																																																																																															
				関連資料	57-3 系統図、57-7 バウンダリ系統図																																																																																																
第6項	第6号			設置場所	操作不要	対象外																																																																																															
				関連資料	57-2 配置図																																																																																																
		第7項	第7号	常設 SA の寄置	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																															
関連資料	57-8 寄置設定規則																																																																																																				
共有の禁止	(共用しない設備)			—																																																																																																	
第8項	第8号	関連資料	—																																																																																																		
		第9項	第9号	構造条件、自然現象、人為事 象、洪水、火災	防止設備-対象(代替対象 3B 設備あり)-臨内	Ab																																																																																															
				その他(高圧電 圧)	対象外(ナゼ：1条なし)	対象外																																																																																															
関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について																																																																																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

<内容比較のため再掲(補足1-2)>

項目	大飯3号炉	大飯4号炉	女川2号炉
1. 設備の概要
2. 設備の仕様
3. 設備の設置場所
4. 設備の取組
5. 設備の保守
6. 設備の点検
7. 設備の修理
8. 設備の廃止
9. 設備の取替
10. 設備の更新
11. 設備の改良
12. 設備のその他

57-1-2

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	設備名	規格	適合性
1. 設備の概要	用途・用途・圧力 / 放射線	原子炉建屋の二次循環配管及びその他の建屋内	C
	電圧	(有電圧に接触を避ける)	—
	海水	海水を漏水しない	対象外
	設備からの影響	(周辺建屋等から影響により機能を失うおそれがない)	—
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—
	関連資料	57-2 配管図	—
	操作性	中央制御室操作	A
	関連資料	57-2 配管図, 57-3 系統図	—
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電線設備	J
	関連資料	57-2 配管図及び検査	—
2. 設備の設置場所	取替え性	本来の用途として使用・取替可算	Bb
	関連資料	57-2 系統図	—
	系統図計	設置時は簡略又は分岐	Ab
	その他(防敵動)	対象外	対象外
	関連資料	57-2 系統図, 57-7 パウダリ系統図	—
	設置場所	中央制御室操作	B
	関連資料	57-2 配管図	—
	常設SAの寄与	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A
	関連資料	57-9 寄与設定機能	—
	共有の禁止	(共用しない設備)	—
関連資料	—	—	
3. 設備の取組	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備(対象(代替対象28設備あり)-限内)	Ab
	その他(不承可)	対象外(不承女川)	対象外
	関連資料	57-2 配管図, 57-3 系統図, 57-9 代替電源設備について	—

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	設備名	規格	適合性
1. 設備の概要	用途・用途・圧力 / 放射線	原子炉建屋の二次循環配管及びその他の建屋内	C
	電圧	(有電圧に接触を避ける)	—
	海水	海水を漏水しない	対象外
	設備からの影響	(周辺建屋等から影響により機能を失うおそれがない)	—
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—
	関連資料	57-2 配管図	—
	操作性	中央制御室操作	A
	関連資料	57-2 配管図, 57-3 系統図	—
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電線設備	J
	関連資料	57-2 配管図及び検査	—
2. 設備の設置場所	取替え性	本来の用途として使用・取替可算	Bb
	関連資料	57-2 系統図	—
	系統図計	設置時は簡略又は分岐	Ab
	その他(防敵動)	対象外	対象外
	関連資料	57-2 系統図, 57-7 パウダリ系統図	—
	設置場所	中央制御室操作	B
	関連資料	57-2 配管図	—
	常設SAの寄与	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A
	関連資料	57-9 寄与設定機能	—
	共有の禁止	(共用しない設備)	—
関連資料	—	—	
3. 設備の取組	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備(対象(代替対象28設備あり)-限内)	Ab
	その他(不承可)	対象外(不承女川)	対象外
	関連資料	57-2 配管図, 57-3 系統図, 57-9 代替電源設備について	—

相違理由

【大飯, 女川】
 記載表現の相違
 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

＜内容比較のため再掲(補足1-2)＞

項目	大飯3号機		大飯4号機		大飯3号機		大飯4号機		大飯3号機		大飯4号機	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容	項目	内容
機器の設置位置	機器の設置位置	機器の設置位置	機器の設置位置	機器の設置位置	機器の設置位置	機器の設置位置	機器の設置位置	機器の設置位置	機器の設置位置	機器の設置位置	機器の設置位置	機器の設置位置
機器の設置高さ	機器の設置高さ	機器の設置高さ	機器の設置高さ	機器の設置高さ	機器の設置高さ	機器の設置高さ	機器の設置高さ	機器の設置高さ	機器の設置高さ	機器の設置高さ	機器の設置高さ	機器の設置高さ
機器の設置向き	機器の設置向き	機器の設置向き	機器の設置向き	機器の設置向き	機器の設置向き	機器の設置向き	機器の設置向き	機器の設置向き	機器の設置向き	機器の設置向き	機器の設置向き	機器の設置向き
機器の設置条件	機器の設置条件	機器の設置条件	機器の設置条件	機器の設置条件	機器の設置条件	機器の設置条件	機器の設置条件	機器の設置条件	機器の設置条件	機器の設置条件	機器の設置条件	機器の設置条件
機器の設置方法	機器の設置方法	機器の設置方法	機器の設置方法	機器の設置方法	機器の設置方法	機器の設置方法	機器の設置方法	機器の設置方法	機器の設置方法	機器の設置方法	機器の設置方法	機器の設置方法
機器の設置材料	機器の設置材料	機器の設置材料	機器の設置材料	機器の設置材料	機器の設置材料	機器の設置材料	機器の設置材料	機器の設置材料	機器の設置材料	機器の設置材料	機器の設置材料	機器の設置材料
機器の設置時期	機器の設置時期	機器の設置時期	機器の設置時期	機器の設置時期	機器の設置時期	機器の設置時期	機器の設置時期	機器の設置時期	機器の設置時期	機器の設置時期	機器の設置時期	機器の設置時期
機器の設置費用	機器の設置費用	機器の設置費用	機器の設置費用	機器の設置費用	機器の設置費用	機器の設置費用	機器の設置費用	機器の設置費用	機器の設置費用	機器の設置費用	機器の設置費用	機器の設置費用
機器の設置責任	機器の設置責任	機器の設置責任	機器の設置責任	機器の設置責任	機器の設置責任	機器の設置責任	機器の設置責任	機器の設置責任	機器の設置責任	機器の設置責任	機器の設置責任	機器の設置責任
機器の設置記録	機器の設置記録	機器の設置記録	機器の設置記録	機器の設置記録	機器の設置記録	機器の設置記録	機器の設置記録	機器の設置記録	機器の設置記録	機器の設置記録	機器の設置記録	機器の設置記録
機器の設置点検	機器の設置点検	機器の設置点検	機器の設置点検	機器の設置点検	機器の設置点検	機器の設置点検	機器の設置点検	機器の設置点検	機器の設置点検	機器の設置点検	機器の設置点検	機器の設置点検
機器の設置保守	機器の設置保守	機器の設置保守	機器の設置保守	機器の設置保守	機器の設置保守	機器の設置保守	機器の設置保守	機器の設置保守	機器の設置保守	機器の設置保守	機器の設置保守	機器の設置保守
機器の設置廃止	機器の設置廃止	機器の設置廃止	機器の設置廃止	機器の設置廃止	機器の設置廃止	機器の設置廃止	機器の設置廃止	機器の設置廃止	機器の設置廃止	機器の設置廃止	機器の設置廃止	機器の設置廃止
機器の設置その他	機器の設置その他	機器の設置その他	機器の設置その他	機器の設置その他	機器の設置その他	機器の設置その他	機器の設置その他	機器の設置その他	機器の設置その他	機器の設置その他	機器の設置その他	機器の設置その他

57-1-2

女川原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第D-7条 電源設備 緊急用動力変圧器20系

項目	内容	相違区分
設置位置	原子炉建屋の二次系統配管外及びその他の建屋内	C
設置高さ	(有防に機能を確保する)	—
設置向き	海水を排水しない	対象外
設置条件	(原子炉建屋等から振動により機能を失うおそれがない)	—
設置方法	(電線径により機能に支障を及ぼさない)	—
設置材料	57-2 配管図	—
設置時期	—	—
設置費用	—	—
設置責任	—	—
設置記録	—	—
設置点検	—	—
設置保守	—	—
設置廃止	—	—
設置その他	—	—

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	内容	相違理由
設置位置	原子炉建屋の二次系統配管外及びその他の建屋内	C
設置高さ	(有防に機能を確保する)	—
設置向き	海水を排水しない	対象外
設置条件	(原子炉建屋等から振動により機能を失うおそれがない)	—
設置方法	(電線径により機能に支障を及ぼさない)	—
設置材料	57-2 配管図	—
設置時期	—	—
設置費用	—	—
設置責任	—	—
設置記録	—	—
設置点検	—	—
設置保守	—	—
設置廃止	—	—
設置その他	—	—

【大飯、女川】
 記載表現の相違
 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																														
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">第67条：電源設備</th> <th style="text-align: left;">緊急用低圧母線 2G 系</th> <th style="text-align: left;">細分化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1項</td> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1号</td> <td>震度・揺動・圧分／風外の突風／放射線</td> <td>原子炉建屋の二次付結集配外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に極限を定めない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(周辺機器等から振動等により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電線拘束</td> <td>(電線径により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第2項</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第3項</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第3号</td> <td>試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第4項</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第4号</td> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用-代替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第4-3条</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第5号</td> <td>系統設計</td> <td>継ぎ手は隔離又は分離</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>その他(防振等)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図, 57-7 バランダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第5項</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1項</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1号</td> <td>常設 SA の容量</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-5 容量設定情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第2項</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第2号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共通事項(自然現象、人為事象、洪水、火災)</td> <td>防止設備-対象 (代替対象 3B 設備あり)-屋内</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>リポート済項目</td> <td>対象外(リポート済なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 系統図, 57-9 代替電源設備について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第67条：電源設備		緊急用低圧母線 2G 系	細分化区分	第1項	第1号	震度・揺動・圧分／風外の突風／放射線	原子炉建屋の二次付結集配外及びその他の建屋内	C	荷重	(荷重に極限を定めない)	—	漏水	漏水を漏水しない	対象外	他設備からの影響	(周辺機器等から振動等により機能を失うおそれがない)	—	電線拘束	(電線径により機能が損なわれない)	—		関連資料	57-2 配置図		第2項	第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配置図, 57-3 系統図		第3項	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	J	関連資料	57-4 試験及び検査		第4項	第4号	代替性	本来の用途として使用-代替不要	Bb	関連資料	57-3 系統図		第4-3条	第5号	系統設計	継ぎ手は隔離又は分離	Bb	その他(防振等)	対象外	対象外	関連資料	57-3 系統図, 57-7 バランダリ系統図		第5項	第6号	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	57-2 配置図		第1項	第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	関連資料	57-5 容量設定情報		共有の禁止	(共用しない設備)	—	第2項	第2号	関連資料	—		共通事項(自然現象、人為事象、洪水、火災)	防止設備-対象 (代替対象 3B 設備あり)-屋内	Bb	リポート済項目	対象外(リポート済なし)	対象外		関連資料	57-2 配置図, 57-3 系統図, 57-9 代替電源設備について			<p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第67条：電源設備		緊急用低圧母線 2G 系	細分化区分																																																																																														
第1項	第1号	震度・揺動・圧分／風外の突風／放射線	原子炉建屋の二次付結集配外及びその他の建屋内	C																																																																																													
		荷重	(荷重に極限を定めない)	—																																																																																													
		漏水	漏水を漏水しない	対象外																																																																																													
		他設備からの影響	(周辺機器等から振動等により機能を失うおそれがない)	—																																																																																													
		電線拘束	(電線径により機能が損なわれない)	—																																																																																													
	関連資料	57-2 配置図																																																																																															
第2項	第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																													
		関連資料	57-2 配置図, 57-3 系統図																																																																																														
第3項	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	J																																																																																													
		関連資料	57-4 試験及び検査																																																																																														
第4項	第4号	代替性	本来の用途として使用-代替不要	Bb																																																																																													
		関連資料	57-3 系統図																																																																																														
第4-3条	第5号	系統設計	継ぎ手は隔離又は分離	Bb																																																																																													
		その他(防振等)	対象外	対象外																																																																																													
		関連資料	57-3 系統図, 57-7 バランダリ系統図																																																																																														
第5項	第6号	設置場所	操作不要	対象外																																																																																													
		関連資料	57-2 配置図																																																																																														
第1項	第1号	常設 SA の容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A																																																																																													
		関連資料	57-5 容量設定情報																																																																																														
		共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																													
第2項	第2号	関連資料	—																																																																																														
		共通事項(自然現象、人為事象、洪水、火災)	防止設備-対象 (代替対象 3B 設備あり)-屋内	Bb																																																																																													
		リポート済項目	対象外(リポート済なし)	対象外																																																																																													
	関連資料	57-2 配置図, 57-3 系統図, 57-9 代替電源設備について																																																																																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)		
	第97条：電源設備		
	第1項	緊急用交流機切替装置25条	機能化区分
	第2号	構造・強度・圧力 / 風外の地震/放射線	原子炉建屋の二次系納束殻外及びその他の建屋内
		重量 (重力に機能を担持する)	—
	第3号	雨水	雨水を逃水しない
		地震からの影響	(東山機殻等からの影響により機能を失うおそれがない)
	第4号	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)
		関連資料	57-2 配置図
	第5号	操作性	中央制御室操作
		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図
	第6号	経路・構造 (保安性、系統構成・外部入力)	その他電源経路
		関連資料	57-4 試験及び検査
	第7号	代替性	本機の用途として使用-代替必要
		関連資料	57-3 系統図
	第8号	形状・構造 / 重量	遮断機は隔離又は分離
		その他(漏洩物)	対象外
	第9号	関連資料	57-3 系統図、57-7 パウダリ系統図
		設置場所	中央制御室操作
	第10号	関連資料	57-2 配置図
		省設SAの容量	同期、その出線側
	第11号	関連資料	57-9 容量設定情報
		共有の禁止	(共用しない設備)
	第12号	関連資料	—
		共通要因(系統停止)	防止設備-対象(代替対象:28設備あり)-屋内
	第13号	共通要因(系統停止)	対象外(サボート系なし)
		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について

【女川】
 記載表現の相違
 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">第07条：電源設備</th> <th style="width: 85%;">緊急用又は電源切替盤20系</th> <th style="width: 10%;">適用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle;">第1項</td> <td>温度・湿度・圧力 ／露点の突増／急激増</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその後の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>汚嵐</td> <td>(汚嵐に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を排水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺施設等から地震動により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が阻害されない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">第2項</td> <td>操作性</td> <td>中央制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図、57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">第3項</td> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外断人力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">第4項</td> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用・代替必要</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">第5項</td> <td>経路設計</td> <td>遮射母線隔離又は分離</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(短絡時)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図、57-7 バックダリ系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>中央制御室操作</td> <td>ii</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">第7項</td> <td>常設SAの容量</td> <td>読取、その他設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-6 容量設定情報</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">第8項</td> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">第9項</td> <td>自然原因又は外部原因</td> <td>停電条件、自然現象、人海軍害、溢水、火災</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>サボット系原因</td> <td>対象外(サボット系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配線図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第07条：電源設備	緊急用又は電源切替盤20系	適用区分	第1項	温度・湿度・圧力 ／露点の突増／急激増	原子炉建屋の二次格納施設外及びその後の建屋内	C	汚嵐	(汚嵐に機能を発揮する)	—	雨水	雨水を排水しない	対象外	地震からの影響	(周辺施設等から地震動により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が阻害されない)	—	関連資料	57-2 配線図	—	第2項	操作性	中央制御室操作	A	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図	—	第3項	試験・検査 (検査性、系統構成・外断人力)	その他電源設備	J	関連資料	57-4 試験及び検査	—	第4項	代替性	本来の用途として使用・代替必要	Ba	関連資料	57-3 系統図	—	第5項	経路設計	遮射母線隔離又は分離	Ab	その他(短絡時)	対象外	対象外	関連資料	57-3 系統図、57-7 バックダリ系統図	—	第6項	設置場所	中央制御室操作	ii	関連資料	57-2 配線図	—	第7項	常設SAの容量	読取、その他設備	対象外	関連資料	57-6 容量設定情報	—	第8項	共有の禁止	(共用しない設備)	—	関連資料	—	—	第9項	自然原因又は外部原因	停電条件、自然現象、人海軍害、溢水、火災	Aa	サボット系原因	対象外(サボット系なし)	対象外	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について	—		<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第07条：電源設備	緊急用又は電源切替盤20系	適用区分																																																																																					
第1項	温度・湿度・圧力 ／露点の突増／急激増	原子炉建屋の二次格納施設外及びその後の建屋内	C																																																																																				
	汚嵐	(汚嵐に機能を発揮する)	—																																																																																				
	雨水	雨水を排水しない	対象外																																																																																				
	地震からの影響	(周辺施設等から地震動により機能を失うおそれがない)	—																																																																																				
	電磁的障害	(電磁波により機能が阻害されない)	—																																																																																				
	関連資料	57-2 配線図	—																																																																																				
	第2項	操作性	中央制御室操作	A																																																																																			
		関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図	—																																																																																			
	第3項	試験・検査 (検査性、系統構成・外断人力)	その他電源設備	J																																																																																			
		関連資料	57-4 試験及び検査	—																																																																																			
第4項	代替性	本来の用途として使用・代替必要	Ba																																																																																				
	関連資料	57-3 系統図	—																																																																																				
第5項	経路設計	遮射母線隔離又は分離	Ab																																																																																				
	その他(短絡時)	対象外	対象外																																																																																				
	関連資料	57-3 系統図、57-7 バックダリ系統図	—																																																																																				
第6項	設置場所	中央制御室操作	ii																																																																																				
	関連資料	57-2 配線図	—																																																																																				
第7項	常設SAの容量	読取、その他設備	対象外																																																																																				
	関連資料	57-6 容量設定情報	—																																																																																				
第8項	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																				
	関連資料	—	—																																																																																				
第9項	自然原因又は外部原因	停電条件、自然現象、人海軍害、溢水、火災	Aa																																																																																				
	サボット系原因	対象外(サボット系なし)	対象外																																																																																				
	関連資料	57-2 配線図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について	—																																																																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表D7 表 電源設備</th> <th>緊急用交流電源切替装置(D)系</th> <th>細分化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1号</td> <td rowspan="5">第1号</td> <td>風流・塵埃・圧力ノイズの対策/放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>汚塵</td> <td>(汚染に懸念を覚醒する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を排水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(固有種群等から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(低周波により機能不備を来さない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">関連資料</td> <td>E7-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号</td> <td rowspan="2">第2号</td> <td>操作性</td> <td>中央制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>E7-2 配置図、E7-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号</td> <td rowspan="2">第3号</td> <td>試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>E7-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号</td> <td rowspan="2">第4号</td> <td>切替え性</td> <td>本機の用途として使用一切禁止</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>E7-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号</td> <td rowspan="3">第5号</td> <td>系統設計</td> <td>遮断等は開断又は分断</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>E7-3 系統図、E7-7 パワングリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号</td> <td rowspan="2">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>中央制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>E7-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号</td> <td rowspan="2">第7号</td> <td>常設SAの容量</td> <td>拡張、その他設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>E7-9 容量設定仕様</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号</td> <td rowspan="2">第8号</td> <td>共有の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9号</td> <td rowspan="3">第9号</td> <td>共通緊急電源設備上</td> <td>機械条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>禁止設備-対象(代替対象(D)設備あり)-圏内</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>モータ系機器</td> <td>対象外(モータ系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>E7-2 配置図、E7-3 系統図、E7-9 代替電源設備について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	表D7 表 電源設備		緊急用交流電源切替装置(D)系	細分化区分	第1号	第1号	風流・塵埃・圧力ノイズの対策/放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	汚塵	(汚染に懸念を覚醒する)	—	雨水	雨水を排水しない	対象外	他設備からの影響	(固有種群等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(低周波により機能不備を来さない)	—	関連資料		E7-2 配置図		第2号	第2号	操作性	中央制御室操作	A	関連資料	E7-2 配置図、E7-3 系統図		第3号	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	J	関連資料	E7-4 試験及び検査		第4号	第4号	切替え性	本機の用途として使用一切禁止	Ba	関連資料	E7-3 系統図		第5号	第5号	系統設計	遮断等は開断又は分断	Ab	その他(飛散物)	対象外	対象外	関連資料	E7-3 系統図、E7-7 パワングリ系統図		第6号	第6号	設置場所	中央制御室操作	B	関連資料	E7-2 配置図		第7号	第7号	常設SAの容量	拡張、その他設備	対象外	関連資料	E7-9 容量設定仕様		第8号	第8号	共有の禁止	(適用しない設備)	—	関連資料	—		第9号	第9号	共通緊急電源設備上	機械条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	禁止設備-対象(代替対象(D)設備あり)-圏内	Ab	モータ系機器	対象外(モータ系なし)	対象外	関連資料	E7-2 配置図、E7-3 系統図、E7-9 代替電源設備について			<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
表D7 表 電源設備		緊急用交流電源切替装置(D)系	細分化区分																																																																																																
第1号	第1号	風流・塵埃・圧力ノイズの対策/放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																															
		汚塵	(汚染に懸念を覚醒する)	—																																																																																															
		雨水	雨水を排水しない	対象外																																																																																															
		他設備からの影響	(固有種群等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																															
		電磁的障害	(低周波により機能不備を来さない)	—																																																																																															
関連資料		E7-2 配置図																																																																																																	
第2号	第2号	操作性	中央制御室操作	A																																																																																															
		関連資料	E7-2 配置図、E7-3 系統図																																																																																																
第3号	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	J																																																																																															
		関連資料	E7-4 試験及び検査																																																																																																
第4号	第4号	切替え性	本機の用途として使用一切禁止	Ba																																																																																															
		関連資料	E7-3 系統図																																																																																																
第5号	第5号	系統設計	遮断等は開断又は分断	Ab																																																																																															
		その他(飛散物)	対象外	対象外																																																																																															
		関連資料	E7-3 系統図、E7-7 パワングリ系統図																																																																																																
第6号	第6号	設置場所	中央制御室操作	B																																																																																															
		関連資料	E7-2 配置図																																																																																																
第7号	第7号	常設SAの容量	拡張、その他設備	対象外																																																																																															
		関連資料	E7-9 容量設定仕様																																																																																																
第8号	第8号	共有の禁止	(適用しない設備)	—																																																																																															
		関連資料	—																																																																																																
第9号	第9号	共通緊急電源設備上	機械条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	禁止設備-対象(代替対象(D)設備あり)-圏内	Ab																																																																																														
		モータ系機器	対象外(モータ系なし)	対象外																																																																																															
		関連資料	E7-2 配置図、E7-3 系統図、E7-9 代替電源設備について																																																																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																															
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条 電源設備</th> <th>参照条文等</th> <th>適合性区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1項</td> <td rowspan="5">第5号</td> <td>構造・形式、圧力 / 漏れの対策/放射線</td> <td>原子炉建屋の二次修繕施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>閉鎖</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>漏水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(震度補償値から震動量により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td rowspan="2">第6号</td> <td>閉鎖資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中央制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td rowspan="2">第7号</td> <td>閉鎖資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td rowspan="2">第8号</td> <td>閉鎖資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>代替性</td> <td>本来の用途以外の用途として使用するため、代替操作が必要</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td rowspan="3">第9号</td> <td>閉鎖資料</td> <td>57-5 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急停止</td> <td>弁等の操作で系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(異動機)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td rowspan="2">第10号</td> <td>閉鎖資料</td> <td>57-5 系統図, 57-7 バウシダリ系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>中央制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7項</td> <td rowspan="2">第11号</td> <td>閉鎖資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>管径の寸法</td> <td>設計基準対象施設の管径及び機器の寸法等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8項</td> <td rowspan="2">第12号</td> <td>閉鎖資料</td> <td>57-2 容量設定用表</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の緊急停止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9項</td> <td rowspan="3">第13号</td> <td>閉鎖資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常事態対応施設停止</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>サポート装置</td> <td>対象外(サポート装置なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>閉鎖資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 系統図, 57-9 代替電源設備について</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第57条 電源設備		参照条文等	適合性区分	第1項	第5号	構造・形式、圧力 / 漏れの対策/放射線	原子炉建屋の二次修繕施設外及びその他の建屋内	C	閉鎖	(有効に機能を発揮する)	—	漏水	漏水を漏水しない	対象外	地震からの影響	(震度補償値から震動量により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	第2項	第6号	閉鎖資料	57-2 配置図	—	操作性	中央制御室操作	A	第3項	第7号	閉鎖資料	57-2 配置図, 57-3 系統図	—	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	J	第4項	第8号	閉鎖資料	57-4 試験及び検査	—	代替性	本来の用途以外の用途として使用するため、代替操作が必要	A	第5項	第9号	閉鎖資料	57-5 系統図	—	緊急停止	弁等の操作で系統構成	Aa	その他(異動機)	対象外	対象外	第6項	第10号	閉鎖資料	57-5 系統図, 57-7 バウシダリ系統図	—	設置場所	中央制御室操作	B	第7項	第11号	閉鎖資料	57-2 配置図	—	管径の寸法	設計基準対象施設の管径及び機器の寸法等が十分	B	第8項	第12号	閉鎖資料	57-2 容量設定用表	—	共有の緊急停止	(共用しない設備)	—	第9項	第13号	閉鎖資料	—	—	非常事態対応施設停止	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	Aa	サポート装置	対象外(サポート装置なし)	対象外		閉鎖資料	57-2 配置図, 57-3 系統図, 57-9 代替電源設備について	—		<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条 電源設備		参照条文等	適合性区分																																																																																															
第1項	第5号	構造・形式、圧力 / 漏れの対策/放射線	原子炉建屋の二次修繕施設外及びその他の建屋内	C																																																																																														
		閉鎖	(有効に機能を発揮する)	—																																																																																														
		漏水	漏水を漏水しない	対象外																																																																																														
		地震からの影響	(震度補償値から震動量により機能を失うおそれがない)	—																																																																																														
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																														
第2項	第6号	閉鎖資料	57-2 配置図	—																																																																																														
		操作性	中央制御室操作	A																																																																																														
第3項	第7号	閉鎖資料	57-2 配置図, 57-3 系統図	—																																																																																														
		試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	J																																																																																														
第4項	第8号	閉鎖資料	57-4 試験及び検査	—																																																																																														
		代替性	本来の用途以外の用途として使用するため、代替操作が必要	A																																																																																														
第5項	第9号	閉鎖資料	57-5 系統図	—																																																																																														
		緊急停止	弁等の操作で系統構成	Aa																																																																																														
		その他(異動機)	対象外	対象外																																																																																														
第6項	第10号	閉鎖資料	57-5 系統図, 57-7 バウシダリ系統図	—																																																																																														
		設置場所	中央制御室操作	B																																																																																														
第7項	第11号	閉鎖資料	57-2 配置図	—																																																																																														
		管径の寸法	設計基準対象施設の管径及び機器の寸法等が十分	B																																																																																														
第8項	第12号	閉鎖資料	57-2 容量設定用表	—																																																																																														
		共有の緊急停止	(共用しない設備)	—																																																																																														
第9項	第13号	閉鎖資料	—	—																																																																																														
		非常事態対応施設停止	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	Aa																																																																																														
		サポート装置	対象外(サポート装置なし)	対象外																																																																																														
	閉鎖資料	57-2 配置図, 57-3 系統図, 57-9 代替電源設備について	—																																																																																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																					
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第07条：電源設備</th> <th>非常用高圧母線 2D系</th> <th>極限化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1項</td> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1号</td> <td>環境条件、自然現象、放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>洪水を患えない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(第3号機等から距離圏により機能を失ふおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的干渉</td> <td>(電磁波により機能が失われない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-1 配管図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第2号</td> <td>操作性</td> <td>中央制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配管図、57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性、試験構成・外部入力)</td> <td>その他電験設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第4号</td> <td>切替え性</td> <td>本来の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第5号</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">緊急停止</td> <td>系統設計</td> <td>単独の操作で系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(保護機)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 系統図、57-7 バウンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>中央制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配管図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1項</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1号</td> <td>常設 SA の容量</td> <td>設計基準対象容量の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-6 容量設定電表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第2項</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">緊急停止</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象 08 設備あり)-屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>中継ト送受機</td> <td>対象外(中継ト送なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配管図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第07条：電源設備		非常用高圧母線 2D系	極限化区分	第1項	第1号	環境条件、自然現象、放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	荷重	(有効に機能を発揮する)	—	洪水	洪水を患えない	対象外	地震からの影響	(第3号機等から距離圏により機能を失ふおそれがない)	—	電磁的干渉	(電磁波により機能が失われない)	—	関連資料	57-1 配管図		第2号	操作性	中央制御室操作	A	関連資料	57-2 配管図、57-3 系統図		第3号	試験・検査 (検査性、試験構成・外部入力)	その他電験設備	J	関連資料	57-4 試験及び検査		第4号	切替え性	本来の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A	関連資料	57-3 系統図		第5号	緊急停止	系統設計	単独の操作で系統構成	Aa	その他(保護機)	対象外	対象外	関連資料	57-3 系統図、57-7 バウンダリ系統図		第6号	設置場所	中央制御室操作	B	関連資料	57-2 配管図		第1項	第1号	常設 SA の容量	設計基準対象容量の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	57-6 容量設定電表		共有の禁止	(共用しない設備)	—	第2項	緊急停止	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象(代替対象 08 設備あり)-屋内	Aa	中継ト送受機	対象外(中継ト送なし)	対象外	関連資料	57-2 配管図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について			<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第07条：電源設備		非常用高圧母線 2D系	極限化区分																																																																																					
第1項	第1号	環境条件、自然現象、放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																				
		荷重	(有効に機能を発揮する)	—																																																																																				
		洪水	洪水を患えない	対象外																																																																																				
		地震からの影響	(第3号機等から距離圏により機能を失ふおそれがない)	—																																																																																				
		電磁的干渉	(電磁波により機能が失われない)	—																																																																																				
	関連資料	57-1 配管図																																																																																						
	第2号	操作性	中央制御室操作	A																																																																																				
		関連資料	57-2 配管図、57-3 系統図																																																																																					
	第3号	試験・検査 (検査性、試験構成・外部入力)	その他電験設備	J																																																																																				
		関連資料	57-4 試験及び検査																																																																																					
第4号	切替え性	本来の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A																																																																																					
	関連資料	57-3 系統図																																																																																						
第5号	緊急停止	系統設計	単独の操作で系統構成	Aa																																																																																				
		その他(保護機)	対象外	対象外																																																																																				
		関連資料	57-3 系統図、57-7 バウンダリ系統図																																																																																					
第6号	設置場所	中央制御室操作	B																																																																																					
	関連資料	57-2 配管図																																																																																						
第1項	第1号	常設 SA の容量	設計基準対象容量の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																				
		関連資料	57-6 容量設定電表																																																																																					
		共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																				
第2項	緊急停止	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	防止設備-対象(代替対象 08 設備あり)-屋内	Aa																																																																																				
		中継ト送受機	対象外(中継ト送なし)	対象外																																																																																				
		関連資料	57-2 配管図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について																																																																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

＜内容比較のため再掲(補足1-2)＞

項目	大飯発電所3号炉	大飯発電所4号炉	女川原子力発電所2号炉
1. 設備の概要
2. 設備の仕様
3. 設備の取組
4. 設備の保守
5. 設備の運用
6. 設備の廃止
7. 設備のその他

57-1-2

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

第67条：核炉設備

項目	設備名	概要	適合性
第1号炉	燃料	原子炉建屋の二次格納罐内外及びその他の罐室内	C
	炉心	炉心	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
第2号炉	燃料	原子炉建屋の二次格納罐内外及びその他の罐室内	C
	炉心	炉心	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	設備名	概要	適合性
第1号炉	燃料	原子炉建屋の二次格納罐内外及びその他の罐室内	C
	炉心	炉心	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
第2号炉	燃料	原子炉建屋の二次格納罐内外及びその他の罐室内	C
	炉心	炉心	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—
	格納罐	格納罐	—

相違理由

【大飯、女川】
 記載表現の相違
 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																						
	<p style="text-align: center; border: 1px dashed blue; padding: 5px;"><泊の記載箇所と比較(補足1-8)></p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第07条 電源設備</th> <th>非射用デューセル発電機燃料移送ポンプ</th> <th>扇形化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1号</td> <td>発生条件における相違</td> <td>温度・圧力 / 扇形の突装/放射線</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>音威</td> <td>(音威に機能を抑制する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>樹木</td> <td>樹木を遮水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>位置偏からの影響</td> <td>(貫通管等から熱影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電線等により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第3号</td> <td>試験・検査 (検査性、試験構成・外観入力)</td> <td>ポンプ</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第4号</td> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用-代替不要</td> <td>Bc</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第5号</td> <td>系統設計</td> <td>D9 機設と同じ系統構成</td> <td>Ad</td> </tr> <tr> <td>その他(気動機)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第1号</td> <td>常設 SA の容量</td> <td>設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第2号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共通事項 自然現象、自然現象、人為事象、溢水、火災</td> <td>対象外(共通範囲の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">第3号</td> <td>サボート系要因</td> <td>対象外(サボート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第07条 電源設備		非射用デューセル発電機燃料移送ポンプ	扇形化区分	第1号	発生条件における相違	温度・圧力 / 扇形の突装/放射線	B	音威	(音威に機能を抑制する)	—	樹木	樹木を遮水しない	対象外	位置偏からの影響	(貫通管等から熱影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電線等により機能が損なわれない)	—	関連資料		—	—	第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第3号	試験・検査 (検査性、試験構成・外観入力)	ポンプ	A	関連資料	—	—	第4号	代替性	本来の用途として使用-代替不要	Bc	関連資料	—	—	第5号	系統設計	D9 機設と同じ系統構成	Ad	その他(気動機)	対象外	対象外	関連資料	—	—	第6号	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第1号	常設 SA の容量	設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	—	—	共有の禁止	(共用しない設備)	—	第2号	関連資料	—	—	共通事項 自然現象、自然現象、人為事象、溢水、火災	対象外(共通範囲の考慮対象設備なし)	対象外	第3号	サボート系要因	対象外(サボート系なし)	対象外	関連資料	—	—		<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-1-15 ~)</p>
第07条 電源設備		非射用デューセル発電機燃料移送ポンプ	扇形化区分																																																																																						
第1号	発生条件における相違	温度・圧力 / 扇形の突装/放射線	B																																																																																						
	音威	(音威に機能を抑制する)	—																																																																																						
	樹木	樹木を遮水しない	対象外																																																																																						
	位置偏からの影響	(貫通管等から熱影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																						
	電磁的障害	(電線等により機能が損なわれない)	—																																																																																						
関連資料		—	—																																																																																						
第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	—	—																																																																																						
第3号	試験・検査 (検査性、試験構成・外観入力)	ポンプ	A																																																																																						
	関連資料	—	—																																																																																						
第4号	代替性	本来の用途として使用-代替不要	Bc																																																																																						
	関連資料	—	—																																																																																						
第5号	系統設計	D9 機設と同じ系統構成	Ad																																																																																						
	その他(気動機)	対象外	対象外																																																																																						
	関連資料	—	—																																																																																						
第6号	設置場所	操作不要	対象外																																																																																						
	関連資料	—	—																																																																																						
第1号	常設 SA の容量	設計基準対象範囲の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																						
	関連資料	—	—																																																																																						
	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																						
第2号	関連資料	—	—																																																																																						
	共通事項 自然現象、自然現象、人為事象、溢水、火災	対象外(共通範囲の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																						
第3号	サボート系要因	対象外(サボート系なし)	対象外																																																																																						
	関連資料	—	—																																																																																						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																												
	<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第07条：電源設備</th> <th>非常用ディゼル発電機燃料タンク</th> <th>部位(区分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号炉</td> <td>温度・湿度・圧力／塵等の対策／放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその後の建屋内</td> </tr> <tr> <td>汚染</td> <td>(汚染に曝露を回避する)</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を排水しない</td> </tr> <tr> <td>位置地からの影響</td> <td>(周辺施設等から放射能により曝露を受けるおそれがない)</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号炉</td> <td>操作性</td> <td>操作不詳</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号炉</td> <td>試験・検査(検査性、系統構成・外断人力)</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号炉</td> <td>代替性</td> <td>本表の用途として使用・代替不詳</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号炉</td> <td>系統設計</td> <td>BB 路線と同じ系統構成</td> </tr> <tr> <td>その他(別表参照)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号炉</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不詳</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号炉</td> <td>容量</td> <td>設計基準対象容量の系統及び機器の容量等が十分</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号炉</td> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共通項目(別表参照)</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>対象外(共通項目の考慮対象設備なし)</td> </tr> <tr> <td>マボート系要因</td> <td>対象外(マボート系なし)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第07条：電源設備	非常用ディゼル発電機燃料タンク	部位(区分)	第1号炉	温度・湿度・圧力／塵等の対策／放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその後の建屋内	汚染	(汚染に曝露を回避する)	雨水	雨水を排水しない	位置地からの影響	(周辺施設等から放射能により曝露を受けるおそれがない)	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	関連資料	—	第2号炉	操作性	操作不詳	関連資料	—	第3号炉	試験・検査(検査性、系統構成・外断人力)	省略	関連資料	—	第4号炉	代替性	本表の用途として使用・代替不詳	関連資料	—	第5号炉	系統設計	BB 路線と同じ系統構成	その他(別表参照)	対象外	第6号炉	関連資料	—	設置場所	操作不詳	第7号炉	容量	設計基準対象容量の系統及び機器の容量等が十分	関連資料	—	第8号炉	共有の禁止	(共用しない設備)	関連資料	—	共通項目(別表参照)	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外(共通項目の考慮対象設備なし)	マボート系要因	対象外(マボート系なし)	関連資料	—	<p>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第07条：電源設備</th> <th>ディーゼル発電機燃料タンク</th> <th>部位(区分)</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号炉</td> <td>温度・湿度・圧力／塵等の対策／放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその後の建屋内</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>汚染</td> <td>(汚染に曝露を回避する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を排水しない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>位置地からの影響</td> <td>(周辺施設等から放射能により曝露を受けるおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号炉</td> <td>操作性</td> <td>操作不詳</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号炉</td> <td>試験・検査(検査性、系統構成・外断人力)</td> <td>省略</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号炉</td> <td>代替性</td> <td>本表の用途として使用・代替不詳</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5号炉</td> <td>系統設計</td> <td>BB 路線と同じ系統構成</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他(別表参照)</td> <td>対象外</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6号炉</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不詳</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第7号炉</td> <td>容量</td> <td>設計基準対象容量の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8号炉</td> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共通項目(別表参照)</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>対象外(共通項目の考慮対象設備なし)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>マボート系要因</td> <td>対象外(マボート系なし)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第07条：電源設備	ディーゼル発電機燃料タンク	部位(区分)	相違理由	第1号炉	温度・湿度・圧力／塵等の対策／放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその後の建屋内	—	汚染	(汚染に曝露を回避する)	—	雨水	雨水を排水しない	—	位置地からの影響	(周辺施設等から放射能により曝露を受けるおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	—	—	第2号炉	操作性	操作不詳	—	関連資料	—	—	第3号炉	試験・検査(検査性、系統構成・外断人力)	省略	—	関連資料	—	—	第4号炉	代替性	本表の用途として使用・代替不詳	—	関連資料	—	—	第5号炉	系統設計	BB 路線と同じ系統構成	—	その他(別表参照)	対象外	—	第6号炉	関連資料	—	—	設置場所	操作不詳	—	第7号炉	容量	設計基準対象容量の系統及び機器の容量等が十分	—	関連資料	—	—	第8号炉	共有の禁止	(共用しない設備)	—	関連資料	—	—	共通項目(別表参照)	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外(共通項目の考慮対象設備なし)	—	マボート系要因	対象外(マボート系なし)	—	関連資料	—	—	<p>【大飯】 記載の充実(女川審査実績の反映) 【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第07条：電源設備	非常用ディゼル発電機燃料タンク	部位(区分)																																																																																																																																													
第1号炉	温度・湿度・圧力／塵等の対策／放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその後の建屋内																																																																																																																																													
	汚染	(汚染に曝露を回避する)																																																																																																																																													
	雨水	雨水を排水しない																																																																																																																																													
	位置地からの影響	(周辺施設等から放射能により曝露を受けるおそれがない)																																																																																																																																													
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)																																																																																																																																													
	関連資料	—																																																																																																																																													
	第2号炉	操作性	操作不詳																																																																																																																																												
		関連資料	—																																																																																																																																												
	第3号炉	試験・検査(検査性、系統構成・外断人力)	省略																																																																																																																																												
		関連資料	—																																																																																																																																												
第4号炉	代替性	本表の用途として使用・代替不詳																																																																																																																																													
	関連資料	—																																																																																																																																													
第5号炉	系統設計	BB 路線と同じ系統構成																																																																																																																																													
	その他(別表参照)	対象外																																																																																																																																													
第6号炉	関連資料	—																																																																																																																																													
	設置場所	操作不詳																																																																																																																																													
第7号炉	容量	設計基準対象容量の系統及び機器の容量等が十分																																																																																																																																													
	関連資料	—																																																																																																																																													
第8号炉	共有の禁止	(共用しない設備)																																																																																																																																													
	関連資料	—																																																																																																																																													
共通項目(別表参照)	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外(共通項目の考慮対象設備なし)																																																																																																																																													
	マボート系要因	対象外(マボート系なし)																																																																																																																																													
関連資料	—																																																																																																																																														
第07条：電源設備	ディーゼル発電機燃料タンク	部位(区分)	相違理由																																																																																																																																												
第1号炉	温度・湿度・圧力／塵等の対策／放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその後の建屋内	—																																																																																																																																												
	汚染	(汚染に曝露を回避する)	—																																																																																																																																												
	雨水	雨水を排水しない	—																																																																																																																																												
	位置地からの影響	(周辺施設等から放射能により曝露を受けるおそれがない)	—																																																																																																																																												
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																																																																												
	関連資料	—	—																																																																																																																																												
	第2号炉	操作性	操作不詳	—																																																																																																																																											
		関連資料	—	—																																																																																																																																											
	第3号炉	試験・検査(検査性、系統構成・外断人力)	省略	—																																																																																																																																											
		関連資料	—	—																																																																																																																																											
第4号炉	代替性	本表の用途として使用・代替不詳	—																																																																																																																																												
	関連資料	—	—																																																																																																																																												
第5号炉	系統設計	BB 路線と同じ系統構成	—																																																																																																																																												
	その他(別表参照)	対象外	—																																																																																																																																												
第6号炉	関連資料	—	—																																																																																																																																												
	設置場所	操作不詳	—																																																																																																																																												
第7号炉	容量	設計基準対象容量の系統及び機器の容量等が十分	—																																																																																																																																												
	関連資料	—	—																																																																																																																																												
第8号炉	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																																																																												
	関連資料	—	—																																																																																																																																												
共通項目(別表参照)	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外(共通項目の考慮対象設備なし)	—																																																																																																																																												
	マボート系要因	対象外(マボート系なし)	—																																																																																																																																												
関連資料	—	—																																																																																																																																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																												
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)																																																																																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第57条 電源設備</td> <td style="width: 70%;">高圧ガスアプライカデューゼン装置</td> <td style="width: 20%;">適用性区分</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1項</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">機組本体における健全性</td> <td style="width: 80%;"> 風塵・湿度・圧力 / 露外の天候 / 放射線 原子炉建屋の二次修繕施設外及びその他の建屋内 0 </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>電機</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を止水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(断片線路等から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3号</td> <td>試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)</td> <td>内部試験、発電機</td> <td>5c</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4号</td> <td>切替え性</td> <td>本来の用途として使用-切替不要</td> <td>8b</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5号</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">影響(注)と</td> <td>系統設計</td> <td>2B施設と同じ系統構成</td> <td>6d</td> </tr> <tr> <td>その他(規格外)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6号</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">設置場所</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7号</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号</td> <td>常設SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第8号</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">共通項目(注)と</td> <td>環境条件、自然現象、人為事業、雷害、火災</td> <td>対象外(共通項目の考慮対象範囲外)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サボート系要因</td> <td>対象(サボート系あり)-真なる駆動機又は冷却機</td> <td>5a</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> 関連資料 — </td> </tr> </table>		第57条 電源設備	高圧ガスアプライカデューゼン装置	適用性区分	第1項	第1号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">機組本体における健全性</td> <td style="width: 80%;"> 風塵・湿度・圧力 / 露外の天候 / 放射線 原子炉建屋の二次修繕施設外及びその他の建屋内 0 </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>電機</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を止水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(断片線路等から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </table>	機組本体における健全性	風塵・湿度・圧力 / 露外の天候 / 放射線 原子炉建屋の二次修繕施設外及びその他の建屋内 0		電機	(有効に機能を発揮する)	—	海水	海水を止水しない	対象外	地震からの影響	(断片線路等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	—			第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—		第3号	試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)	内部試験、発電機	5c	関連資料	—		第4号	切替え性	本来の用途として使用-切替不要	8b	関連資料	—		第5号	影響(注)と	系統設計	2B施設と同じ系統構成	6d	その他(規格外)	対象外	対象外	関連資料	—		第6号	設置場所	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—		第7号	第1号	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	3	関連資料	—		第2号	共有の禁止	(共用しない設備)	—	関連資料	—		第8号	共通項目(注)と	環境条件、自然現象、人為事業、雷害、火災	対象外(共通項目の考慮対象範囲外)	対象外	サボート系要因	対象(サボート系あり)-真なる駆動機又は冷却機	5a				関連資料 —	
第57条 電源設備	高圧ガスアプライカデューゼン装置	適用性区分																																																																																													
第1項	第1号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">機組本体における健全性</td> <td style="width: 80%;"> 風塵・湿度・圧力 / 露外の天候 / 放射線 原子炉建屋の二次修繕施設外及びその他の建屋内 0 </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>電機</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を止水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(断片線路等から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </table>	機組本体における健全性	風塵・湿度・圧力 / 露外の天候 / 放射線 原子炉建屋の二次修繕施設外及びその他の建屋内 0				電機	(有効に機能を発揮する)	—	海水	海水を止水しない	対象外	地震からの影響	(断片線路等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	—																																																																										
		機組本体における健全性	風塵・湿度・圧力 / 露外の天候 / 放射線 原子炉建屋の二次修繕施設外及びその他の建屋内 0																																																																																												
		電機	(有効に機能を発揮する)	—																																																																																											
		海水	海水を止水しない	対象外																																																																																											
		地震からの影響	(断片線路等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																											
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																											
		関連資料	—																																																																																												
		第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																																										
			関連資料	—																																																																																											
			第3号	試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)	内部試験、発電機	5c																																																																																									
関連資料	—																																																																																														
第4号	切替え性	本来の用途として使用-切替不要	8b																																																																																												
	関連資料	—																																																																																													
第5号	影響(注)と	系統設計	2B施設と同じ系統構成	6d																																																																																											
		その他(規格外)	対象外	対象外																																																																																											
		関連資料	—																																																																																												
第6号	設置場所	設置場所	操作不要	対象外																																																																																											
		関連資料	—																																																																																												
第7号	第1号	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	3																																																																																											
		関連資料	—																																																																																												
		第2号	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																										
関連資料	—																																																																																														
第8号	共通項目(注)と	環境条件、自然現象、人為事業、雷害、火災	対象外(共通項目の考慮対象範囲外)	対象外																																																																																											
		サボート系要因	対象(サボート系あり)-真なる駆動機又は冷却機	5a																																																																																											
			関連資料 —																																																																																												
			<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>																																																																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																									
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)																																																																											
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">第D7条：電源設備</td> <td>高圧ガスアレイ高ダイーゼル発電設備的燃料移送ポンプ</td> <td>機能化 試分</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第1項</td> <td rowspan="6">第2号</td> <td>温度・湿度・圧力 / 塵外の汚染/放射線</td> <td>除外</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>(常設に機能を発揮する)</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を凍水しない</td> </tr> <tr> <td>定設備からの影響</td> <td>(周辺施設等から影響等により機能を失うおそれがない)</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号</td> <td rowspan="3">試験・検証 (検査性、運転構成・外部入力)</td> <td>ポンプ</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>代替性</td> <td>本来の用途として使用-代替可能</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7号</td> <td rowspan="3">高級設計</td> <td>Bb 建設と同じ高級構成</td> <td>Ad</td> </tr> <tr> <td>その他(異動機)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第8号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第9号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第10号</td> <td rowspan="2">常設SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第11号</td> <td rowspan="3">未市の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">共通事項 第12号</td> <td rowspan="3">環境条件、自然現象、人為事 業、洪水、火災</td> <td>対象外(共通事項の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">サポート系集団</td> <td>対象外(サポート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> </table>		第D7条：電源設備		高圧ガスアレイ高ダイーゼル発電設備的燃料移送ポンプ	機能化 試分	第1項	第2号	温度・湿度・圧力 / 塵外の汚染/放射線	除外	電圧	(常設に機能を発揮する)	海水	海水を凍水しない	定設備からの影響	(周辺施設等から影響等により機能を失うおそれがない)	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	関連資料	—	第3号	操作性	操作不要	対象外	第4号	関連資料	—	第5号	試験・検証 (検査性、運転構成・外部入力)	ポンプ	A	関連資料	—	代替性	本来の用途として使用-代替可能	Bb	第6号	関連資料	—	第7号	高級設計	Bb 建設と同じ高級構成	Ad	その他(異動機)	対象外	関連資料	—	第8号	設置場所	操作不要	対象外	第9号	関連資料	—	第10号	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	—	第11号	未市の禁止	(未用しない設備)	—	関連資料	—	共通事項 第12号	環境条件、自然現象、人為事 業、洪水、火災	対象外(共通事項の考慮対象設備なし)	対象外	サポート系集団	対象外(サポート系なし)	対象外	関連資料	—	
第D7条：電源設備		高圧ガスアレイ高ダイーゼル発電設備的燃料移送ポンプ	機能化 試分																																																																									
第1項	第2号	温度・湿度・圧力 / 塵外の汚染/放射線	除外																																																																									
		電圧	(常設に機能を発揮する)																																																																									
		海水	海水を凍水しない																																																																									
		定設備からの影響	(周辺施設等から影響等により機能を失うおそれがない)																																																																									
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)																																																																									
		関連資料	—																																																																									
第3号	操作性	操作不要	対象外																																																																									
第4号	関連資料	—																																																																										
第5号	試験・検証 (検査性、運転構成・外部入力)	ポンプ	A																																																																									
		関連資料	—																																																																									
		代替性	本来の用途として使用-代替可能	Bb																																																																								
第6号	関連資料	—																																																																										
第7号	高級設計	Bb 建設と同じ高級構成	Ad																																																																									
		その他(異動機)	対象外																																																																									
		関連資料	—																																																																									
第8号	設置場所	操作不要	対象外																																																																									
第9号	関連資料	—																																																																										
第10号	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																									
		関連資料	—																																																																									
第11号	未市の禁止	(未用しない設備)	—																																																																									
		関連資料	—																																																																									
		共通事項 第12号	環境条件、自然現象、人為事 業、洪水、火災	対象外(共通事項の考慮対象設備なし)	対象外																																																																							
サポート系集団	対象外(サポート系なし)			対象外																																																																								
	関連資料			—																																																																								
			<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>																																																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)																																																																																												
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">第D7条：電源設備</td> <td>高圧ガススプレイングディーゼル発電機燃料ゲイタンク</td> <td>規制化区分</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第1項</td> <td rowspan="5">重要条件における健全性</td> <td>電圧・電流・圧力 / 意外の欠陥/放射線</td> <td>原子炉建屋の二次系統配管外及びその社の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に降積を奨励する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>洪水を遮水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震動からの影響</td> <td>(周辺機器等から感震度により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(感震度により機能が買なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)</td> <td>望ましい</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td>代替え性</td> <td>本来の用途として使用-代替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項</td> <td rowspan="3">重要条件における停止</td> <td>系統設計</td> <td>Bb 施設と同じ系統構成</td> <td>Ad</td> </tr> <tr> <td>その他(稼働率)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1項</td> <td>表設 SA の容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td>共有の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td rowspan="2">共通重要条件の禁止</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>対象外(共通重要条件の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サイロト重要回</td> <td>対象外(サイロト深なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td colspan="2">関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>		第D7条：電源設備		高圧ガススプレイングディーゼル発電機燃料ゲイタンク	規制化区分	第1項	重要条件における健全性	電圧・電流・圧力 / 意外の欠陥/放射線	原子炉建屋の二次系統配管外及びその社の建屋内	C	荷重	(有効に降積を奨励する)	—	洪水	洪水を遮水しない	対象外	地震動からの影響	(周辺機器等から感震度により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(感震度により機能が買なわれない)	—	関連資料		—	—	第2項	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第3項	試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)	望ましい	E	関連資料	—	—	第4項	代替え性	本来の用途として使用-代替不要	Bb	関連資料	—	—	第5項	重要条件における停止	系統設計	Bb 施設と同じ系統構成	Ad	その他(稼働率)	対象外	対象外	関連資料	—	—	第6項	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—	—	第1項	表設 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	—	—	第2項	共有の禁止	(適用しない設備)	—	関連資料	—	—	第3項	共通重要条件の禁止	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外(共通重要条件の考慮対象設備なし)	対象外	サイロト重要回	対象外(サイロト深なし)	対象外	関連資料		—	—	
第D7条：電源設備		高圧ガススプレイングディーゼル発電機燃料ゲイタンク	規制化区分																																																																																										
第1項	重要条件における健全性	電圧・電流・圧力 / 意外の欠陥/放射線	原子炉建屋の二次系統配管外及びその社の建屋内	C																																																																																									
		荷重	(有効に降積を奨励する)	—																																																																																									
		洪水	洪水を遮水しない	対象外																																																																																									
		地震動からの影響	(周辺機器等から感震度により機能を失うおそれがない)	—																																																																																									
		電磁的障害	(感震度により機能が買なわれない)	—																																																																																									
関連資料		—	—																																																																																										
第2項	操作性	操作不要	対象外																																																																																										
	関連資料	—	—																																																																																										
第3項	試験・検査 (健全性、系統構成・外部入力)	望ましい	E																																																																																										
	関連資料	—	—																																																																																										
第4項	代替え性	本来の用途として使用-代替不要	Bb																																																																																										
	関連資料	—	—																																																																																										
第5項	重要条件における停止	系統設計	Bb 施設と同じ系統構成	Ad																																																																																									
		その他(稼働率)	対象外	対象外																																																																																									
		関連資料	—	—																																																																																									
第6項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																										
	関連資料	—	—																																																																																										
第1項	表設 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																										
	関連資料	—	—																																																																																										
第2項	共有の禁止	(適用しない設備)	—																																																																																										
	関連資料	—	—																																																																																										
第3項	共通重要条件の禁止	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外(共通重要条件の考慮対象設備なし)	対象外																																																																																									
		サイロト重要回	対象外(サイロト深なし)	対象外																																																																																									
関連資料		—	—																																																																																										
			<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>																																																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">表0.7条：電源設備</th> <th style="width: 70%;">120V 蓄電池組</th> <th style="width: 20%;">細分化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号</td> <td>温度・湿度・圧力 / 屋外の天候/放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>防風</td> <td>(有効に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を漏水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震動からの衝撃</td> <td>(周辺建築物から影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3号</td> <td>制御・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4号</td> <td>代替性</td> <td>本装置の用途として使用-代替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5号</td> <td>系統設計</td> <td>10 施設と同一系統構成</td> <td>Ad</td> </tr> <tr> <td>その他(関係物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1号</td> <td>常設SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(適用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2号</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共通事項(設備)</td> <td>対象外(共通事項の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>マボート系(設備)</td> <td>対象外(マボート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	表0.7条：電源設備	120V 蓄電池組	細分化区分	第1号	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候/放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	防風	(有効に機能を発揮する)	—	雨水	雨水を漏水しない	対象外	地震動からの衝撃	(周辺建築物から影響により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—		関連資料	—	第2号	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—	第3号	制御・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	J	関連資料	—	第4号	代替性	本装置の用途として使用-代替不要	Bb	関連資料	—	第5号	系統設計	10 施設と同一系統構成	Ad	その他(関係物)	対象外	対象外	関連資料	—	第6号	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—	第1号	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	—	共有の禁止	(適用しない設備)	—	第2号	関連資料	—	共通事項(設備)	対象外(共通事項の考慮対象設備なし)	対象外	マボート系(設備)	対象外(マボート系なし)	対象外		関連資料	—		<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
表0.7条：電源設備	120V 蓄電池組	細分化区分																																																																													
第1号	温度・湿度・圧力 / 屋外の天候/放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																												
	防風	(有効に機能を発揮する)	—																																																																												
	雨水	雨水を漏水しない	対象外																																																																												
	地震動からの衝撃	(周辺建築物から影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																												
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																												
	関連資料	—																																																																													
第2号	操作性	操作不要	対象外																																																																												
	関連資料	—																																																																													
第3号	制御・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他電源設備	J																																																																												
	関連資料	—																																																																													
第4号	代替性	本装置の用途として使用-代替不要	Bb																																																																												
	関連資料	—																																																																													
第5号	系統設計	10 施設と同一系統構成	Ad																																																																												
	その他(関係物)	対象外	対象外																																																																												
	関連資料	—																																																																													
第6号	設置場所	操作不要	対象外																																																																												
	関連資料	—																																																																													
第1号	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																												
	関連資料	—																																																																													
	共有の禁止	(適用しない設備)	—																																																																												
第2号	関連資料	—																																																																													
	共通事項(設備)	対象外(共通事項の考慮対象設備なし)	対象外																																																																												
	マボート系(設備)	対象外(マボート系なし)	対象外																																																																												
	関連資料	—																																																																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																															
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>129F 発電設備</th> <th>機能化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1号炉</td> <td rowspan="10">環境条件に与える影響</td> <td>地震・揺動・圧力/暴風の天候/放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>汚濁</td> <td>(官公に機能を発揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>施設間からの影響</td> <td>(周辺施設等から放射線により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号炉</td> <td rowspan="2">操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3号炉</td> <td rowspan="2">試験・検証(保安性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他電機設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4号炉</td> <td rowspan="2">代替性</td> <td>本館の用途として使用・代替可能</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5号炉</td> <td rowspan="3">系統設計</td> <td>BB 試験と同一系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第9号炉</td> <td rowspan="2">設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1号炉</td> <td rowspan="2">常設 SA の容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号炉</td> <td rowspan="2">共有の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共通原因(発電所共通)</td> <td rowspan="2">環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災</td> <td>対象外(共通原因の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サボート原因</td> <td>対象外(サボートなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		129F 発電設備	機能化区分	第1号炉	環境条件に与える影響	地震・揺動・圧力/暴風の天候/放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	汚濁	(官公に機能を発揮する)	—	海水	海水を海水しない	対象外	施設間からの影響	(周辺施設等から放射線により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	関連資料	—	—	第2号炉	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—	第3号炉	試験・検証(保安性、系統構成・外部入力)	その他電機設備	J	関連資料	—	第4号炉	代替性	本館の用途として使用・代替可能	Bb	関連資料	—	第5号炉	系統設計	BB 試験と同一系統構成	Aa	その他(飛散物)	対象外	関連資料	—	第9号炉	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—	第1号炉	常設 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	—	第2号炉	共有の禁止	(未用しない設備)	—	関連資料	—	共通原因(発電所共通)	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外(共通原因の考慮対象設備なし)	対象外	サボート原因	対象外(サボートなし)	対象外		関連資料	—			<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		129F 発電設備	機能化区分																																																																															
第1号炉	環境条件に与える影響	地震・揺動・圧力/暴風の天候/放射線	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																														
		汚濁	(官公に機能を発揮する)	—																																																																														
		海水	海水を海水しない	対象外																																																																														
		施設間からの影響	(周辺施設等から放射線により機能を失うおそれがない)	—																																																																														
		電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																														
		関連資料	—	—																																																																														
		第2号炉	操作性	操作不要	対象外																																																																													
				関連資料	—																																																																													
		第3号炉	試験・検証(保安性、系統構成・外部入力)	その他電機設備	J																																																																													
				関連資料	—																																																																													
第4号炉	代替性	本館の用途として使用・代替可能	Bb																																																																															
		関連資料	—																																																																															
第5号炉	系統設計	BB 試験と同一系統構成	Aa																																																																															
		その他(飛散物)	対象外																																																																															
		関連資料	—																																																																															
第9号炉	設置場所	操作不要	対象外																																																																															
		関連資料	—																																																																															
第1号炉	常設 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																															
		関連資料	—																																																																															
第2号炉	共有の禁止	(未用しない設備)	—																																																																															
		関連資料	—																																																																															
共通原因(発電所共通)	環境条件、自然現象、人為事象、洪水、火災	対象外(共通原因の考慮対象設備なし)	対象外																																																																															
		サボート原因	対象外(サボートなし)	対象外																																																																														
	関連資料	—																																																																																

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

<内容比較のため再掲(補足1-3)>

<内容比較のため再掲(補足1-5)>

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬型)

Table with 3 columns: 項目名, 設備仕様, 規格化区分. Rows include 電源設備, 操作性, 試験・検査, 可搬SAの容量, 可搬SAの候補性, 異なる複数の受取庫等の確保, 設置場所, アクセルレート, 凍結防止, 自然現象, 人為事象, 雷水, 火災.

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

Table with 4 columns: 項目名, 設備仕様, 規格化区分, 備考. Rows include 電源設備, 操作性, 試験・検査, 可搬SAの容量, 可搬SAの候補性, 異なる複数の受取庫等の確保, 設置場所, アクセルレート, 凍結防止, 自然現象, 人為事象, 雷水, 火災.

【大飯, 女川】
記載表現の相違
・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																				
		泊発電所3号炉 S A設備基準適合性 一覧表(可視)																																																																																																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>可視化された設備</th> <th>規格記号</th> <th>相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">機</td> <td>機内設備</td> <td>機内</td> <td>C 【機内設備】 17-4 機内設備</td> </tr> <tr> <td>機外設備</td> <td>機外</td> <td>C 【機外設備】 17-4 機外設備</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>機内設備</td> <td>機内設備</td> <td>C 【機内設備】 17-4 機内設備</td> </tr> <tr> <td>機外設備</td> <td>機外設備</td> <td>C 【機外設備】 17-4 機外設備</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>機内設備</td> <td>機内設備</td> <td>C 【機内設備】 17-4 機内設備</td> </tr> <tr> <td>機外設備</td> <td>機外設備</td> <td>C 【機外設備】 17-4 機外設備</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">機</td> <td>機内設備</td> <td>機内設備</td> <td>C 【機内設備】 17-4 機内設備</td> </tr> <tr> <td>機外設備</td> <td>機外設備</td> <td>C 【機外設備】 17-4 機外設備</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> <tr> <td>機内・機外</td> <td>機内・機外</td> <td>C 【機内・機外】 17-4 機内・機外</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	可視化された設備	規格記号	相違理由	機	機内設備	機内	C 【機内設備】 17-4 機内設備	機外設備	機外	C 【機外設備】 17-4 機外設備	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機	機内設備	機内設備	C 【機内設備】 17-4 機内設備	機外設備	機外設備	C 【機外設備】 17-4 機外設備	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機	機内設備	機内設備	C 【機内設備】 17-4 機内設備	機外設備	機外設備	C 【機外設備】 17-4 機外設備	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機	機内設備	機内設備	C 【機内設備】 17-4 機内設備	機外設備	機外設備	C 【機外設備】 17-4 機外設備	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外	<p>【大飯、女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
項目名	可視化された設備	規格記号	相違理由																																																																																																																				
機	機内設備	機内	C 【機内設備】 17-4 機内設備																																																																																																																				
	機外設備	機外	C 【機外設備】 17-4 機外設備																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
機	機内設備	機内設備	C 【機内設備】 17-4 機内設備																																																																																																																				
	機外設備	機外設備	C 【機外設備】 17-4 機外設備																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																					
機	機内設備	機内設備	C 【機内設備】 17-4 機内設備																																																																																																																				
	機外設備	機外設備	C 【機外設備】 17-4 機外設備																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
機	機内設備	機内設備	C 【機内設備】 17-4 機内設備																																																																																																																				
	機外設備	機外設備	C 【機外設備】 17-4 機外設備																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
	機内・機外	機内・機外	C 【機内・機外】 17-4 機内・機外																																																																																																																				
		<p>・注1は「A」-「B」欄の記載内容に該当する箇所を指し示す。 ・注2は「A」-「B」欄の記載内容に該当する箇所を指し示す。 ・注3は「A」-「B」欄の記載内容に該当する箇所を指し示す。</p>																																																																																																																					

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

＜内容比較のため再掲(補足1-2)＞

項目	大飯発電所3号炉		大飯発電所4号炉	
	仕様	備考	仕様	備考
1. 運転時
2. 停止時
3. 保守時
4. 検査時
5. 故障時
6. 緊急時
7. 異常時
8. その他

57-1-2

女川原子力発電所2号炉

＜内容比較のため再掲(補足1-7)＞

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

項目	仕様	適合性		
第67条 駆動設備	125V 代替発電機	適合(化)区分		
第1号炉のSA設備適合性	温度・湿度・圧力 / 露外の天候 / 放射線	原子炉建屋の二次格納容器外及びその他の建屋内	C	
	荷重	〈有次に極端を考慮する〉	—	
	漏水	漏水を発生しない	対象外	
	地震からの影響	〈周辺施設等から影響により機能を失うおそれがない〉	—	
	電磁的干渉	〈電磁波により機能が失われぬ〉	—	
	関連資料	57-2 配置図	—	
	操作性	操作不要	対象外	
	関連資料	57-2 系統図	—	
	試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)	その他電線設備	J	
	関連資料	57-4 試験及び検査	—	
第2号炉のSA設備適合性	設置場所	操作不要	対象外	
	関連資料	57-1 配置図	—	
	解放後の容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	
	関連資料	57-3 容量設定電流	—	
	共有の禁止	〈共用しない設備〉	—	
	関連資料	—	—	
	非正常運転時	乾燥条件、自然現象、人為事故、誤作、火災	防止設備(対象I/対象II/設備あり)・屋内	Aa
	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	対象外	
	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-10 全空動機力駆動系系外設備について(電力系統図について)	—	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

項目	仕様	適合性		
第1号炉のSA設備適合性	温度・湿度・圧力 / 露外の天候 / 放射線	原子炉建屋の二次格納容器外及びその他の建屋内	C	
	荷重	〈有次に極端を考慮する〉	—	
	漏水	漏水を発生しない	対象外	
	地震からの影響	〈周辺施設等から影響により機能を失うおそれがない〉	—	
	電磁的干渉	〈電磁波により機能が失われぬ〉	—	
	関連資料	57-2 配置図	—	
	操作性	操作不要	対象外	
	関連資料	57-2 系統図	—	
	試験・検査 (保安性、系統構成・外部入力)	その他電線設備	J	
	関連資料	57-4 試験及び検査	—	
第2号炉のSA設備適合性	設置場所	操作不要	対象外	
	関連資料	57-1 配置図	—	
	解放後の容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの	A	
	関連資料	57-3 容量設定電流	—	
	共有の禁止	〈共用しない設備〉	—	
	関連資料	—	—	
	非正常運転時	乾燥条件、自然現象、人為事故、誤作、火災	防止設備(対象I/対象II/設備あり)・屋内	Aa
	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	対象外	
	関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-10 全空動機力駆動系系外設備について(電力系統図について)	—	

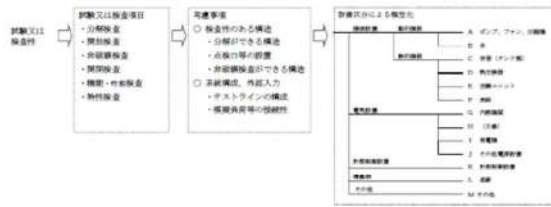

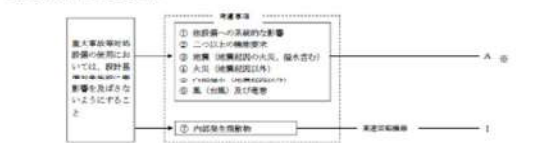
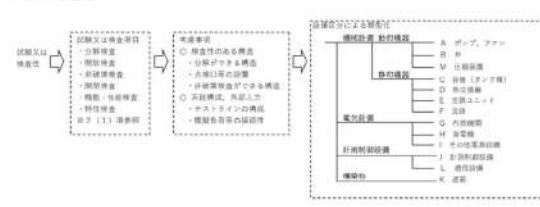
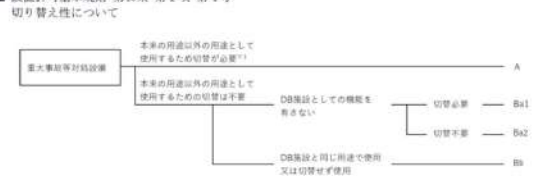

相違理由

【大飯、女川】
記載表現の相違
・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)





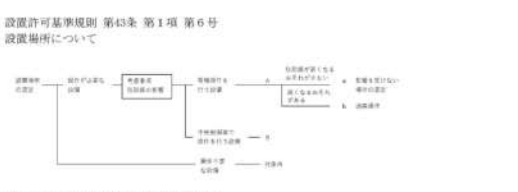
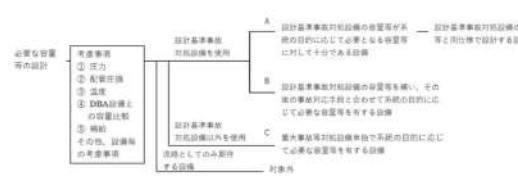

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>  <p>※：Aについては、Aと考慮事項の要件を記載する。（例：A①、A②等）</p> <p>57-1-5</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> 	<p>相違理由</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因設備について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+ a又はbを記載する。(例：①a、①b、②a、②b)</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1" data-bbox="1276 606 1792 718"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因設備について</p> 	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>
区分	設計方針	関連資料	備考								
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-								
<p>57-1-6</p>											


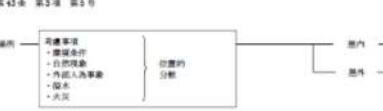



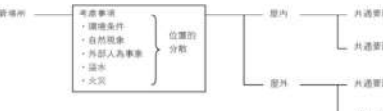
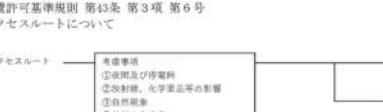
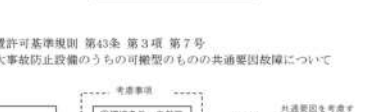
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の設置等について</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉構造的構造の外から又は電力を供給する可搬型設備 ② 真直に直接接続する可搬型設備（可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか）</p> <p>原子炉構造的構造の外から又は電力を供給する可搬型設備 ①、②以外</p> <p>真直に直接接続する可搬型設備（可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等）</p> <p>下線数量の考えかたへ</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉構造的又は原子炉構造的構造の外から又は電力を供給する可搬型設備かどうか ② 真直に直接接続する可搬型（バッテリー及び可搬型ポンプ等）かどうか</p> <p>原子炉構造的又は原子炉構造的構造の外から又は電力を供給する可搬型設備 ①、②以外</p> <p>真直に直接接続する可搬型（バッテリー及び可搬型ポンプ等）</p> <p>手動数量も含めて設計方針とする。</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>
<p>【考慮事項】 ① プラント定盤中や可搬型重大事故等対処設備の機能を要さない時刻に保守点検を実施するかどうか ② 保守点検中でも使用可能（内蔵目視、絶縁・絶縁、メガオーム、機能確認、一式試験（点検済みの設備上の取替含む）の際に、事前に取替はを準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか</p> <p>プラント定盤中や可搬型重大事故等対処設備の機能を要さない時刻に保守点検を実施する設備 ①、②以外</p> <p>保守点検中でも使用可能（内蔵目視、絶縁・絶縁、メガオーム、機能確認、一式試験（点検済みの設備上の取替含む）の際に、事前に取替はを準備してから保守点検するかどうか等）である設備</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル コネクタ接続 より堅牢な接続規格等による接続 ボルト締フランジ接続 より堅牢な接続規格等による接続 その他の構造 接続なし</p> <p>母線接続 絶縁・計装 専用接続方法による接続 ボルト締フランジ接続 より堅牢な接続規格等による接続 専用接続方法による接続</p> <p>端子のボルト・ネジによる接続 専用接続方法による接続 ボルト締フランジ接続 より堅牢な接続規格等による接続 専用接続方法による接続</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の接続性について</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル コネクタ接続 より堅牢な接続規格等による接続 ボルト締フランジ接続 より堅牢な接続規格等による接続 その他の構造 接続なし</p> <p>配管 ボルト締フランジ接続 より堅牢な接続規格等による接続 その他の構造 接続なし</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>【考慮事項】 ・構造条件 ・梁水、火災 ・自然現象 ・外部人為事故</p> <p>※・電力 屋内（梁梁含む） その他（空室） 対象外</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>【考慮事項】 ・放射線による影響因子 ・梁水、火災 ・自然現象 ・外部人為事故</p> <p>水・電力 屋内（梁梁含む） 屋内及び屋外 その他（空室） 接続箇所なし</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、可搬事項の番号+ a又はbを記載する。(例：①a、①b、②a、②b)</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対応設備の設置場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因故障について</p> 	<p>【女川】 記載の充実 (大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
57-1-8			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 57-2 配置図	女川原子力発電所2号炉 57-2 配置図	泊発電所3号炉 57-2 配置図	相違理由
	<div data-bbox="790 762 1137 871" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 設置場所：常設設備の配置及び可搬型設備を使用時に設置する場所 保管場所：可搬型設備を保管している場所 接続箇所：可搬型設備の接続先となる常設設備の設置場所 □：設計基準対象施設 □：重大事故等対処設備 </div>	<div data-bbox="1498 788 1821 871" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 凡例 □：設計基準対象施設 □：重大事故等対処設備 </div>	<p>【女川】</p> <p>記載内容の相違</p> <p>・女川は「設置場所、保管場所、接続箇所」を記載しているが、泊は「設計基準事故対処設備等、重大事故等対処設備」のみの記載である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3号炉</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 大飯は複数号炉同時申請のため号炉毎に記載している。泊は女川と同様に単独号炉申請のため記載していない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 193 640 979" style="border: 2px solid black; height: 493px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="136 979 618 997" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-2 </div>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は複数号炉での申請であるのに対し、女川及び泊は単独号炉での申請であるため記載していない。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199"><女川、泊の記載箇所と比較(補足2-1)></p> <div data-bbox="91 212 645 986" style="border: 2px solid black; height: 485px; width: 247px;"></div> <p data-bbox="163 989 526 1005">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="586 989 627 1005">57-2-3</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2072 196">記載箇所の相違 (57-2-33 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

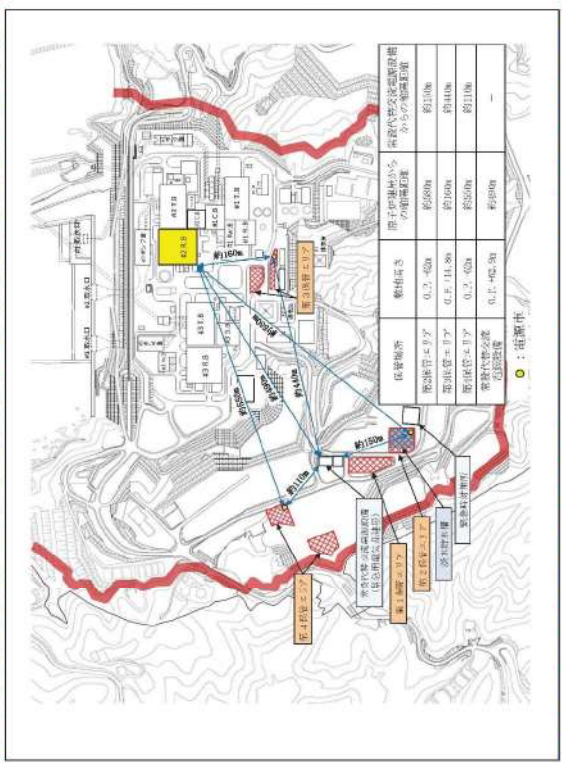
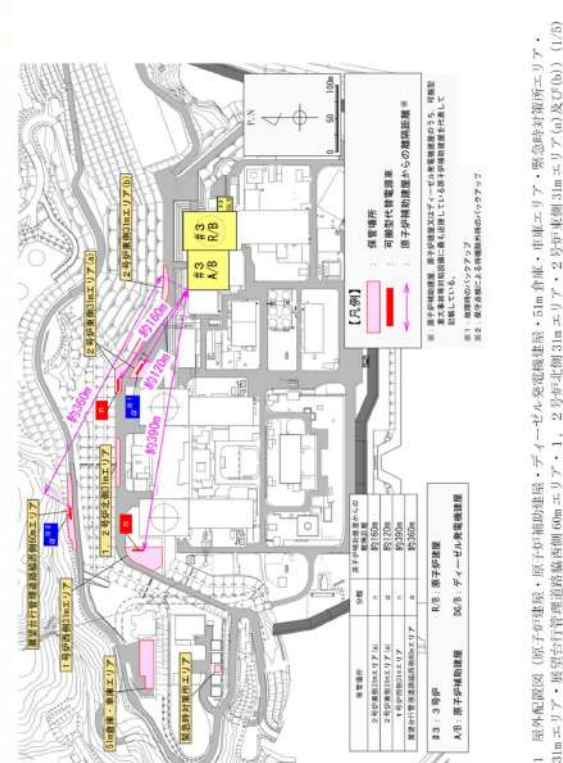
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 161 642 951" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 251px;"></div> <div data-bbox="141 948 611 967" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は複製に際する事項ですので公開することはできません。 57-2-4 </div>			【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

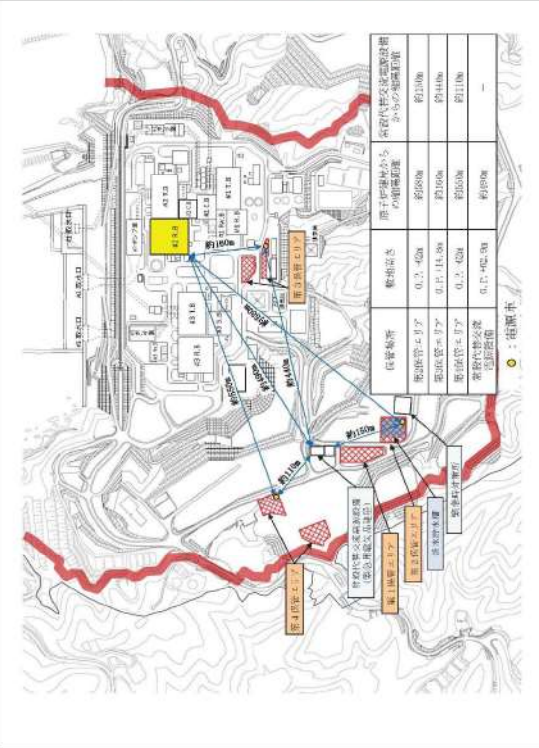
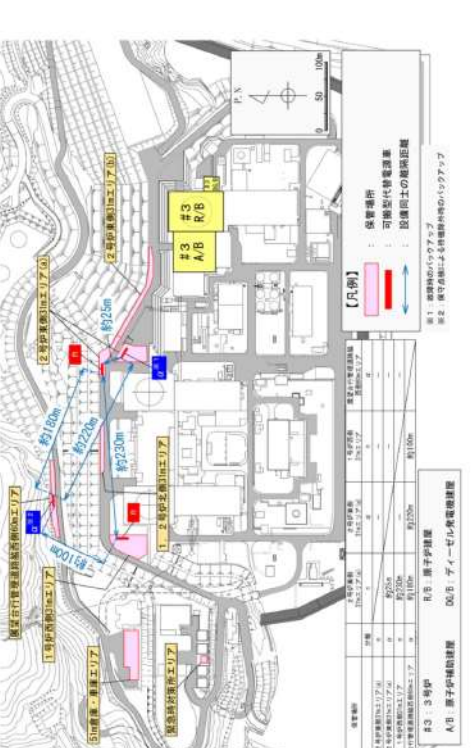
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 191"><女川, 泊の記載箇所と比較(補足2-2)></p> <div data-bbox="85 210 638 997" style="border: 2px solid black; height: 493px; width: 247px;"></div> <p data-bbox="156 1002 627 1018">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-6</p>			<p data-bbox="1848 143 2072 191">【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-20 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

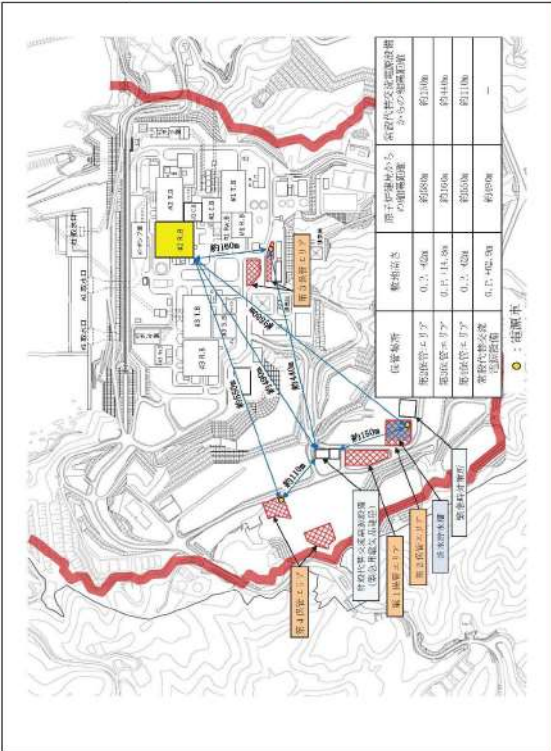
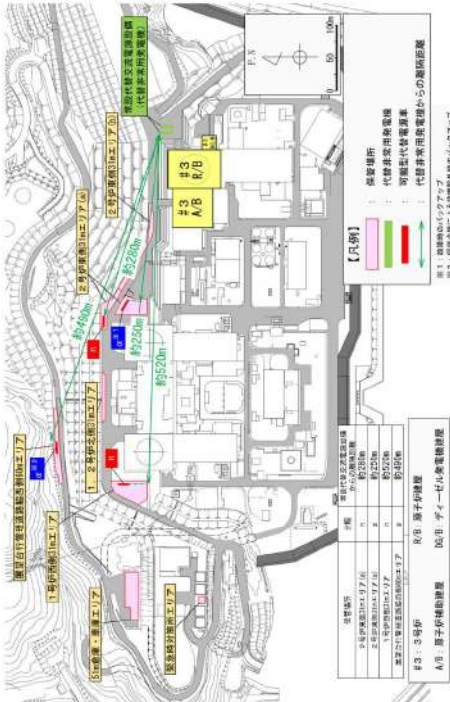
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜泊の記載箇所と比較(補足2-3)＞</p>  <p style="text-align: center;">図 57-2-1 屋外配置図 (原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2～4保管エリア)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-2-1 屋外配置図 (原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・ディーゼル発電機建屋・5m倉庫・車庫エリア・緊急時待機所エリア・1号炉西側31mエリア・展望台管理道路脇西側60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (1/6)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損わない配置とするという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

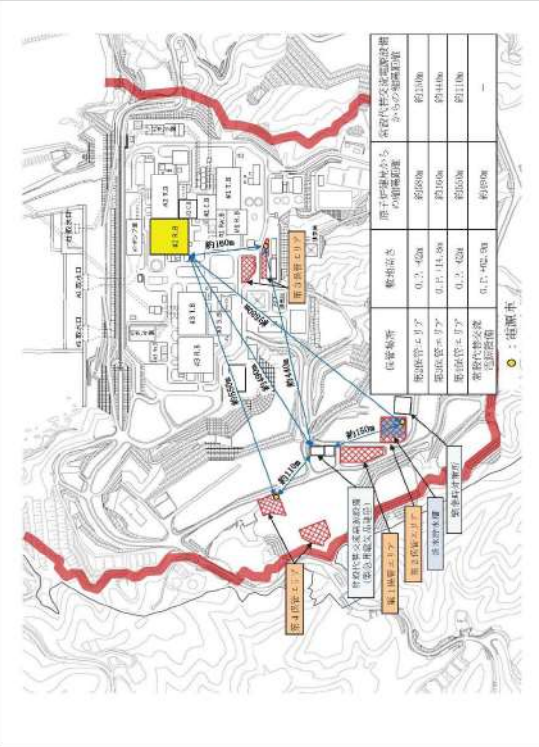
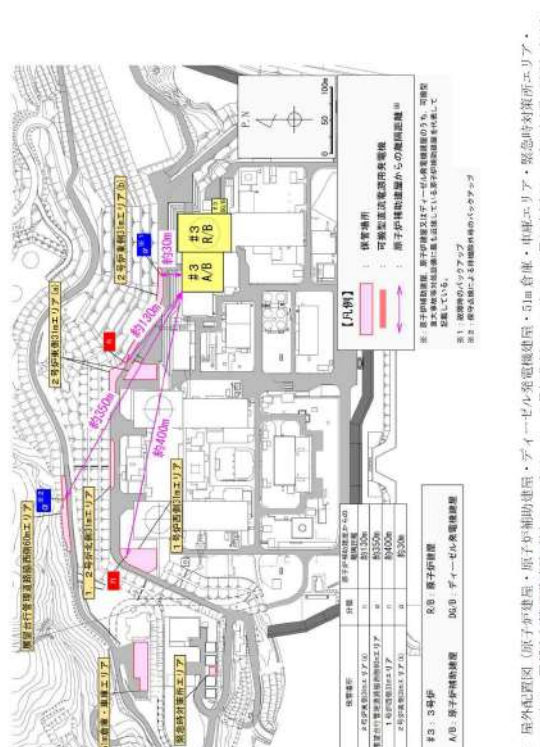
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-3)＞</p>  <p style="text-align: center;">図57-2-1 屋外配置図 (原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2/4保管エリア)</p>	 <p style="text-align: center;">図57-2-2 屋外配置図 (原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・5m介庫・車庫エリア・緊急時待機所エリア・1号炉西側3mエリア・展望台管理道路西側60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (2/6)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

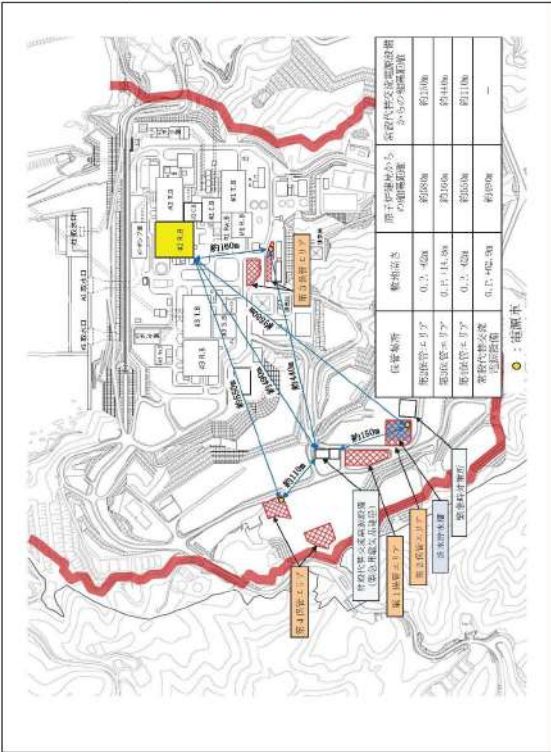
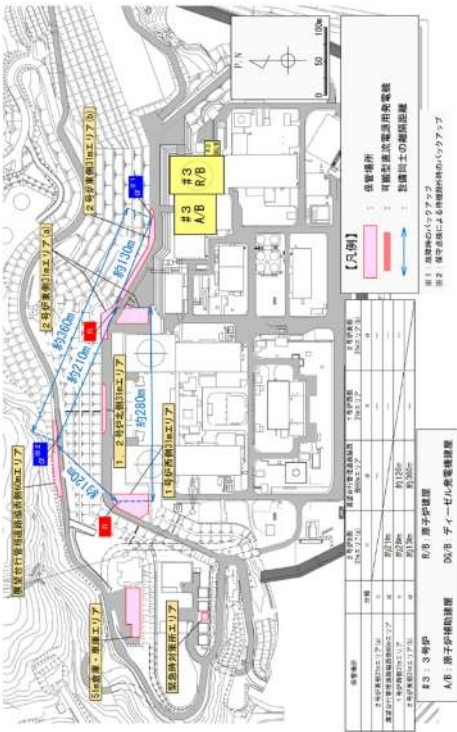
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-3)＞</p>  <p style="text-align: center;">図 57-2-1 屋外配置図 (原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2/4保管エリア)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-2-3 屋外配置図 (原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・5m倉庫・車庫エリア・緊急時対応保管エリア・1号炉西側31mエリア・燃焼炉管理用機器設置用60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (3/6)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損わない配置とするという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

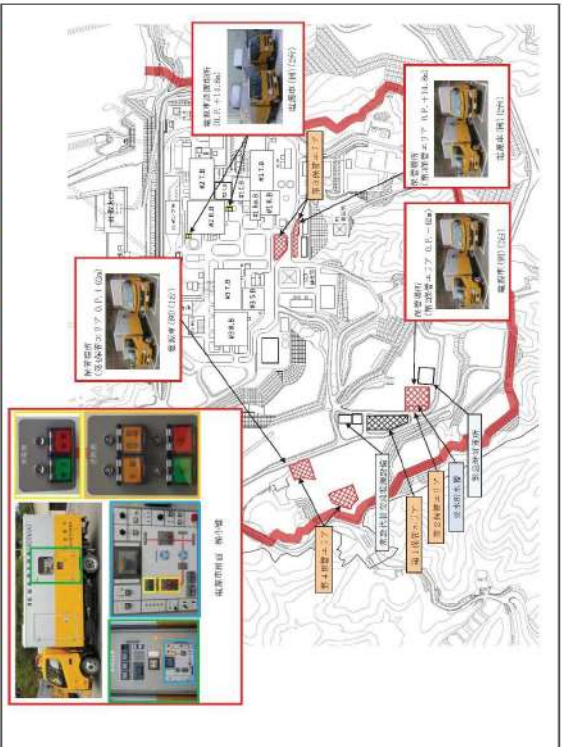
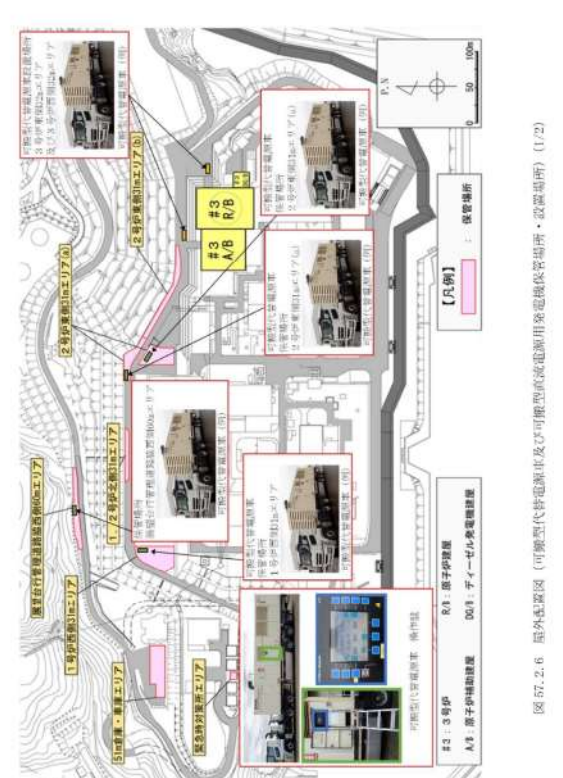
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-3)＞</p>  <p style="text-align: center;">図 57-2-1 屋外配置図 (原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2/4保管エリア)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-2-4 屋外配置図 (原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・51m倉庫・車庫エリア・緊急時貯蔵所エリア・1号炉南側31mエリア・既設台管理用直轄部室棟 60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側51mエリア(a)及び(b)) (4/6)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損わない配置とするという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-3)＞</p>  <p style="text-align: center;">図 57-2-1 屋外配置図 (原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2/4保管エリア)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-2.5 屋外配置図 (原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電機建屋・51m倉庫・車庫エリア・緊急時対応所エリア・1号炉側31mエリア・底層台管理道路側側面側60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (a/b)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損わない配置とするという点において同等である。</p>

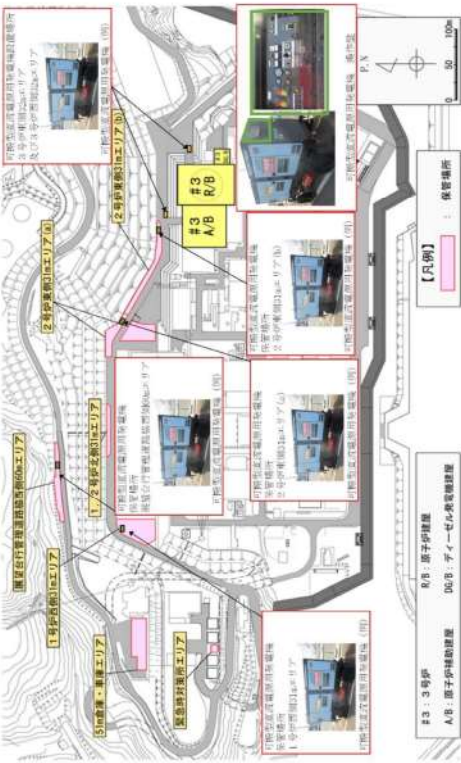
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><女川、泊の記載箇所を比較(補足2-4)></p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-6</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-2-2 屋外配置図 (電源車保管場所・設置場所)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57.2.6 屋外配置図 (甲種型代替電源車及びBWR型高圧電源用発電機保管場所・設置場所) (1/2)</p>	<p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。 <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は電源車とタンクローリーの配置図を同じ図に記載している。 ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.2.7 屋外配置図 (可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機保管場所・設置場所) (2/2)</p>	<p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によつて同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 199 560 223"><女川, 泊の記載箇所と比較(補足2-5)></p> <div data-bbox="89 239 649 1021" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="145 1029 638 1045">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-7</p>			<p data-bbox="1848 143 2161 199">【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-27 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 199 560 223"><女川, 泊の記載箇所と比較(補足2-6)></p> <div data-bbox="85 239 638 1029" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 247px;"></div> <p data-bbox="145 1034 616 1053">機密の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-8</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2072 196">記載箇所の相違 (57-2-27～)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 199 560 231"><女川, 泊の記載箇所と比較(補足2-7)></p> <div data-bbox="85 231 645 1021" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 250px;"></div> <p data-bbox="156 1021 627 1045">掲載の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-9</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 175 2072 199">記載箇所の相違 (57-2-18 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 199 560 223"><女川, 泊の記載箇所と比較(補足2-8)></p> <div data-bbox="89 247 638 1013" style="border: 2px solid black; height: 480px; width: 245px;"></div> <p data-bbox="156 1013 616 1029">特開の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 07-2-10</p>			<p data-bbox="1848 143 2072 191">【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-27 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="123 151 582 805" style="border: 1px solid black; height: 410px; width: 205px;"></div> <div data-bbox="179 810 481 826" style="font-size: 8px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-11 </div> <div data-bbox="212 837 526 869" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <内容比較のため再掲(補足 2-7)> </div> <div data-bbox="190 885 560 1420" style="border: 1px solid black; height: 335px; width: 165px;"></div>	<div data-bbox="672 191 1220 949" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> </div> <div data-bbox="795 973 1086 997" style="text-align: center;"> 図 57-2-3 屋外配置図 (電源車接続箇所) </div>	<div data-bbox="1265 207 1702 925" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> </div> <div data-bbox="1780 327 1803 821" style="text-align: center;"> 図 57.2.8 屋外配置図 (可搬型代替電源車及び可搬型直流電源用発電機接続箇所) </div>	<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【大飯】 ・大飯は電源車と可搬型整流器の接続図を別の図に記載している。 ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。</p>

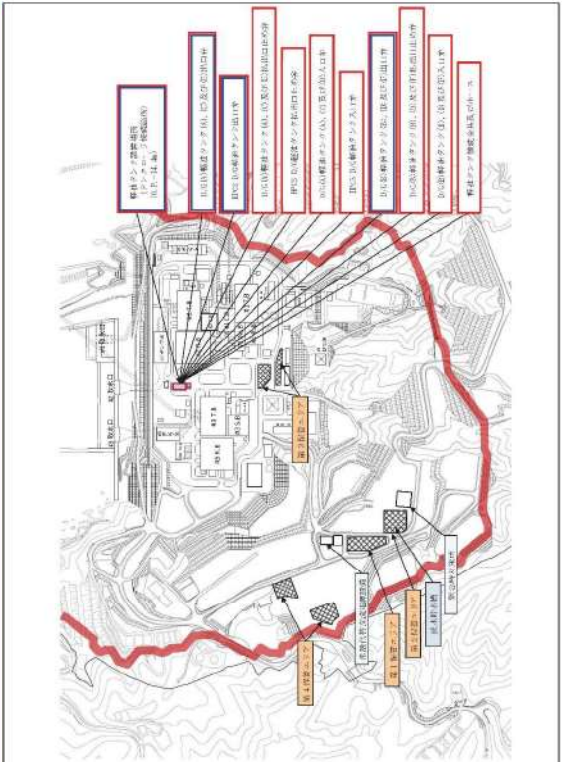
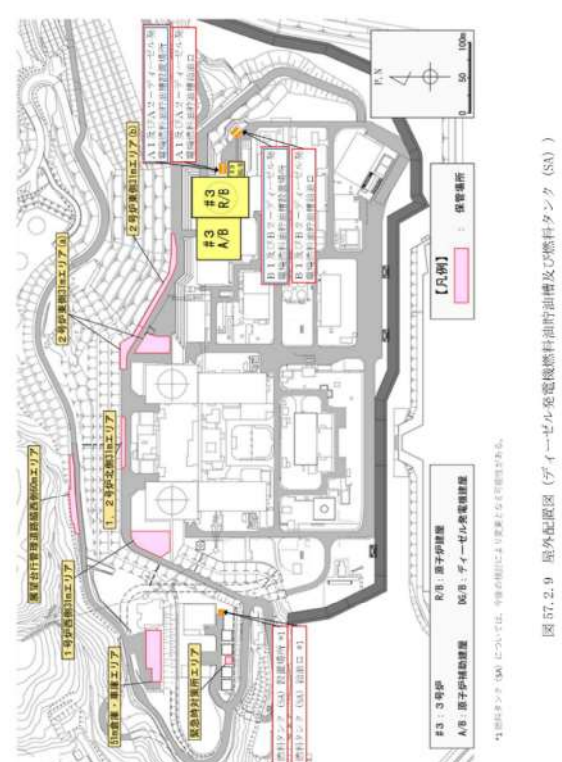
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">4号炉</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 大飯は複数号炉同時申請のため号炉毎に記載している。泊は女川と同様に単独号炉申請のため記載していない。</p>

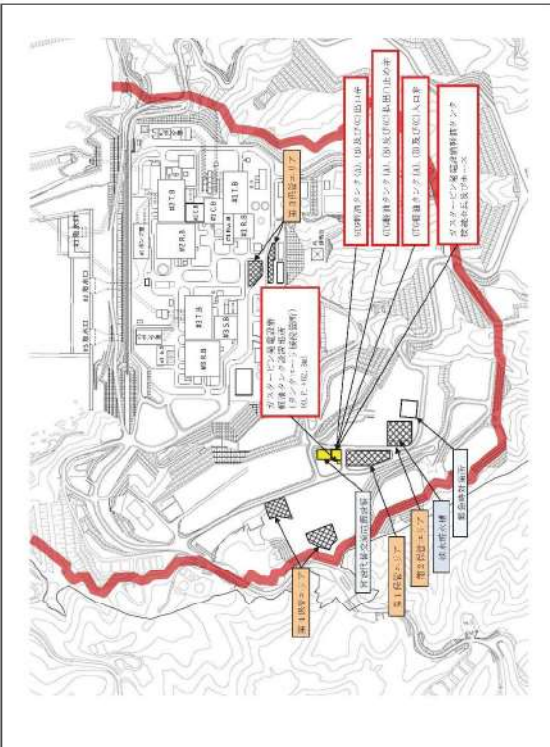
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足2-2)></p> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p style="text-align: center;">図57-2-4 屋外配線図 (軽油タンク)</p>	 <p style="text-align: center;">図57.2.9 屋外配線図 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA))</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

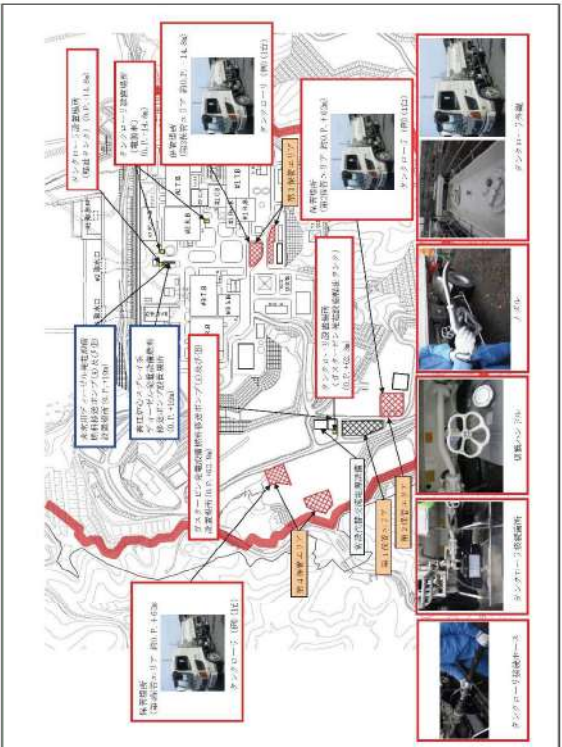
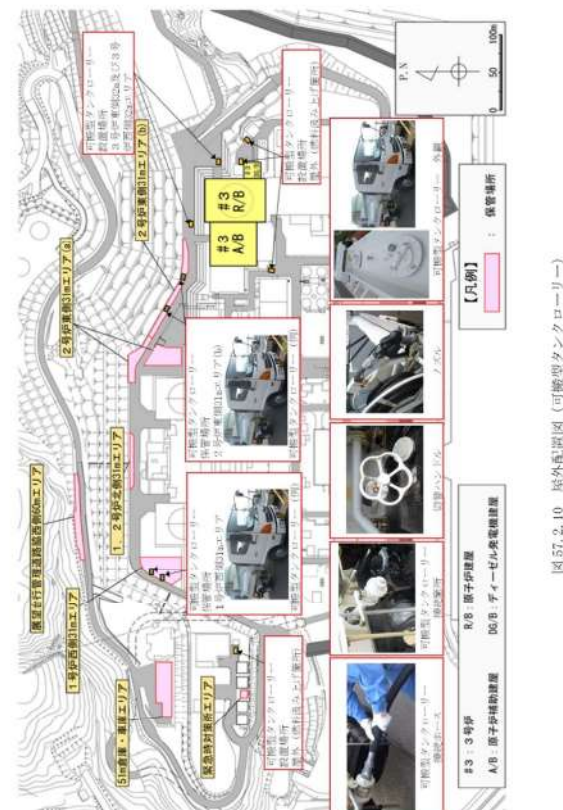
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="739 949 1142 973">図 57-2-6 屋外配置図 (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>		<p data-bbox="1836 135 1904 159">【女川】</p> <p data-bbox="1836 167 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2150 279" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

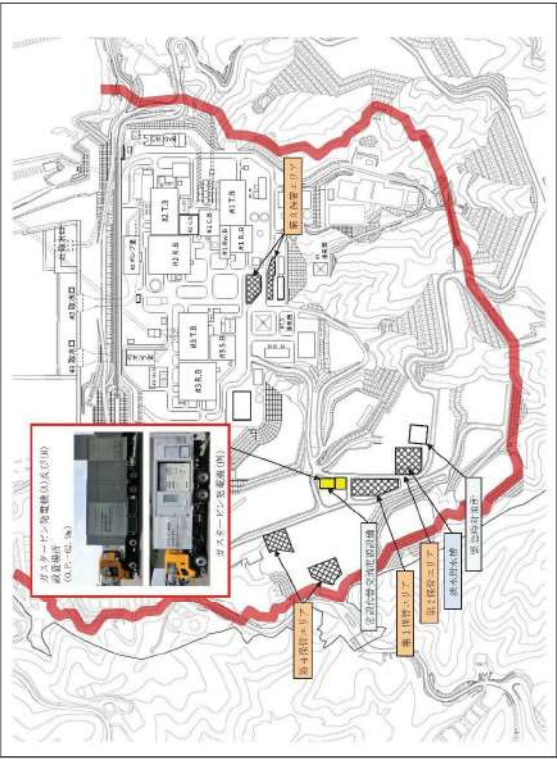
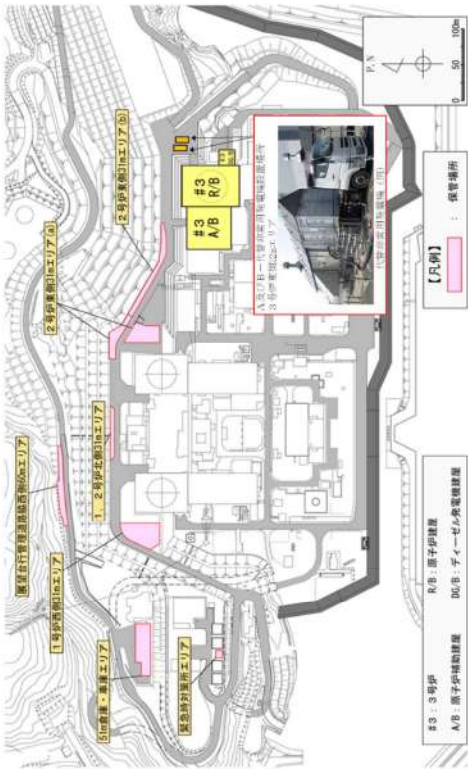
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(補足2-4)＞</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-6</p>	 <p style="text-align: center;">図 57-2-6 屋外配置図 (タンクローリ)</p>	 <p style="text-align: center;">図 57.2.10 屋外配置図 (可搬型タンクローリ)</p>	<p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

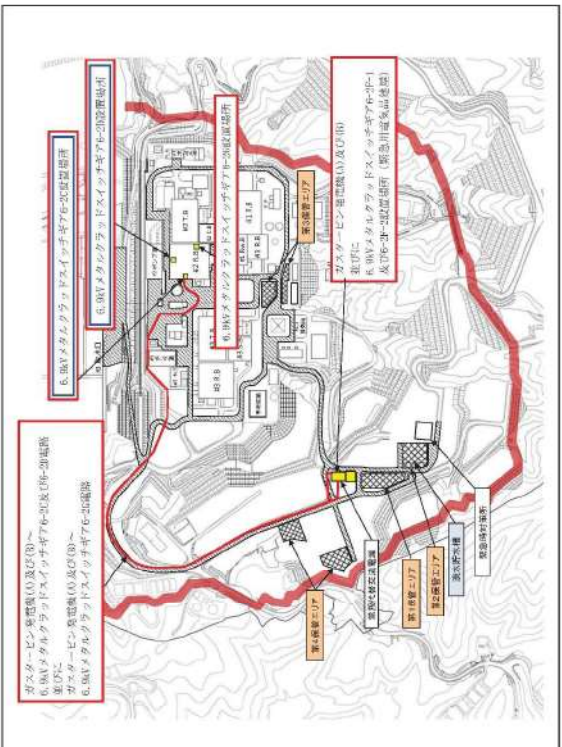
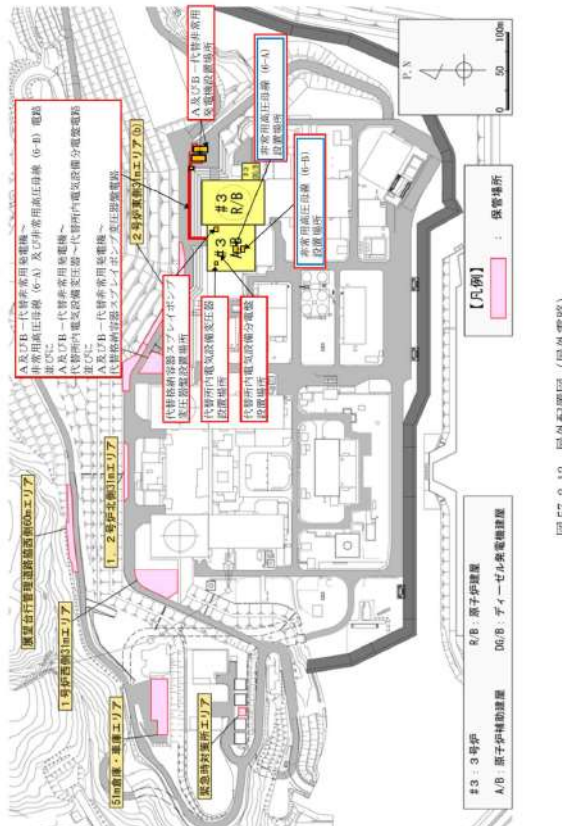
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-7 屋外配置図 (ガスタービン発電機)</p>	 <p>図 57.2.11 屋外配置図 (代替非常用発電機)</p>	<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

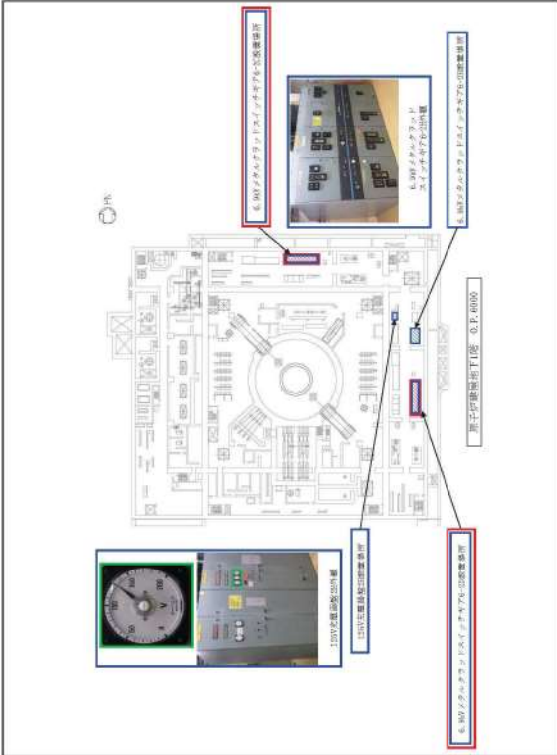
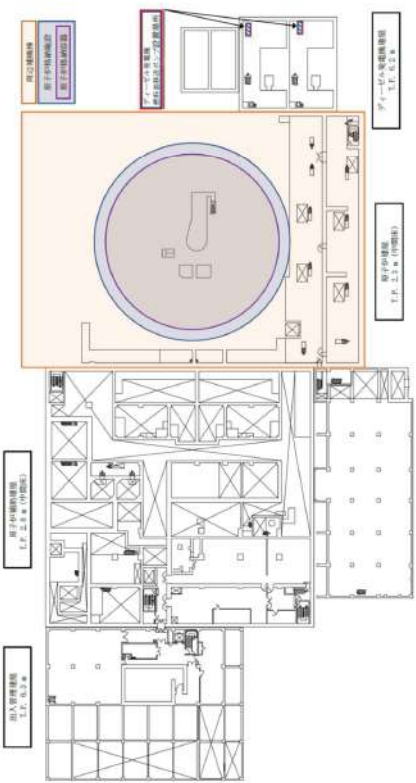
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-9 屋外配置図 (屋外電路)</p>	 <p>図 57.2.12 屋外配置図 (屋外電路)</p>	<p>【大飯, 女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="801 994 1095 1011">図 57-2-10 配置図 (原子炉建屋 地下1階)</p>	 <p data-bbox="1771 549 1794 703">図 57.2.13 配置図 (J/S)</p>	<p data-bbox="1845 145 1951 162">【大飯, 女川】</p> <p data-bbox="1845 177 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2157 395" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 194 640 986" style="border: 2px solid black; height: 496px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="152 981 521 997" style="font-size: small;">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="571 981 622 997" style="font-size: small;">57-2-13</div>			<p>【大飯】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

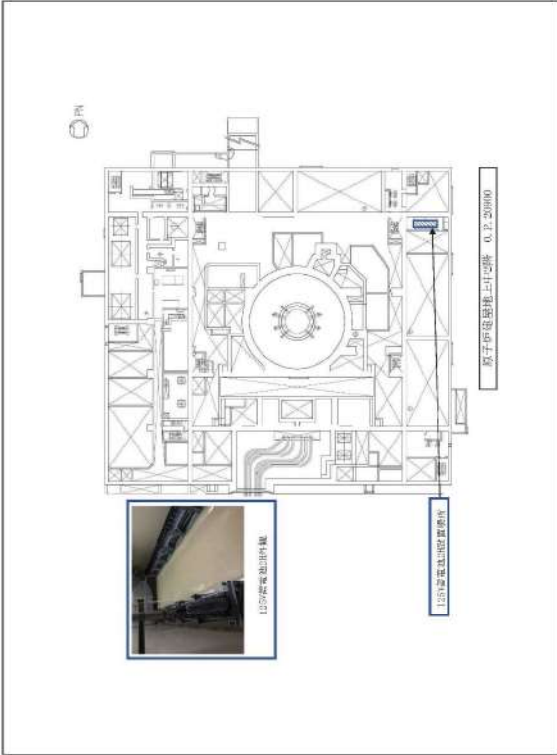
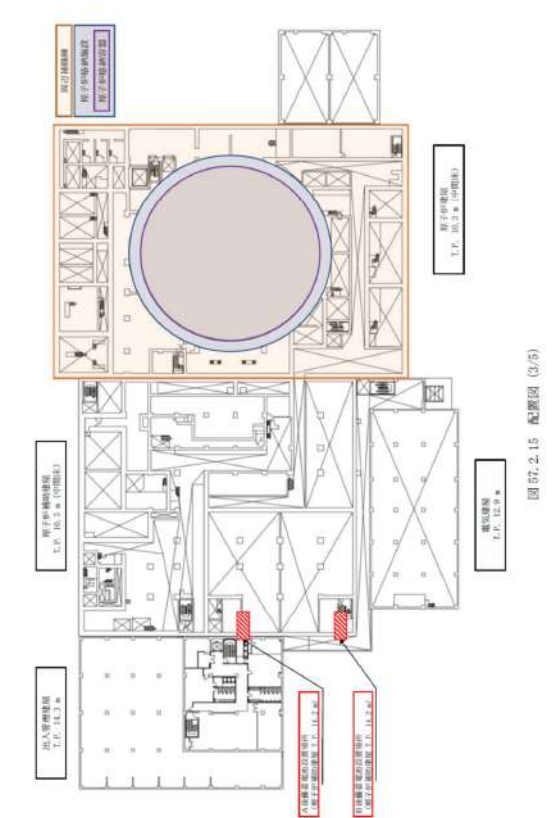
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 193 636 991" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="136 991 622 1007" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 67-2-14 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-12 配置図 (原子炉建屋 地上中2階)</p>	 <p>図 57.2.15 配置図 (3/5)</p>	<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

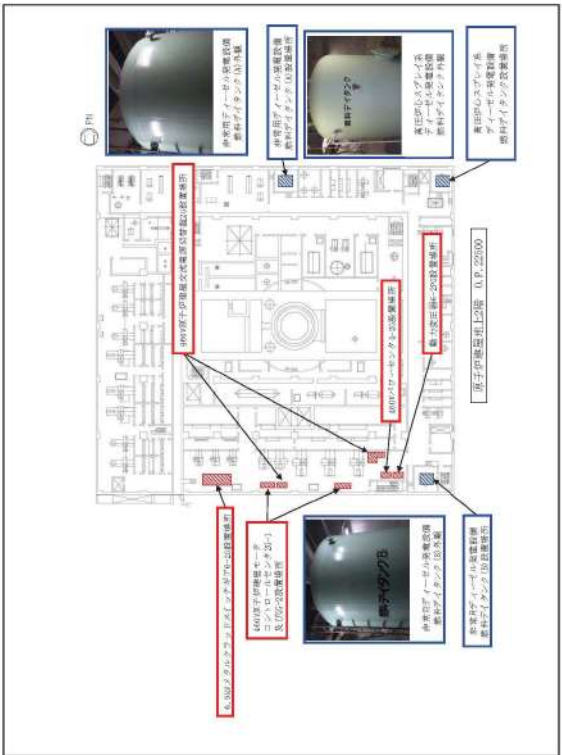
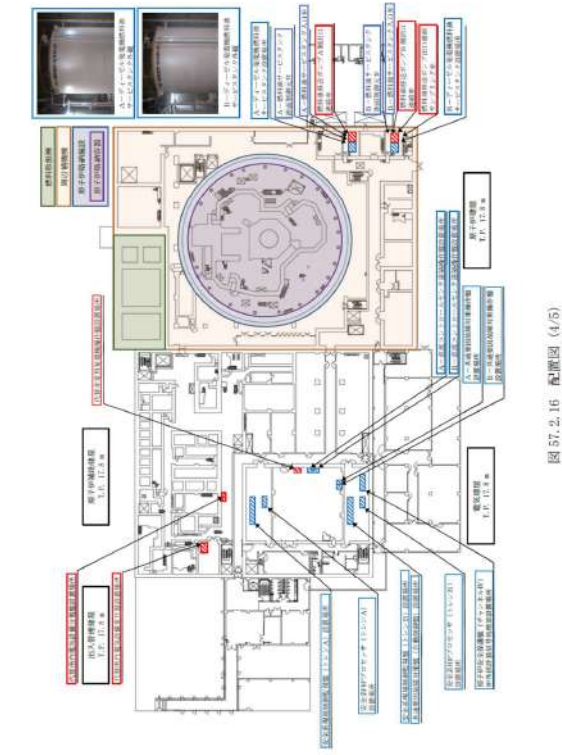
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 193 645 986" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="138 983 512 1002" style="font-size: small;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="573 983 624 1002" style="font-size: small;">57-2-15</div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

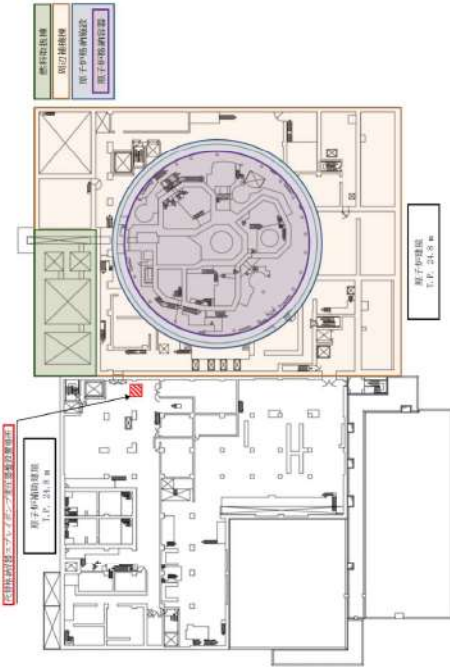
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-13 配置図 (原子炉建屋 地上2階)</p>	 <p>図 57.2.16 配置図 (4/5)</p>	<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損わない配置とするといふ点において同等である。

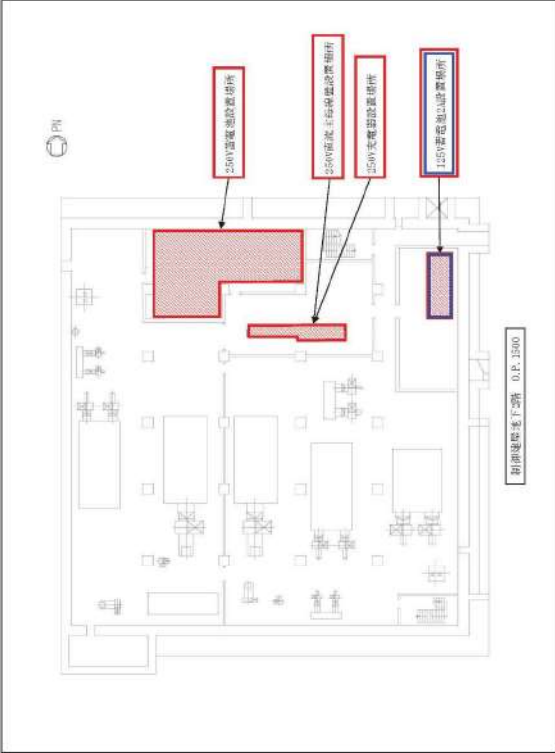
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足2-1)></p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; margin: 10px auto;"></div> <p style="font-size: small; text-align: center;">特開みの範囲は秘密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-3</p>		 <p style="text-align: center;">図 57-2-17 配置図 (5/5)</p>	<p>【大飯】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="801 975 1088 994">図 57-2-14 配置図 (制御建屋 地下2階)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 395" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

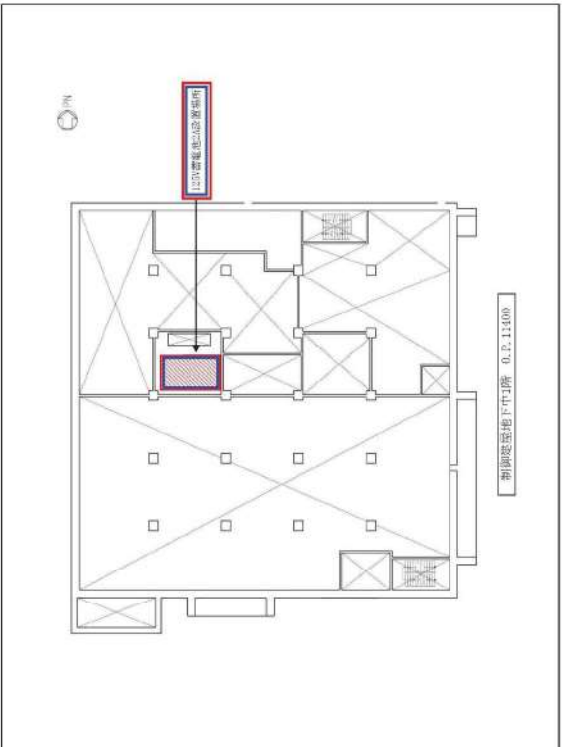
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 188 636 970" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 246px;"></div> <div data-bbox="145 970 627 989" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-16 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

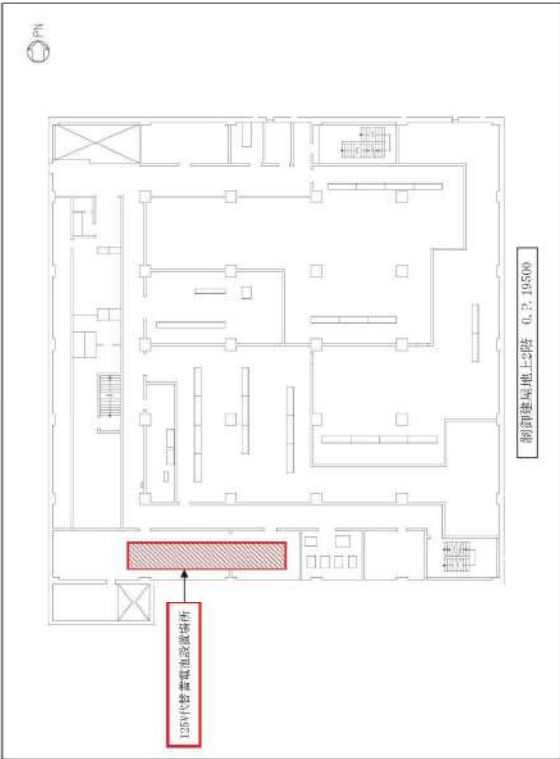
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="784 965 1097 997">図 57-2-16 配線図 (制御建屋 地下中1階)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1926 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 201 2150 399" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

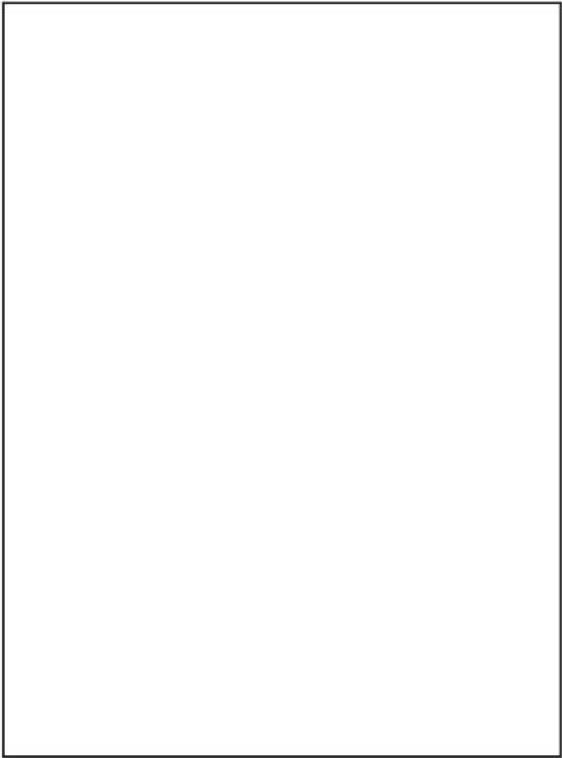
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="801 986 1079 1005">図 57-2-17 配置図 (制鋼建屋 地上2階)</p>		<p data-bbox="1845 145 1906 164">【女川】</p> <p data-bbox="1845 177 1928 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 204 2157 395" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

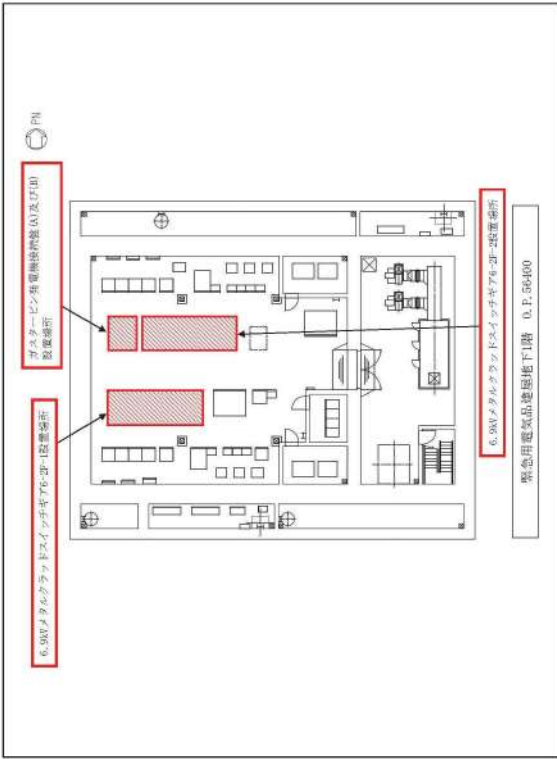
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="757 981 1124 1002">図57-2-18 配置図 (中央制御室 (新築建屋 地上3階))</p> <p data-bbox="891 1008 1227 1029">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p data-bbox="1841 146 1908 167">【女川】</p> <p data-bbox="1841 175 1930 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1841 204 2154 399" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-19 配置図 (緊急用電気品建屋 地下1階)</p>		<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 193 640 991" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="152 991 524 1005" style="font-size: small;"> 詳細の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 197 645 991" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 252px;"></div> <div data-bbox="159 991 633 1010" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-18 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 193 645 991" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="129 994 622 1010" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-19 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="85 196 645 986" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 250px;"></div> <div data-bbox="145 986 515 1002" style="font-size: small;"> 枠内みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="577 986 627 1002" style="font-size: small;"> 57-2-20 </div>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするといふ点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-4 試験・検査説明資料	57-4 試験及び検査	57-3 試験・検査説明資料	【女川・大飯】 項目番号の相違 【女川】 記載表現の相違 ・女川：試験及び検査一泊：試験・検査説明資料

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">3号炉</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違 大飯は複数号炉同時申請のため号炉毎に記載している。泊は女川と同様に単独号炉申請のため記載していない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は3号炉分のみを比較対象とするため4号炉の記載はしない(次頁以降、同様とする)。 ・大飯の申請書では、3/4号炉に記載しているが、3/4号炉での差は共通設備(タンクローリー、重油タンク、号炉間融通設備)であり、共通設備分が記載されている3号炉を比較対象とする。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 191"><女川, 泊の記載箇所と比較(補足3-1)></p> <div data-bbox="80 213 640 1010" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="138 1018 526 1034">抄読みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="586 1018 631 1034">57-4-2</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 159">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2072 188">記載箇所の相違 (57-3-21～)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199"><女川、泊の記載箇所と比較(補足3-2)></p> <div data-bbox="85 209 647 1002" style="border: 2px solid black; height: 497px; width: 251px;"></div> <p data-bbox="145 1007 633 1023">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-3</p>			<p data-bbox="1848 145 2072 193">【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-22 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="190 167 560 199"><女川, 泊の記載箇所と比較(補足3-3)></p> <div data-bbox="85 204 645 1002" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="161 1008 631 1029">特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-4</p>			<p data-bbox="1848 143 1904 167">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 172 2072 196">記載箇所の相違 (57-3-23 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p data-bbox="190 167 560 191"><女川、泊の記載箇所と比較(補足3-4)></p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="156 917 582 933">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p data-bbox="582 981 638 997">57-4-5</p> </div>			<p data-bbox="1848 143 1904 159">【大飯】</p> <p data-bbox="1848 167 2072 191">記載箇所の相違 (57-3-24～)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 196 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <内容比較のため再掲(補足3-5)> </div> <div data-bbox="80 233 645 1031" style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="161 1031 629 1050" style="font-size: small;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-39 </div>	<div data-bbox="667 204 719 392" style="border: 1px solid red; padding: 2px; font-size: x-small;"> 電源車の各部品は分解検査が可能な構造とする。 </div> <div data-bbox="667 177 1223 927" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="833 975 1039 995" style="text-align: center;"> 図57-4-1 構造図(電源車) </div>	<div data-bbox="1301 922 1352 1118" style="border: 1px solid red; padding: 2px; font-size: x-small;"> 可搬型代替電源車の各部品は分解点検が可能な構造とする。 </div> <div data-bbox="1263 188 1715 1091" style="text-align: center;"> </div>	<p>【女川、大飯】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

図 57-3.1 可搬型代替電源車構造図

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block;"><内容比較のため再掲(補足3-6)></p> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-40</p>			<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 197 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <内容比較のため再掲(補足3-7)> </div> <div data-bbox="85 236 645 1034" style="border: 2px solid black; height: 500px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="159 1034 629 1050" style="font-size: small; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-11 </div>			<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

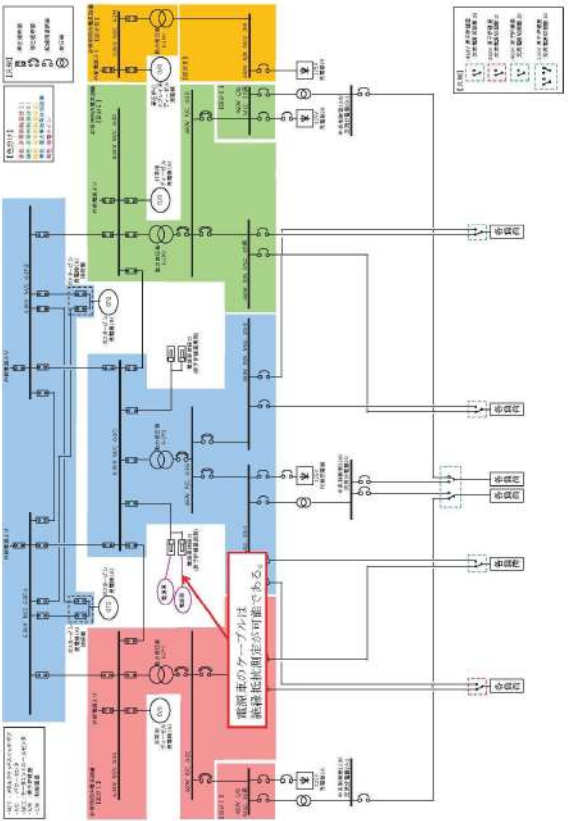
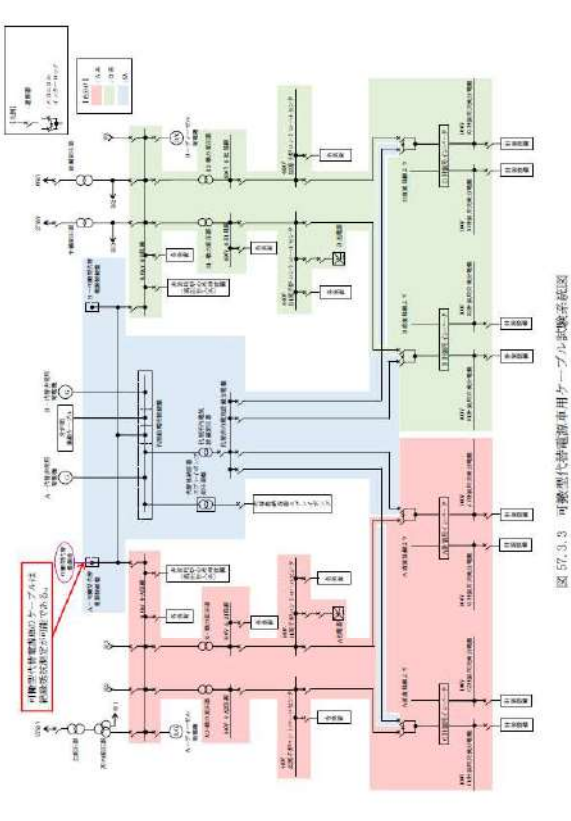
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 196 521 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <内容比較のため再掲(補足3-8)> </div> <div data-bbox="80 236 647 957" style="border: 1px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="159 954 551 973" style="font-size: small;"> 特異みの範囲は機能に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="568 968 627 987" style="text-align: right;"> 57-4-42 </div>	<div data-bbox="667 145 1227 965" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="833 973 1052 995" style="text-align: center;"> 図 57-4-2 電源車試験系統図 </div>	<div data-bbox="1254 167 1803 957" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1792 454 1818 710" style="text-align: center; font-size: small;"> 図 57.3.2 可搬型代替電源車試験系統図 </div>	<p>【女川、大飯】 記載表現の相違 ・試験・検査方法に相違はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-4-3 電源車用ケーブル試験系統図</p> <p>電源車のケーブルは、絶縁比検測可能である。</p>	 <p>図 57-3-3 可搬型代替電源車用ケーブル試験系統図</p>	<p>【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・試験・検査方法に相違はない。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="80 165 651 970" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="159 971 636 994" data-label="Text"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-7</p> </div>	<div data-bbox="663 165 1223 994" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="837 1023 1055 1043" data-label="Caption"> <p>図 57-4-4 軽油タンク構造図</p> </div>	<div data-bbox="1272 165 1809 994" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1794 379 1816 826" data-label="Caption"> <p>図 57.3.4 A.1, A.2 ディーゼル発電機燃料油貯油槽構造図 (1/2)</p> </div>	<p>【女川, 大飯】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図E7.3.6 B1, B2-データーライザー電機燃料油貯槽構造図 (2/2)</p>	<p>【女川, 大飯】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。</p>